

タイの投資環境

2025

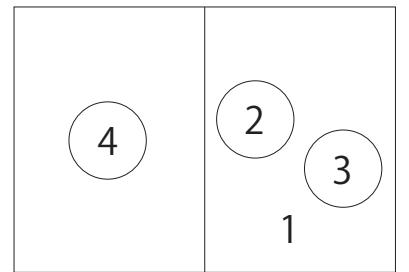


この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

国際協力銀行





1. バンコク
2. ワット・アルン
3. 自動車工場
4. トウクトゥク

は　じ　め　に

本資料は、タイ向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、タイの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。本資料は、初版を2005年12月に発行して以降、数次にわたり改訂を実施しております。第7版となる本資料は、2023年2月に発行された第6版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報（2025年）を反映いたしました。

タイは、アセアン10カ国の中で、人口で第4位、名目GDPで第2位の位置にあり、2025年4月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2024年には2.5%の経済成長を達成する見通しです。国際協力銀行が実施している海外投資アンケート（2024年度）においてもタイは中期的事業展開先国として「現地マーケットの今後の成長性」、「現地マーケットの現状規模」及び「現地のインフラが整備されている」等を理由に常に上位にランキングされるなど、進出先国として引き続き高い人気を確保しております。一方で、「労働コストの上昇」、「他社との厳しい競争」等の課題が挙げられております。

本資料は、タイの投資環境の全体像を把握するべく、はじめにタイ全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、企業の方々の関心の強い地域について、その特色等を説明する形式で構成されております。本資料がタイ向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、進出日系企業・金融機関、JETROなど多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせて頂きました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成しました。また、本資料は、タイに対する国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2025年10月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	v	9. 司法	12
图表一覧	vii	10. 外交	12
略語一覧	xiii	11. 国防	14
第 3 章 経済概況			
1. 経済概観	15		
2. 産業構造	20		
3. 貿易構造	22		
4. ASEAN の中のタイ	30		
第 4 章 直接投資受入動向			
1. 外国直接投資 (FDI) 受入動向	35		
2. 国別受入動向	36		
3. 業種別受入動向	36		
4. 日本からタイへの直接投資	37		
第 5 章 日本との経済関係			
1. 日タイ貿易	39		
2. タイにおける日系企業	41		
3. 日・タイ経済連携協定締結	43		
第 6 章 外資導入政策と管轄官庁			
1. 管轄官庁	44		
2. 最近の動き	45		
第 7 章 主要関連法規			
1. 投資奨励法	47		
2. 外国人事業法	47		
3. 外国人の就労に関する規制	47		
4. タイ工業団地公社法	48		
5. 工場法	48		
6. 土地法	48		
7. 公開会社法	48		

8.	労働者保護法	49	5.	石油所得税	81
9.	労働関係法	49	6.	物品税	81
10.	日・タイ経済連携協定 (JTEPA) ..	49	7.	印紙税	82
第 8 章 投資形態			8.	土地家屋税	82
1.	4 つの進出形態	50	9.	看板税	82
2.	企業進出の 3 つの方法	50	10.	二重課税防止条約	83
3.	タイの会社形態	51	第 13 章 用地取得		
4.	BOI による恩典を受けるための条件	52	第 14 章 知的財産権		
第 9 章 主要投資インセンティブ			1.	知的財産権の保護	85
1.	BOI 認可企業に対する恩典	54	2.	技術援助契約締結での留意点	88
2.	BOI 認可にあたっての基準	54	第 15 章 環境規制		
3.	投資奨励ゾーン	58	1.	タイの環境問題	89
4.	投資奨励業種	60	2.	環境保護の体制	90
5.	特別措置とポリシー	61	3.	環境保護の法体系	90
6.	恩典付与の条件	61	4.	環境基準	91
7.	恩典の内容	62	5.	環境アセスメント	92
8.	IEAT 工業団地の恩典	65	6.	環境が問題となった事例	93
第 10 章 外資規制業種			第 16 章 貿易管理・為替管理		
1.	規制 43 業種	67	1.	輸出入規制	96
2.	現地調達比率規制	68	2.	関税制度	98
第 11 章 許認可・進出手続			3.	通関手続	99
1.	BOI への投資奨励申請手続	69	4.	為替相場	100
2.	非公開会社の設立手続	71	5.	外国為替管理と外貨交換制度	101
3.	奨励証書受領後の手続 (BOI 奨励企業の場合)	72	第 17 章 金融制度		
4.	タイにおける一般的な M&A の方法 ..	74	1.	金融機関	103
第 12 章 税制			2.	金融市场	108
1.	法人所得税	77	3.	資本市場	109
2.	付加価値税	79	第 18 章 資金調達		
3.	特定事業税	79	1.	近年の日系企業の資金需要、調達手段	112
4.	個人所得税	80	2.	商業銀行からの借入	112

3. 証券・債券市場からの資金調達	114	4. エアコン市場	171
第 19 章 労働事情		5. 小売	172
1. 労働法の体系	115	6. ペット関連市場	177
2. 労働市場と雇用情勢	115	7. FTA、EPA の進捗状況	181
3. 賃金	117	第 23 章 最近のトピックス	
4. 雇用関係	119	1. タイのエネルギー・ランジション及び 脱炭素政策	185
5. 労働条件	122	2. タイのスタートアップ概況	187
6. 社会保障	125	3. タイの電気自動車動向	188
7. 労使関係	127	第 24 章 地域別の概要	
8. 労働裁判所での労使紛争解決	129	1. タイの地域分類	190
9. 外国人就労規制と労働許可取得	130	2. 県別の 1 人あたり GDP	191
第 20 章 物流・インフラ		3. 地域別の経済動向	193
1. 主要な国際空港と港湾の位置	135	4. 賃金水準	196
2. 港湾	135	5. 近年の地域別投資動向	197
3. 空港	137	6. 外資企業の関心が高い工業団地	197
4. 道路	140	【参考】地域別気候	198
5. 鉄道	143	第 25 章 地域編①：バンコク首都圏	
6. 高架鉄道・地下鉄	144	1. 地域概要	199
7. コールドチェーン	145	2. 主要工業団地	206
8. 電力	145	第 26 章 地域編②：中部	
9. 水道	148	1. 地域概要	209
10. ガス	149	2. 主要工業団地	213
11. 通信	149	第 27 章 地域編③：東部	
第 21 章 タイ投資環境の優位性と留意点		1. 地域概要	214
1. 投資先としてのタイの優位性	155	2. 主要工業団地	220
2. タイへの投資にあたっての留意点	157	第 28 章 地域編④：西部	
第 22 章 主要産業の動向と FTA の影響		1. 地域概要	224
1. タイの主要産業	160	2. 主要工業団地	226
2. 自動車	161	第 29 章 地域編⑤：北部	
3. 食品加工業	167	1. 地域概要	227

2. 主要工業団地	232	1. 国内投資相談・連絡先	252
第 30 章 地域編⑥：東北部		付録 4 タイ国内での相談窓口	254
1. 地域概要	233	1. 外国投資に関する主要行政機関...	254
2. 主要工業団地	236	2. その他行政機関	255
第 31 章 地域編⑦：南部		3. 我が国の在タイ政府関係機関.....	256
1. 地域概要	237	4. 日系金融機関	257
2. 主要工業団地	240		
付録 1 進出企業へのアドバイス	241		
付録 2 よくある質問 (FAQ)	247		
付録 3 日本国内での相談窓口	252		

ひとくちメモ一覧

第6章 外資導入政策と管轄官庁

ひとくちメモ 1: タイの外資政策の変遷 46

第10章 外資規制業種

ひとくちメモ 2: 中小企業向け賃貸工場 68

第13章 用地取得

ひとくちメモ 3: タイでコンドミニアム購入は可能か? 84

第15章 環境規制

ひとくちメモ 4: 深刻な大気汚染 90

第17章 金融制度

ひとくちメモ 5: タイの金融再編 105

第19章 労働事情

ひとくちメモ 6: 現地職員採用事情 117

ひとくちメモ 7: タイ人労働者気質 ~マイペンライの意味~ 119

ひとくちメモ 8: 違法にもかかわらず、突然のストライキも 129

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 9: バンコクの交通渋滞 142

ひとくちメモ 10: 便利な交通系 IC カード「ラビットカード (Rabbit Card)」 145

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

ひとくちメモ 11: 日系企業が陥りがちな税務関連トラブル 158

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

ひとくちメモ 12: 消えゆくタイの屋台とタイ人の食卓 179

ひとくちメモ 13: 右肩上がりに増える日本食レストラン 180

第25章 地域編①: バンコク首都圏

ひとくちメモ 14: タイの観光産業 202

ひとくちメモ 15: タイで人気の K-POP 204

ひとくちメモ 16: タイでも人気のサッカー 206

ひとくちメモ 17: 「ロイクラトン」祭り 208

図表一覧

図表 1-1 タイ全図	1
図表 1-2 タイの歴史	8
図表 2-1 アヌティン内閣 閣僚名簿（2025年9月時点）	10
図表 2-2 タイの主な政党	12
図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移	15
図表 3-2 実質GDP成長率と要因分解	16
図表 3-3 主要経済指標	17
図表 3-4 近年のタイの投資奨励策	19
図表 3-5 第1～3次産業の構成比の推移	20
図表 3-6 産業別GDP（名目）の構成比	21
図表 3-7 名目と実質でみた製造業内セクターの構成比	22
図表 3-8 輸出・輸入と貿易収支の推移	23
図表 3-9 主要輸出品目	24
図表 3-10 主要輸入品目	25
図表 3-11 主要輸出相手国	26
図表 3-12 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2015→2023年）	27
図表 3-13 主要輸入相手国	28
図表 3-14 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2015→2023年）	29
図表 3-15 国別の貿易収支の推移	30
図表 3-16 ASEAN諸国の比較表（2023年）	31
図表 3-17 ASEAN主要間の貿易額の変化（2013年→2023年）	32
図表 3-18 ASEAN諸国・中国との賃金コスト等の比較	33
図表 4-1 タイの外国直接投資受入状況（認可ベース）	35
図表 4-2 タイの直接投資受入状況（認可ベース、地域別）	36
図表 4-3 タイの直接投資受入状況（認可ベース、業種別）	37
図表 4-4 日本からタイへの直接投資流入状況（認可ベース）	38
図表 5-1 タイの対日輸出入の推移	39
図表 5-2 製品カテゴリー別対日輸出額	40

図表 5-3	製品カテゴリー別対日輸入額.....	40
図表 5-4	バンコク日本人商工会議所の業種別会員数推移（2012年、2017年、2022年、2024年）.....	42
図表 5-5	タイからの輸入に占めるEPA等利用状況.....	43
図表 6-1	BOIの組織図	44
図表 9-1	BOI認可企業の恩典内容	54
図表 9-2	プロジェクト認可基準	56
図表 9-3	グループAの事業内容と恩典.....	58
図表 9-4	グループBの事業内容と恩典.....	59
図表 9-5	競争力向上のための投資・支出への恩典.....	59
図表 9-6	地方分散化のための投資・支出への恩典.....	60
図表 9-7	特別経済開発区の対象地域.....	63
図表 9-8	特別経済開発区における対象業種.....	64
図表 9-9	特別経済開発区の主要な恩典.....	64
図表 9-10	工業団地の種類	66
図表 10-1	外国人事業法による規制43業種.....	67
図表 10-2	現地調達比率の向上のための措置.....	68
図表 11-1	認可通知書への一般的な添付書類.....	70
図表 11-2	奨励証書発給申請に必要な書類.....	70
図表 11-3	創立総会の決議事項と非公開会社の主な登記事項.....	72
図表 11-4	土地所有権許可申請必要書類.....	73
図表 11-5	工場設立許可申請の際の主な必要書類.....	73
図表 12-1	中小企業に対する法人所得税率の軽減措置.....	78
図表 12-2	法人が源泉徴収を求められる主な項目.....	78
図表 12-3	特定事業税課税対象事業と適用税率.....	80
図表 12-4	個人所得税の累進税率	80
図表 12-5	個人所得税の各種控除制度.....	81
図表 12-6	物品税課税品目	82
図表 14-1	保護の対象となっている知的財産権の概要.....	86
図表 15-1	タイの主な環境法一覧	91
図表 15-2	環境アセスメントが必要な事業.....	92

図表 15-3	EIA の作成を義務づける事業	95
図表 16-1	商務省輸入規制品目と輸入禁止品目のリスト	97
図表 16-2	輸出規制品目と輸出禁止品目のリスト	98
図表 16-3	輸出入通関手続に必要な書類	100
図表 16-4	外国為替レートの推移	101
図表 17-1	タイの金融機関	103
図表 17-2	地場銀行の主要勘定残高（2025年2月末）	107
図表 17-3	在タイ外国銀行の主要勘定残高（2025年2月末）	107
図表 17-4	ファイナンスカンパニーの主要勘定残高（2025年2月末）	108
図表 17-5	政策金利とインフレ率、主要金利の推移	109
図表 17-6	株価指数（SET 指数）の推移	110
図表 17-7	債券残高の推移	111
図表 18-1	政策金利・インフレ率・主要金利の推移	114
図表 19-1	タイの人口構成の変化	115
図表 19-2	タイの産業別就業者割合	116
図表 19-3	就業者の学歴別構成（2024年）	117
図表 19-4	主要産業の平均賃金（月額）（2024年）	118
図表 19-5	周辺国との平均賃金（月額）の比較	119
図表 19-6	解雇補償金の額	121
図表 19-7	解雇に際し、事前通告・解雇補償金が不要とされる場合	122
図表 19-8	就業規則の内容	123
図表 19-9	賃金支払のルール	123
図表 19-10	時間外労働と休日労働に対する手当	124
図表 19-11	社会保障負担率	126
図表 19-12	社会保障の受給資格と給付内容	126
図表 19-13	労働条件協約の内容	128
図表 19-14	外国人に対する就業規制	131
図表 19-15	外国人の労働許可取得の条件	132
図表 20-1	主な空港と港湾	135
図表 20-2	レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量	136

図表 20-3	主な空港の規模（タイ空港公社運営空港、2020 年、2023 年）	137
図表 20-4	主要 6 空港の国内線総発着回数（2023 年）	138
図表 20-5	主要国際空港の LCC 発着回数（2022 年）	139
図表 20-6	主要国際空港の LCC 乗降客数（2022 年）	140
図表 20-7	道路輸送による貨物輸送量	140
図表 20-8	タイの自動車登録台数推移	141
図表 20-9	主な鉄道路線と所要時間	143
図表 20-10	バンコクから各都市への貨物輸送料金	143
図表 20-11	タイの電気事業体制	146
図表 20-12	2023 年の発電事業者種別発電容量構成	147
図表 20-13	2023 年の電源別発電量	147
図表 20-14	MWA の水道料金	148
図表 20-15	PWA の水道料金事例	149
図表 20-16	ガス料金	149
図表 20-17	電話（固定・携帯）普及率	151
図表 20-18	タイの携帯電話キャリアの市場シェア	152
図表 20-19	インターネット利用者数・ブロードバンド契約者数推移	153
図表 20-20	ASEAN 諸国のインターネット利用状況比較	153
図表 22-1	タイの産業構成比（名目）	160
図表 22-2	製造業内のサブセクター構成比（名目、実質）	161
図表 22-3	自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移	162
図表 22-4	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	164
図表 22-5	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の内訳	164
図表 22-6	自動車のメーカー別販売シェア（2024 年）	165
図表 22-7	自動車部品の輸出入額の推移	166
図表 22-8	加工食品の市場規模と成長率	167
図表 22-9	加工食品の売上高と構成比（2014 年→2024 年）	168
図表 22-10	加工食品の売上高と構成比（2024 年→2029 年）	170
図表 22-11	エアコンの販売台数と成長率	171
図表 22-12	小売販売額の推移	172

図表 22-13 業態別販売額構成比（2014 年→2024 年）	173
図表 22-14 業態別販売額構成比（2024 年→2029 年）	176
図表 22-15 ペット関連市場の推移	177
図表 22-16 ペットフードの業界シェア	178
図表 22-17 タイの二国間、多国間経済・貿易協定の概要	181
図表 22-18 タイの交渉中の FTA・EPA の詳細	183
図表 22-19 タイの発効済み FTA・EPA の詳細	184
図表 23-1 タイ政府が掲げるエネルギー・トランジションに関する主な目標	185
図表 23-2 電気自動車の種類別新規登録台数（乗用車のみ）	189
図表 24-1 タイの県名と所在地	190
図表 24-2 地域ごとの面積、人口、名目 GDP（2023 年）	191
図表 24-3 県別 1 人あたり GDP（2022 年）	192
図表 24-4 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（全国=100%）	193
図表 24-5 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）	195
図表 24-6 県別にみた最低賃金（2025 年 1 月）	196
図表 24-7 地域別にみた BOI 投資申請額（認可ベース）	197
図表 24-8 地域別の気温と降水量（平年値）	198
図表 25-1 バンコク首都圏の位置	199
図表 25-2 バンコク首都圏概要	200
図表 25-3 バンコク首都圏の県別最低賃金（2025 年 1 月）	203
図表 26-1 タイ中部地方の位置	209
図表 26-2 中部地方概要	210
図表 26-3 中部地方の県別最低賃金（2025 年 1 月）	212
図表 27-1 タイ東部地方の位置	214
図表 27-2 東部地方概要	215
図表 27-3 ターゲット産業	216
図表 27-4 東部地方の県別最低賃金（2025 年 1 月）	217
図表 28-1 タイ西部地方の位置	224
図表 28-2 西部地方概要	225
図表 28-3 西部地方の県別最低賃金（2025 年 1 月）	226

図表 29-1	タイ北部地方の位置	227
図表 29-2	北部地方概要	228
図表 29-3	北部地方の県別最低賃金（2025年1月）	230
図表 30-1	タイ東北部地方の位置	233
図表 30-2	東北部地方概要	234
図表 30-3	東北部地方の県別最低賃金（2025年1月）	235
図表 31-1	タイ南部地方の位置	237
図表 31-2	南部地方概要	238
図表 31-3	南部のアジアハイウェイ（AH2、AH18）	239
図表 31-4	南部地方の県別最低賃金（2025年1月）	240

略語一覧

A	ACFTA	中国 ASEAN 自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	ACMECS	エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン 経済協力戦略会議	Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy
	AFTA	ASEAN 自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AISP	ASEAN 特恵統合システム	ASEAN Integrated System of Preferences
	AMC	資産管理会社	Asset Management Company
	ARF	ASEAN 地域フォーラム	ASEAN Regional Forum
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	ASEM	アジア欧州会合	Asia-Europe Meeting
	ATIGA	ASEAN 自由貿易協定（AFTA）の物品 貿易に関する協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
	AZEC	アジア・ゼロエミッショントラック	Asia Zero Emission Community
	AZEC- SAVE PF	AZEC-SAVE プラットフォーム	Smart and Advanced Value-chain for Environment Platform
B	BCG	バイオ・循環型・グリーン	Bio-Circular-Green
	BESS	バッテリーエネルギー貯蔵システム	Battery Energy Storage System
	BOD	生物化学的酸素要求量	Biochemical Oxygen Demand
	BOI	タイ投資委員会	The Board of Investment of Thailand
	BOT	タイ中央銀行	Bank of Thailand
C	CBAM	炭素国境調整メカニズム	Carbon Border Adjustment Mechanism
	CEFIA	ASEAN のためのクリーンエネルギー未 来構想	Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN
	CEPT	ASEAN 域内共通効果特恵関税	Common Effective Preferential Tariff
	CLMV	カンボジア、ラオス、ミャンマー、 ベトナム	Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam
	COD	化学的酸素要求量	Chemical Oxygen Demand

	CPTPP	環太平洋パートナーシップ協定	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
D	DITP	タイ国際貿易振興局	Department of International Trade Promotion
E	EEC	東部経済回廊	Eastern Economic Corridor
	EGAT	タイ発電公社	Electricity Generating Authority of Thailand
	EIA	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPZ	輸出加工区	Export Processing Zone
	ESCAP	アジア太平洋経済社会委員会	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FAO	国連食糧農業機関	Food and Agriculture Organization of the United Nations
	FBL	外国人営業許可証	Foreign Business License
	FCEV	燃料電池自動車	Fuel Cell Electric Vehicle
	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FRA	金融再生庁	Financial Sector Restructuring Authority
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GSP	一般特恵関税制度	Generalized System of Preferences
	GSTP	世界的貿易特恵関税制度	Global System of Trade Preferences
H	HEV	ハイブリッド電気自動車	Hybrid Electric Vehicle
	HIA	健康影響評価	Health Impact Assessment
	HV	ハイブリッド車	Hybrid Vehicle
I	ICBC	中国工商銀行	Industrial and Commercial Bank of China
	IEAT	タイ工業団地公社	Industrial Estate Authority of Thailand
	ISIL	イラク・レバントのイスラム国	Islamic State of Iraq and the Levant

	ILO	国際労働機関	International Labour Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IPP	独立発電事業者	Independent Power Producer
	IPS	自家発電・直接販売事業者	Independent Power Supply
J	JCCB	バンコク日本人商工会議所	Japanese Chamber of Commerce, Bangkok
	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JOIN	海外交通・都市開発事業支援機構	Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
	JTEPA	日・タイ経済連携協定	Japan-Thailand Economic Partnership Agreement
L	LCT	タイ労働組合協議会	Labour Congress of Thailand
	LTR	長期滞在者	Long-term Resident
M	MAI	タイ証券取引所が運営する中小企業や成長企業向けの証券市場	Market for Alternative Investment
	MEA	首都圏配電公社	Metropolitan Electricity Authority
	MHEV	マイルドハイブリッド車	Mild Hybrid Electric Vehicle
	MLR	最優遇貸出金利	Minimum Lending Rate
	MoF	タイ財務省	Ministry of Finance
	MOR	当座貸越優遇金利	Minimum Overdraft Rate
	MPC	金融政策委員会	Monetary Policy Committee
	MRR	小口貸出優遇金利	Minimum Retail Rate
	MRT	地下鉄	Mass Rapid Transit
	MWA	首都圏水道公社	Metropolitan Waterworks Authority
N	NBTC	国家放送通信委員会	National Broadcasting and Telecommunications Commission
	NCPO	国家平和秩序維持評議会	National Council for Peace and Order
	NGO	非政府組織	Non Governmental Organization
	NSO	タイ国家統計局	National Statistical Office
O	OBOI	投資委員会事務局	Office of the Board of Investment

	ODA	政府開発援助	Official Development Assistance
	OSOS	ワンスタートワンストップ投資センター	One Start One Stop Investment Center
P	PAD	民主市民連合	People's Alliance for Democracy
	PCB	プリント基板	Printed Circuit Board
	PEA	地方電力公社	Provincial Electricity Authority
	PHEV	プラグインハイブリッド自動車	Plug-in Hybrid Electric Vehicle
	PSA	石油及びガスの生産者・投資家による生産物分与協定	Production Sharing Agreement
	PWA	地方水道公社	Provincial Waterworks Authority
R	RCEP	地域的な包括的経済連携協定	Regional Comprehensive Economic Partnership
	RMI	権利管理情報	Rights Management Information
S	SET	タイ証券取引所	The Stock Exchange of Thailand
	SEZ	特別経済開発区	Special Economic Development Zone
	SPP	小規模発電事業者	Small Power Producer
	SUV	スポーツ用多目的車	Sport Utility Vehicle
T	TIESC	タイ投資・外国人サービスセンター	Thailand Investment and Expat Services Center
	TPM	技術的保護手段	Technological Protection Measures
	TBDC	タイ・ボンド・ディーリング・センター	Thai Bond Dealing Centre
	TISI	タイ工業規格局	Thailand Industrial Standards Institute
U	UDD	反独裁民主戦線	United Front for Democracy Against Dictatorship
	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UNDP	国連開発計画	United Nations Development Programme
V	VAT	付加価値税	Value added tax
	VSPP	極小規模発電事業者	Very Small Power Producer

目 次

ひとくちメモ一覧	v	9. 司法	12
图表一覧	vii	10. 外交	12
略語一覧	xiii	11. 国防	14
第 3 章 経済概況			
1. 経済概観	15		
2. 産業構造	20		
3. 貿易構造	22		
4. ASEAN の中のタイ	30		
第 4 章 直接投資受入動向			
1. 外国直接投資 (FDI) 受入動向.....	35		
2. 国別受入動向	36		
3. 業種別受入動向	36		
4. 日本からタイへの直接投資.....	37		
第 5 章 日本との経済関係			
1. 日タイ貿易	39		
2. タイにおける日系企業	41		
3. 日・タイ経済連携協定締結.....	43		
第 6 章 外資導入政策と管轄官庁			
1. 管轄官庁	44		
2. 最近の動き	45		
第 7 章 主要関連法規			
1. 投資奨励法	47		
2. 外国人事業法	47		
3. 外国人の就労に関する規制.....	47		
4. タイ工業団地公社法	48		
5. 工場法	48		
6. 土地法	48		
7. 公開会社法	48		

8.	労働者保護法	49	5.	石油所得税	81
9.	労働関係法	49	6.	物品税	81
10.	日・タイ経済連携協定 (JTEPA) ..	49	7.	印紙税	82
第 8 章 投資形態			8.	土地家屋税	82
1.	4 つの進出形態	50	9.	看板税	82
2.	企業進出の 3 つの方法	50	10.	二重課税防止条約	83
3.	タイの会社形態	51	第 13 章 用地取得		
4.	BOI による恩典を受けるための条件	52	第 14 章 知的財産権		
第 9 章 主要投資インセンティブ			1.	知的財産権の保護	85
1.	BOI 認可企業に対する恩典	54	2.	技術援助契約締結での留意点	88
2.	BOI 認可にあたっての基準	54	第 15 章 環境規制		
3.	投資奨励ゾーン	58	1.	タイの環境問題	89
4.	投資奨励業種	60	2.	環境保護の体制	90
5.	特別措置とポリシー	61	3.	環境保護の法体系	90
6.	恩典付与の条件	61	4.	環境基準	91
7.	恩典の内容	62	5.	環境アセスメント	92
8.	IEAT 工業団地の恩典	65	6.	環境が問題となった事例	93
第 10 章 外資規制業種			第 16 章 貿易管理・為替管理		
1.	規制 43 業種	67	1.	輸出入規制	96
2.	現地調達比率規制	68	2.	関税制度	98
第 11 章 許認可・進出手続			3.	通関手続	99
1.	BOI への投資奨励申請手続	69	4.	為替相場	100
2.	非公開会社の設立手続	71	5.	外国為替管理と外貨交換制度	101
3.	奨励証書受領後の手続 (BOI 奨励企業の場合)	72	第 17 章 金融制度		
4.	タイにおける一般的な M&A の方法 ..	74	1.	金融機関	103
第 12 章 税制			2.	金融市场	108
1.	法人所得税	77	3.	資本市場	109
2.	付加価値税	79	第 18 章 資金調達		
3.	特定事業税	79	1.	近年の日系企業の資金需要、調達手段	112
4.	個人所得税	80	2.	商業銀行からの借入	112

3. 証券・債券市場からの資金調達	114	4. エアコン市場	171
第 19 章 労働事情		5. 小売	172
1. 労働法の体系	115	6. ペット関連市場	177
2. 労働市場と雇用情勢	115	7. FTA、EPA の進捗状況	181
3. 賃金	117	第 23 章 最近のトピックス	
4. 雇用関係	119	1. タイのエネルギー・ランジション及び 脱炭素政策	185
5. 労働条件	122	2. タイのスタートアップ概況	187
6. 社会保障	125	3. タイの電気自動車動向	188
7. 労使関係	127	第 24 章 地域別の概要	
8. 労働裁判所での労使紛争解決	129	1. タイの地域分類	190
9. 外国人就労規制と労働許可取得	130	2. 県別の 1 人あたり GDP	191
第 20 章 物流・インフラ		3. 地域別の経済動向	193
1. 主要な国際空港と港湾の位置	135	4. 賃金水準	196
2. 港湾	135	5. 近年の地域別投資動向	197
3. 空港	137	6. 外資企業の関心が高い工業団地	197
4. 道路	140	【参考】地域別気候	198
5. 鉄道	143	第 25 章 地域編①：バンコク首都圏	
6. 高架鉄道・地下鉄	144	1. 地域概要	199
7. コールドチェーン	145	2. 主要工業団地	206
8. 電力	145	第 26 章 地域編②：中部	
9. 水道	148	1. 地域概要	209
10. ガス	149	2. 主要工業団地	213
11. 通信	149	第 27 章 地域編③：東部	
第 21 章 タイ投資環境の優位性と留意点		1. 地域概要	214
1. 投資先としてのタイの優位性	155	2. 主要工業団地	220
2. タイへの投資にあたっての留意点	157	第 28 章 地域編④：西部	
第 22 章 主要産業の動向と FTA の影響		1. 地域概要	224
1. タイの主要産業	160	2. 主要工業団地	226
2. 自動車	161	第 29 章 地域編⑤：北部	
3. 食品加工業	167	1. 地域概要	227

2. 主要工業団地	232	1. 国内投資相談・連絡先	252
第 30 章 地域編⑥：東北部		付録 4 タイ国内での相談窓口	254
1. 地域概要	233	1. 外国投資に関する主要行政機関...	254
2. 主要工業団地	236	2. その他行政機関	255
第 31 章 地域編⑦：南部		3. 我が国の在タイ政府関係機関.....	256
1. 地域概要	237	4. 日系金融機関	257
2. 主要工業団地	240		
付録 1 進出企業へのアドバイス	241		
付録 2 よくある質問 (FAQ)	247		
付録 3 日本国内での相談窓口	252		

ひとくちメモ一覧

第6章 外資導入政策と管轄官庁

ひとくちメモ 1: タイの外資政策の変遷 46

第10章 外資規制業種

ひとくちメモ 2: 中小企業向け賃貸工場 68

第13章 用地取得

ひとくちメモ 3: タイでコンドミニアム購入は可能か? 84

第15章 環境規制

ひとくちメモ 4: 深刻な大気汚染 90

第17章 金融制度

ひとくちメモ 5: タイの金融再編 105

第19章 労働事情

ひとくちメモ 6: 現地職員採用事情 117

ひとくちメモ 7: タイ人労働者気質 ~マイペンライの意味~ 119

ひとくちメモ 8: 違法にもかかわらず、突然のストライキも 129

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 9: バンコクの交通渋滞 142

ひとくちメモ 10: 便利な交通系 IC カード「ラビットカード (Rabbit Card)」 145

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

ひとくちメモ 11: 日系企業が陥りがちな税務関連トラブル 158

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

ひとくちメモ 12: 消えゆくタイの屋台とタイ人の食卓 179

ひとくちメモ 13: 右肩上がりに増える日本食レストラン 180

第25章 地域編①: バンコク首都圏

ひとくちメモ 14: タイの観光産業 202

ひとくちメモ 15: タイで人気の K-POP 204

ひとくちメモ 16: タイでも人気のサッカー 206

ひとくちメモ 17: 「ロイクラトン」祭り 208

図表一覧

図表 1-1 タイ全図	1
図表 1-2 タイの歴史	8
図表 2-1 アヌティン内閣 閣僚名簿（2025年9月時点）	10
図表 2-2 タイの主な政党	12
図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移	15
図表 3-2 実質GDP成長率と要因分解	16
図表 3-3 主要経済指標	17
図表 3-4 近年のタイの投資奨励策	19
図表 3-5 第1～3次産業の構成比の推移	20
図表 3-6 産業別GDP（名目）の構成比	21
図表 3-7 名目と実質でみた製造業内セクターの構成比	22
図表 3-8 輸出・輸入と貿易収支の推移	23
図表 3-9 主要輸出品目	24
図表 3-10 主要輸入品目	25
図表 3-11 主要輸出相手国	26
図表 3-12 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2015→2023年）	27
図表 3-13 主要輸入相手国	28
図表 3-14 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2015→2023年）	29
図表 3-15 国別の貿易収支の推移	30
図表 3-16 ASEAN諸国の比較表（2023年）	31
図表 3-17 ASEAN主要間の貿易額の変化（2013年→2023年）	32
図表 3-18 ASEAN諸国・中国との賃金コスト等の比較	33
図表 4-1 タイの外国直接投資受入状況（認可ベース）	35
図表 4-2 タイの直接投資受入状況（認可ベース、地域別）	36
図表 4-3 タイの直接投資受入状況（認可ベース、業種別）	37
図表 4-4 日本からタイへの直接投資流入状況（認可ベース）	38
図表 5-1 タイの対日輸出入の推移	39
図表 5-2 製品カテゴリー別対日輸出額	40

図表 5-3	製品カテゴリー別対日輸入額.....	40
図表 5-4	バンコク日本人商工会議所の業種別会員数推移（2012年、2017年、2022年、2024年）.....	42
図表 5-5	タイからの輸入に占めるEPA等利用状況.....	43
図表 6-1	BOIの組織図	44
図表 9-1	BOI認可企業の恩典内容	54
図表 9-2	プロジェクト認可基準	56
図表 9-3	グループAの事業内容と恩典.....	58
図表 9-4	グループBの事業内容と恩典.....	59
図表 9-5	競争力向上のための投資・支出への恩典.....	59
図表 9-6	地方分散化のための投資・支出への恩典.....	60
図表 9-7	特別経済開発区の対象地域.....	63
図表 9-8	特別経済開発区における対象業種.....	64
図表 9-9	特別経済開発区の主要な恩典.....	64
図表 9-10	工業団地の種類	66
図表 10-1	外国人事業法による規制43業種.....	67
図表 10-2	現地調達比率の向上のための措置.....	68
図表 11-1	認可通知書への一般的な添付書類.....	70
図表 11-2	奨励証書発給申請に必要な書類.....	70
図表 11-3	創立総会の決議事項と非公開会社の主な登記事項.....	72
図表 11-4	土地所有権許可申請必要書類.....	73
図表 11-5	工場設立許可申請の際の主な必要書類.....	73
図表 12-1	中小企業に対する法人所得税率の軽減措置.....	78
図表 12-2	法人が源泉徴収を求められる主な項目.....	78
図表 12-3	特定事業税課税対象事業と適用税率.....	80
図表 12-4	個人所得税の累進税率	80
図表 12-5	個人所得税の各種控除制度.....	81
図表 12-6	物品税課税品目	82
図表 14-1	保護の対象となっている知的財産権の概要.....	86
図表 15-1	タイの主な環境法一覧	91
図表 15-2	環境アセスメントが必要な事業.....	92

図表 15-3	EIA の作成を義務づける事業	95
図表 16-1	商務省輸入規制品目と輸入禁止品目のリスト	97
図表 16-2	輸出規制品目と輸出禁止品目のリスト	98
図表 16-3	輸出入通関手続に必要な書類	100
図表 16-4	外国為替レートの推移	101
図表 17-1	タイの金融機関	103
図表 17-2	地場銀行の主要勘定残高（2025年2月末）	107
図表 17-3	在タイ外国銀行の主要勘定残高（2025年2月末）	107
図表 17-4	ファイナンスカンパニーの主要勘定残高（2025年2月末）	108
図表 17-5	政策金利とインフレ率、主要金利の推移	109
図表 17-6	株価指数（SET 指数）の推移	110
図表 17-7	債券残高の推移	111
図表 18-1	政策金利・インフレ率・主要金利の推移	114
図表 19-1	タイの人口構成の変化	115
図表 19-2	タイの産業別就業者割合	116
図表 19-3	就業者の学歴別構成（2024年）	117
図表 19-4	主要産業の平均賃金（月額）（2024年）	118
図表 19-5	周辺国との平均賃金（月額）の比較	119
図表 19-6	解雇補償金の額	121
図表 19-7	解雇に際し、事前通告・解雇補償金が不要とされる場合	122
図表 19-8	就業規則の内容	123
図表 19-9	賃金支払のルール	123
図表 19-10	時間外労働と休日労働に対する手当	124
図表 19-11	社会保障負担率	126
図表 19-12	社会保障の受給資格と給付内容	126
図表 19-13	労働条件協約の内容	128
図表 19-14	外国人に対する就業規制	131
図表 19-15	外国人の労働許可取得の条件	132
図表 20-1	主な空港と港湾	135
図表 20-2	レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量	136

図表 20-3	主な空港の規模（タイ空港公社運営空港、2020 年、2023 年）	137
図表 20-4	主要 6 空港の国内線総発着回数（2023 年）	138
図表 20-5	主要国際空港の LCC 発着回数（2022 年）	139
図表 20-6	主要国際空港の LCC 乗降客数（2022 年）	140
図表 20-7	道路輸送による貨物輸送量	140
図表 20-8	タイの自動車登録台数推移	141
図表 20-9	主な鉄道路線と所要時間	143
図表 20-10	バンコクから各都市への貨物輸送料金	143
図表 20-11	タイの電気事業体制	146
図表 20-12	2023 年の発電事業者種別発電容量構成	147
図表 20-13	2023 年の電源別発電量	147
図表 20-14	MWA の水道料金	148
図表 20-15	PWA の水道料金事例	149
図表 20-16	ガス料金	149
図表 20-17	電話（固定・携帯）普及率	151
図表 20-18	タイの携帯電話キャリアの市場シェア	152
図表 20-19	インターネット利用者数・ブロードバンド契約者数推移	153
図表 20-20	ASEAN 諸国のインターネット利用状況比較	153
図表 22-1	タイの産業構成比（名目）	160
図表 22-2	製造業内のサブセクター構成比（名目、実質）	161
図表 22-3	自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移	162
図表 22-4	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	164
図表 22-5	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の内訳	164
図表 22-6	自動車のメーカー別販売シェア（2024 年）	165
図表 22-7	自動車部品の輸出入額の推移	166
図表 22-8	加工食品の市場規模と成長率	167
図表 22-9	加工食品の売上高と構成比（2014 年→2024 年）	168
図表 22-10	加工食品の売上高と構成比（2024 年→2029 年）	170
図表 22-11	エアコンの販売台数と成長率	171
図表 22-12	小売販売額の推移	172

図表 22-13 業態別販売額構成比（2014 年→2024 年）	173
図表 22-14 業態別販売額構成比（2024 年→2029 年）	176
図表 22-15 ペット関連市場の推移	177
図表 22-16 ペットフードの業界シェア	178
図表 22-17 タイの二国間、多国間経済・貿易協定の概要	181
図表 22-18 タイの交渉中の FTA・EPA の詳細	183
図表 22-19 タイの発効済み FTA・EPA の詳細	184
図表 23-1 タイ政府が掲げるエネルギー・トランジションに関する主な目標	185
図表 23-2 電気自動車の種類別新規登録台数（乗用車のみ）	189
図表 24-1 タイの県名と所在地	190
図表 24-2 地域ごとの面積、人口、名目 GDP（2023 年）	191
図表 24-3 県別 1 人あたり GDP（2022 年）	192
図表 24-4 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（全国=100%）	193
図表 24-5 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）	195
図表 24-6 県別にみた最低賃金（2025 年 1 月）	196
図表 24-7 地域別にみた BOI 投資申請額（認可ベース）	197
図表 24-8 地域別の気温と降水量（平年値）	198
図表 25-1 バンコク首都圏の位置	199
図表 25-2 バンコク首都圏概要	200
図表 25-3 バンコク首都圏の県別最低賃金（2025 年 1 月）	203
図表 26-1 タイ中部地方の位置	209
図表 26-2 中部地方概要	210
図表 26-3 中部地方の県別最低賃金（2025 年 1 月）	212
図表 27-1 タイ東部地方の位置	214
図表 27-2 東部地方概要	215
図表 27-3 ターゲット産業	216
図表 27-4 東部地方の県別最低賃金（2025 年 1 月）	217
図表 28-1 タイ西部地方の位置	224
図表 28-2 西部地方概要	225
図表 28-3 西部地方の県別最低賃金（2025 年 1 月）	226

図表 29-1	タイ北部地方の位置	227
図表 29-2	北部地方概要	228
図表 29-3	北部地方の県別最低賃金（2025年1月）	230
図表 30-1	タイ東北部地方の位置	233
図表 30-2	東北部地方概要	234
図表 30-3	東北部地方の県別最低賃金（2025年1月）	235
図表 31-1	タイ南部地方の位置	237
図表 31-2	南部地方概要	238
図表 31-3	南部のアジアハイウェイ（AH2、AH18）	239
図表 31-4	南部地方の県別最低賃金（2025年1月）	240

略語一覧

A	ACFTA	中国 ASEAN 自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	ACMECS	エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン 経済協力戦略会議	Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy
	AFTA	ASEAN 自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AISP	ASEAN 特恵統合システム	ASEAN Integrated System of Preferences
	AMC	資産管理会社	Asset Management Company
	ARF	ASEAN 地域フォーラム	ASEAN Regional Forum
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	ASEM	アジア欧州会合	Asia-Europe Meeting
	ATIGA	ASEAN 自由貿易協定（AFTA）の物品 貿易に関する協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
	AZEC	アジア・ゼロエミッショントラック	Asia Zero Emission Community
	AZEC- SAVE PF	AZEC-SAVE プラットフォーム	Smart and Advanced Value-chain for Environment Platform
B	BCG	バイオ・循環型・グリーン	Bio-Circular-Green
	BESS	バッテリーエネルギー貯蔵システム	Battery Energy Storage System
	BOD	生物化学的酸素要求量	Biochemical Oxygen Demand
	BOI	タイ投資委員会	The Board of Investment of Thailand
	BOT	タイ中央銀行	Bank of Thailand
C	CBAM	炭素国境調整メカニズム	Carbon Border Adjustment Mechanism
	CEFIA	ASEAN のためのクリーンエネルギー未 来構想	Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN
	CEPT	ASEAN 域内共通効果特恵関税	Common Effective Preferential Tariff
	CLMV	カンボジア、ラオス、ミャンマー、 ベトナム	Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam
	COD	化学的酸素要求量	Chemical Oxygen Demand

	CPTPP	環太平洋パートナーシップ協定	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
D	DITP	タイ国際貿易振興局	Department of International Trade Promotion
E	EEC	東部経済回廊	Eastern Economic Corridor
	EGAT	タイ発電公社	Electricity Generating Authority of Thailand
	EIA	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPZ	輸出加工区	Export Processing Zone
	ESCAP	アジア太平洋経済社会委員会	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FAO	国連食糧農業機関	Food and Agriculture Organization of the United Nations
	FBL	外国人営業許可証	Foreign Business License
	FCEV	燃料電池自動車	Fuel Cell Electric Vehicle
	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FRA	金融再生庁	Financial Sector Restructuring Authority
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GSP	一般特恵関税制度	Generalized System of Preferences
	GSTP	世界的貿易特恵関税制度	Global System of Trade Preferences
H	HEV	ハイブリッド電気自動車	Hybrid Electric Vehicle
	HIA	健康影響評価	Health Impact Assessment
	HV	ハイブリッド車	Hybrid Vehicle
I	ICBC	中国工商銀行	Industrial and Commercial Bank of China
	IEAT	タイ工業団地公社	Industrial Estate Authority of Thailand
	ISIL	イラク・レバントのイスラム国	Islamic State of Iraq and the Levant

	ILO	国際労働機関	International Labour Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IPP	独立発電事業者	Independent Power Producer
	IPS	自家発電・直接販売事業者	Independent Power Supply
J	JCCB	バンコク日本人商工会議所	Japanese Chamber of Commerce, Bangkok
	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JOIN	海外交通・都市開発事業支援機構	Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
	JTEPA	日・タイ経済連携協定	Japan-Thailand Economic Partnership Agreement
L	LCT	タイ労働組合協議会	Labour Congress of Thailand
	LTR	長期滞在者	Long-term Resident
M	MAI	タイ証券取引所が運営する中小企業や成長企業向けの証券市場	Market for Alternative Investment
	MEA	首都圏配電公社	Metropolitan Electricity Authority
	MHEV	マイルドハイブリッド車	Mild Hybrid Electric Vehicle
	MLR	最優遇貸出金利	Minimum Lending Rate
	MoF	タイ財務省	Ministry of Finance
	MOR	当座貸越優遇金利	Minimum Overdraft Rate
	MPC	金融政策委員会	Monetary Policy Committee
	MRR	小口貸出優遇金利	Minimum Retail Rate
	MRT	地下鉄	Mass Rapid Transit
	MWA	首都圏水道公社	Metropolitan Waterworks Authority
N	NBTC	国家放送通信委員会	National Broadcasting and Telecommunications Commission
	NCPO	国家平和秩序維持評議会	National Council for Peace and Order
	NGO	非政府組織	Non Governmental Organization
	NSO	タイ国家統計局	National Statistical Office
O	OBOI	投資委員会事務局	Office of the Board of Investment

	ODA	政府開発援助	Official Development Assistance
	OSOS	ワンスタートワンストップ投資センター	One Start One Stop Investment Center
P	PAD	民主市民連合	People's Alliance for Democracy
	PCB	プリント基板	Printed Circuit Board
	PEA	地方電力公社	Provincial Electricity Authority
	PHEV	プラグインハイブリッド自動車	Plug-in Hybrid Electric Vehicle
	PSA	石油及びガスの生産者・投資家による生産物分与協定	Production Sharing Agreement
	PWA	地方水道公社	Provincial Waterworks Authority
R	RCEP	地域的な包括的経済連携協定	Regional Comprehensive Economic Partnership
	RMI	権利管理情報	Rights Management Information
S	SET	タイ証券取引所	The Stock Exchange of Thailand
	SEZ	特別経済開発区	Special Economic Development Zone
	SPP	小規模発電事業者	Small Power Producer
	SUV	スポーツ用多目的車	Sport Utility Vehicle
T	TIESC	タイ投資・外国人サービスセンター	Thailand Investment and Expat Services Center
	TPM	技術的保護手段	Technological Protection Measures
	TBDC	タイ・ボンド・ディーリング・センター	Thai Bond Dealing Centre
	TISI	タイ工業規格局	Thailand Industrial Standards Institute
U	UDD	反独裁民主戦線	United Front for Democracy Against Dictatorship
	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UNDP	国連開発計画	United Nations Development Programme
V	VAT	付加価値税	Value added tax
	VSPP	極小規模発電事業者	Very Small Power Producer

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

正式国名はタイ王国（Kingdom of Thailand）。国旗は5本の横縞からなり、「それぞれの色は、青：国王、白：宗教、赤：国家、及び国民の団結心を表して」いる（在東京タイ王国大使館ウェブサイト）。



2. 人口

人口は6,595万人（2024年、タイ内務省）。バンコク首都圏の人口は全体の約1割である。広大な東北部の人口は、全体の約3割を占めており、労働力の供給源となっている。

3. 国土

タイの国土はインドシナ半島の中央に位置し、面積は51.4万km²と日本の約1.4倍に相当する。カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアの4カ国と国境を接する。行政区画は、77の県に分かれているが、大きく中部、東部、西部、北部、東北部、南部とバンコク周辺の7つの地域に分けて語られることが多い。中部はチャオプラヤ川の肥沃なデルタで米作地帯をなし、北部は山岳地帯に盆地が点在し、東北部のラオス国境ではメコン川が流れる。南部マレー半島部分はタイランド湾（南シナ海）とアンダマン海（インド洋）に挟まれている。

図表 1-1 タイ全図



（出所）「白地図専門店」（三角形）（<http://www.freemap.jp/>）より作成

4. 首都

首都はバンコク。正式名称は「クルンテープ・マハナコーン・アモーンラッタナコーシン・マヒンタラユッタヤー・マハーディロック・ポップ・ノッパラット・ラーチャタニーブリーロム・ウドムラーチャニウェートマハーサターン・アモーンピマーン・アワターンサティット・サッカタッティヤウィサヌカムプラシット」。

2024 年のタイ内務省データによると、首都バンコクの人口は 546 万人である。日本との時差は 2 時間。



バンコクの街並み

5. 気候

気候は熱帯性気候に属している。1年は暑季（3～5月）、雨季（6～10月）、涼季（11～2月）の3シーズンに分けられる。気象庁によるとバンコクの平均気温は約 29°C、平均湿度は約 73%と、高温多湿である。バンコクの月平均気温(平年値)は最高値が4月の 30.8°C、最低値が1月の 27.6°C であり、1年を通じて蒸し暑い。

6. 民族

タイ国政府観光庁（TAT）によれば、民族の大多数がタイ族（85%）である。タイ族以外では、華人系（10%）、マレー系、インド系、カンボジア系を中心に様々な民族で構成される。なお、マレー系民族は南部の4県に住み、ほとんどがイスラム教徒である。

7. 言語

言語はタイ語である。タイ文字は13世紀末にカンボジアのクメール文字に範をとって作られた表音文字である。現在のタイ文字は42の子音文字に母音符号、声調記号を組み合わせることにより、発音を表記する。英語は一般的ではないが、ビジネスでは使用されている。

8. 宗教

宗教では仏教を国教とし、タイ国民の9割以上が仏教徒である。タイの仏教はスリランカ系の上座部仏教（小乗仏教）で、僧侶と俗人の区別が厳格である。タイ全国には約3万の仏教寺院が存在しており、庶民の生活と仏教には密接な関係がある。男性は一生のうち一度は出家し僧となって修行をする。出家のための休職は役所でも会社でも許されており、約3ヶ月の修行を終えると還俗して元の職場へ戻る。この修行を終えると一人前の男性として認められるという。

仏教のほかには、イスラム教、キリスト教、ヒンドゥー教、シーカ教、山岳民族固有の宗教もある。なお、南部4県において、2004年1月以来、分離独立を掲げるイスラム過激派によるテロが発生し、今も緊張が続いている。



バンコク市内の寺院

9. 教育

就学前教育（幼稚園）の後、初等学校（小学校）、前期中等学校（中学校）、後期中等学校（高校）、高等教育機関（大学等）で構成されている。就学期間は6・3・3・4制で、義務教育は初等学校6年間と前期中等学校3年間である。

近年、高等教育機関は増加傾向にある。2020年のタイの大学数は、公立大学が82校、私立大学が72校、コミュニティカレッジが1校に加えて他の専門機関がある¹。なお、タイで最初に設立された大学はチュラロンコン大学（1917年設立）、次がタマサート大学（1934年設立）である。

10. 通貨

タイの通貨はバーツで、2025年10月3日現在、1米ドル=32.37バーツ、1円=0.22バーツである。

¹ ASEM Education Secretariat

11. 歴史

1949年に、それまでの「シャム（サイアム）」（「タイ語を話す人」の意味）から「タイ王国」に改められた。「タイ」は自由を意味する言葉である。

(1) 近代以前

タイは歴史と伝統を有する古くからの独立国である。いわゆるタイ族は、中国西南部（現在の雲南省あたり）から南下・定住し、8世紀頃にはバンコク西部にまで進出。王国の基礎は13世紀のスコータイ朝により築かれ、その後アユタヤ朝（14世紀～1767年）、トンブリー朝（1768年～82年）を経て、現在のチャクリー朝（1782年～、ラタナコーシン朝、バンコク朝とも呼ばれる）に至っている。

(2) 19世紀

19世紀中頃、西欧列強の植民地化の脅威にさらされ、ラーマ4世（モンクット王）治世下、門戸開放、修好通商条約締結を余儀なくされたが、ラオス、カンボジア、マレー諸国の割譲等巧みな外交政策によって植民地化の危機を回避、国内的には行政組織の近代化等、国家の諸制度を改革して近代国家へと脱皮してきた。モンクット王は映画「王様と私」のモデルとなった。

次のラーマ5世（チュラロンコン王）は、外交努力で主権維持を図る一方、西欧式の中央集権化を画策。官僚制度を整備し、タイの政治的近代化を推進した。また、西欧近代科学の導入を図り、タイの植民地化の阻止に努めた。

(3) 第一次世界大戦

連合国として参戦した後、国際連盟への加盟、不平等条約の改正等により国際的地位を向上させた。その反面、王権強化に対する反発が強まり、1932年には、少壯文武官僚による「立憲革命」が発生し、専制君主制が崩壊。臨時憲法が公布され、立憲君主制に移行した。

立憲革命後、軍部、警察、文官の三者間の政争から内政は混乱が続いたが、1935年に軍部出身のパポンが首相に就任以降、安定した。

(4) 第二次世界大戦期と戦後

1938年に陸軍出身の国家主義者ピブーンが首相となり、日本と同盟条約を締結。枢軸国側に付いたが、次第に抗日地下組織の運動が活発化し、1944年に失脚。日本の降伏後、同条約はタイの自由意思によるものではないとして対米英宣戦布告の無効を宣言し、敗戦国となることを免れた。1946年には国際連合に加盟し、国際社会に復帰した。しかし、共産主義の脅威を背にしてピブーンが復帰し、サリット政権、タノーム政権と、1973年まで軍部を中心とした強権政治が引き継がれた。

(5) 軍事政権と文民内閣の確執

1973年から1992年までは、軍事政権と文民政権の確執の時代である。1973年10月、民主化要求を掲げる学生運動が過激化し（後に学生革命と呼ばれるようになった）、タノーム政権が崩壊。その後3年間、サンヤー、ククリット、セニーの文民内閣が続いたが、第一次石油危機後の経済の低迷から反政府運動が頻発し、1976年10月、軍部によるクーデター（血の水曜日事件）で、ターニンを首班とする軍事政権が成立した。1980年にプレーム政権に代わったものの、以降1988年まで軍事政権が続いた。

1988年には、第一党となった国民党のチャチャイ党首を首班とする、国民党、社会行動党等6党からなる連立政権（12年ぶりの文民内閣）が発足した。しかし、次第に軍部と対立するようになり、1991年に軍部のクーデターにより崩壊した。全権を掌握した軍部は、最高意思決定機関として国家平和秩序維持評議会（National Council for Peace and Order : NCPD）を設置。暫定内閣首相に元外交官で財界人のアンを起用し、軍政から民政への移行を図った。文民中心のアン暫定政権は、付加価値税の導入、金融システムの整備、大型プロジェクトの推進等により経済の強化に貢献したが、新たに制定した軍部寄りの新憲法に対して学生や知識人の批判を受け、総選挙で敗北した。

代わって軍部のスチンダ国軍最高司令官が首相に就任したが、1991年のクーデターの首謀者の1人であったスチンダ首相に対する国民の拒否反応は強く、反政府デモが拡大、多数の死傷者を出し（5月事件）、スチンダ政権は崩壊した。

(6) 文民政権継続期

1992年9月の総選挙を経て、民主党のチュアン党首を首班とする5党連立政権が成立した。1995年7月には、国民党等の7党連立のバンハーン政権が発足。次いで、1996年12月には新希望党等の7党連立のチャワリット政権が発足した。

しかし、1997年7月の通貨・経済危機の発生で政権は崩壊。11月には民主党のチュアン党首を首班とする第2次チュアン連立政権が発足した。その後、タクシンを党首とするタイ愛国党が、中小企業や農村重視の姿勢を打ち出したことで国民の間に支持が広がり、2001年1月の総選挙で圧勝。同年2月に、タイ愛国党、新希望党、国民党、自由正義党からなる4党連立のタクシン政権が発足した。その後、2005年2月に実施された下院総選挙でタイ愛国党が圧勝し、タイの政治史上初の一党単独政権として第2期タクシン政権が発足した。しかし、首相に対する批判の高まりから、タクシン政権は2006年2月に下院を解散し、同年9月には、クーデターによりスラユット枢密院顧問官が首相に就任した。

(7) 反政府活動と政治混乱期

2007年12月の総選挙の結果を受け、2008年1月にサマックが首相に就任するが、反タクシン派勢力の民主市民連合（People's Alliance for Democracy : PAD）の反政府抗議活動が活発化し、同年9月に失職。次のソムチャイ政権も、同年11月のバンコク スワンナプーム国際空港占拠事件等混乱が続く中、12月の憲法裁判所による国民の力党に対する選挙違反判決により内閣総辞職に追い込まれ、同月中にアピシット政権が発足した。

アピシット政権下では、反独裁民主戦線（United Front for Democracy Against Dictatorship : UDD）による反政府運動が活発化した。2010年4月10日には、デモ隊と治安部隊が衝突し、日本人を含む多くの死者を出した。同政権は2011年5月に下院を解散し7月に総選挙を実施。その結果、同年8月にタクシン元首相の実妹のインラック政権が発足する。

インラック政権は比較的安定していたが、2013年11月の大赦法案（タクシン元首相の恩赦）強行可決で反政府運動が激化。2014年5月には、公務員の人事問題への不法介入に関し、憲法裁判所がインラックの職権乱用を認定したことでの失職することとなった。その後、反政府運動は激化し、同年5月20日、陸軍がタイ全国に戒厳令を発出。22日にはNCPOがタイ全国の統治権掌握を発表した（クーデター）。同年8月には立法議会、暫定内閣が設立され、陸軍総司令官であったプラユットが国王の任命により、8月25日に正式に首相となっている。

（8）新憲法の制定から2023年総選挙まで

NCPOが作成した「民政復帰に向けたロードマップ」に基づき、2016年8月に実施された国民投票で新憲法案が可決された。新憲法案はその草案段階から軍政に有利な選挙制度や首相の選出方法をめぐって激しい対立をみせた。更に、2016年10月にラーマ9世プミポン王が崩御したこと、服喪・葬儀や皇太子の即位等王室行事が優先され、2017年4月によく新憲法が発布された。その後、ラーマ10世マハーワチラロンコン王の戴冠式の度重なる延期により、関連行事への影響を避けるために、総選挙の実施も度々延期された。最終的に、総選挙は2019年3月24日に、戴冠式は同年5月4日に実施された。

タイ選挙管理委員会は投票日の約1ヵ月半後となる2019年5月に選挙結果を公表した。第1位となったタイ貢献党に次ぐ議席数を獲得した「国民国家の力党」は、同年7月、ほかの中小政党との連立により過半数を確保し、新政権を樹立した。前軍事政権でも首相を務めたプラユット氏が、民政移管後初の首相に就任した。

2022年にはプラユット氏の首相在任期間が首相任期を8年までとする憲法に違反しているとして、野党が辞任要求し憲法裁判に訴えを出した。これに伴いタイの憲法裁判所は首相の職務停止を命じ、陸軍大将のプラウィット氏が首相代行を務めた。憲法裁判所はプラユット氏の任期は現行憲法が施行された2017年からだと判断し、2025年までをプラユット氏の任期とする判決を出した。

2023年3月の下院解散を受け、5月に下院総選挙が実施された。2023年総選挙では旧野党である前進党が最多議席を獲得したが、前進党は上院の反対により政権に加わらず、代わりに最大野党であるタクシン元首相派の貢献党が軍事派閥と連立を組み、セター氏が首相に擁立された。その結果、8月、第30代首相としてタイ貢献党で元実業家のセター・タビシン氏が選出された。

2024年8月、国軍の影響下にある憲法裁判所がセター首相に対して解職命令を下した。セター首相が同年4月に行った内閣改造人事の際に、有罪判決を受けた人物を閣僚に任命したことで「重大な」倫理違反を犯したと判断した。これに伴い、2024年8月、第31代首相としてタクシン・チナワット元首相の次女で、最大与党・タイ貢献党の党首であるペートンターン・チナワット氏が選出された。ペートンターン氏は、タイの首相としては歴代最年少である37歳で首相に就任した。

2025年6月18日にペートンターン氏とカンボジアのフン・セン上院議長との間で国境問題に関

する電話会談の音声が公開されたことを受け、36名の上院議員が連名でペートンターン氏の資格に疑義を呈し、憲法裁判所に判断を求める申し立てを行った。その結果、ペートンターン氏は7月1日に首相職の一時停止命令を裁判所から受けた。2025年8月29日にタイ憲法裁判所はペートンターン・チナワット氏の首相資格の喪失を6対3の多数決で決定した。

ペートンターン氏の失職を受けてタイ下院は2025年9月5日に野党第二党「タイ誇り党」党首のアヌティン・チャーンウィラクン氏を選出し、2025年9月7日に国王の承認を経て正式に第32代首相に選出された。

図表 1-2 タイの歴史

年代	歴史
12世紀	タイ族、中国西南部から南下
13世紀前半	アンコール朝カンボジア統治下にスリランカから上座部仏教伝来
1283年	ラームカムヘン王、クメール文字を改良してタイ文字を創作
1351年	アユタヤ朝興る（～1767年）
1431年	アユタヤ朝、カンボジアに侵攻、王都アンコール陥落
16世紀後半	対外交易活発化、アユタヤ朝最盛期
1767年	ビルマの攻撃でアユタヤ朝滅ぶ
1768年	トンブリー朝興る（～1782年）
1782年	チャオプラヤー・チャクリー（ラーマ1世）、チャクリー朝を興す
19世紀中頃	ラーマ4世モンクット王（在位1851～68年）、西欧列強に門戸開放、英米仏と相いで修好通商条約締結
19世紀後半	ラーマ5世チュラロンコン王（在位1868～1910年）、巧みな外交政策によって英仏による植民地化の危機を回避。タイを近代国家に転換
1887年	日・タイ国交樹立（「修好条約締結ニ関スル宣言書」に調印）
20世紀初頭	第一次世界大戦に連合国として参戦。国際連盟への加盟、不平等条約の改正を達成。国際的地位向上
1932年	ラーマ7世プラチャーティポック王（在位1932～35年）治下、立憲革命が発生、專制君主制から立憲君主制に移行
1935年	ラーマ8世（在位1935～46年）即位
1938年	陸軍出身のピブーンが首相に
1941年	日タイ同盟条約締結。ラオスとカンボジア、マレーの一部を回復
1945年	日タイ同盟条約は自由意志によるものではないとし、敗戦国となることを免れる
1946年	ブミポン国王（在位1946～2016年）即位。国際連盟に加盟
1957年	共産主義の脅威を背景に陸軍主導の政権が確立
1973年	民主化要求を巡り学生と警察の衝突事件（学生革命）を契機に文民内閣成立。以後90年初頭まで軍事政権と文民内閣の確執が続く
1976年	反政府運動の頻発から軍部クーデター発生（血の水曜日事件）、軍事政権が復活
1992年	チュアン民主党内閣発足、政治制度の民主化、所得格差是正、市場原理に基づく経済政策の推進、労働・社会問題の解決、ASEAN諸国との協力強化を打ち出す
1995年	国民党を含む7党連立のバンハーン政権発足
1996年	新希望党を第一党とするチャワリット政権誕生。経済低迷、金融・為替の安定等の問題解決のために次々と施策を打ち出す
1997年	アジア通貨・経済危機発生。金融会社16社の営業停止、バーツ変動相場制移行、チャワリット首相退陣。第二次チュアン内閣発足。97年憲法公布
2001年	4党連立によるタクシン政権発足
2005年	総選挙でタクシン党首率いるタイ愛国党圧勝。タイ憲政史上初の単独政権発足
2006年	タクシン首相の政治手法、一族への利益誘導等を巡る反タクシン運動が高まり、軍部の政変によりタクシン政権終焉。しかし、選挙後も親タクシン政権が続き、民主市民連合（PAD）のデモ活動が続く
2007年	新憲法公布
2008年	アビシット政権発足
2011年	下院解散。総選挙の結果インラック政権発足
2013年	大赦法案強行可決。反政府運動激化
2014年	憲法裁判所によるインラックの職権乱用認定。インラック失職。軍事クーデターにより軍が政権を掌握。8月にプラユットが正式に首相に就任
2016年	ブミポン国王崩御
2017年	新憲法発布
2019年	ワチラロンコン国王戴冠式。 民政移管後初となる総選挙実施。プラユットが首相続投。
2022年	憲法裁判所によるプラユット氏の首相在任期間判決。
2023年	セター政権発足
2024年	セター氏失職。タクシン元首相の次女であるペートンターン氏首相就任。
2025年	ペートンターン氏失職。アヌティン氏首相就任。

(出所) 在タイ日本大使館ホームページより作成

第2章 政治、外交

1. 政体

1932年6月の立憲革命による臨時憲法公布以来、立憲君主政体をとっている。その後、数度にわたり憲法改正が行われたが、国王を国家元首とする民主政体に変化はない。同じ立憲君主制を敷く英国の制度を取り入れ、議会制民主主義の下で首相と内閣が政治運営を司る。国王は憲法に基づき任命権や解散権等を有するが、直接的な政治への関与は原則行わない。2014年5月22日のクーデター宣言後、当時の憲法が停止され、同年7月22日に暫定憲法が施行された。その後、2017年4月6日に新憲法が施行されている。1782年にラーマ1世により創設されたチャクリー朝の王室は、現在まで10代の国王により継承されている。日本の明治維新と相前後して、国王の指導の下で西洋列強諸国と修好条約を結びタイの植民地化を防ぎ、社会経済制度の改革を進めてきた歴史があり、国民の王室に対する信頼と尊崇の念は強固なものがある。

2. 元首

元首はマハ・ワチラロンコン・ボティンタラーーテーパヤワランクーン国王（ラーマ10世）。1952年7月28日生まれ。2016年10月13日のプミポン・アドゥンヤデート国王（ラーマ9世）崩御を受け、同年12月1日、新国王即位の要請を受諾し、10月13日に遡って即位した。

3. 首相

首相はアヌティン・チャーンウィラクン。1966年9月13日、中国広東省にルーツを持つバンコクのタイ華人家庭に生まれる。父はタイ有数の大手建設会社創業者であり、アピシット・ウェーチャチーワ政権下の内務大臣を歴任したチャワラット・チャーンウィラクン。1989年にニューヨークのホフストラ大学で産業工学の学士号を取得した後、タイの名門タマサート大学で経営学修士号（MBA）を取得。家業の建設会社で働き1995年には代表取締役に就任し、実業家としての経験を積んだ。1996年にプラチュアップ・チャイヤサン外務大臣（当時）の顧問に就任し、政界に入った。タクシン・シナワット元首相率いる「タイ愛国党」に参加し、タクシン政権下で、保健副大臣や商業副大臣といった要職を歴任した。2006年に軍事クーデターによりタクシン政権が崩壊し、党幹部として5年間の政治活動禁止処分を受けた。2012年に父チャワラット氏が党首を務めていた「タイ誇り党」に加わり、同年党首に選出された。2022年には保健相としてタイの大麻規制を緩和し医療目的の大麻使用を可能としたことで知られる。

ペートンターン氏が失職したことにより2025年9月5日にアヌティン氏が首相として選出された。9月7日のラーマ10世の承認及び任命により第32代首相に就任した。アヌティン氏の就任は長らくタイ政治に影響力を及ぼしていたシナワット一族以外の首相就任となる。

4. 内閣

内閣は国王によって任命された首相と副首相、最大 35 名の国務大臣（大臣・副大臣）によって構成される。2025 年 9 月 19 日に国王の任命を受けて、2025 年 9 月 24 日に改造内閣が発足した。改造内閣のメンバーは次表のとおり。

図表 2-1 アヌティン内閣 閣僚名簿（2025 年 9 月時点）

閣僚	閣僚（英語）	氏名
首相 兼 内務相	Prime Minister / Minister of Interior	Anutin Charnvirakul
副首相 兼 運輸相	Deputy Prime Minister / Minister of Transport	Phiphat Ratchakitprakarn
副首相	Deputy Prime Minister	Sophon Zaram
副首相	Deputy Prime Minister	Borwornsak Uwanno
副首相 兼 財務相	Deputy Prime Minister / Minister of Finance	Ekniti Nitathanprapas
副首相 兼 農業・共同組合相	Deputy Prime Minister / Minister of Agriculture and Cooperatives	Thammanat Prompao
副首相 兼 天然資源・環境相	Deputy Prime Minister / Minister of Natural Resources and Environment	Suchart Chomklin
首相府付大臣	Minister Attached to the Prime Minister's Office	Paradorn Prissanantakul
首相府付大臣	Minister Attached to the Prime Minister's Office	Supamas Isarabhakdi
首相府付大臣	Minister Attached to the Prime Minister's Office	Napintorn Srisunpang
首相府付大臣	Minister Attached to the Prime Minister's Office	Santi Piyatat
国防相	Minister of Defense	Gen Nattaphon Nakpanich
国防副大臣	Deputy Minister of Defense	Lt-Gen Adul Boonthamcharoen
財務副大臣	Deputy Minister of Finance	Vorapak Tanyawong
外務相	Minister of Foreign Affairs	Sihasak Phuangketkeow
観光・スポーツ相	Minister of Tourism and Sports	Atthakorn Sirilatthayakorn
社会開発・人間安全保障相	Minister of Social Development and Human Security	Akkara Prompao
高等教育・科学技術相	Minister of Higher Education, Science, Research and Innovations	Surasak Phancharoenworakul
農業・共同組合副大臣	Deputy Minister of Agriculture and Cooperatives	Amin Mayuso
農業・共同組合副大臣	Deputy Minister of Agriculture and Cooperatives	Nares Thumrongthipayakun
運輸副大臣	Deputy Minister of Transport	Manlikaa Jiraphanwanitch
デジタル経済社会相	Minister of Digital Economy and Society	Chaichanok Chidchob
エネルギー相	Minister of Energy	Atthapol Rerkpiboon
商務相	Minister of Commerce	Suphajee Suthumpun
内務副大臣	Deputy Minister of Interior	Songsak Thongsri
内務副大臣	Deputy Minister of Interior	Sakda Wichiensilp
内務副大臣	Deputy Minister of Interior	Sasithorn Kittidhrakul
法務相	Minister of Justice	Pol Lt-Gen Rutthapon Naowarat
労働相	Minister of Labor	Treenuch Thienthong
文化相	Minister of Culture	Sabeeda Thaised
教育相	Minister of Education	Narumon Pinyosinwat
教育副大臣	Deputy Minister of Education	Ong-art Wongprayoon
保健相	Minister of Public Health	Pattana Promphat
保健副大臣	Deputy Minister of Public Health	Vorachote Sukhonkajorn
工業相	Minister of Industry	Thanakorn Wangboonkongchana
工業副大臣	Deputy Minister of Industry	Yossing Liamlert

（出所）JETRO 資料より作成

5. 行政組織

タイの行政組織は高度に中央集権化されており、中央行政組織は1府19省より構成されている。

6. 地方行政制度

全国で77県に分かれており、更に、県 ⇒ 郡 ⇒ 区 ⇒ 村の地方行政単位で内務省により管轄される。県知事と郡長は内務大臣により任命される。そのほかに、県行政機構、自治市町、区行政機構、バンコク都、パタヤ特別市等の自治が認められる地方自治体が存在し、これらの首長は公選により選出される。ただし、パタヤ特別市は独自のシティ・マネージャー制がとられている。

7. 立法

タイの立法府は上院・下院の二院制である。2014年のクーデター後に施行された2014年暫定憲法（同年7月22日施行）では、議員数最大220名とする国民立法議会が設置され、新憲法が施行されるまでの間、上院・下院の役割を担っていたが、2017年4月6日の新憲法施行により、国民議会（上院・下院）が復活した。

なお、2017年憲法では5年間の経過規程として、上院（250議席）については軍部が実質的に指名できる制度が設けられ、下院（500議席）については、定数500のうち、小選挙区（350議席）と比例代表（150議席）に分かれる「小選挙区比例代表併用制」がとられていたが、2021年9月に上下院合同会議で2017年憲法の一部改正がなされ、選挙制度改革が行われた。これにより、「小選挙区比例代表併用制」から従前の「選挙区比例代表並立制」に戻し、下院の議席配分を小選挙区（400議席）と比例代表（100議席）に変更することとなった。2023年に施行された下院議員選挙法及び政党法（第2版）は、2021年の憲法改正に基づき選挙制度を変更し、小選挙区議員は350人から400人に増加、比例代表議員は150人から100人に減少した。投票は2票制となり、有権者は小選挙区候補と政党名簿にそれぞれ1票ずつ投じる。比例代表の議席は、政党が得た票数の割合に応じて配分される方法に変更された。

8. 政党

主な政党が2023年選挙で獲得した議席数は図表2-2のとおりである。2023年3月にタイ下院が解散され、総選挙が2023年5月投開票で行われた。革新的政策を掲げる当時野党であった前進党が151議席、タクシン元首相派の当時野党であるタイ貢献党が141議席とそれぞれ大躍進を遂げた。反対に、親軍部の国民国家の力党は議席を大きく減らした。

図表 2-2 タイの主な政党

政党名	2023年下院選挙 獲得議席数
前進党(MFP)	151
タイ貢献党(PDP)	141
タイ誇り党(BJT)	71
国民国家の力党(PPRP)	40
タイ団結国家建設党(UTN)	36
民主党	25
タイ国民発展党	10
民族党	9
その他	17
計	500

(出所) 各種資料より作成

9. 司法

タイの裁判所には、①通常の民事・刑事訴訟を担当する司法裁判所、②憲法問題を担当する憲法裁判所、③行政事件訴訟を担当する行政裁判所、④軍に関する訴訟を担当する軍事裁判所がある。一般的な訴訟案件を扱う①司法裁判所は、第一審裁判所、控訴裁判所（バンコク都と全国9管区の計10カ所）、最高裁判所の三審制をとっている。第一審裁判所としては、首都バンコクに民事裁判所、刑事裁判所、全国各地に少年家庭裁判所、簡易裁判所、県裁判所がそれぞれ設置されており、このほかにも、労働、租税、知的財産権・国際通商、破産等の諸問題に絡む訴訟を担当する裁判所として、特別に労働裁判所、租税裁判所、知的財産権・国際通商裁判所、破産裁判所の4つが設けられている。

訴訟の維持にあたっては、裁判所に対する手数料、弁護士費用、その他経費が掛かるため、少額事件の場合には経費倒れになる可能性もある。このため、労働事件や国際取引、破産事件等に絡む訴訟については、当事者双方の合意を前提にした一審限りの仲裁裁判所の制度が準備されており、迅速結審の措置がとられている。

10. 外交

伝統的に柔軟な全方位外交を基本とし、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations : ASEAN）加盟国として域内諸国との連携・協調を重視する一方、米国、中国、日本等、同地域に影響力を有する主要国と良好かつ安定的な関係を維持することに努めてきた。ASEANとの関係では、1967年のASEAN結成に参加し、以降ASEAN重視を基本方針として掲げ、1995年以降、ベトナム、次いでラオス、カンボジア、ミャンマーの参加への道を開き、ASEAN10カ国体制構築の推進力となった。2008～2012年にASEAN事務総長を務めたスリン・ピッスワン元タイ外務大臣は、ASEAN憲章の発効（2008年12月）や2015年のASEAN共同体設立に向けた活動等

で重要な役割を担った。また、日中韓を加えた ASEAN+3、アジア欧州会合（Asia-Europe Meeting : ASEM）、ASEAN 地域フォーラム（ASEAN Regional Forum : ARF）等、ASEAN 以外の諸国・地域との関係強化においても意欲的な活動を行ってきた。2021 年から 3 年間タイは ASEAN の対日調整国を務めて日本との関係強化に努めた。

対米関係では、ベトナム戦争の終結時や軍事政権の成立時、あるいは通貨・経済危機に際して、一時的に対米協調姿勢が冷え込むこともあったが次第に改善している。2023 年には米国との間での近代的外交関係樹立 190 周年を迎えた。また、安全保障上の協力関係の構築も進み、アジア太平洋地域で最大級の多国間共同訓練がタイ国内で例年開催されている。タイはアジアにおける平和と安定の基礎をなしているとして米国から評価されている。

对中国関係では、タイは、歴史的、人種的に中国に近い関係にあり、1975 年に対中国交が正常化した後、華僑問題や南沙諸島問題を抱えながらも、関係改善に力を入れてきた。また、ASEAN 与中国との関係強化においても中心的な役割を担ってきた。貿易に関しては、ASEAN10 カ国と中国との自由貿易協定（ASEAN China Free Trade Agreement : ACFTA）が 2010 年 1 月に発効している。2025 年 2 月にはペートンターン前首相が中国を公式訪問し、習近平国家主席・李強首相と会談を行った。北京での会談では「中国・タイ運命共同体」の深化を確認し、経済・インフラ・文化分野での協力強化を合意した。

日本との関係では、600 年にわたる交流の歴史を背景に、経済・貿易面に留まらず人的交流や地域開発等幅広い分野で協力関係が伝統的に継続されている。タイに対する政府開発援助（Official Development Assistance : ODA）のうち無償資金協力は原則終了したが、そのほか草の根無償・人間の安全保障資金協力、技術支援や円借款等を通じて経済協力が推進されている。2007 年 11 月に発効した日・タイ経済連携協定（Japan-Thailand Economic Partnership Agreement : JTEPA）では、貿易のみならず投資、政府調達、協力等幅広い分野における経済関係の強化が実現すると期待されている。また、1887 年に日タイ修好宣言に調印して近代的外交が開始されてから、2022 年で 135 周年を迎え、同年 5 月に岸田総理がタイを訪問しプラユット首相と会談したほか、同月中には国際交流会議「アジアの未来」に出席するため訪日したプラユット首相と再び日タイ首脳会談が行われた。同年 11 月には APEC 首脳・閣僚会議出席のため岸田総理及び林外務大臣がタイを訪問し、首脳会談において、両国関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることが合意された。2024 年 8 月のペートンターン政権発足後も国際会議の機会に首脳間・外相間で懇談が行われる等、日本とタイの間での友好的な外交関係は続いている。

隣接するインドシナ 4 カ国（Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam : CLMV）とマレーシアとの関係は、歴史的に複雑であり、麻薬、不法移民、少数民族（反政府活動）等の国境をまたぐ問題を抱えている。一方で、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの 5 カ国で経済協力を強化する動きもみられる。2018 年 5 月にはバンコクにて「エーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略会議（Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy : ACMECS）」が開催され、インフラ整備等に係る 2023 年までの中期計画（マスターplan）が採択された。これは経済回廊の完成や、通関ルールの共通化等における協力拡大を推進して、域内の貿易活性化を目指す取組となる。この取組も背景に、タイと CLMV4 カ国間における貿易は増加しており、タイ経済にとって CLMV 市場の重要性が高まっている。ミャンマーとの関係では、2021 年 2 月のミャンマーにおけるクーデター以降、ASEAN と協調しつつも、隣国としてミャンマーの安定化を最優先する二国間外交を展開している。カンボジアとの関係では、国境をめぐる対立が続いている。2025

年 5 月にはタイとカンボジア両軍が交戦し、同年 6 月にはタイ軍がカンボジアとの国境封鎖を発表した。同年 7 月 24 日には大規模な軍事衝突があり 7 月 28 日に両国首相による停戦合意が結ばれた。タイ・カンボジアの国境封鎖により物流への大きな影響があり、日系企業含めたタイ国内の製造業では、部品供給の遅延等により納期を守れず、操業停止や契約違反による賠償リスクが顕在化している。

タイ政府は、2024 年 6 月にロシアで開催された BRICS サミットにおいて BRICS 加盟意向を表明した。タイ外務省によると、タイが 2025 年 1 月 1 日から BRICS パートナー国として加入することがロシアから通知された。タイ政府は、BRICS 加盟の狙いとして、貿易、投資、金融、食糧安全保障、エネルギー安全保障の面で各国と協力を強化し、国際社会におけるタイの役割を強化すること等を掲げている。

なお、タイには、国連経済社会理事会の下部地域委員会の 1 つであるアジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific : ESCAP）本部事務局や、国連開発計画（United Nations Development Programme : UNDP）、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO）、国際労働機関（International Labour Organization : ILO）等多数の国際・国連機関地域事務所が設置されている。

11. 国防

国王が軍を統帥し、国軍最高司令官が陸・海・空軍を指揮する。徴兵制があり、対象は 21 歳以上の男性（志願の場合は 18 歳から）。配属先（陸軍・海軍・空軍）または徴兵免除がくじ引きで決定される。兵役義務は 2 年間。女性は徴兵の対象外であるが、志願することは可能である。

第3章 経済概況

1. 経済概観

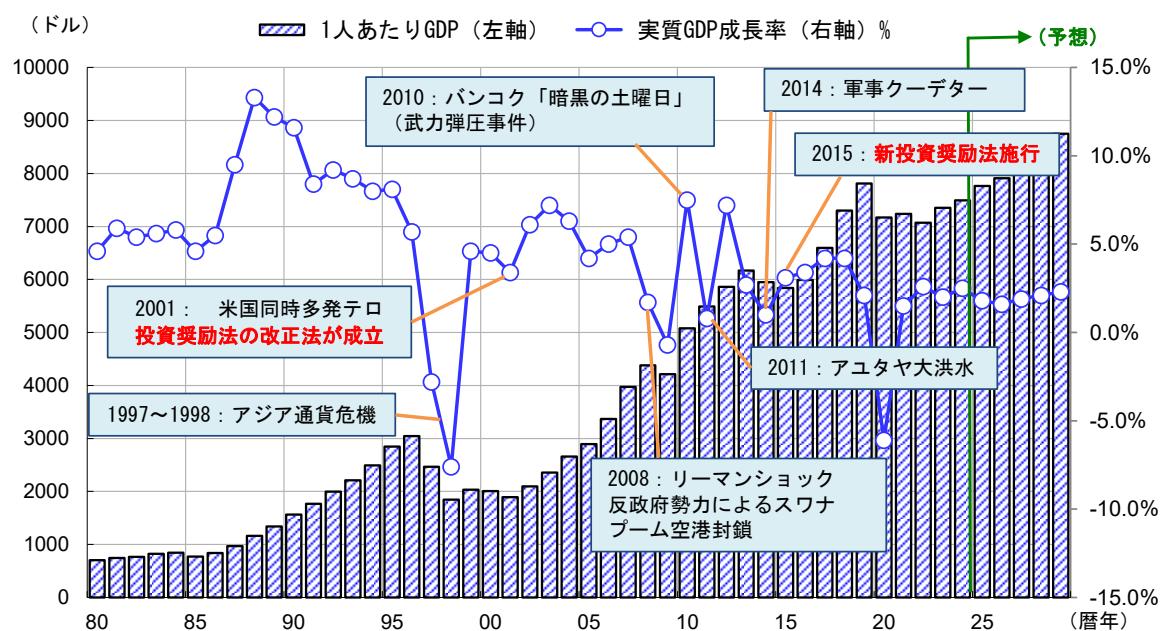
(1) タイ経済の歩み（1980～2000年）

タイの民間投資促進政策は、1954年の投資奨励法に始まる。その後、1960年には産業投資奨励法が制定、現在のタイ投資委員会（Board of Investment : BOI）の前身となる産業投資委員会（Board of Industrial Investment）が設立され、外資の導入が本格化する。

1980年代に入ると、バンコク首都圏から地方に企業進出を促すため、北部のランプーン県、南部のソンクラー県、中部のサムットサーコン県、東部のレムチャバン、マプタップット等の開発、工業団地の整備が進められた。1980年代後半には通貨バーツの切り下げやプラザ合意後の円高ドル安の進行を背景に、日本の製造企業によるタイへの進出が増え、実質経済成長率はそれまでの5%前後から10%前後に高まった。更に、1991年には東部のチョンブリー県にレムチャバン港が開港したこと、電気・電子産業を中心に工業化が進展し、高成長は1990年代前半まで続いた。1人あたり国内総生産（Gross Domestic Product : GDP）でみた所得水準は1980年の705ドルから1996年には3,044ドルにまで上昇した。

しかし、1997年7月にアジア通貨危機に見舞われたタイ経済は投資が急速に減速し、1997年、1998年の経済成長率は前年比▲2.7%、▲7.6%と1954年以来となるマイナス成長に陥り、1998年の1人あたりGDPは2,000ドルを下回った（1,846ドル）。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



（出所）IMF、National Economic and Social Development Boardより作成

(2) 世界金融危機、洪水、自動車購入促進策の反動に悩まされた 2000 年以降のタイ経済

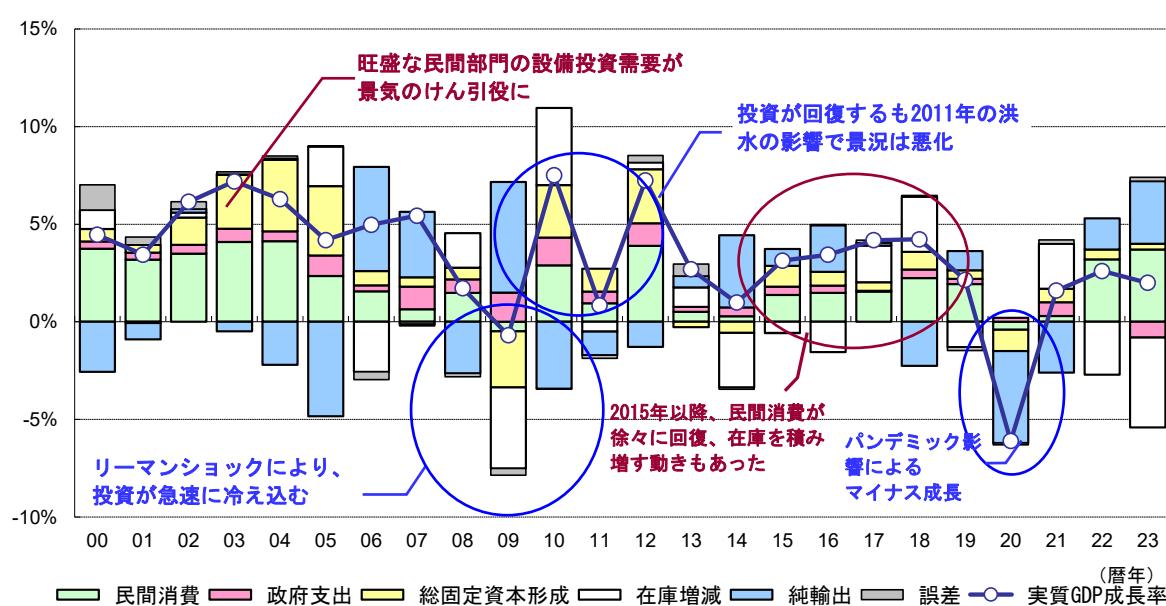
2000 年代に入ると、経済成長率は再び 5% 前後で推移したが、2008 年の世界金融危機（リーマンショック）、2011 年のタイ大洪水、2013 年以降の自動車購入促進策の反動が、タイ経済の成長率を押し下げてきた。

2008 年 9 月に発生したリーマンショックの影響が翌 2009 年にタイ経済にも及び、主要輸出品である自動車や電気製品の輸出が落ち込み、内需では在庫調整や設備投資需要が減少し、民間消費も前年割れとなつたことで、実質経済成長率は▲0.7% とアジア通貨危機時以来となるマイナス成長となった。2010 年には民間消費、設備投資等の総固定資本形成、在庫の積み増し等の内需が回復したこと、経済成長率は 7.5% と V 字回復を果たしたタイ経済だったが、2011 年後半にバンコク首都圏、中部、北部地方が洪水に見舞われ、同年第 4 四半期（10-12 月期）の経済成長率が▲4.0% になる等、再び景気は悪化した。

2012 年には洪水で被災した工場等の復旧に伴う投資需要や、当時のインラック首相が進めた自動車購入支援策に伴う消費需要の喚起により、成長率は 7.2% と高水準を記録した。しかし、結果的には需要の前倒しに伴う反動減が大きく、2016 年までは自動車販売台数は前年割れが続いた。幸い、輸出向けが増えたため自動車生産台数が 2014 年を底として回復に転じたこと等により、2015 年から 2018 年の経済成長率は前年を上回って推移した。特に 2016 年以降は、家計部門の消費支出（特に娯楽、ホテル・レストラン向け）が増加したことで、内需主導の緩やかな経済成長が続いた。

2020 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、成長率は 2009 年以来のマイナス成長となったものの、その後は政府によって導入された景気刺激策や行動制限の緩和とバーツ安による輸出増により 2021 年には底として回復に転じ、それ以降は停滞している。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



（出所）National Economic and Social Development Board より作成

2024年の実質GDP成長率は2.5%と、ほかの新興国に比べると低い水準にある。国際通貨基金(International Monetary Fund : IMF)の「World Economic Outlook」(2024年10月)に基づくと、2012年から2023年にかけてのタイの経済成長率は年率2.3%と、比較可能な世界219カ国・地域の中で132位である。また2024年にかけての経済成長率(同2.3)も同132位と予想されている。

新興国としては経済成長率が低いタイであるが、経済のファンダメンタルズは良好な状態にあると考えられる。特に2017年以降はコロナ禍を除いては失業率やインフレ率は1%前後の水準であり、国民の経済生活は比較的安定して推移してきた。両指標を合算した指数(失業率+インフレ率)は「悲惨指数(the misery index)」と呼ばれ、指数が「10」を上回ると国民の不満が高まると経済学の中では言われているが、タイは10年以上、「10」以下の水準で推移している。

タイ商工会議所大学の調査によると、2024年におけるタイの家計債務残高は1世帯当たり60万6,378バーツとなり、過去15年で最大の値となった。この値は2024年6月末時点でGDP比90.5%と、世界的にみても上位である。この背景には、2010年代の内需拡大政策と2020年から2022年ごろまで続いたコロナ禍が挙げられる。家計債務の悪化を受けて自動車ローンや住宅ローンの融資審査が厳格化されており、自動車販売の伸び悩みをはじめ、タイ経済全体に大きな影響を及ぼしている。

貿易収支については2015年以降黒字基調で推移しており、経常収支の黒字額は2019年時点で名目GDPの7%に達した。しかし、その後、コロナ禍の影響でタイのGDPの10%以上を占める観光が打撃を受けたことでサービス収支に影響が出たことから、経常収支は大きく落ち込んだ。2023年以降は観光業の回復に伴い経常収支も回復傾向にある。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
名目GDP	億ドル	4,011	4,135	4,565	5,065	5,440	5,003	5,063	4,956	5,159	5,264
1人あたりGDP	ドル	5,840	5,993	6,594	7,299	7,813	7,170	7,236	7,073	7,351	7,492
実質GDP成長率	%	3.1	3.4	4.2	4.2	2.1	-6.1	1.6	2.6	2.0	2.5
人口	万人	6,872	6,897	6,921	6,943	6,963	6,980	6,995	7,008	7,018	7,027
失業率	%	0.60	0.69	0.83	0.77	0.72	1.10	1.22	0.94	0.73	0.69
消費者物価上昇率	%	-0.9	0.2	0.7	1.1	0.7	-0.8	1.2	-1.6	8.5	1.4
輸出額	億ドル	2,143	2,154	2,366	2,530	2,463	2,316	2,720	2,874	2,851	3,007
輸入額	億ドル	2,027	1,942	2,215	2,482	2,363	2,062	2,673	3,010	2,885	3,055
貿易収支	億ドル	117	212	151	48	100	255	47	-136	-34	-48
経常収支	億ドル	278	434	440	285	383	209	-107	-172	74	113
直接投資流入額	億ドル	89	35	83	137	55	-43	154	119	65	101
外貨準備高	億ドル	1,493	1,641	1,940	1,970	2,146	2,460	2,248	1,956	2,016	2,108
為替レート(年平均)	バーツ/ドル	34.25	35.30	33.94	32.31	31.05	31.29	31.98	35.06	34.80	35.29

(出所) IMF、ILO、Ministry of Commerce、タイ中央銀行より作成 2024年実質GDP成長率は予測値

(3) 「ゾーン制」から「産業の高度化」への政策シフトと「東部経済回廊」に注目

今後のタイ経済の注目点に、①地域の経済発展格差解消を企図した従来の「ゾーン制」から「産業の高度化」への投資奨励策の転換、②東部3県(チョンブリー、ラヨーン、チャチュンサオ)にまたがる経済特区「東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)」の開発、が挙げられる。

タイの投資奨励策は、2015年にそれまでの地方振興に寄与する事業への恩典付与から産業の高度化に寄与する業種への付与に変更された。

2017年には高度産業の呼び込みを更に強化するため、1月に改正投資奨励法を施行し、2月には特定産業競争力強化法を施行した。これらの政策により、バイオ、ナノ、先端技術、デジタルの各テクノロジーの事業（8類）に係る法人税の免除期間は最長8年間から同13年となる等、投資優遇は厚くなった。

また、2022年10月には、BOIが2023年から2027年までの5年間を対象とする新たな投資奨励策となる「5カ年投資促進戦略」を公表し、イノベティブ、コンペティティブ、インクルーシブという3つのコンセプトの下、国家として長期的に競争力を向上するための「新しい経済」の構築を目指すとした。この新たな投資奨励策については、同年11月にその概要が、同年12月に業種別の恩典が発表され、2023年1月3日から有効となっている（図3-4参照）。

地域では、EECへの投資促進策が2017年2月に発表され、2018年5月には「東部経済回廊特別法」が施行された。これにより、投資地域と投資事業内容を基とする法人税の免除期間が規定された（「第9章主要投資インセンティブ」参照）。最も投資優遇が厚いのが、EEC内の特別区（EECi：イノベーション特別区、EECd：デジタルパーク・タイランド、EECa：東部航空都市）に入居し、上記「8類」に該当する事業を行う場合で、法人税免除期間は最大13年間（免除の上限額無し）となっている。投資優遇を受けられる他の産業には、①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の12産業が挙げられている。また、EEC内の21カ所の指定工業団地は、EEC特別区より優遇内容は若干劣るが、その他の工業団地よりも厚い優遇が付与されることとなっている（「第9章主要投資インセンティブ」参照）。

図表 3-4 近年のタイの投資奨励策

時期	主な内容
2015/1	改正投資奨励策の施行 → 地域分散政策（ゾーン制）から、業種の重要度により恩典を付与する制度に変更 <ul style="list-style-type: none"> 1. 従前の投資奨励業種の見直し <ul style="list-style-type: none"> (A) 法人税減免を含む恩典付与する業種(A1、A2、A3、A4)、(B) 法人税減免以外の恩典を付与する業種 (B1、B2) に分類 2. 法人税減免期間はA1が8年（上限なし）、A2が8年（土地代・運転資金を除く投資金額を上限）、A3が5年、A4が3年 3. 対象業種は2015年11月に改正、2016年4月に奨励策が発表される
2017/1	投資奨励策の改正 → ハイテク産業や研究開発の法人税の免除期間を現行の8年から最長13年に延長 <ul style="list-style-type: none"> 1. BOIが定める高度な技術（※「ターゲット・コア・テクノロジー」）や技術革新を利用する事業、研究開発事業が対象 2. プロジェクトの価値に応じて追加恩典を付与（例、高度技術研修への投資額または費用の200%分を免税上限額に追加） <ul style="list-style-type: none"> ※ バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材テクノロジー、デジタルテクノロジー中の41業種
2017/2	東部経済回廊（EEC）への投資促進策を発表 <ul style="list-style-type: none"> 1. EEC地域をレベルアップする事業として、①高度技術を使用する特定産業、②インフラ整備やロジスティクス整備事業、③観光地開発事業、④研究開発事業と技術分野をサポートするサービス業を重点的に促進 2. 既に法人税を免除されたEEC地区のグループA企業に、更に5年間の法人税50%減税の権利を付与（2017年中の申告必要） 3. EECの特別促進地区での戦略的プロジェクトの場合、特定産業競争力強化法により、最長15年の法人税免除と補助金を付与
2018/5	タイ政府が東部経済回廊（EEC）特別法を施行 <ul style="list-style-type: none"> 1. EEC内の特別経済促進地区（EECiやEECdなど）や重点的に誘致を図る産業の決定等、投資誘致政策を決定する政府機関として、首相をトップとするEEC委員会とEEC事務局を設置 2. 通常の投資恩典に加え、さらに5年間法人税を50%減免（2019年12月30日までにBOIに申請必要）
2019/12	タイ投資委員会（BOI）が、EECにおける新たな投資恩典を開始 <ul style="list-style-type: none"> 1. EEC内に投資する企業が教育機関と連携し、科学技術分野の人材育成を行う場合、通常の恩典に加え、さらに3年間の法人税50%減免、または2年間の法人税免除（2021年末までにBOIに申請必要） 2. EEC内の特別経済促進地域（EECiやEECdなど）への投資は、企業が人材育成をしない場合でも、通常の恩典に加え、さらに2年間の法人税50%減免、または1年間の法人税免除
2022/10	タイ投資委員会（BOI）が、新たな5ヵ年投資促進戦略（2023~27年）を発表 <ul style="list-style-type: none"> 1. イノベーティブ、コンペティティブ、インクルーシブというコンセプトで、以下7つの方法により、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築する <ul style="list-style-type: none"> 1) ポテンシャルがあり、サプライチェーン強靭化に貢献する新産業構築、既存産業高度化 2) 産業のスマート化、サステナブル化 3) 國際ビジネスの拠点と、地域の貿易投資のゲートウェイとしてのタイの機能強化 4) 中小企業、スタートアップの競争力強化 5) 国内各地域の特性を踏まえた投資の奨励と均衡ある発展 6) 地域社会（コミュニティ）の発展につながる投資の奨励 7) 競争力のあるタイ企業の海外投資支援
2022/11	タイ投資委員会（BOI）が、新たな投資奨励策の概要を発表（2023年1月より有効） <ul style="list-style-type: none"> 1. 国家の発展に重要な産業への投資奨励措置 2. 競争力創出のための投資奨励措置 3. 既存の事業拠点の継続、拡大のための投資奨励措置 4. ビジネス拠点移管を奨励する措置 5. 新型コロナウイルスの影響などの経済回復期間における投資刺激措置 6. スマート、サステナブル産業を推進する奨励措置 7. 中小企業投資奨励措置 8. ターゲット地域（経済特区など）への投資奨励措置 9. 新産業への投資奨励（対象7分類から10分類への拡大） 10. 恩恵等級として、既存の最上位「A1」（法人税8年免除）の上に新たに「A1+」を追加し、10~13年の法人税を減免

(出所) BOI ウェブサイト、JETRO ウェブサイト、NNA 記事を基に作成

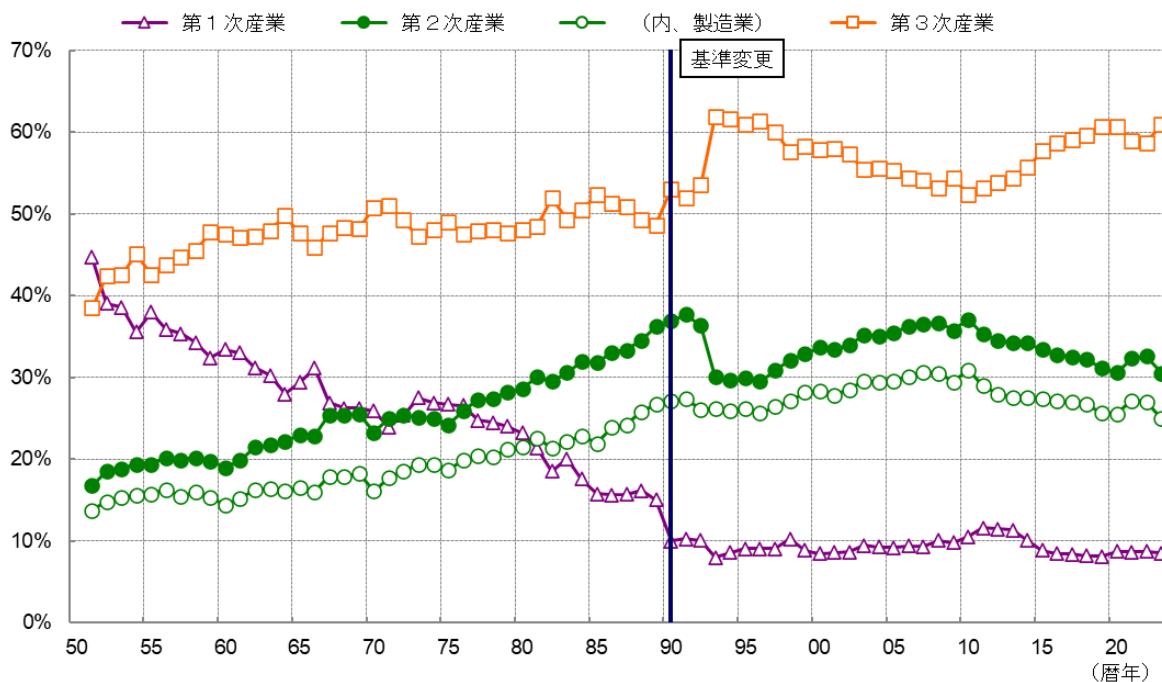
2. 産業構造

1950 年代前半のタイ経済の産業構造をみると、第 1 次産業と第 3 次産業が GDP 全体の各 4 割、第 2 次産業は同 2 割を占めていた。名目 GDP の基準が 1990 年に変更となったため、産業別構成比の連続性を判断するには留意が必要だが、産業の主役は第 1 次産業から第 2 次、第 3 次産業に完全にシフトしている。2023 年の構成比は第 1 次産業が 8.6%、第 2 次産業が 30.5%（内、製造業が 25.0%）、第 3 次産業が 60.9% となっており、第 3 次産業の比率は年々高まっている。

ただし、1951 年から 2023 年までの長期間（73 年）でみると、産業構成比のシフトには時代ごとに特徴が異なっている。例えば、1951 年から 1989 年にかけては、「経済の工業化」の時代であった。第 1 次産業の比率の低下（44.7%→15.1%）が第 2 次、第 3 次産業の上昇となつたが、第 3 次産業よりも第 2 次産業の上昇幅の方が大きかった。

基準変更があった 1990 年以降は農林水産業の衰退は一巡し、以降、今日に至るまで第 1 次産業の構成比は 10% を下回る比率に推移してきている。他方、第 2 次産業と第 3 次産業の動きをみると、1990 年代にはそれほど大きな変化はなかったものの、2000 年代は第 2 次産業が上昇し、2010 年代は第 3 次産業が上昇している。第 3 次産業は 2000 年から 2010 年にかけて▲5.5 ポイントと低下した後、2023 年にかけては+8.5 ポイントと回復に転じており、全体でみれば「経済のソフト化・サービス化」が進展していることが窺える（図表 3-5）。

図表 3-5 第 1~3 次産業の構成比の推移



（出所）National Economic and Social Development Board より作成

2023 年と 2013 年の産業別 GDP の構成比をみると（図表 3-6）、第 1 次産業（▲3.4 ポイント）と第 2 次産業（▲5.5 ポイント）から第 3 次産業（+5.8 ポイント）へのシフトが窺える。

第1・2次産業では、特に製造業（▲3.8 ポイント）と鉱業・採石業（▲2.2 ポイント）の低下が顕著である。また、第3次産業では運輸・倉庫（▲0.6 ポイント）が芳しくないが、卸売・小売（+2.2 ポイント）と金融・保健（+2.1 ポイント）が伸びている。

製造業を全体（100%）としてみると、石炭・石油（+5.4 ポイント）、アパレル（+0.7 ポイント）が伸び、情報通信機械（▲1.6 ポイント）は芳しくない。

なお、製造業内のセクター構成比を比較する場合、名目ベースと実質ベースとでは動きが異なるセクターがある点は留意が必要である（図表3-7）。例えば、石炭・石油は名目では+6.0 ポイント上昇したが、物価変動を除いた実質ベースでは+0.7 ポイントの上昇となっている。対照的に、情報通信機械では名目では▲2.7 ポイント低下したが、実質では▲1.1 ポイントの低下に留まっている。これらは、石炭・石油セクターは原油等のエネルギー市況の影響を受けやすいこと、情報通信機械では機能向上により実質の方が名目よりも付加価値が大きくなる傾向にあることによる。

図表 3-6 産業別 GDP（名目）の構成比

(金額：10億バーツ)	名目GDP			構成比		
	2013	2023	(年率)	2013	2023	(差分)
全体	11,307	16,167	3.6%	(100.0%)	(100.0%)	-
第1次産業	1,462	1,537	0.5%	(12.9%)	(9.5%)	(-3.4%)
第2次産業	4,766	5,922	2.2%	(42.1%)	(36.6%)	(-5.5%)
鉱業・採石業	497	352	-3.4%	(4.4%)	(2.2%)	(-2.2%)
製造業	3,563	4,485	2.3%	(31.5%)	(27.7%)	(-3.8%)
公益業	361	645	6.0%	(3.2%)	(4.0%)	(+0.8%)
建設業	345	440	2.5%	(3.0%)	(2.7%)	(-0.3%)
第3次産業	6,687	10,496	4.6%	(59.1%)	(64.9%)	(+5.8%)
卸売・小売	1,729	2,834	5.1%	(15.3%)	(17.5%)	(+2.2%)
運輸・倉庫	694	899	2.6%	(6.1%)	(5.6%)	(-0.6%)
ホテル・フードサービス	473	959	7.3%	(4.2%)	(5.9%)	(+1.7%)
情報・通信	291	506	5.7%	(2.6%)	(3.1%)	(+0.6%)
金融・保険	871	1,593	6.2%	(7.7%)	(9.9%)	(+2.1%)
不動産	319	458	3.7%	(2.8%)	(2.8%)	(+0.0%)
専門・科学・技術サービス	267	307	1.4%	(2.4%)	(1.9%)	(-0.5%)
行政サービス	234	239	0.2%	(2.1%)	(1.5%)	(-0.6%)
公務・国防・社会保障	766	1,105	3.7%	(6.8%)	(6.8%)	(+0.1%)
教育	528	757	3.7%	(4.7%)	(4.7%)	(+0.0%)
保健衛生・社会活動	251	473	6.5%	(2.2%)	(2.9%)	(+0.7%)
芸術・娯楽	65	118	6.1%	(0.6%)	(0.7%)	(+0.2%)
その他サービス	175	215	2.1%	(1.6%)	(1.3%)	(-0.2%)
雇主としての世帯活動等	23	32	3.3%	(0.2%)	(0.2%)	(-0.0%)

（出所）National Economic and Social Development Board より作成

図表 3-7 名目と実質でみた製造業内セクターの構成比

(金額 : 10億バーツ)	名目 G D P 構成比			実質 G D P 構成比			名目一実質 (差分)
	2013	2023	(差分)	2013	2023	(差分)	
製造業	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-
食品	14.6%	16.0%	(+1.4%)	12.4%	13.3%	(+0.9%)	(+0.5%)
飲料	7.3%	7.3%	(-0.0%)	7.5%	7.5%	(-0.1%)	(+0.1%)
タバコ	1.7%	0.6%	(-1.1%)	1.4%	0.5%	(-0.8%)	(-0.2%)
繊維	3.4%	1.6%	(-1.8%)	3.8%	2.1%	(-1.7%)	(-0.0%)
アパレル	2.1%	1.5%	(-0.6%)	3.2%	1.8%	(-1.4%)	(+0.7%)
皮革製品	1.1%	1.1%	(-0.0%)	1.4%	1.6%	(+0.2%)	(-0.2%)
木製品	1.1%	1.4%	(+0.3%)	1.1%	1.6%	(+0.5%)	(-0.1%)
紙・紙製品	1.4%	1.3%	(-0.1%)	1.7%	1.7%	(-0.0%)	(-0.1%)
印刷・出版	0.3%	0.2%	(-0.1%)	0.3%	0.3%	(-0.1%)	(-0.0%)
石炭・石油	6.7%	12.7%	(+6.0%)	4.3%	5.0%	(+0.7%)	(+5.4%)
化学	7.8%	8.9%	(+1.1%)	5.9%	6.6%	(+0.7%)	(+0.4%)
医薬品	0.9%	1.5%	(+0.6%)	1.2%	2.3%	(+1.1%)	(-0.5%)
ゴム・プラスチック	7.0%	6.2%	(-0.8%)	5.5%	5.1%	(-0.4%)	(-0.5%)
窯業・土石	4.3%	3.5%	(-0.7%)	4.6%	4.0%	(-0.5%)	(-0.2%)
鉄鋼・非鉄金属	1.8%	1.4%	(-0.4%)	1.8%	1.7%	(-0.1%)	(-0.3%)
金属製品	2.8%	3.1%	(+0.3%)	2.8%	3.5%	(+0.7%)	(-0.4%)
情報通信機械	9.7%	7.0%	(-2.7%)	11.3%	10.3%	(-1.1%)	(-1.6%)
電気機械	4.6%	4.8%	(+0.1%)	5.2%	5.4%	(+0.2%)	(-0.1%)
その他機械	4.3%	3.9%	(-0.4%)	5.2%	5.4%	(+0.2%)	(-0.6%)
自動車	9.5%	8.2%	(-1.3%)	11.8%	10.7%	(-1.1%)	(-0.2%)
その他輸送機器	2.4%	2.3%	(-0.1%)	3.2%	2.9%	(-0.3%)	(+0.2%)
家具	0.9%	0.8%	(-0.1%)	0.9%	0.9%	(-0.1%)	(-0.1%)
その他製造品	4.1%	4.4%	(+0.2%)	3.0%	3.2%	(+0.2%)	(+0.0%)
設備の設置、補修	0.0%	0.0%	(+0.0%)	0.1%	0.1%	(+0.0%)	(-0.0%)
小計	100.0%	100.0%	-	99.5%	97.4%	(-2.1%)	(+2.1%)

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

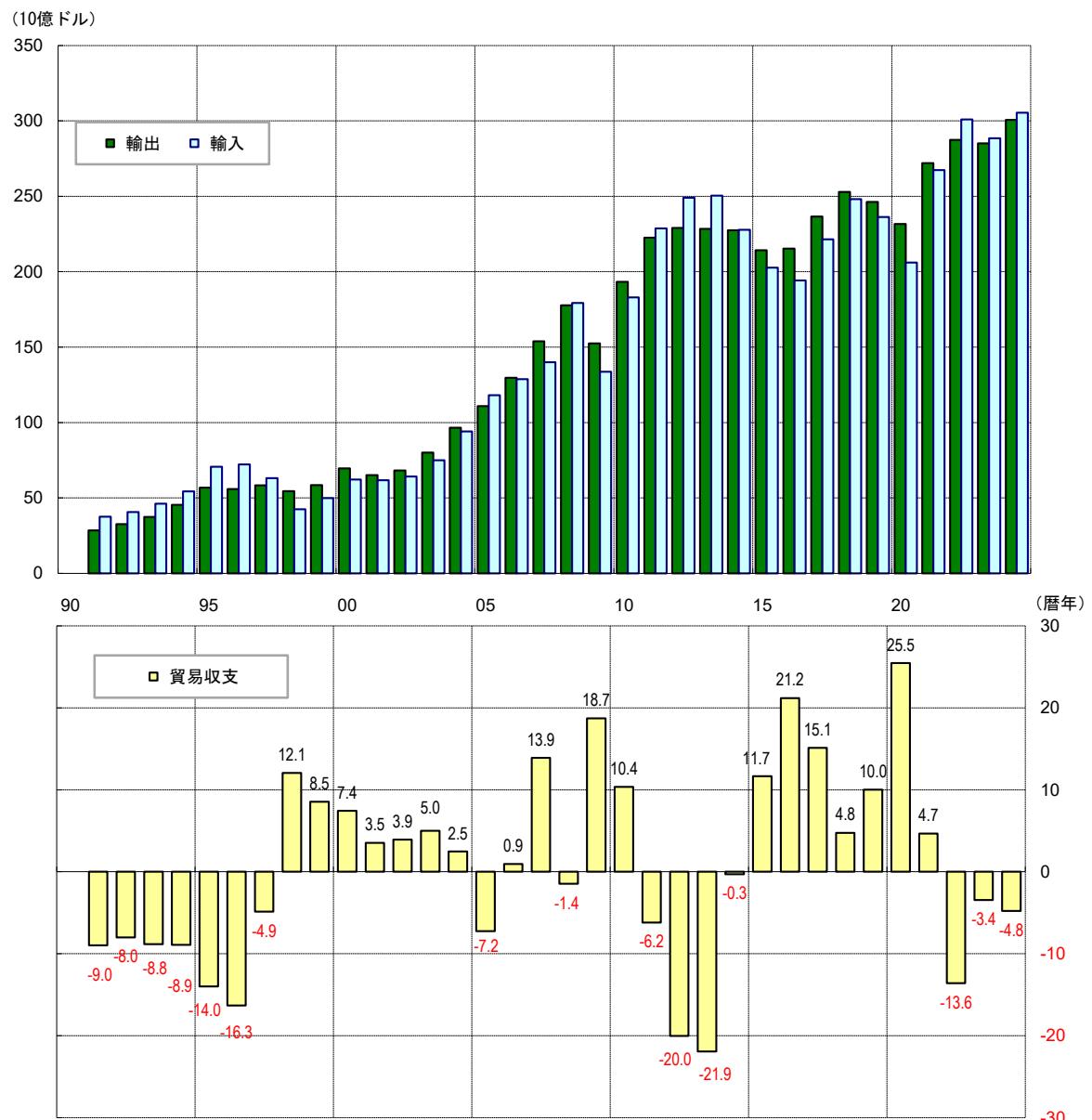
3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

1997 年のアジア通貨危機までのタイでは貿易赤字が続いていたが、通貨バーツが減価したことでの貿易収支は改善した。以降の貿易収支は、原油価格等のエネルギー市況に左右されている。1998 年から 2024 年の貿易収支は基調としては黒字であるが、石油製品等の輸入量が増えた 2005 年、原油価格が急騰した 2008 年や高止まりした 2011～2014 年、コロナ禍以降の 2022～2024 年の時期は赤字となっている（図表 3-8）。

ドル建てでみた輸出入額はバーツ安や原油価格の下落で 2012～2013 年を境に減少したが、輸出は 2015 年、輸入は 2016 年を底として増加に転じた。2020 年は、新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の減速により輸出は減少したが、その減少幅を上回る規模で輸入が減少し、貿易収支が大幅な黒字となった。その後、2022 年以降はタイにとって大きな輸出相手国である中国の景気低迷に伴い、貿易赤字が続いている。

図表 3-8 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) Ministry of Commerce より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

国際連合貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD）の統計によると、2023年の輸出額は2,810億ドル。セグメント別にみた主な輸出分野は自動車・バイク等を含む「機械類・輸送用機器」の構成比が42.2%と全体の半分近くを占めている。次いで「食料品・動物」（同14.5%）、「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）」（同12.9%）の輸出額が多く、これら3分野で全体の約7割を占めている。また、原油価格に左右される「石油・同製品」やプラスチック等の「化学製品」が、2018年と2021年の原油価格上昇によって輸出額が増加したことも寄与している。

2023年時点での輸出額が100億ドル以上ある分野の内、2013年からの10年間で特に堅調に伸びてきたのが、「機械類・輸送用機器」に含まれる「自動車・バイク等」、「電気機器」と、「食料品・動物」に含まれる「果実・野菜」である。これらの3品目だけで、2018年からの輸出額の増加分（285億ドル）の36%（101億ドル）を占めている。

図表 3-9 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸出総額	228,527 (100.0%)	227,573 (100.0%)	214,309 (100.0%)	215,387 (100.0%)	236,634 (100.0%)	252,485 (100.0%)	233,674 (100.0%)	231,388 (100.0%)	266,675 (100.0%)	283,821 (100.0%)	280,993 (100.0%)
食料品・動物	27,247 (11.9%)	28,788 (12.6%)	27,093 (12.6%)	26,957 (12.5%)	29,594 (12.5%)	31,218 (12.4%)	31,033 (13.3%)	30,652 (13.2%)	32,618 (12.2%)	36,433 (12.8%)	40,645 (14.5%)
魚介類・同調製品	6,927	6,419	5,481	5,630	5,866	5,867	5,618	5,467	5,106	5,461	6,046
穀物・同調製品	5,343	6,463	5,482	5,424	6,243	6,692	5,278	4,808	4,564	5,248	6,225
果実・野菜	4,428	4,962	5,224	5,205	5,824	5,975	6,558	7,156	9,917	9,741	11,423
飲料・たばこ	1,282 (0.6%)	1,441 (0.6%)	1,515 (0.7%)	1,642 (0.8%)	1,765 (0.7%)	2,019 (0.8%)	2,298 (1.0%)	2,071 (0.9%)	2,099 (0.8%)	2,153 (0.8%)	2,062 (0.7%)
食料に適さない原材料	12,210 (5.3%)	10,233 (4.5%)	9,166 (4.3%)	9,383 (4.4%)	12,966 (5.5%)	11,778 (4.7%)	10,366 (4.4%)	9,839 (4.3%)	13,434 (5.0%)	14,288 (5.0%)	11,840 (4.2%)
生ゴム（合成ゴム含む）	8,453	6,328	5,612	5,666	8,535	7,086	6,335	5,982	7,823	8,125	6,700
鉱物性燃料等	14,316 (6.3%)	11,984 (5.3%)	8,441 (3.9%)	6,269 (2.9%)	8,263 (3.5%)	10,658 (4.2%)	8,491 (3.6%)	6,185 (2.7%)	9,633 (3.6%)	11,019 (3.9%)	10,177 (3.6%)
石油・同製品	13,968	11,802	8,204	6,072	7,937	10,242	8,091	5,818	9,263	10,608	9,701
動植物性油脂	817 (0.4%)	589 (0.3%)	345 (0.2%)	329 (0.2%)	694 (0.3%)	689 (0.3%)	550 (0.2%)	582 (0.3%)	1,511 (0.6%)	2,167 (0.8%)	1,267 (0.5%)
化学製品	24,363 (10.7%)	24,716 (10.9%)	20,765 (9.7%)	19,775 (9.2%)	22,030 (9.3%)	26,538 (10.5%)	24,180 (10.3%)	21,496 (9.3%)	28,417 (10.7%)	28,152 (9.9%)	27,504 (9.8%)
プラスチック（成型前）	8,956	9,690	8,261	7,717	8,674	10,330	9,173	7,972	11,070	10,528	10,113
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	29,585 (12.9%)	28,692 (12.6%)	26,987 (12.6%)	26,497 (12.3%)	29,154 (12.6%)	31,886 (13.0%)	30,326 (12.0%)	27,699 (12.9%)	34,452 (12.8%)	36,223 (12.9%)	36,139 (12.9%)
ゴム製品	7,431	6,873	5,858	5,611	6,685	7,348	7,840	7,302	8,812	9,137	10,017
非金属鉱物製品	4,751	5,384	5,320	5,184	5,301	5,616	5,413	3,807	4,526	5,700	5,389
金属製品	6,009	5,766	6,288	6,017	5,931	6,525	5,625	5,801	6,686	6,612	7,186
機械類・輸送用機器	95,396 (41.7%)	97,868 (43.0%)	96,120 (44.9%)	97,565 (45.3%)	105,827 (44.7%)	111,617 (44.2%)	96,235 (41.2%)	98,723 (42.7%)	118,060 (44.3%)	123,921 (43.7%)	118,662 (42.2%)
原動機	5,174	5,482	5,094	5,497	6,120	7,100	5,561	5,187	5,818	5,921	6,341
その他産業機械・部品	10,516	11,082	10,968	11,439	11,642	12,711	11,516	11,517	13,771	14,326	14,493
事務用機器・コンピュータ	18,041	18,383	18,083	16,781	19,479	20,478	17,634	19,433	22,191	19,864	19,629
通信・音響機器	8,989	9,042	8,403	7,467	7,569	7,869	6,505	7,238	8,432	12,403	9,947
電気機器	21,277	22,322	22,215	23,431	26,038	26,727	23,644	26,272	30,729	33,072	30,977
自動車・バイク等	25,952	25,796	26,732	27,765	28,518	30,532	26,284	22,860	31,263	31,121	30,957
雑製品	19,974	20,442	20,021	19,650	20,533	21,596	22,269	20,677	22,552	22,583	24,419
その他	3,339 (1.5%)	2,819 (1.2%)	3,856 (1.8%)	7,321 (3.4%)	5,808 (2.5%)	4,486 (1.8%)	7,926 (3.4%)	13,465 (5.8%)	3,900 (1.5%)	6,881 (2.4%)	8,279 (2.9%)

（出所）UNCTAD Statより作成

一方、2023年の輸入額は2,943億ドル。輸入においても、セグメント別では輸出同様に「機械類・輸送用機器」が最も多く、輸入全体の3分の1（33.3%）を占めている。次いで、「鉱物性燃

料等」（同 17.3%）、「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）」（同 16.7%）が続いている。

2023 年時点で輸入額が 100 億ドル以上ある分野の内、2013 年からの 10 年間で堅調に伸びてきたのが、「機械類・輸送用機器」に含まれる「電気機器」と「その他産業機械・部品」、「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）」中の「非鉄金属」と「金属製品」である。これらの 4 品目は、2018 年からの輸入額の増加分（451 億ドル）の 34%（155 億ドル）を占めている。

図表 3-10 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸入総額	250,708 (100.0%)	227,932 (100.0%)	202,642 (100.0%)	194,190 (100.0%)	221,514 (100.0%)	249,174 (100.0%)	216,805 (100.0%)	207,696 (100.0%)	268,205 (100.0%)	305,724 (100.0%)	294,272 (100.0%)
食料品・動物	10,869 (4.3%)	10,500 (4.6%)	10,646 (5.3%)	10,931 (5.6%)	11,680 (5.3%)	12,497 (5.0%)	11,648 (5.4%)	13,154 (6.3%)	14,538 (5.4%)	16,044 (5.2%)	18,196 (6.2%)
魚介類・同調製品	3,149	2,708	2,483	2,984	3,430	3,786	3,223	3,474	3,640	4,288	4,051
飼料	2,261	2,502	2,084	1,965	2,129	2,295	2,107	2,019	2,513	2,712	3,362
飲料・たばこ	548 (0.2%)	560 (0.2%)	530 (0.3%)	546 (0.3%)	555 (0.3%)	673 (0.3%)	671 (0.3%)	571 (0.3%)	567 (0.2%)	723 (0.2%)	736 (0.3%)
食料に適さない原材料	6,071 (2.4%)	6,188 (2.7%)	5,547 (2.7%)	5,438 (2.8%)	6,296 (2.8%)	6,683 (2.8%)	5,707 (2.6%)	5,994 (2.9%)	9,308 (3.5%)	9,048 (3.0%)	9,398 (3.2%)
鉱物性燃料等	52,183 (20.8%)	48,079 (21.1%)	30,288 (14.9%)	24,008 (12.4%)	30,145 (13.6%)	42,041 (16.9%)	34,552 (15.9%)	28,720 (13.8%)	41,170 (15.4%)	63,500 (20.8%)	50,839 (17.3%)
石油・同製品	43,337	39,441	22,992	18,589	23,714	33,913	26,865	21,543	31,411	45,980	40,484
天然ガス・製造ガス	6,891	6,586	5,387	3,217	3,821	5,058	5,083	4,079	5,929	12,760	6,420
動植物性油脂	312 (0.1%)	373 (0.2%)	327 (0.2%)	340 (0.2%)	416 (0.2%)	354 (0.1%)	287 (0.1%)	366 (0.2%)	453 (0.2%)	540 (0.2%)	505 (0.2%)
化学製品	23,592 (9.4%)	23,455 (10.3%)	21,684 (10.7%)	21,349 (11.0%)	23,962 (10.8%)	26,910 (10.8%)	23,287 (10.8%)	23,630 (11.4%)	32,493 (12.1%)	34,469 (11.3%)	34,935 (11.9%)
有機化合物	4,813	4,813	3,879	3,542	4,050	4,728	3,731	3,832	5,410	5,474	5,488
プラスチック（成型前）	4,368	4,236	3,899	3,900	4,205	4,778	3,975	3,870	5,370	5,550	5,849
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	40,711 (16.2%)	37,697 (16.5%)	34,694 (17.1%)	34,207 (17.6%)	39,139 (17.7%)	43,157 (17.3%)	37,827 (17.4%)	34,404 (16.6%)	48,603 (18.1%)	50,381 (16.5%)	49,040 (16.7%)
鉄鋼	15,110	13,196	10,696	10,421	11,110	13,331	11,702	9,977	15,760	15,419	14,703
非鉄金属	7,584	7,011	6,361	6,211	7,762	8,716	7,390	6,930	11,272	11,660	10,372
金属製品	7,556	7,545	8,132	8,071	9,043	8,845	7,668	7,390	9,235	9,526	9,996
機械類・輸送用機器	86,427 (34.5%)	79,709 (35.0%)	76,544 (37.8%)	75,808 (39.0%)	81,679 (36.9%)	86,629 (34.8%)	76,221 (35.2%)	76,680 (36.9%)	92,984 (34.7%)	98,765 (32.3%)	98,139 (33.3%)
原動機	7,334	6,761	6,561	7,070	6,825	7,346	6,163	5,492	6,228	6,518	6,819
その他産業機械・部品	11,116	10,956	10,077	9,958	9,884	10,547	10,259	9,897	11,833	11,683	12,669
事務用機器・コンピュータ	8,261	7,890	7,492	6,613	9,432	10,559	8,715	8,783	10,063	8,101	8,813
通信・音響機器	8,684	8,966	9,251	9,174	8,277	8,416	7,184	7,608	9,260	9,906	9,695
電気機器	24,713	24,804	24,514	24,775	27,268	29,881	26,182	29,525	36,601	42,631	40,485
自動車・バイク等	11,115	8,084	7,835	8,922	8,851	9,881	9,294	7,830	9,898	10,958	10,261
雑製品	15,013 (6.0%)	14,757 (6.5%)	15,149 (7.5%)	15,531 (8.0%)	16,583 (7.5%)	18,877 (7.6%)	19,851 (9.2%)	19,131 (9.2%)	19,735 (7.4%)	20,799 (6.8%)	23,209 (7.9%)
その他	14,982 (6.0%)	6,613 (2.9%)	7,232 (3.6%)	6,031 (3.1%)	11,060 (5.0%)	11,352 (4.6%)	6,754 (3.1%)	5,045 (2.4%)	8,352 (3.1%)	11,451 (3.7%)	9,277 (3.2%)

（出所）UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2023年の主な輸出相手国は、①米国（構成比：17.0%）、②中国（同 12.0%）、③日本（同 8.7%）、④マレーシア（同 4.2%）、⑤ベトナム（同 4.0%）である。中国の比率は2013年時点では米国を上回っていたが、2015～2016年は米国が逆転し、2017年から再び中国が上回っていたものの、2019年以降は米国が最大の輸出相手国となっている。（図表3-11）

図表 3-11 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸出		228,527 100.0%	227,573 100.0%	214,309 100.0%	215,387 100.0%	236,634 100.0%	252,485 100.0%	233,674 100.0%	231,388 100.0%	266,675 100.0%	283,821 100.0%	280,993 100.0%
先進国	日本	22,236 9.7%	21,821 9.6%	20,055 9.4%	20,481 9.5%	22,067 9.3%	24,942 9.9%	23,136 9.9%	22,878 9.9%	24,558 9.2%	24,468 8.6%	24,347 8.7%
	韓国	4,590 2.0%	4,520 2.0%	4,104 1.9%	4,074 1.9%	4,660 2.0%	4,889 1.9%	4,543 1.9%	4,243 1.8%	5,800 2.2%	6,288 2.2%	6,014 2.1%
	台湾	3,371 1.5%	4,013 1.8%	3,533 1.6%	3,374 1.6%	4,014 1.7%	3,962 1.6%	3,760 1.6%	3,785 1.6%	4,574 1.7%	4,652 1.6%	4,974 1.8%
	香港	13,189 5.8%	12,610 5.5%	11,830 5.5%	11,472 5.3%	12,299 5.2%	12,523 5.0%	10,963 4.7%	11,292 4.9%	11,412 4.3%	9,947 3.5%	10,951 3.9%
	シンガポール	11,236 4.9%	10,455 4.6%	8,756 4.1%	8,226 3.8%	8,288 3.5%	9,416 3.7%	8,231 3.5%	9,532 4.1%	8,864 3.3%	10,067 3.5%	10,143 3.6%
	米国	23,017 10.1%	23,968 10.5%	24,093 11.2%	24,561 11.4%	26,634 11.3%	28,123 11.1%	29,719 12.7%	34,402 14.9%	41,225 15.5%	47,192 16.6%	47,862 17.0%
	英国	3,787 1.7%	4,007 1.8%	3,817 1.8%	3,850 1.8%	4,081 1.7%	4,063 1.6%	3,660 1.6%	3,083 1.3%	3,419 1.3%	4,012 1.4%	4,033 1.4%
	ドイツ	4,069 1.8%	4,532 2.0%	4,287 2.1%	4,477 2.1%	5,043 2.1%	5,154 2.0%	4,222 1.8%	4,063 1.8%	4,847 1.8%	4,723 1.7%	4,511 1.6%
	オーストラリア	10,349 4.5%	9,299 4.1%	9,768 4.6%	10,309 4.8%	10,505 4.4%	10,778 4.3%	9,496 4.1%	9,798 4.2%	10,696 4.0%	11,055 3.9%	12,089 4.3%
	発展途上国	149,494 65.4%	147,369 64.8%	136,664 63.8%	135,001 62.7%	151,094 63.9%	164,582 65.2%	148,212 63.4%	142,653 61.7%	167,589 62.8%	174,639 61.5%	170,348 60.6%
発展途上国	アジア	27,238 11.9%	25,084 11.0%	23,732 11.1%	23,800 11.0%	29,506 12.5%	30,175 12.0%	28,068 12.0%	29,757 12.9%	36,577 13.7%	34,003 12.0%	33,812 12.0%
	中国	7,182 3.1%	7,888 3.5%	8,906 4.2%	9,427 4.4%	11,586 4.9%	12,958 5.1%	11,608 5.0%	11,168 4.8%	12,276 4.6%	13,120 4.6%	11,102 4.0%
	ベトナム	13,015 5.7%	12,764 5.6%	10,189 4.8%	9,627 4.5%	10,343 4.4%	11,627 4.6%	10,015 4.3%	8,739 3.8%	11,875 4.5%	12,434 4.4%	11,848 4.2%
	マレーシア	10,873 4.8%	9,510 4.2%	7,827 3.7%	8,177 3.8%	8,844 3.7%	10,069 4.0%	8,524 3.6%	7,633 3.3%	8,775 3.3%	10,194 3.6%	9,994 3.6%
	インドネシア	5,042 2.2%	5,868 2.6%	5,992 2.8%	6,396 3.0%	6,946 2.9%	7,898 3.1%	6,469 2.8%	5,077 2.2%	6,964 2.6%	7,310 2.6%	7,899 2.8%
	フィリピン	4,256 1.9%	4,525 2.0%	4,958 2.3%	4,672 2.2%	5,294 2.2%	7,621 3.0%	6,949 3.0%	6,083 2.6%	6,961 2.6%	8,639 3.0%	6,377 2.3%
	カンボジア	5,182 2.3%	5,615 2.5%	5,294 2.5%	5,155 2.4%	6,477 2.7%	7,600 3.0%	7,058 3.0%	5,480 2.4%	8,421 3.2%	10,397 3.7%	10,009 3.6%
	インド	3,079 1.3%	3,247 1.4%	3,068 1.4%	2,874 1.3%	2,837 1.2%	2,631 1.0%	2,307 1.0%	2,135 0.9%	2,741 1.0%	3,394 1.2%	3,281 1.2%
	中東	2,981 1.3%	3,110 1.4%	2,945 1.4%	2,213 1.0%	1,736 0.7%	1,535 0.6%	1,730 0.7%	1,676 0.7%	1,608 0.6%	2,039 0.7%	2,708 1.0%
	サブサハラ・アフリカ	1,856 0.8%	1,996 0.9%	2,687 1.3%	2,823 1.3%	2,982 1.3%	2,821 1.1%	2,752 1.2%	2,337 1.0%	2,806 1.1%	3,207 1.1%	3,669 1.3%
	南米	2,252 1.0%	1,936 0.9%	1,532 0.7%	1,520 0.7%	1,325 0.6%	1,481 0.6%	1,410 0.6%	1,323 0.6%	1,884 0.7%	1,865 0.7%	1,803 0.6%

【参考】

ASEAN	59,318 26.0%	59,426 26.1%	55,143 25.7%	54,779 25.4%	59,643 25.2%	68,437 27.1%	59,850 25.6%	55,506 24.0%	65,450 24.5%	71,969 25.4%	67,095 23.9%
EU (27か国)	18,704 8.2%	19,432 8.5%	18,196 8.5%	18,248 8.5%	19,782 8.4%	21,023 8.3%	18,595 8.0%	17,837 7.7%	21,501 8.1%	22,797 8.0%	21,959 7.8%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat、Bank of Thailand より作成

図表3-12では、輸出額が増加に転じる前年（2015年）と2023年との輸出の増減額を、2023年の主要輸出国上位6カ国ごとに表している。これによると、増加額が大きかった「電気機器」（88億ドル）や、「ゴム製品」（42億ドル）、「事務用機器・コンピュータ」（15億ドル）では、主要輸出3カ国のうち特に米国向け輸出が増加している。また、「プラスチック（成型前）」（19億ドル）や「果実・野菜」（62億ドル）、「生ゴム（合成ゴム、再生ゴム含む）」（11億ドル）では、特に中国向けが大幅に増えている。一方、マレーシア向けはほとんど増えておらず、香港向けは輸出が減っている。

図表 3-12 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2015→2023年）

（分野、億ドル）	米国	中国	日本	マレーシア	ベトナム	香港	小計	全体
全体	238	101	43	17	22	-9	411	667
食料品	23	58	7	5	2	4	99	136
肉類・同調製品	-	4	7	1	-	1	13	16
果実・野菜	3	50	-	2	0	2	57	62
食料に適さない原材料	3	13	1	1	0	-	18	27
生ゴム（合成ゴム、再生ゴム含む）	2	6	-	1	0	-	9	11
化学製品	8	12	8	2	5	0	35	67
有機化合物	2	0	-	0	1	-	3	7
プラスチック（成型前）	2	2	1	1	2	-1	7	19
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	55	3	3	0	4	-7	59	92
ゴム製品	31	-4	-	-	1	-	27	42
非鉄金属	5	5	2	0	3	-	16	29
機械類・輸送用機器	116	16	23	-1	12	-2	164	225
原動機	2	-1	0	-2	-	1	0	12
その他産業機械・部品	15	3	2	-	1	-	20	35
事務用機器・コンピュータ	24	2	2	-2	-	-4	22	15
電気機器	45	1	7	3	2	0	58	88

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

（出所） UNCTAD Stat より作成

他方、主な輸入相手国（2023年）は、①中国（構成比：25.0%）、②日本（同11.0%）、③米国（同6.8%）、④台湾（同5.9%）、⑤UAE（同5.6%）である。2013年時点では、中国は2番目に大きい輸入相手国で、全体に占める比率は15.0%だった。しかし、年々中国からの輸入は増え、2014年には日本を抜き、2015年以降は全体の2割を上回っている。対照的に、日本の構成比は大幅に低下した（16.4%→11.0%）。ASEAN諸国は2013年から2023年にかけて1.1ポイント減少した（17.6%→16.5%）。輸入額は、輸出より1年遅れた2016年を底として増加に転じ、2023年には2,943億ドルと2022年の過去最大に次ぐ過去2番目に大きい値となっている。（図表3-13）

図表 3-13 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
輸入		250,708	227,932	202,642	194,190	221,514	249,174	216,805	207,696	268,205	305,724	294,272
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	41,082 16.4%	35,711 15.7%	31,236 15.4%	30,673 15.8%	32,054 14.5%	35,260 14.2%	30,297 14.0%	27,712 13.3%	35,572 13.3%	34,589 11.3%	32,340 11.0%
	韓国	9,057 3.6%	8,540 3.7%	7,039 3.5%	7,283 3.8%	7,998 3.6%	8,847 3.6%	7,880 3.6%	7,661 3.7%	9,895 3.7%	10,155 3.3%	9,000 3.1%
	台湾	7,599 3.0%	7,537 3.3%	7,529 3.7%	7,120 3.7%	8,141 3.7%	8,623 3.5%	7,292 3.4%	8,209 4.0%	10,486 3.9%	11,880 3.9%	17,351 5.9%
	香港	1,625 0.6%	1,189 0.5%	1,572 0.8%	1,599 0.8%	2,909 1.3%	2,950 1.2%	2,624 1.2%	2,005 1.0%	2,836 1.1%	2,734 0.9%	2,711 0.9%
	シンガポール	8,226 3.3%	7,879 3.5%	7,164 3.5%	6,511 3.4%	7,892 3.6%	7,696 3.1%	6,835 3.2%	7,568 3.6%	7,342 2.7%	8,293 2.7%	8,433 2.9%
	米国	14,706 5.9%	14,675 6.4%	13,959 6.9%	12,127 6.2%	14,897 6.7%	15,201 6.1%	16,062 7.4%	15,131 7.3%	14,576 5.4%	18,297 6.0%	20,028 6.8%
	英国	3,309 1.3%	2,782 1.2%	2,550 1.3%	2,016 1.0%	2,929 1.3%	2,967 1.2%	2,252 1.0%	1,784 0.9%	2,043 0.8%	2,168 0.7%	2,774 0.9%
	ドイツ	6,113 2.4%	5,913 2.6%	5,541 2.7%	5,862 3.0%	6,071 2.7%	6,757 2.7%	5,790 2.7%	5,212 2.5%	6,199 2.3%	6,094 2.0%	6,416 2.2%
	オーストラリア	5,477 2.2%	5,414 2.4%	4,210 2.1%	3,418 1.8%	4,416 2.0%	5,935 2.4%	3,645 1.7%	3,410 1.6%	6,421 2.4%	7,337 2.4%	7,085 2.4%
	オランダ	1,076 0.4%	1,040 0.5%	971 0.5%	988 0.5%	986 0.4%	1,022 0.4%	895 0.4%	904 0.4%	1,018 0.4%	1,060 0.3%	1,061 0.4%
発展途上国	アジア	182,830 72.9%	168,702 74.0%	151,318 74.7%	146,053 75.2%	162,628 73.4%	184,678 74.1%	162,245 74.8%	153,795 74.0%	203,681 75.9%	231,365 75.7%	221,782 75.4%
	中国	37,727 15.0%	38,498 16.9%	41,065 20.3%	42,030 21.6%	44,239 20.0%	49,953 20.0%	45,793 21.1%	49,849 24.0%	66,427 24.8%	71,230 23.3%	73,550 25.0%
	ベトナム	3,269 1.3%	3,938 1.7%	4,050 2.0%	4,415 2.3%	4,955 2.2%	5,709 2.3%	5,010 2.3%	5,496 2.6%	6,947 2.6%	8,031 2.7%	8,034 2.7%
	マレーシア	13,247 5.3%	12,746 5.6%	11,917 5.9%	10,791 5.6%	11,583 5.2%	13,350 5.4%	11,884 5.5%	10,280 4.9%	12,051 4.5%	14,689 4.8%	13,619 4.6%
	インドネシア	8,073 3.2%	7,279 3.2%	6,564 3.2%	6,326 3.3%	7,303 3.3%	8,045 3.2%	6,663 3.1%	5,853 2.8%	8,220 3.1%	9,789 3.2%	8,585 2.9%
	フィリピン	2,627 1.0%	2,612 1.1%	2,358 1.2%	2,712 1.4%	3,233 1.5%	3,444 1.4%	2,944 1.4%	3,043 1.5%	3,833 1.4%	3,846 1.3%	3,219 1.1%
	カンボジア	355 0.1%	590 0.3%	639 0.3%	938 0.5%	894 0.4%	768 0.3%	2,048 0.9%	1,148 0.6%	880 0.3%	1,119 0.4%	1,660 0.6%
	インド	3,503 1.4%	3,039 1.3%	2,628 1.3%	2,573 1.3%	3,895 1.8%	4,863 2.0%	4,358 2.0%	4,288 2.1%	6,412 2.4%	7,177 2.3%	6,146 2.1%
	中東	17,286 6.9%	12,718 5.6%	8,165 4.0%	5,985 3.1%	7,401 3.3%	10,695 4.3%	7,078 3.3%	5,545 2.7%	9,850 3.7%	18,130 5.9%	16,346 5.6%
	UAE											
	サウジアラビア	8,405 3.4%	7,820 3.4%	4,931 2.4%	4,796 2.5%	6,016 2.7%	7,316 2.9%	5,437 2.5%	4,046 1.9%	5,820 2.2%	7,364 2.4%	6,400 2.2%
	サブサハラ・アフリカ	3,608 1.4%	3,322 1.5%	1,759 0.9%	1,568 0.8%	2,259 1.0%	3,608 1.4%	2,418 1.1%	3,587 1.7%	4,834 1.8%	5,485 1.8%	3,477 1.2%
南米	メキシコ	767 0.3%	568 0.2%	550 0.3%	587 0.3%	598 0.3%	653 0.3%	690 0.3%	719 0.3%	801 0.3%	926 0.3%	1,077 0.4%
	ブラジル	1,965 0.8%	2,117 0.9%	2,099 1.0%	2,163 1.1%	2,164 1.0%	2,064 0.8%	1,876 0.9%	2,342 1.1%	3,395 1.3%	3,934 1.3%	4,618 1.6%

【参考】

ASEAN	44,000 17.6%	43,294 19.0%	41,025 20.2%	39,404 20.3%	44,414 20.1%	48,822 19.6%	44,497 20.5%	39,573 19.1%	46,606 17.4%	52,641 17.2%	48,543 16.5%
EU (27か国)	19,551 7.8%	16,693 7.3%	15,538 7.7%	16,075 8.3%	17,667 8.0%	19,298 7.7%	16,784 7.7%	15,504 7.5%	18,351 6.8%	18,197 6.0%	19,754 6.7%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat、Bank of Thailand より作成

図表 3-14 では、2015 年から 2023 年にかけて輸入額の変動が大きかった品目について、輸入額上位 3 カ国とタイの原油輸入国での増減額を示している。これによると、輸入額が大幅に増加した「石油・同製品」では米国、UAE、サウジアラビアからの、「事務用機器・コンピュータ」と「電気機器」では中国と日本からの輸入増が多かった。また、中国と日本からは「鉄鋼」や「非鉄金属」の輸入増も顕著であったが、タイ国内で進められている EEC や鉄道等のインフラ開発が推進されていることによって鉄鋼製品の需要が高まっているためであると考えられる。

図表 3-14 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2015→2023年）

(分野、億ドル)	中国	日本	米国	UAE	サウジアラビア	小計	全体
全体	325	11	61	82	15	493	916
鉱物性燃料など	4	1	37	75	12	129	206
石油・同製品	4	1	34	76	12	126	175
天然ガス・製造ガス	-	-	3	-1	-	3	10
化学製品	54	11	9	1	-	76	133
有機化合物	8	1	-1	-	-	8	16
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	65	10	3	3	1	82	143
鉄鋼	16	4	-	1	-	21	40
非鉄金属	14	5	-	1	1	21	40
機械類・輸送用機器	143	-6	-3	-	-	134	216
事務用機器・コンピュータ	18	2	-1	-	-	19	13
電気機器	61	7	6	-	-	74	160

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない。

(出所) UNCTAD Stat より作成

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、欧州連合（European Union : EU）等）とタイとの貿易収支の関係をみると、2023年時点では香港、シンガポール、米国、英国、オーストラリア、マレーシアを除く ASEAN 諸国、インド、サブサハラ・アフリカに対しては輸出超過（貿易黒字）で、日本、韓国、台湾、ドイツ、中国、マレーシア、中東、南米に対しては輸入超過（貿易赤字）である（図表 3-15）。

図表 3-15 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
貿易収支		-25,140	-3,200	8,895	18,659	12,218	1,234	6,446	22,164	-1,530	-21,903	-13,279
先進国	日本	-19,104	-14,072	-11,383	-10,488	-10,363	-10,693	-9,115	-5,205	-11,014	-10,121	-7,993
	韓国	-4,528	-4,087	-2,973	-3,277	-3,429	-4,023	-4,044	-3,496	-4,095	-3,867	-2,986
	台湾	-4,257	-3,573	-4,023	-3,807	-4,220	-4,735	-4,171	-4,523	-5,912	-7,228	-12,377
	香港	11,352	11,291	10,082	9,796	9,336	9,464	8,687	9,164	8,576	7,213	8,240
	シンガポール	2,876	2,444	1,473	1,636	303	1,504	1,194	1,902	1,522	1,774	1,710
	米国	8,004	9,045	9,867	12,230	11,562	12,757	13,765	19,270	26,649	28,895	27,834
	英国	431	1,182	1,218	1,797	1,116	1,056	1,396	1,267	1,376	1,844	1,259
	ドイツ	-2,095	-1,439	-1,303	-1,451	-1,102	-1,678	-1,834	-1,207	-1,352	-1,371	-1,905
	オーストラリア	4,683	3,775	5,418	6,814	6,024	4,782	6,205	6,428	4,275	3,718	5,004
	アジア	5,627	5,103	639	1,216	6,378	4,999	-1,909	-4,924	-36,092	-56,726	-51,434
発展途上国	中国	-10,790	-13,703	-17,546	-18,622	-15,253	-20,086	-21,782	-20,559	-29,850	-37,227	-39,738
	ベトナム	3,795	3,860	4,732	4,919	6,555	7,129	6,575	5,612	5,329	5,089	3,068
	マレーシア	-435	-129	-1,845	-1,283	-1,379	-1,753	-2,581	-1,534	-176	-2,255	-1,771
	インドネシア	2,636	2,120	1,168	1,765	1,447	2,167	1,786	1,720	555	405	1,409
	フィリピン	2,336	3,189	3,552	3,629	3,667	4,389	3,644	1,974	3,131	3,464	4,680
	カンボジア	3,831	3,887	4,245	3,691	4,379	6,780	4,820	4,880	6,081	7,520	4,717
	インド	1,603	2,507	2,594	2,534	2,529	2,679	2,459	1,136	1,028	3,220	3,863
	中東 UA E	-14,336	-9,510	-5,112	-3,156	-4,641	-7,881	-5,018	-3,150	-7,109	-14,736	-13,065
	サウジアラビア	-5,545	-4,748	-2,013	-2,615	-4,345	-5,750	-3,941	-2,177	-3,079	-3,970	-3,119
	サブサハラ・アフリカ	2,175	2,996	3,142	3,192	3,320	2,464	2,826	785	363	-573	2,124
南米	メキシコ	1,058	1,407	2,096	2,214	2,373	2,142	2,169	1,628	2,005	-926	-1,077
	ブラジル	264	-200	-578	-663	-864	-590	-557	-1,021	-1,530	-727	-949

【参考】

ASEAN	16,709	17,715	15,979	17,688	17,965	22,500	17,344	15,580	18,301	19,328	18,552
EU	-462	2,294	2,236	1,802	1,696	1,333	915	1,872	3,033	4,600	2,205

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat、Bank of Thailand より作成

貿易総額では、中国が最大の貿易相手国で全体の 18.7%を占めており、2013 年の 13.6%から 5.1 ポイントの上昇となった一方で、2 位は米国となり、(7.9%→11.8%)、日本は構成比が大きく下がり 3 位となった。(13.2%→9.9%) ASEAN 諸国全体では、21.6%から 20.7%と 0.9 ポイント下落した。

4. ASEAN の中のタイ

(1) ASEAN の中に経済規模は 2 番目に大きいタイ

1967 年に 5 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で発足した ASEAN は、1984 年にブルネイ、1995 年にベトナム、1997 年にラオスとミャンマー、1999 年にカンボジアが加盟し、現在、10 カ国で構成されている。IMF の統計によると、2023 年の総人口は約

6億8,885万人、名目GDPは約3.8兆ドルである（図表3-16）。

タイは、人口、1人あたりGDPでみた所得水準ともに域内4位であるが、タイよりも人口の多いフィリピンに対して所得水準が約1.6倍、ベトナムに対しても約1.6倍と高いため、経済規模ではASEAN諸国中で2番目に大きい。過去のアジア諸国の経験則では、1人あたりGDPが3,000ドルを超えると自動車の普及率が加速している。タイでは2011年の自動車普及策が必要の先取りとなり、2012年と2013年はファーストカー減税制度を背景に一時的に自動車販売台数（年間）が約130万台まで拡大したものの、2014年から2017年までは100万台に届かなかった。2018年と2019年には5年ぶりに100万台を上回るまでに回復したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2020年と2021年は80万台を下回るまでの需要減となった。2024年の自動車販売台数は57万台と15年ぶりの低水準に落ち込んだ。こと日本車の販売台数低迷の最大の理由は、家計債務比率の高まりによる自動車ローンの利用率の低下が挙げられるが、中国製BEV（バッテリーEV、電気のみをエネルギー源として走行する車）の躍進の影響も大きいとされる。

図表3-16 ASEAN諸国の比較表（2023年）

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
シンガポール	592 (9)	0.7 (10)	5,014 (3)	84,734 (1)
ブルネイ	46 (10)	5 (9)	151 (9)	32,962 (2)
マレーシア	3,513 (6)	328 (5)	3,997 (5)	11,379 (3)
タイ	7,170 (4)	511 (3)	5,150 (2)	7,182 (4)
インドネシア	28,119 (1)	1,893 (1)	13,700 (1)	4,876 (5)
ベトナム	10,035 (3)	313 (4)	4,297 (6)	4,282 (6)
フィリピン	11,489 (2)	298 (6)	4,371 (4)	3,804 (7)
ラオス	766 (8)	230 (7)	158 (10)	2,066 (8)
カンボジア	1,742 (7)	176 (8)	423 (8)	2,430 (9)
ミャンマー	5,413 (5)	653 (2)	667 (7)	1,233 (10)
合計	68,885	4,408	37,928	154,948
【参考】				
日本	12,451	365	42,000	33,766
米国	33,491	9,147	277,200	82,769
中国	141,000	9,388	177,900	12,614
インド	144,000	2,973	35,700	2,480
EU28	51,687	4,374	219,680	42,962
EU28（除く英国）	44,852	4,132	185,871	42,721
USMCA（3カ国）	50,475	19,880	316,516	49,997

（注）面積のみ2020年のデータ

（出所）IMF、“World Economic Outlook”、国際連合資料より作成

(2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN 域内での関税率撤廃の動きや各国の経済成長に伴い、ASEAN 諸国内での貿易額が年々増加している。2023 年の ASEAN 諸国域内向け輸出総額は 4,033 億ドルと、2013 年（3,307 億ドル）の 1.22 倍となった（図表 3-17）。

タイは、この間に ASEAN 諸国向け輸出額を 79 億ドル増やしている（図表を縦方向に合計）。一方、各国からのタイ向け輸出（図表を横方向に合計）は 108 億ドル増えている。つまり、タイは、当該 10 年で ASEAN 諸国への輸出を増やす以上に、同地域からの輸入を増やしていたことになる（79 億ドル - 108 億ドル = ▲29 億ドル）。なお、全体的な変化では、相対的に経済規模の大きいインドネシアとマレーシアでは域内輸出の方が大きく増えた一方、ブルネイとラオスの増加規模はこれら 2 カ国と比べると規模が小さく、その他 5 カ国（シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カンボジア）では輸出先としての金額の方が増えている。

図表 3-17 ASEAN 主要間の貿易額の変化（2013 年→2023 年）

輸出先国	年	輸出元国										
		インドネシア	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ	ASEAN10
インドネシア	2013		10,702	40,711	10,500	803	2,454	31	11	0.01	537	65,748
	2023		9,948	35,669	11,156	748	5,072	136	60	3	331	63,123
	Diff		-754	-5,042	656	-55	2,618	105	48	3	-205	-2,625
タイ	2013	6,062		15,303	12,674	1,936	3,104	4,598	236	1,005	481	45,398
	2023	7,223		19,127	12,899	2,930	7,187	3,580	852	1,819	540	56,157
	Diff	1,161		3,824	225	995	4,083	-1,018	616	814	59	10,759
シンガポール	2013	16,686	11,056		31,912	4,014	2,662	657	793	0.2	501	68,282
	2023	12,607	10,148		48,144	3,521	4,374	158	469	35	1,835	81,291
	Diff	-4,079	-907		16,231	-493	1,711	-499	-324	35	1,334	13,008
マレーシア	2013	10,667	12,803	50,107		1,297	4,926	243	129	4	448	80,623
	2023	12,460	11,769	44,479		2,176	4,863	172	52	5	732	76,706
	Diff	1,793	-1,034	-5,628		879	-63	-71	-78	1	284	-3,917
フィリピン	2013	3,817	4,954	6,728	2,967		1,695	12	14	1	83	20,270
	2023	11,040	7,820	10,053	5,790		5,151	125	0.0	0.0	259	40,238
	Diff	7,223	2,866	3,325	2,823		3,456	113	-14	-1	176	19,967
ベトナム	2013	2,401	7,065	10,889	4,227	524		77	108	616	602	26,508
	2023	7,537	11,088	16,670	11,365	1,690		149	2,973	2,060	165	53,697
	Diff	5,136	4,023	5,782	7,138	1,166		72	2,865	1,444	-437	27,189
ミャンマー	2013	556	3,730	2,248	713	23	228		1	0.0	0.0	7,499
	2023	797	4,370	2,952	883	62	438		0.0	5	4	9,510
	Diff	240	640	705	169	39	210		-1	5	4	2,011
カンボジア	2013	312	4,185	1,108	235	10	2,926	0.3		19	0.0	8,796
	2023	856	6,374	1,997	517	17	4,912	18		30	12	14,734
	Diff	543	2,189	889	282	8	1,986	18		12	12	5,938
ラオス	2013	6	3,699	26	23	1	458	0.4	1		0.0	4,214
	2023	17	4,604	68	29	1	534	0.1	0.0		0.0	5,254
	Diff	11	905	42	7	1	76	-0.3	-1		-0.0	1,040
ブルネイ	2013	123	163	2,208	824	9	18	1	0.2	0.0		3,345
	2023	197	97	840	1,397	53	52	0.3	0.0	0.0		2,636
	Diff	74	-67	-1,368	574	44	35	-1	-0.2	0.0		-709
ASEAN10	2013	40,630	58,358	129,327	64,075	8,615	18,470	5,622	1,293	1,645	2,650	330,684
	2023	52,733	66,218	131,856	92,180	11,198	32,582	4,340	4,405	3,958	3,878	403,347
	Diff	12,103	7,861	2,529	28,105	2,583	14,111	-1,282	3,112	2,313	1,227	72,663
輸出増一輸入増 (注)		+14,727	-2,899	-10,479	+32,023	-17,384	-13,077	-3,293	-2,826	+1,273	+1,936	

（注） 統計誤差等のため、輸出からみた上記図表 3-17 は、輸入からみた数値とは必ずしも一致しない。

（出所） UN 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したタイの位置付け

図表3-18は、独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization : JETRO）の投資コスト比較調査（2024年11月時点調査）を基に、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与等の年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を表している。

これによると、賃金コストは総じて1人あたりGDPで表される所得水準と比例する関係にあり、マレーシアのGDPはタイと比較して1.6倍、マレーシアの賃金コストはタイと比較して1.1倍～1.3倍の水準にあることが窺える。

図表 3-18 ASEAN諸国・中国との賃金コスト等の比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
シンガポール 84,734 ドル	シンガポール 591万人	2,195 (2,708)	3,108 (3,990)	4,909 (6,331)	3,094 (4,069)	5,585 (7,343)
マレーシア 11,379 ドル	クアラルンプール 198万人	490 (699)	917 (1,246)	1,773 (2,427)	1,023 (1,363)	2,179 (2,945)
タイ 7,182 ドル	バンコク 844万人	437 (644)	781 (1,112)	1,622 (2,173)	844 (1,098)	1,709 (2,276)
インドネシア 4,876 ドル	ジャカルタ 1,056万人	475 (695)	600 (841)	1,295 (1,966)	545 (848)	1,289 (1,744)
	バタム 16万人	318 (468)	432 (646)	955 (1,160)	380 (528)	1,456 (1,847)
フィリピン 3,804 ドル	マニラ 184万人	314 (382)	478 (594)	1,042 (1,343)	567 (779)	1,472 (2,040)
	セブ 96万人	243 (315)	380 (478)	873 (1,092)	633 (867)	1,366 (1,649)
ベトナム 4,282 ドル	ハノイ 858万人	278 (383)	520 (693)	1,121 (1,491)	797 (988)	1,688 (2,174)
	ダナン 124万人	301 (392)	450 (619)	666 (869)	523 (749)	1,240 (1,819)
	ホーチミン 945万人	329 (457)	619 (839)	1,215 (1,644)	759 (983)	1,537 (1,997)
ラオス 2,066 ドル	ビエンチャン 98万人	115 (175)	203 (277)	672 (739)	336 (334)	751 (1,063)
カンボジア 2,430 ドル	プノンペン 250万人	243 (300)	453 (557)	1,049 (1,267)	656 (759)	1,398 (1,622)
ミャンマー 1,233 ドル	ヤンゴン 521万人	148 (180)	351 (454)	713 (849)	508 (600)	1,381 (1,682)
中国 12,614 ドル	北京 1,879万人	970 (1,440)	1,119 (1,661)	1,946 (2,770)	1,455 (2,156)	2,855 (4,087)
	上海 2,480万人	832 (1,512)	1,434 (2,016)	2,217 (3,008)	1,291 (1,911)	2,625 (3,907)
	広州 1,897万人	721 (1,324)	1,013 (1,786)	1,662 (2,621)	1,246 (1,867)	2,888 (4,452)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含む年間総支給額」を12カ月で割った実質月間コスト（ドル）

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIAより作成

日系企業の進出数が多い他の ASEAN 諸国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）と実質月額給与を比較すると、非製造業で賃金コストの低い「スタッフ」の方が、賃金水準の高い「マネージャー」よりも格差が大きくなっています。タイでのスタッフの賃金コストが相対的に高いことが窺える。例えば、タイ（バンコク）の非製造業の「マネージャー」での賃金水準は、フィリピン（マニラ）の 1.1 倍だが、「スタッフ」では 1.4 倍と拡大している。しかし、ベトナム（ハノイ）では「マネージャー」が 1.0 倍、は「スタッフ」が 1.1 倍とタイの賃金水準と大きく変わらない。

タイの周辺国であり、タイとの経済格差が大きいカンボジア（プノンペン）、ラオス（ビエンチャン）、ミャンマー（ヤンゴン）の場合は、賃金水準の低い「ワーカー」や「スタッフ」ではタイとの賃金格差が大きいが、「中間管理職」や「マネージャー」の場合はタイとの格差は縮小している。

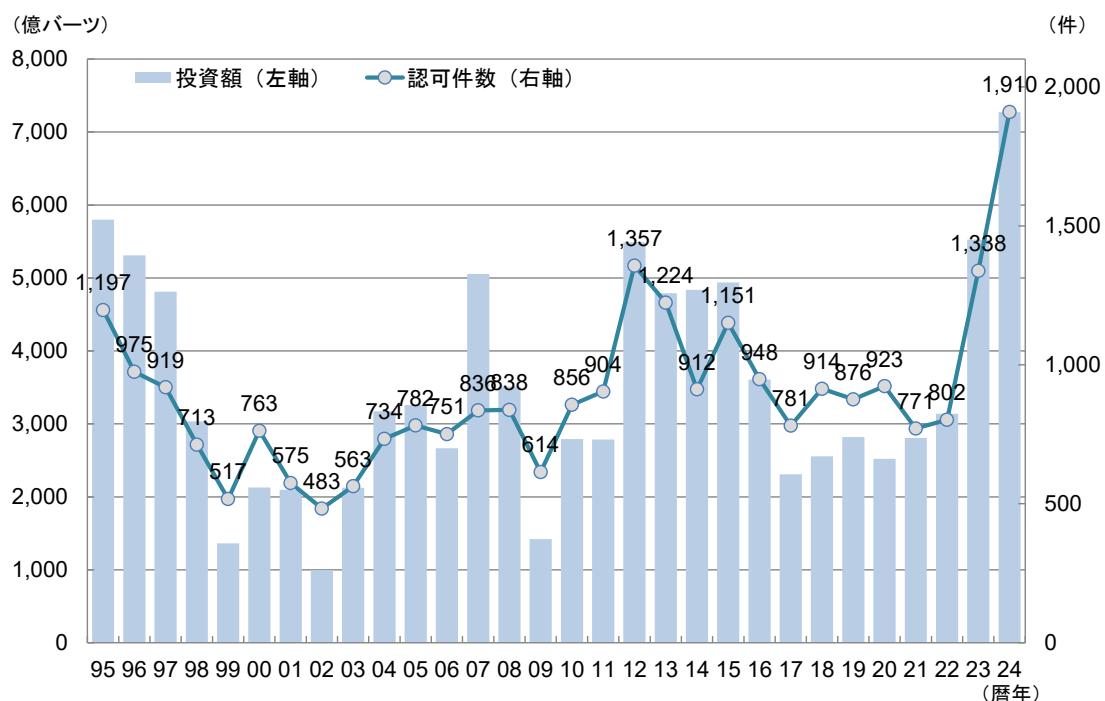
中国の主要都市（北京、上海、広州）に比べればタイの賃金水準は低い。2023 年 12 月調査時点では、これらの主要都市に比べ、タイの賃金コストは「ワーカー」では 0.5 倍（2022 年調査：0.4 倍）、「エンジニア」は 0.6 倍（同 0.5 倍）、「中間管理職」では 0.8 倍（同 0.7 倍）、非製造業は「スタッフ」では 0.56 倍（同 0.7 倍）、「マネージャー」は 0.55 倍（同 0.6 倍）の水準にある。

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

タイの外国直接投資（Foreign Direct Investment : FDI）は、1995年に5,801億バーツの投資額を記録したが、以降はアジア通貨危機（1997年）、世界金融危機（2007～08年）を契機とする大幅な落ち込みと回復を繰り返している。2012年以降の数年間は4,000～5,000億バーツ台の高水準を持続したが、2017年に2,308億バーツに落ち込み、以降はコロナ禍も相まって2020年頃まで低調だった。しかし、2021年以降徐々に回復の兆しをみせ、2023年は5,525億バーツ、2024年は過去最高となる7,271億バーツとなった（図表4-1）。この背景には米中貿易摩擦等の地政学リスクを背景にタイを選ぶ企業が増えていることがある。また、電気自動車（Electric Vehicle : EV）、プリント基板（Printed Circuit Board : PCB）関連を中心に中国企業からの投資が拡大しており、データセンターへの大型投資も全体をけん引している。2023年のタイへの外国投資申請額を国・地域別にみると、中国が前年比2.2倍の約1,594億バーツとなり、全体の24.0%を占めて首位となった。次いでシンガポールが約1,234億バーツ（前年比2.9倍）で18.6%のシェアを占め2位、日本は約792億バーツ（前年比60.9%増）で11.9%のシェアを持ち4位となった。一方、認可ベースでの投資状況では、総投資額が前年比78.1%増の約5,590億バーツ、投資件数は68.1%増の1,350件に達した。国・地域別では、中国が約1,248億バーツ（前年比3.1倍）で22.3%のシェアを占め首位、シンガポールが約993億バーツ（前年比2.9倍）で17.8%のシェアを持ち2位、日本は約655億バーツ（前年比31.0%増）で11.7%のシェアを占め4位となった。

図表 4-1 タイの外国直接投資受入状況（認可ベース）



（注） 外国資本比率10%以上企業が対象。

（出所） BOI 資料より作成

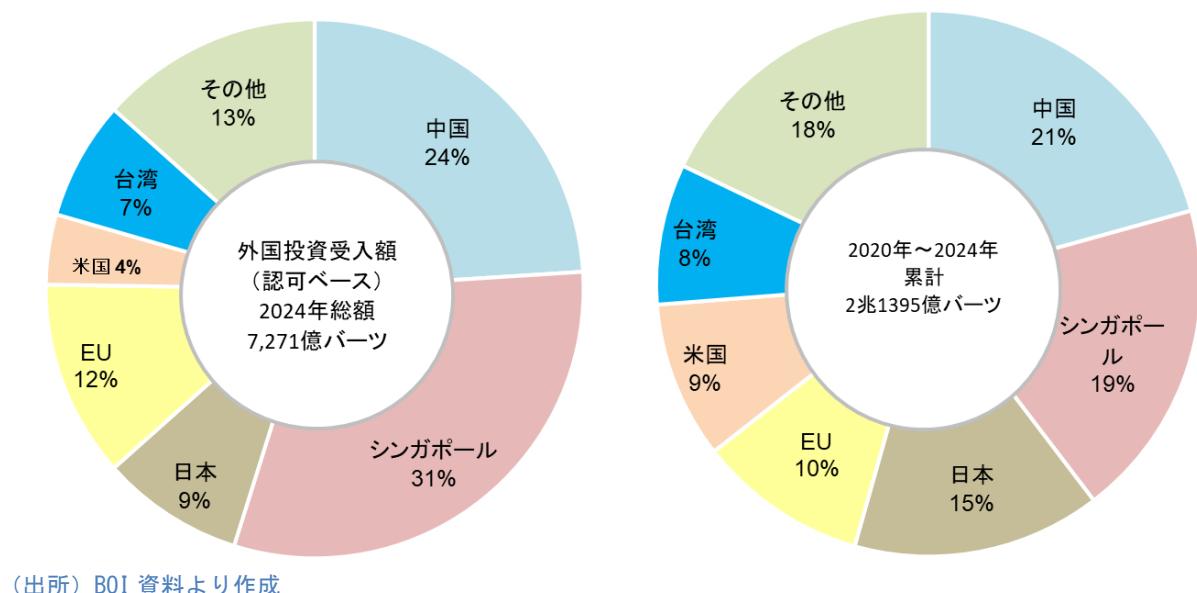
2. 国別受入動向

図表 4-2 に示されるように、2024 年単年ではシンガポールがシェア 31%でタイに対する最大の投資国となっており、日本は前年比 4.8%減の約 623 億バーツで、シンガポール、中国、EU に次ぐシェア 9%の 4 位となった。直近 5 か年累積（2020 年～2024 年）では中国が最大の投資国となっている（認可ベース）。累積ベースでみると、全世界からの直接投資合計金額 2.14 兆バーツのうち、中国が 4,429 億バーツ（構成比 21%）、2 位のシンガポールが 4,049 億バーツ（同 19%）、3 位の日本が 3,156 億バーツ（同 15%）を構成している。

図表 4-2 タイの直接投資受入状況（認可ベース、地域別）

①2024 年実績

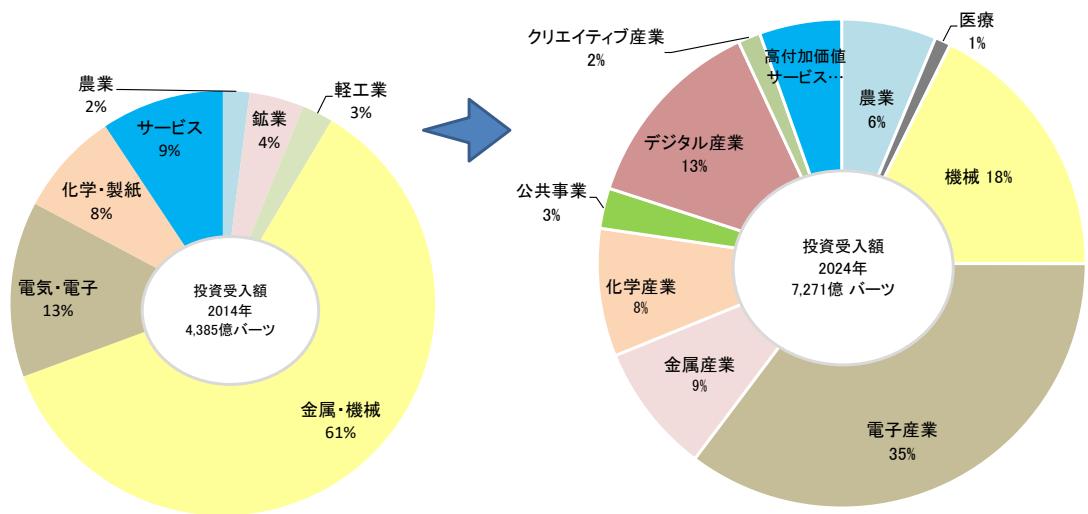
②2020 年～2024 年 5 か年累計



3. 業種別受入動向

図表 4-3 は 2014 年と 2024 年について、タイへの業種別直接投資（認可ベース）を比較したものである。5 カ年投資促進戦略（2023-2027）により 2023 年より業種分類が 7 から 10 業種に変更された。2014 年の間で一番大きな割合を占めるのは金属・機械（2,942 億バーツ）であり、次いで電気・電子（646 億バーツ）、サービス産業（451 億バーツ）の順となる。2024 年では、電子産業が 2,563 億バーツで 35%を占め、機械（1,286 億バーツ）、デジタル産業（952 億バーツ）が続く。

図表 4-3 タイの直接投資受入状況（認可ベース、業種別）



(出所) BOI 資料より作成

4. 日本からタイへの直接投資

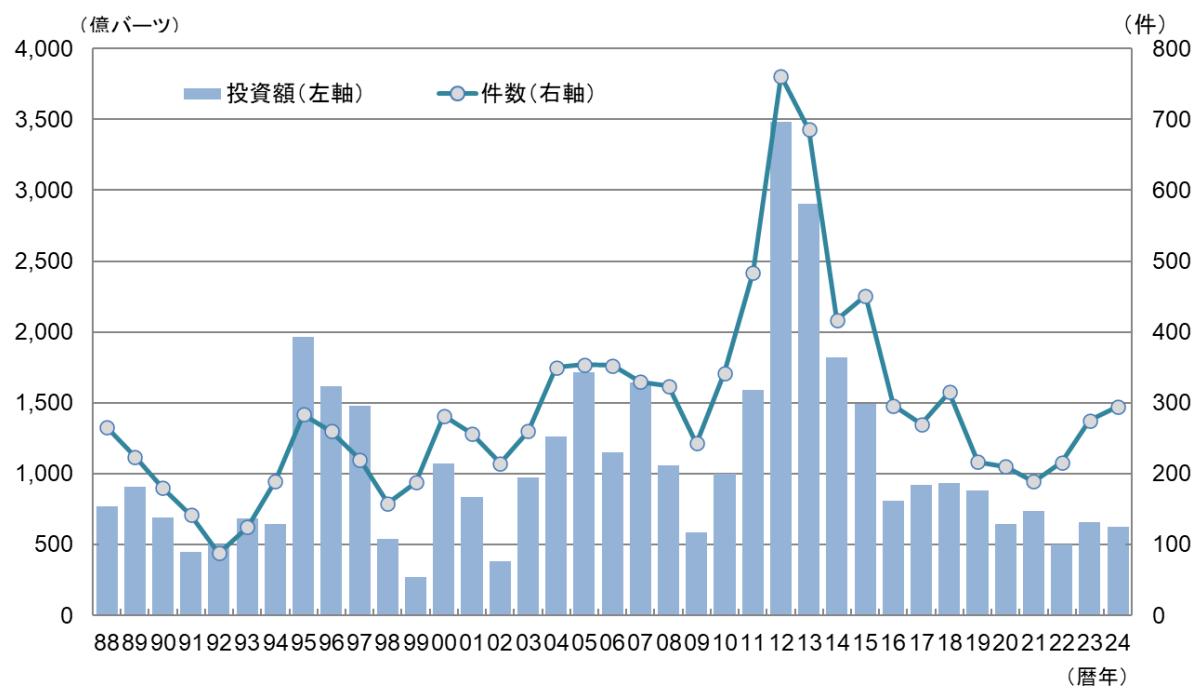
戦後、日本企業のタイ進出が積極化したのは1960年代に入ってからである。1980年代以前は、繊維産業を中心にタイの輸入代替工業化政策に対応して進出した企業が多くいた。しかし、プラザ合意後の1980年代半ば以降は、自動車、電気・電子機器、精密機械、食品加工等、製造業を中心に、大企業による輸出指向型産業の直接投資が積極的に行われた。

日本からタイへの直接投資（認可ベース）は、数度のピークとその後の落ち込みを繰り返しながら拡大してきた。1988～89年にピークを打った日本の対タイ投資は、投資の一巡や日本経済の景気後退、タイの社会資本不足の顕在化等からしばらくの間低迷が続いた。その後、1995～96年には、円高の影響もあり対タイ投資は大幅に増加して投資ブームの再来といわれたが、1997年のアジア通貨危機の影響で大きく落ち込み、1999年には270億バーツと、直前のピークである1995年（1,966億バーツ）の7分の1以下の水準まで減少した。その後、2005年には354件の投資案件が認可され、投資総額も1,700億バーツを上回る水準にまで回復し、2007年も同規模の件数・投資額となったが、2008年以降は世界金融危機の影響等から、日本からの直接投資は総額・件数ともに再び落ち込んだ。結果、2009年の件数は243件、投資総額は590億バーツと低水準に留まった。

2011年には東日本大震災、年後半にバンコク周辺で発生した大洪水の影響で、日本からの直接投資の多くが先送りとなった。翌2012年はその反動に加え、被災した現地工場の再建等、自動車関連企業を中心に投資案件が急増し、過去最高の水準（3,484億バーツ、761件）を記録した。2016年以降は自動車関連の大型投資の一巡から落ち着いており、2020年、2021年は新型コロナウイルスの影響もあり、例年に比べて投資額、投資件数ともに減少していたが、2022年以降は回復の兆しを見せている（図表4-4）。なお、BOI統計には、既にタイに進出している外資企業による再投資も含まれることから、日本企業の集積が進むにつれて、FDIが増加するといった側面を有している。タイ商務省事業開発局の発表によると、2025年1月～2月におけるタイへの外国投資のうち日本の割合は21%であり主な投資分野としてサプライチェーン関連事業、原材料供給事業が挙げ

られている。

図表 4-4 日本からタイへの直接投資流入状況（認可ベース）



(出所) BOI 資料より作成

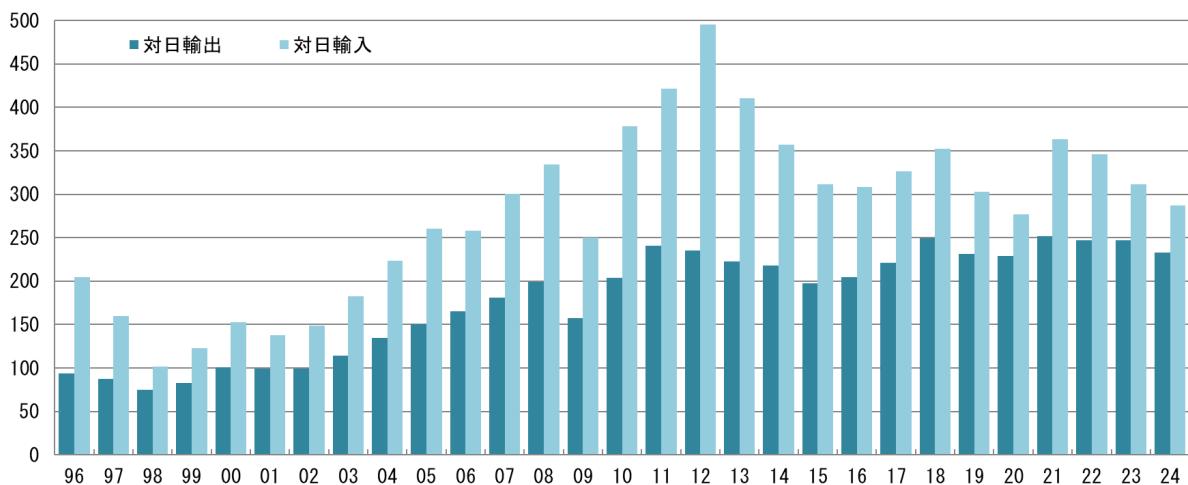
第5章 日本との経済関係

日本とタイの交流は15世紀には既に始まっていたといわれ、17世紀初頭のアユタヤでの日本人村の繁栄も含め、600年以上の歴史を有する。1887年9月26日の日タイ修好宣言調印から2022年で外交関係樹立135周年を迎えた。

1. 日タイ貿易

日タイ間の貿易額は、統計が入手可能な1995年以降、数度の落ち込みをみせつつも増加基調にある。日本からの輸入額については、2012年の496億ドルをピークに急減した。2024年は、2012年比で約6割の水準である287億ドルとなった。一方、日本への輸出額は増加傾向にあり、2024年は233億ドルとなった。

図表 5-1 タイの対日輸出入の推移

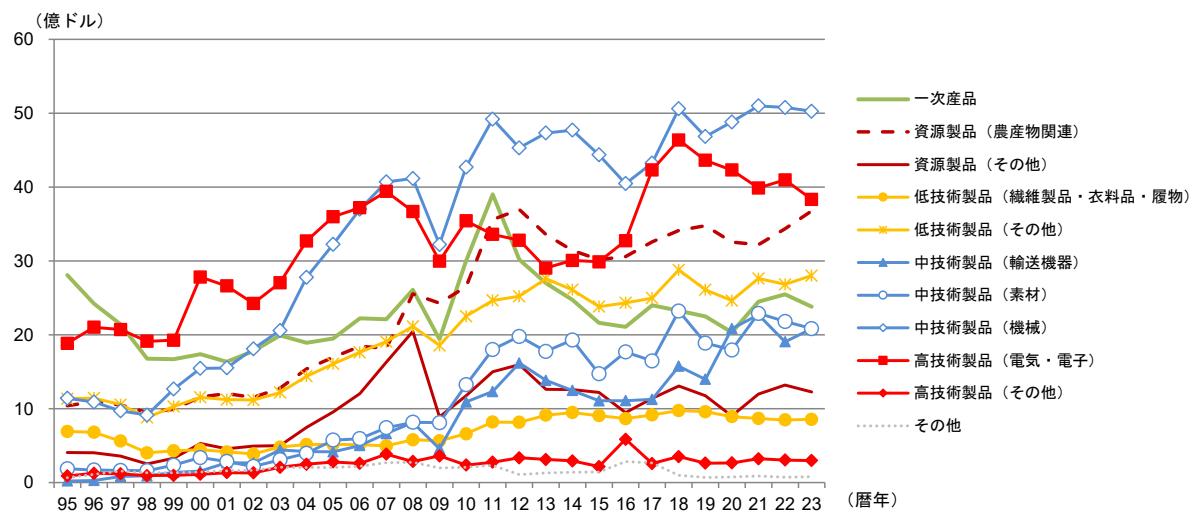


(出所) UNCTADより作成

次に、タイの対日輸出額を、①一次産品、②資源製品、③低技術製品、④中技術製品、⑤高技術製品に分類してそれぞれの推移をみると、2011年から2023年までの期間で輸出額が伸びているのが、低技術製品、中技術製品、高技術製品の3分類である（図表5-2）。

「低技術製品」は、繊維製品等が微増に留まるものの、卑金属製品、プラスチック製品等を含む「その他」が伸長した。「中技術製品」では、自動車・自動車部品を含む「輸送機器」、ポリマーやプラスチックを含む「素材」、電気回路関連や加熱・冷却装置等を含む「機械」のいずれも対日輸出が拡大している。「高技術製品」は「電気・電子」の輸出拡大が目立ち、特に2018年は通信機器を中心に急増した。なお、天然ゴムやエビを中心とする「一次産品」は、概ね20～30億ドル前後で推移している。また、「資源製品」については、肉・魚介類の調整品をはじめとする農産物関連の輸出拡大がみられるものの、ほぼ横ばいで推移している。

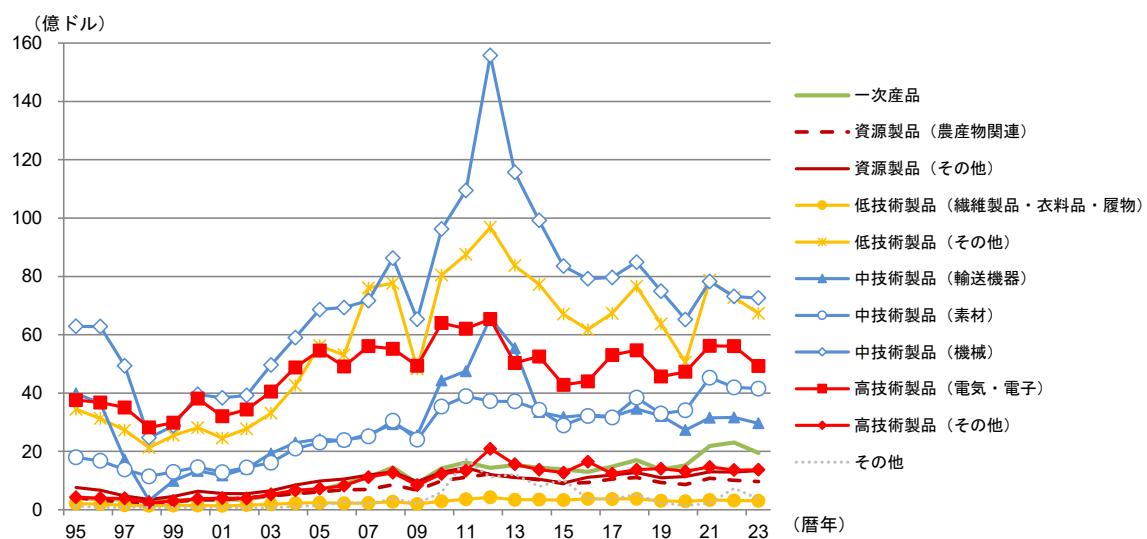
図表 5-2 製品カテゴリー別対日輸出額



(出所) UNCTAD より作成

同様の分類で日本からの輸入額をみると、最も構成比が高く変動も大きいのは「中技術製品」で、うち内燃機関・エンジン部品、電気回路関連、工作機械等を含む「機械」の構成比が高く、変動が大きい。2023年の「機械」輸入額は72.6億ドルで全体の22.4%を占めたが、急激に拡大した2012年の156億ドルと比較すると、5割弱の水準に留まっている。次に輸入額が大きいのが「低技術製品」のうち鉄鋼、プラスチック等を含む「その他」であり、2023年の輸入額は67.3億ドル、構成比は20.8%となった。また、「高技術製品」の「電気・電子」の輸入額は比較的安定して推移しており、2023年は49.3億ドル、構成比は15.2%となっている。一方、「資源製品（農産物関連、その他）」、「低技術製品（繊維製品・衣料品・履物）」、「高技術製品（その他）」の輸入額は、それぞれ全体の数パーセントに過ぎず、金額に大きな変動はない（図表5-3）。

図表 5-3 製品カテゴリー別対日輸入額



(出所) UNCTAD より作成

2. タイにおける日系企業

2024年4月1日時点のバンコク日本人商工会議所（Japanese Chamber of Commerce, Bangkok : JCCB）の会員企業数は1,656社で、2012年（1,371社）と比較して約20%増加している。1,656社の内訳では、製造業が全体の43%にあたる714社、非製造業同57%の942社となっている（図表5-4）。

製造業企業の会員数は、2012年の663社から2024年の714社まで、51社増加しているが、内訳では自動車及び関連（+40社）、化学（+17社）、その他（+42社）が堅調に増加しているのに対し、食品（+3社）は微増、金属（▲12社）、電気・機械（▲8社）、繊維（▲17社）は減少した。

非製造業も同期間で708社から942社へと234社増加しており、特に商業・貿易（+126社）、の増加が目立つ。土木・建設・施工（+13社）、金融・保険・証券（+18社）、航空・運輸・倉庫（+13社）も増加した一方で、観光・旅行（ホテル・レストランを含む）（▲40社）と流通・小売（▲40社）は減少している。なお、2022年から新たに情報・通信、2023年から新たに各種コンサルタント、不動産・工業団地、地域統括の会員数集計が追加された。

なお、上記はバンコク日本人商工会議所の会員数であることから、地方都市への進出企業、中小零細企業等の非会員企業を含めると、さらに多くの企業が活動しているとみられる。JETROによるタイ日系企業進出動向調査2024年度では6,038社の日系企業の活動が確認されている。

図表 5-4 バンコク日本人商工会議所の業種別会員数推移（2012 年、2017 年、2022 年、2024 年）

(単位:社)	2012		2017		2022		2024		2012-24 増減数
	会員数	構成比	会員数	構成比	会員数	構成比	会員数	構成比	
商業・貿易	241	18%	358	20%	365	22%	367	22%	+126
製造業	663	48%	777	44%	730	44%	714	43%	+51
現地製造	640	47%	754	43%	716	43%	705	43%	+65
金属	94	7%	92	5%	88	5%	82	5%	-12
自動車及び関連	195	14%	231	13%	232	14%	235	14%	+40
電気・機械	171	12%	183	10%	161	10%	163	10%	-8
繊維	47	3%	37	2%	32	2%	30	2%	-17
化学	82	6%	101	6%	107	6%	99	6%	+17
食品	39	3%	40	2%	42	3%	42	3%	+3
その他	12	1%	70	4%	54	3%	54	3%	+42
駐在員事務所	23	2%	23	1%	14	1%	9	1%	-14
土木・建設・施工	71	5%	89	5%	87	5%	84	5%	+13
金融・保険・証券	49	4%	76	4%	74	4%	67	4%	+18
航空・運輸・倉庫	76	6%	92	5%	86	5%	89	5%	+13
情報・通信	-	-	-	-	35	2%	46	3%	-
観光・旅行(ホテル・レストランを含む)	65	5%	68	4%	26	2%	25	2%	-40
広告・出版・書籍	26	2%	30	2%	30	2%	27	2%	+1
各種コンサルタント	-	-	-	-	-	-	100	6%	-
不動産・工業団地	-	-	-	-	-	-	20	1%	-
流通・小売	43	3%	60	3%	15	1%	3	0%	-40
地域統括	-	-	-	-	-	-	11	1%	-
政府関係機関	8	1%	10	1%	11	1%	11	1%	+3
団体	2	0%	2	0%	2	0%	3	0%	+1
その他	127	9%	185	11%	190	12%	89	5%	-38
合計	1,371	100%	1,747	100%	1,651	100%	1,656	100%	+285

(注) 会員数は各年 4 月 1 日時点。

(出所) バンコク日本人商工会議所より作成

3. 日・タイ経済連携協定締結

2024年の貿易額は520億ドルと、ピークであった2012年(731億ドル)の7割程度の水準に留まるものの、タイにとって日本は輸入相手としては2位、輸出相手としては3位であり、2023年時点において日本にとってタイは輸入相手として9位、輸出相手として6位であり、双方にとって重要な貿易相手国である。

2022年には日本とタイの関係が「包括的戦略的パートナーシップ」へ格上げとなり、今後、経済分野を中心とした協力関係の更なる進展が見込まれる。

JTEPAは、2002年から協議が開始され、2007年4月3日の東京での両国首脳による署名を経て、同年11月1日に発効した。物品・サービスの貿易、直接投資、教育・人材育成、情報通信技術、科学技術、エネルギー・環境、中小企業、観光、金融サービス、競争政策、知的財産、相互認証、人の移動を含む広範な内容となっている。

日本の財務省は、経済協定を利用したタイからの輸入額を公表している(経済連携協定別時系列表)。図表5-5は、経済連携協定別時系列表より、タイからの輸入額のうちJTEPAや地域協定を利用した輸入額とその割合をまとめたものである。

図表 5-5 タイからの輸入に占める EPA 等利用状況

	(単位:億円)											
	2019		2020		2021		2022		2023		2024	
	輸入額 (億円)	比率 (%)										
輸入総額	27,651	100.0%	25,401	100.0%	28,931	100.0%	35,034	100.0%	36,095	100.0%	37,378	100.0%
内、JTEPA利用	7,265	26.3%	6,338	25.0%	6,925	23.9%	9,069	25.9%	9,061	25.1%	9,685	25.9%
内、地域協定を利用	430	1.6%	347	1.4%	379	1.3%	745	2.1%	909	2.5%	924	2.5%

(出所) 財務省「経済連携協定別時系列表」「貿易統計」より作成

足下でのJTEPAの利用はタイからの輸入額の3割弱に留まっており、JTEPAの活用が拡大しているとは言い難い。しかし、これは既に日本は多くの関税を撤廃していること、JTEPAと一般関税率が同水準の品目が多い等、JTEPA利用の必要がないケースが多いことも一因となっている。

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

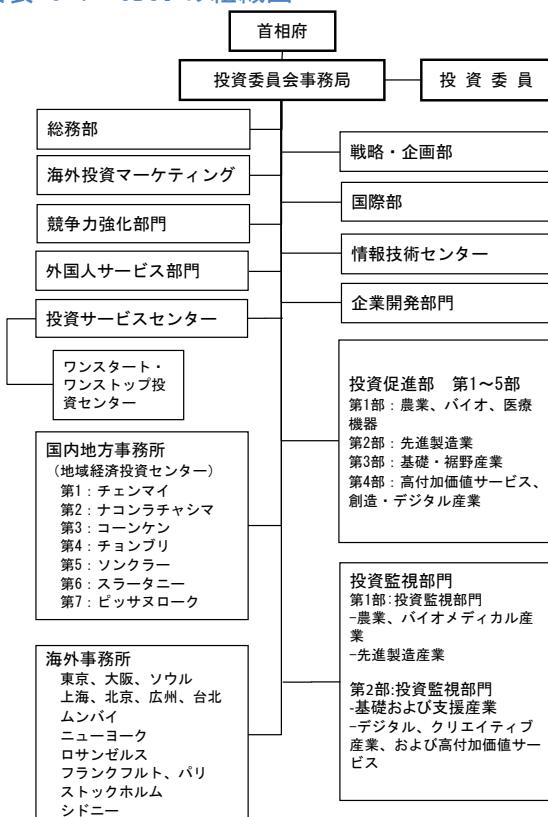
(1) タイ投資委員会 (BOI)

外国人によるタイへの投資に関する事務は、BOI がほぼ一手に所管している。BOI は、投資奨励法（1977 年）を根拠に設置された組織で、その主な業務は、①産業投資奨励策の策定、②奨励適格事業の審査・特典の付与、③その他産業投資奨励に必要な事業の認定等である。BOI は首相を委員長とし、工業大臣が副委員長となり、経済関係閣僚、タイ工業連盟、主要民間団体等の代表、顧問委員から構成される。

(2) 投資委員会事務局 (OBOI)

申請案件の審査をはじめとする業務は投資委員会事務局 (Office of the Board of Investment: OBOI) が実施している。組織構造は図表 6-1 のとおりである。

図表 6-1 OBOI の組織図



(出所) BOI 資料より作成

OBOI は、投資案件を委員会、小委員会へ提案するための事前審査、認可事業の指導、監督、投資環境の調査、普及、内外の投資誘致活動、認可事業、これからタイへ進出する企業への支援活動等を行っている。

このほか、OBOI は、タイの業種や地域ごとの投資機会に関する総合的な情報を整備し、タイ人投資家や外国人投資家に無料で提供している。また、合弁相手先、技術・経営やマーケティングに関する協力企業、下請企業に関する情報を提供する等の支援も行っている。

(3) タイ投資・外国人サービスセンター (TIESC)

2025年3月17日、従来のワンスタートワンストップ投資センター (One Start One Stop Investment Center : OSOS) の名称がタイ投資・外国人サービスセンター (Thailand Investment and Expat Services Center : TIESC) へと変更された。TIESC では、外国人事業ライセンスの取得手続、環境影響評価の実施、公共設備の利用等について、外国人投資家の利便を図っている。また、ビザや就労許可（ワークパーミット）の手続も行うことができる。

2. 最近の動き

(1) 投資奨励策の概要

現在のタイにおける投資奨励策は、BOI 布告第 8/2565 号に基づいた、5 カ年投資奨励戦略（2023～27年）を基に実施されている（なお、投資奨励法に基づく具体的な投資奨励策、奨励業種等については、第9章にて詳述する）。現在の投資奨励策では、BOI の投資奨励恩典は「業種に基づく恩典」と「追加恩典」の2パターンに大きく分けられる。

(2) 業種に基づく恩典

「業種に基づく恩典」は、国の競争力に対する業種の重要度に応じ、A1+～A4、B の 6 グループが設定され、A1+（デザインや R&D 等）が最も厚い恩典を受けられる。

(3) メリットによる追加恩典

「メリットによる追加恩典」とは、国や産業発展に貢献する活動への投資を奨励することを目的とし、①生産効率向上のための措置、②地域に基づく恩典、③アジェンダに基づく恩典という3種類の恩典からなる。

(4) 申請方法のオンライン化

2020年1月から紙媒体の申請書の提出方法が認められなくなり、BOI のウェブサイトから申請を行うこととなった。また、BOI 投資奨励に基づき外国人事業許可証を取得する場合、商務省事業開発局に対する申請は不要となり、BOI に対するオンライン申請による取得が認められることとなった。

ひとくちメモ 1： タイの外資政策の変遷

【1970 年～1990 年代前半までの主な動き】

これまでのタイの経済発展において外資の果たした役割は大きく、外資政策はタイの経済・産業政策運営において重要な政策手段となってきた。現在に至っては、充実した投資奨励策が特徴的なタイであるが、過去には他の開発途上国と同様に、時として外資に対する警戒感から、外資に対する規制の強化に傾きがちであった。そうした警戒感から施行されたのが、1972 年に制定された投資奨励法（旧法）と外国企業の事業や外国人の就業規制等であった。

しかし、このような振り戻しがあったものの、その後のタイ政府及び BOI の外資導入に対する姿勢は一貫して積極的であった。1970 年代の後半には、石油ショックの影響もあり不況に見舞われたタイであったが、その打開策として再び外資誘致による経済回復に期待が寄せられるようになった。その結果、外国企業の誘致促進のため、1977 年に投資奨励法が新たに制定され、同法により BOI の権限強化、投資サービスセンターの設置等が行われた。

1980 年代後半以降、タイでは、日本を中心とした外資流入が急増し、経済も活況を呈するようになつたが、その一方で、地域間の所得格差の拡大、インフラ整備の遅れや技術者等人材不足が露呈し始めた。そこで BOI は、外資導入政策の質的転換を図り、1991 年に投資奨励法を改正し、経済発展に遅れをとつた地域への投資優遇措置の強化を行つた。

【アジア通貨危機を契機とする外資政策の変化】

1997 年 7 月に発生した通貨・経済危機は、タイの外資政策にも大きな変化をもたらした。タイ政府は、IMF の指導の下、流出する外資を抑え、国内資本の蓄積を図るため、外資への規制緩和に動きだした。規制緩和の一つとして、外資出資比率規制の緩和が挙げられる。バーツ切り下げによる外貨建て債務の増加や収益の悪化等からタイ側出資者の資金調達能力が低下し、外国側出資者の増資が不可欠であったにもかかわらず、外国側出資者に対する出資比率制限がその障害となっていたのである。BOI は、1997 年から 1998 年にかけて、外国企業についても BOI 認可特典を受けて参入できる業種を拡大していく。そして、1999 年 10 月には、外国人事業法そのものを改正し、規制業種をそれまでの 63 業種から 43 業種に削減、小売・卸売業等への外国企業の参入も容認することとなった。

その後、タイ政府は、経済発展の推進、国際競争力の強化、地方開発の促進、産業間の連携に寄与する税制面での特典付与の適正化等を目的とした投資奨励策を策定し、2000 年 8 月以降の認可事業から適用した（BOI 布告（2000）No.1, 2）。

【さらなる成長を目指して】

2015 年 1 月からは従来制度から一新した投資奨励策が策定・施行された。新投資政策の下では、研究開発やデザイン等、付加価値の高い企業活動が奨励される等、産業高度化に向けた取組が強化されている（BOI 布告第 2/2557 号）。政府は 8 力年投資奨励戦略（2015～2022）により、「サフィシエンシー・エコノミーに基づき、持続的成長をもたらし、中所得国の罠を乗り越え、競争力を高めるために国内及び海外での高度な価値のある投資を促進する」という投資促進のビジョンを示し、2017 年 1 月には改正投資奨励法が、同年 2 月にはインパクトの大きい新たな投資を呼び込むための特定産業競争力強化法という新法が制定された。

2022 年 11 月、BOI は 2023～2027 年を対象とする新たな「5 力年投資促進戦略の概要を発表した。同戦略では「イノベーティブ」（テクノロジー、イノベーション、クリエーティビティを基盤とする経済）、「コンペティティブ」（競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済）、「インクルーシブ」（社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済）という 3 つのコンセプトを掲げ、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築するとの方針が示されている。この戦略に基づき具体的な投資奨励策が発表され、バイオ・循環型・グリーン（BCG）経済やデジタル分野等の新産業への投資誘致が強化されている。また、恩典の手厚さを示す等級も新たに『A1+』が追加され、特定の条件を満たす事業に対して 10～13 年の法人税免除恩典が付与される。

第7章 主要関連法規

1. 投資奨励法

投資奨励法は1977年に制定され、以降、1991年、2001年、2017年、2023年に改正されている。この法律はタイの産業振興を目的とするもので、恩典の付与により新規事業のための企業設立を奨励している（詳細は第9章参照）。恩典には税制上の恩典のほか、新規事業立ち上げの際の土地所有、外国人就労許可等の恩典も含まれる。外資系企業による新規事業の立ち上げに限らず、国内企業の新規事業にも平等に適用される。ただし、奨励対象企業は法人に限定されている。奨励を受けるためには、奨励対象事業について、BOIの審査や認可を受けるための奨励申請を行う必要がある。なお、外資政策の転換（BOI布告）により、2000年8月以降、製造業については輸出比率に関係なく外資による100%保有が認められるようになった。また、2001年12月に法人所得税の免税額に上限が設けられた。2014年には、BOI布告により、所得水準と利用可能なインフラストラクチャーによって、3つの投資奨励地域（(i) 1人あたりの国民所得の低い20県、(ii) 特別経済開発区、及び(iii) BOIの奨励または承認を受けた科学技術パーク）が設けられた。2023年の改正では、2022年以前の制度と同様、対象業種に応じた恩典に加えて、グローバルミニマム課税が導入見込みであることを踏まえてその影響を受ける多国籍企業に対し、法人税率減税等の新たな投資推奨措置を導入した。BOIとしては、労働集約型の製造業よりも、先進的な取組（宇宙関係、知識産業の投資奨励等）への投資を志向しており、従来日本企業がタイで展開してきた製造業を始めとする事業とのギャップも見受けられる。

2. 外国人事業法

外国人事業の規制は1972年革命団布告第281号の制定から始まり、1999年に外国人事業法に改編された。この革命団布告は、1972年の軍事政権下で外国人の営む事業（会社、個人）を規制する目的で制定されたが、1997年のアジア通貨・経済危機を経て、外国資本・技術の導入を促進する目的で1999年に抜本的に改正された。また、商業や建築の分野も条件付きながら自由化され、また罰則も強化される等の改正が図られ、2003年3月から施行された。外国人事業法では、「外国人」の定義が定められており、会社（法人）の場合、総資本の50%以上が外国資本であれば外国企業とみなされ、外国人事業法の規制対象となる（詳細は「第10章 外資規制業種」参照）。したがって、タイ51%、日本49%の合弁企業であればタイ企業となり、外国人事業法の規制対象外となる。

3. 外国人の就労に関する規制

2008年に制定された外国人就労法は、2017年の外国人就労管理に関する緊急勅令によって廃止されたため、現在は同緊急勅令によって外国人の就労が規制されている。同緊急勅令は、外国人の就労許可証取得の根拠法になっているもので、外国籍の労働者は、同緊急勅令による就労許可なしにはタイで就労することができない。これには、タイ人の雇用確保と経営者、専門家、技術者

等のポストへのタイ人就業の促進を図る狙いがある。また、タイでは、27の業種において外国人の就労が禁止されている（詳細は「第19章 労働事情」を参照）。

4. タイ工業団地公社法

工業団地公社に関する法律は、1972年に革命団布告第339号によって初めて導入された。

その後、タイ工業団地公社法が1979年に制定され、1991年、1996年、2007年、2019年、2024年に改正されている。この法律は、工業省に属する国営企業としてのタイ工業団地公社（Industrial Estate Authority of Thailand : IEAT）の設立とその目的、業務を規定している。IEATは、工業団地の造成、工業団地関連インフラの整備、工業団地の管理・運営等の業務を、独自にあるいは民間企業と共同して行うこととされている。

5. 工場法

現在の工場法は1992年に制定され、2019年に改正されている。同法の目的は、労働者の安全確保と公害防止であり、概ね50馬力以上の動力源を使用する工場は同法の規制対象となり、操業前に許可証を取得する必要がある。工場新設の際には、ほとんどの場合、建設業者が手続を代行するので、一般的に大きな問題は生じないが、その後の工場内の変更・拡張にも許可申請が必要になるので注意を要する。監督省庁は工業省工場局である。

6. 土地法

土地法は1954年に制定され、以降数度にわたり改正されている。同法では、外国人または外国人が資本の49%超を有する、もしくは株主の過半数が外国人株主である株式会社による土地所有を原則として禁止している。しかし、1999年改正により、外国人が少なくとも4,000万バーツ以上を外国から投資し、内務大臣から許可を受けた場合、住居用として1ライ（1,600m²）以下の土地を所有することができることとなった。2008年改正では、土地権原証書（title deed）・利用権証書（utilization certificate）取得のための手続等が変更された。また、2013年の改正により、担保や相続により承継された土地に関する権利の登録等についての規定が見直されている。

7. 公開会社法

現在の公開会社法は1992年に制定され、2001年、2008年、2017年、2022年に改正されている。2001年の改正により、債務の株式化や一定の条件を満たす自己株式の取得、減資（ただし、全資本の4分の1未満に減資してはならない）が認められることとなった。また、2008年には行政罰に関する規定が追加され、罰金の支払が適切になされた場合には違反に関する手続は終了することとなる。2022年に公開会社法の改正法が施行された。改正法においては、広告、書面交付手続の電子化等、公開会社の運営の円滑化・効率化のための各種措置が講じられたが、今回の法改正が日本企業に対して及ぼす影響は限定的であると考えられる。

なお、上場する公開会社においては、公開会社法以外にも証券取引所法による規制を受けるこ

となる。公衆から株式を募集し、取引所でこれが取引されることとなるため、株主間に人的な関係がある非公開会社に関する規制より厳しい内容になっている。他方で、タイの日系企業の多くは（公開会社ではなく）非公開会社であるが、非公開会社は民商法典に基づいているため、公開会社法は適用されない。今回の改正の趣旨の多くは非公開会社にも当てはまる点がある。なお、民商法も2022年に改正されているが、今回の民商法の改正においては同様の改正は行われていない。

（民商法改正の詳細は「第8章 投資形態」参照）

8. 労働者保護法

労働者保護に関する規制は1972年革命団布告第103号によって初めて導入され、1998年に労働者保護法が成立した。労働者保護法はその後も何度も改正されている。この法律は、日本の労働基準法に相当し、雇用に関する規制、年少労働者の保護、労働時間・休暇、賃金、時間外労働、解雇補償金等について定めている。2008年には、使用者が不可抗力以外の事由によって事業を一時的に休業させる必要がある場合に、使用者が労働者を就労させることができない期間における賃金支払額の引き上げ等の改正が、2010年には、特定の業務分野における労働安全、衛生、環境に関する新法と平仄を合わせる改正が行われた。また、2019年には、3日間の用事休暇（有給休暇）の付与や出産休暇日数の上限の引き上げ、20年以上勤務する者に対する解雇補償金の額の引き上げ、使用者の変更に伴う労働者からの同意取得の義務化等に関する改正がなされた。2023年の改正ではコロナ禍の影響を受けて在宅勤務やリモートワークに関する規定が追加された。

9. 労働関係法

労働関係法は1975年に制定され、同年、1991年、2001年、2022年に改正されている。同法は、労働組合、労使紛争の仲裁、調停、ストライキについて定めている。法律上、調停が不調に終わった場合には、ストライキやロックアウトを行うことができるものとされている。なお、同法は、民間事業者の労働者のみを対象としており、国営企業の労働者については、別途、2000年に制定された国営企業労働関係法が適用される。

10. 日・タイ経済連携協定（JTEPA）

JTEPAは2007年に発効した二国間協定である。日タイ両国政府は、物品やサービスの貿易の自由化、円滑化、人の移動、相互承認の円滑化、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大等について日・タイ経済連携協定を締結し、2007年11月1日に発効した。

JTEPAの発効により、物品貿易に関しては最終的には日本からタイへの輸入額（2004年時点）の約97%、タイから日本への輸入額（2004年時点）の約92%の関税が段階的に撤廃されることとなる。この協定により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年内に撤廃することとなり、日本は多くの農産品を含む包括的な関税撤廃・削減を行った。

2022年に改正されたJTEPAでは、適用するHSコードのバージョンがHS2002からHS2017に変更されるとともに、運用上の手続規則の改定が行われた。

第8章 投資形態

1. 4つの進出形態

外国企業がタイに進出する場合、①既存企業への資本参加、②現地法人の設立、③支店の設置、④駐在員事務所の設置の4つの方法が一般的に採用されるが、現在タイに進出している日系企業の多くは、②の現地法人を設立する方法で進出している。この場合、タイ企業との合弁で出資比率を50%未満に留めるケースもあれば、50%以上の出資や、100%出資のケースもある²。

外資が資本の50%以上を保有する場合には、外国人事業法の規制対象となり、タイで特定の事業を行うことが一般的に禁止され、特定の事業を行うために外国人事業許可証を取得するか外国人事業法で定められる資本要件を満たして規制対象外となる必要がある。外国人事業許可証を取得する以外には、投資奨励法に基づき、BOIによって奨励され、奨励された特定の事業を行うための外国人事業証明証を取得して規制事業を行うこともできる。

外国人事業法では規制対象の事業（43業種）が3つに分類されている。すなわち、外国企業による事業の運営が厳格に禁止されている9業種（農業や仏像製造、土地売買等）、国家の安全等のために外国企業による事業の運営が原則として禁止されている13業種（運送業や鉱業、銃器の製造等）、タイ企業の競争力が不十分であるために外国企業による事業の運営が原則として禁止されている21業種（水産業やサービス業等）である（「第10章 外資規制業種」参照）。外資50%以上や外資100%の外国企業は、これらの43業種以外の業種（例えば、製造業等）に係る事業については外国人事業許可を取得することなく営むことが可能である。しかし、外国企業による事業の運営が原則として禁止されている21業種には「その他のサービス業」が含まれており、相当な範囲の事業が「サービス業」に該当すると判断される可能性があり、この場合には、外国人事業許可が必要となるので、留意が必要である（例えば、一般的に製造業に分類される事業であっても、オーダーメイドのような受注製造型の製造業は委託加工を行う「サービス業」に該当し、また、販売後のメンテナンス等のサービスを行うことも「サービス業」に該当する可能性がある）。

①既存企業に資本参加する場合であっても、②現地法人の設立と同様の規制を受けることから、50%未満の出資割合での進出が一般的である。また、③支店の設置による場合であっても、外国人事業法の規制を受けることから、その活動範囲は関連するライセンスを取得した範囲に制限される。④駐在員事務所の設置の場合には、外国人事業法の規制は受けないものの、その活動範囲は情報収集業務等に限定され、その他の営業活動を行うことはできない。

2. 企業進出の3つの方法

外国企業がタイに進出し、現地法人（外国人事業法上の外国企業）を設立して事業を営む場合

² 外国企業（外資50%以上）の場合、200万バーツ以上の登録資本金が必要となる。また、外国人事業法に基づく外国人事業許可証が要求される事業を営む場合には、300万バーツ以上の登録資本金が必要となる。BOIの投資奨励を受けようとする場合には、少なくとも100万バーツまたは投資奨励法によって奨励される業種に応じた投資奨励条件によって別途要求される追加の登録資本金が必要となる。これに対して、タイ企業（外資50%未満）の場合には一般に最低資本金に関する規制はない。

には、原則として次の3つの方法のいずれかを探る。

(1) 投資奨励法による恩典を受けて進出する方法

まず、投資奨励法に基づき、BOI から認可を受けて会社を設立する方法である。この場合には外国人事業法の一部の条項は適用されないことになるが、投資奨励法に基づく認可要件及び BOI による外国資本に関する規制に従う必要がある。なお、タイの経済や技術発展に資する奨励業種の多くは、製造業に限らず、外資 100%による現地法人の設立も認められる。

(2) 工業団地公社法による恩典を受けて進出する方法

IEAT の管理する工業団地に入居する方法である。IEAT に土地使用申請を行う必要があり、実施事業がタイの工業、技術、産業発展等に資する場合に許可される。使用申請に対する審査においては、団地内の秩序維持や汚染防止等がより重視されるため、一部の事業に関しては工場法や国家環境保全推進法で要求される環境対策の遵守も要求されることとなる。必要とされる環境審査／評価報告書の提出と関連する許可の取得後に、工業団地の土地の使用申請書を IEAT に提出しなければならない。係る手続は、土地の所有や外国人就労の許可取得の前提となるものであり、また、保税区 (IEAT Free Zones) に進出する場合の機械・原材料等に課せられる関税やその他の租税の免除等の恩典も、その後に申請することとなる。ただし、法人所得税の減免に係る恩典を受けることができないため、同時に BOI の認可を受けて投資奨励法による恩典を受けることもできる。

(3) 上記いずれの奨励恩典も受けずに進出する方法

BOI や IEAT による認可や許可を受けない場合、これらの恩典を受けることができない。加えて、外資比率が 50%以上の場合、外国人事業法による規制を遵守する必要がある。

3. タイの会社形態

タイの法人形態には、①普通パートナーシップ、②リミテッド・パートナーシップ、③非公開会社、④公開会社の 4 種類がある。③非公開会社がタイ国内で最も多い事業形態で、一般に株式会社という場合にはこれを指す。タイに進出している日系企業の多くも非公開会社の形態をとっている。①普通パートナーシップ、②リミテッド・パートナーシップ及び③非公開会社については民商法典が、④公開会社については公開会社法が設立根拠法である。

普通パートナーシップは無限責任社員のみ、②リミテッド・パートナーシップは無限責任社員と有限責任社員から、それぞれ構成される。また、③非公開会社は、過去には 7 名以上の株主が必要とされていたが、2008 年の民商法典改正を受けて、株主数の要件は 3 名以上に引き下げられた。

その後、2022 年 11 月 8 日改正法が公布され、2023 年 2 月 7 日より施行された民商法において、株式会社設立手続の柔軟性を促進する目的株主数が 2 名に削減されている。

株主は出資金の額を上限とする有限責任を負う。一定の事業に従事する場合を除いて、取締役

の国籍要件は存在しない。なお、現在、最低株主数を 2 名とすることや、非公開会社の M&A に関する規定等に関わる民商法典の改正が検討されている。④公開会社で証券取引所に上場している場合は、株式の公募等は証券取引所を通じて行われる。2025 年 4 月時点、タイの上場会社数は 923 社（タイ証券取引所の上場会社数が 700 社、中小企業を対象とした証券市場（Market for Alternative Investment : MAI）の上場会社数が 223 社）である。2022 年 5 月 24 日付で公開会社法の改正法が施行された。改正法においては、公告、書面交付手続の電子化等、公開会社の運営の円滑化・効率化のための各種措置が講じられた。

4. BOI による恩典を受けるための条件

BOI の投資奨励事業は、10 分野 409 業種にわたる。BOI の資料によれば、認可に関する一般的な基準等は以下のとおりである。ただし、これらの基準を全て充足すれば必ず認可や恩典を受けることができるというわけではなく、奨励対象業種毎に定められる条件も満たす必要があり、最終的には BOI やその担当官の裁量次第である点に留意が必要である。

- ① 国籍に関係なく恩典を受けることは可能である。
- ② 恩典は奨励対象事業（例えば、タイの産業発展に資するもの等）に付与される。
- ③ 当初の投資額として土地代と運転資金を除き 100 万バーツ以上が必要である。
- ④ 新規プロジェクト毎または新規に設立された法人の当初の負債額は登録資本金の 3 倍以内であることが必要である。なお、プロジェクトを拡大する場合は BOI が個別に判断する。
- ⑤ 先端的な生産方法や新しい機械を使用しなければならない。外国から輸入した中古機械を使用する場合は、BOI に対して、第三者機関がその機械の性能を証明する書類を提出しなくてはならない。
- ⑥ 十分な環境保護システムを有していなければならない。
- ⑦ 合弁の基準
 - (a) 農業、畜産、漁業（タイ近海及びタイの排他的経済水域の海洋生物）及びその他の外国人事業法別表 1 に定める業種³におけるプロジェクトにおいては、タイ国籍者が出資全体の 51% 以上を保有しなければならない。
 - (b) 外国人事業法別表 2 及び別表 3 で定める業種におけるプロジェクトにおいては、国籍者が出資の大部分または全部を所有することもできる。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
 - (c) 合理的な理由がある場合、BOI は特定の業種に限り外国籍者の出資比率を定めることができる。
- ⑧ 収益の 20% 以上（ただし、電子製品と部品、農産業と農産加工品、コイルセンターについては収益の 10% 以上）の付加価値を生み出す事業でなければならない。

³ 第 10 章図表 10-1 の「I 種」に記載の 9 業種である。

- ⑨ 投資金額（土地代と運転資金を除き）が1,000万バーツ以上の場合、操業開始後2年以内にISO9000、ISO14000またはそれらに相当する国際基準の認定を受けなければならない。これが遵守されない場合、法人所得税の免税期間が1年間短縮される。
- ⑩ 奨励による恩典は法人が営む事業にのみ与えられる。申請段階では個人名義でも可能であるが、認可後、正式に投資奨励証書の発給を受けるときまでに法人を設立し、法人名義で投資奨励証書発給申請を行う。
- ⑪ 登録資本金は操業開始までに100%払い込む必要がある。民商法典上、非公開会社は登録資本金額のうち25%以上の払込みが行われれば登記は可能となるが、BOIの恩典を受ける場合には、通常、操業開始までに100%を払い込むことが条件とされている（タイの場合、日本の授権資本制度と異なり、基本定款に記載された数の株式を設立時に全部発行する。また、登録資本金の25%以上の払込が行われれば会社を設立でき、その後取締役の請求により残額を払い込む制度となっている）。
- ⑫ 投資金額（土地代と運転資金を除き）が20億バーツ以上の場合、投資奨励申請に際してはフィージビリティ・スタディ報告書を提出しなければならない。
- ⑬ その他条件として、上記以外に以下のものがある。
 - (a) 投資奨励証書に記載された品目の製造または役務の提供のみを行わなければならぬ。例えば、投資奨励証書に記載のない品目を製造するときは、都度、BOIの認可を受けなければならない。
 - (b) 法人所得税は、投資資本金の一定の割合（BOIの奨励対象業種ごとに異なる）を上限に免税となるが、ナノテクノロジー開発事業等の特定のBOI奨励対象業種は、一定期間に限り法人所得税が上限なく免除される。
 - (c) BOIの恩典として取得した土地や輸入税の減免を受けた機械・設備、原材料は原則として奨励を受けた事業にのみ使用しなければならず、これらを別の用途に使用してはならない。

第9章 主要投資インセンティブ

BOIによる投資奨励制度の改正により、2015年1月1日以降ゾーン（地域）ごとの恩典付与ではなく、（外国人による）事業の内容とタイへのメリットを基準として恩典を付与する制度に変更がなされている。また、BOIは2022年11月4日に2023年から2027年を対象とする新たな5カ年投資促進戦略で推進する新投資奨励策の概要を発表した。新しい奨励措置は2023年1月から適用されている。

1. BOI認可企業に対する恩典

投資奨励法に基づきBOIから投資奨励事業の認可を受けた会社には、図表9-1記載の各恩典が与えられる。ただし、奨励業種によって恩恵内容が異なる点に留意が必要である。

図表 9-1 BOI認可企業の恩典内容

税務上の恩典
機械輸入税の免除・減税
原材料及び必要資材輸入税の減税
研究開発用の物品の輸入税の免除
法人所得税及び配当金に係る税金の免除
高度技術・イノベーション事業から発生する純利益及び配当金に係る税金の免除
法人所得税の50%減税
輸送費、電気代及び水道代の2倍までを控除
インフラの設置、建設費の25%を通常の減価償却に加えて控除
輸出向け製造用の原材料及び必要資材の輸入税の免除

税務以外の恩典
投資機械の調査のための外国人入国許可
被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可
土地の所有権の許可
タイ国外への外貨送金の許可

(出所) BOI資料より作成

2. BOI認可にあたっての基準

上述したように、BOIは2022年11月4日に、2023年から2027年を対象とする新たな5カ年投資促進戦略を発表し、この5カ年投資戦略及びこれに基づく新投資奨励策は2023年1月3日より施行されている。5カ年投資促進戦略においては、3つのコンセプトを掲げるとともに、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」に向けた7つの具体的な方針を示した。

<5カ年投資戦略のコンセプト>

- 1 Innovative : テクノロジー、イノベーション、クリエイティビティを基盤とする経済
- 2 Competitive : 競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済
- 3 Inclusive : 社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済

<新しい経済の構築に向けた7つの方針>

- 1 既存産業のアップグレードとタイの高ポテンシャル新産業の構築、サプライチェーンの総合強化
- 2 自動化、デジタル化、脱炭素化への投資を通じたグリーンでスマートな産業への移行の加速
- 3 ビジネスセンターとしてのタイの促進及び地域の国際貿易と投資のゲートウェイ
- 4 中小企業と新興企業の強化でグローバル市場とサプライチェーンへの連結の確保
- 5 タイの各地域のポテンシャルに適合し包摂的な成長を可能にする投資の促進
- 6 地域・社会の発展を促進する投資の促進
- 7 タイ企業のビジネスチャンス拡大のためのタイの海外投資促進

(1) 投資奨励ポリシー

上記の5カ年投資促進戦略に伴い、新たな投資奨励策の概要も発表された。同奨励策は、高度な技術とイノベーションを中心に競争力を向上させ、より強固な産業基盤を構築するという同戦略の狙いを反映しており、主な内容は以下のとおりである。

- ① 国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置
- ② 競争力向上措置
- ③ 既存の生産拠点の継続及び拡大措置
- ④ 総合的な事業拠点移転への促進措置
- ⑤ 景気回復期間における投資促進措置
- ⑥ 産業高度化措置
- ⑦ 中小企業（SMEs）向け投資奨励措置
- ⑧ 対象地域における投資奨励措置
- ⑨ 地域及び社会開発のための投資奨励措置

なお、新しい奨励措置には、①国家発展に重要なターゲット産業にバイオ・循環型・グリーン（Bio-Circular-Green : BCG）経済やデジタル分野等、新産業への投資誘致が盛り込まれている。ま

た、恩典の手厚さを示す等級も、現行の最上位『A1（法人税8年免除）』の上に、新たに『A1+』を追加された。

サプライチェーンの川上に位置する産業で、かつ高度技術とイノベーションを導入、教育機関との技術提携を行う事業に対して、10～13年の法人税免除恩典を付与されている。

(2) プロジェクト認可基準

① 農業、工業、サービス業における競争力向上

- ・ 収入の20%以上の付加価値を有すること（ただし、農業及び農産品事業、電子及び部品事業、コイルセンター事業は収入の10%以上の付加価値を有すること）。
- ・ 近代的な製造工程及びサービス提供プロセスを有すること。
- ・ 新品の機械を使用すること。中古機械を使用する場合の基準は図表9-2のとおり。

図表9-2 プロジェクト認可基準

機械の状態	原則
新品機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除が認められる。
使用年数（製造から輸入までの期間。以下同じ）が5年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が5年超10年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入は認められない。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。

機械の状態	生産拠点移転の場合
新品機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除が認められる。
使用年数（製造から輸入までの期間。以下同じ）が5年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が5年超10年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は機械簿価の50%を上限に法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が10年超の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入は認められない。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。

（出所）BOI 資料より作成

- ・ 投資額（土地代と運転資金は除く）が 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より 2 年以内に ISO9000、または ISO14000 その他相当する国際規格を取得すること。取得できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。
- ・ コンセッション事業及び民営化事業について、BOI は 1998 年と 2004 年の閣議決定に基づく以下の検討方針を用いる。
 - i. 国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
 - ii. 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業（Build-Transfer-Operate または Build-Operate-Transfer）に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、これを企画する担当政府当局が入札招請する前の時点で BOI にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階で民間にどのような恩典が付与されるのかについて明確に公告をしなくてはならない。
原則として、BOI は国に対して見返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。
 - iii. 政府プロジェクトを民間に運営・所有させる Build-Own-Operate については、政府に賃借料の形式で見返りを払う民間に貸与または運営させる場合、BOI は通常の基準に基づき投資奨励を検討する。
 - iv. 国営企業資本法に基づき民営化した企業は、事業を拡大したい場合、その拡大投資事業部分のみを奨励申請することができ、通常の基準に基づき恩典が付与される。

② 環境への影響の予防

- ・ 環境への影響の予防・軽減に十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、BOI は立地及び汚染処理について特別審議を行う。
- ・ 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や内閣の決議を遵守すること。
- ・ ラヨーン県に立地するプロジェクトは、2011 年 5 月 2 日付 BOI 布告第 Por.1/2554 号「ラヨーン県地域における投資奨励政策」に従うこと。

③ 最低投資金額及びプロジェクトの可能性

- ・ プロジェクトごとの最低投資金額（土地代及び運転資金を除く）は 100 万バーツ以上とする。ただし、投資奨励対象業種表にて定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、年間人件費から最低投資金額を検討する。
- ・ 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は 3 : 1 以内であること。拡大プロジェクトについては個別案件ごとに検討する。
- ・ 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 20 億バーツを超えるプロジェクトは、BOI が定めたとおり、プロジェクト可能性調査報告書を提出すること。

④ 外国人による持株基準

BOI は一般的な認可基準に加えて、投資奨励申請の対象となるプロジェクトに係る外国人の持株基準を以下のとおり定めている。

- ・ 外國人事業法別表 1 に該当する事業は、タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有しなくてはならない。
- ・ 外國人事業法別表 2 及び 3 に該当する事業は、他の法律で別途定める場合を除き、外国人が過半数または全株の株式を保有することを認める。
- ・ BOI が適切と認めるときには、特定の奨励事業に限り、外国人の出資比率を定めることができる。

3. 投資奨励ゾーン

(1) 事業の内容に基づく恩典

BOI は、事業内容をグループ A とグループ B の 2 つに分類し、各グループにおける事業の重要度に基づき、段階的に恩典を付与している。計画している事業が A1+～A4 または B のいずれのグループに分類されるかについては、BOI が公表している一覧表を参照されたい。

グループ A に含まれる事業内容と恩典の概要は図表 9-3 のとおりである

図表 9-3 グループ A の事業内容と恩典

グループ		法人所得税の免除	機械輸入税の免除	輸出向け原材料に係る輸入税の免除	税制以外の恩典
A1+	サプライチェーンの川上に位置する産業、もしくはバイオテクノロジーなど、政府がターゲットとするテクノロジーを開発する事業	10～13年間の免除（上限額なし）	○	○	○
A1	国の競争力を向上させる、デザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業	8年間の免除（上限額なし）+メリットベースの恩典	○	○	○
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、又はまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する産業	8年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○
A3	すでにタイ国内に生産拠点があるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する産業	5年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○
A4	技術がA1～A3ほど高度でないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○

(出所) BOI 資料より作成

グループBに含まれる活動内容と恩典の概要は図表9-4のとおりである。

図表9-4 グループBの事業内容と恩典

グループ	法人所得税の免税	機械輸入税の免税	輸出向け原材料に係る輸入税の免除	税制以外の恩典
B 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	×	○	○	○

(出所) BOI資料より作成

(2) 追加の恩典

BOIは、国家または産業全体に有益な（メリットのある）投資・支出に対して前述の事業内容に基づく恩典に加えて、追加の恩典を付与している。

追加の恩典には、①競争力向上のための追加恩典、②景気回復に向けた投資刺激策、③地方分散のための追加恩典の3種類がある。

①競争力向上のための追加恩典に係る投資・支出の種類と与えられる恩典の概要は図表9-5のとおりである。

図表9-5 競争力向上のための投資・支出への恩典

上記の投資・支出が、最初の3年間における収益の合算に占める割合	追加の法人所得税免税期間 (免除期間の合計は13年以内)
1%または2億バーツ以上	1年
2%または4億バーツ以上	2年
3%または6億バーツ以上	3年
4%または8億バーツ以上	4年
5%または10億バーツ以上	5年

(出所) BOI資料より作成

②景気回復に向けた投資刺激策については、2025年1月2日から2025年の最終営業日までに申請されたグループA1、A2、A3、A4の事業（一部事業除く）は、投資奨励証の発行日から12カ月以内に10億バーツ以上の投資を行う等の条件を満たす場合、さらに5年間、法人所得税の50%が免除される。

③地方分散化のための追加恩典に関しては、1人あたりの国民所得が最も低い20の県⁴（別途、特別措置が設けられているタイ南部国境地域と特別経済開発区を除く）に立地するプロジェクトに対して、追加的に3年間の法人所得税免除が付与される。なお、事業内容に基づく恩典として8年間の法人所得税免除が既に付与されているグループA1またはA2の事業を行うプロジェクトには、8年間の法人所得税免除期間の終了後5年間にわたり、奨励を受けている事業から生じた純利益に対する法人所得税が50%減税される。地方分散化のための追加恩典に係る事業内容とその恩典の概要は図表9-6のとおりである。

図表 9-6 地方分散化のための投資・支出への恩典

グループ	法人所得税の免除	追加法人所得税の免除	合計	左記期間終了後5年間にわたり法人所得税50%減税	支出控除（輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除、インフラ設置・建設費の25%を追加控除）
A1+	10-13年間 (上限額なし)	3年間	13年間 (上限額なし)	×	○
A1	8年間 (上限額なし)	×	8年間	○	○
A2	8年間	×	8年間	○	○
A3	5年間	3年間	8年間	×	○
A4	3年間	3年間	6年間	×	○
B	×	3年間	3年間	×	○

（出所）BOI 資料より作成

4. 投資奨励業種

BOIは、投資奨励業種として次の10類に分類される400以上の業種を規定している。（将来さらに追加される可能性がある）

- (1) 1類：農業・食品・バイオ（52の業種により構成）
- (2) 2類：医療（17の業種により構成）
- (3) 3類：機械・車両（119の業種により構成）
- (4) 4類：電気・電子機器産業（58の業種により構成）
- (5) 5類：金属・素材（47の業種により構成）
- (6) 6類：化学、石油化学（36の業種により構成）
- (7) 7類：サービス、公共事業（21の業種により構成）
- (8) 8類：デジタル（9の業種により構成）

⁴ カーラシン、チャイヤップーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリラム、プレー、マハーサーラカム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソートン、ローイエット、シーサケート、サコンナコン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノーンブワラムプー、ウボンラーチャターニー、アムナートチャルーン

(9) 9類：クリエイティブ産業（17の業種により構成）

(10) 10類：高価値サービス（33の業種により構成）

5. 特別措置とポリシー

BOIは、上記の投資奨励に加えて、5ヵ年計画に従って、以下の特別措置とポリシーを公表している。

（1）効率の向上のための措置

生産効率を向上させるために、一定の条件の下、次の場合において、奨励期間中の機械の輸入関税を免除する。

①既存のプロジェクトで、以下に関する生産性向上のための措置を含むもの

- a) 機械の入れ替え及びオートメーション
- b) デジタルテクノロジー導入
- c) 4.0 産業
- d) 省エネルギーエネルギー保存、再生可能エネルギーの利用及び環境影響の軽減
- e) 国際基準取得のための生産ラインのアップグレード

②グループB の新規事業で、以下に関する生産性向上のための措置を含むもの

- a) 生産工程またはサービス提供におけるオートメーション及びロボティクス
- b) 4.0 産業

6. 恩典付与の条件

- a) 被奨励事業か否かにかかわらず、既に創業している事業であり、奨励申請の際に投資奨励業種であること。ただし、事務局が指定した奨励対象外とする一部の事業は除く。
- b) 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の恩典が終了した後に本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。
- c) 効率向上のための投資金額（土地代及び運転投金を除く）は 100 万バーツ以上とする。

7. 恩典の内容

- a) 機械輸入税の免税
- b) 3年間の法人所得税免除。ただし、本措置に基づく投資額（土地代と運転資金を除く）の50%相当額を上限とする。（国内の自動化機械設備が30%以上である場合、100%を上限とし法人所得税を免除する）
- c) 法人所得税免除期間は、奨励証書発行後、収入が発生した日より開始する。

(1) 特別経済開発区 (SEZ) に関する投資奨励政策

近隣諸国との経済連携を強化し ASEAN 経済統合を促進するため、主に国境エリアを中心に特別経済開発区 (Special Economic Development Zone : SEZ) が設置されている。特別経済開発区の対象地域は図表 9-7、対象業種については図表 9-8、主な恩典の内容は図表 9-9 のとおりである。

図表 9-7 特別経済開発区の対象地域

県	郡	区
ターク	メーソット	ター・サイ・ルワット、プラ・タート・パーテーン、 メガーサー、メーク、メーターオ、メーパ、メーソット、 マハーワンの8区
	ポッ・プラ	チョンケープ、ポッ・プラ、ワーレーの3区
	メー・ラマート	カネージュー、メージヤ・ラオ、メー・ラマートの3区
サケオ	アランヤプラテート	ター・カーム、バーン・ダーン、パー・ライの3区
	ワッタナー・ナコーン	パッ・カ
トラート	クローンヤイ	クローンヤイ、マイ・ルート、ハート・レックの3区
ムクダハーン	ムアン・ムクダハーン	カム・アー・ファン、ナー・シー・ヌアン、バーン・サイ・ ヤイ、ムクダハーン、シー・ブン・ルアンの5区
	ワーン・ヤイ	チャ・ノート、バーン・サイ・ノイ、ポン・カーム、 ワーン・ヤイの4区
	ドーン・ターン	ドーン・ターン、ポーサイの2区
ソンクラー	サダオ	サダオ、サムナック・カーム、サムナック・テーオ、 ペーダン・ベーサーの4区
ノンカイ	ムアン・ノーンカイ	カイ・ボック・ワーン、ナイ・ムアン、バーン・ドゥア、 プラ・タート・バン・プウアン、ポー・チャイ、ポン・ サワン、ミーチャイ、ウィアン・クック、シー・ガーイ、 ノーン・ゴーム・ゴ、ハート・カム、ヒン・ンゴームの12区
	サラ・クライ	サラ・クライ
チェンライ	チェン・コーン	クルン、ブン・ルアン、リム・コーン、ウィアン、シー・ ドーン・チャイ、サ・ターン、フウアイ・コーの7区
	チェン・セーン	バーン・セオ、パー・サック、メー・ングン、ヨー・ノック、 ウィヤン、シードーン・ムーンの6区
	メーサーイ	ゴ・カーン、バーン・ダーアイ、ポン・ンガード、ポン・ パー、メーサーイ、ウィイアン・パーン・カム、シー・ ムアン・チュム、フウアイ・クライの8区
カンチャナブリ	ムアン・カンチャナブリ	ゲーン・シアン、バーン・ガオの2区
ナコンパノム	ムアン・ナコーンパノム	グル・ク、ター・コー、ナー・サイ、ナー・ラート・ クワイ、ナイ・ムアン、バーン・ブン、ポー・ターカ、 ノーン・ヤート、ノーン・セーン、アー・サー・マートの10区
	ター・ウテーン	ノーン・ターン、ラーマ・ラート、ウーン・プラバートの3区
ナラティワート	ムアン・ナラティワート	コーヴ・キアン
	ターカ・バイ	ジェ・ヘエ
	イー・ンゴー	ラ・ハーン
	ウェーン	ロ・ジュート
	スンガイ・コーロック	スンガイ・コーロック

(出所) BOI 資料より作成

図表 9-8 特別経済開発区における対象業種

特別経済開発区における対象事業	特別経済開発区における特別事業
(1) 農業、水産業および関連事業 (2) 医療用品の製造および医療サービス (3) 自動車、機械、部品の製造 (4) 電気機器、電子機器の製造 (5) セラミックス製品、金属、資材の製造 (6) プラスチック製品およびパルプの製造 (7) 公共施設 (8) 工業団地/工業区 (9) 繊維、衣類、皮革産業 (10) 宝石、ジュエリーの製造 (11) 家具の製造 (12) ロジスティクス (13) サービス	(1) 公共施設向け建設資材、高圧コンクリート製品の製造 (2) 建設または製造業向け金属プラットフォームの製造 (3) 消費財用のプラスチック製品の製造 (例：プラスチックパッケージ) (4) パルプまたは紙からの製品の製造（例：紙箱） (5) 工場または倉庫のための建物開発

(出所) BOI 資料より作成

図表 9-9 特別経済開発区の主要な恩典

一般投資奨励対象業種	対象業種
法人所得税免除期間を通常より3年追加。ただし、合計8年間まで	法人所得税免除期間は最高8年間
法人所得税が8年間免除されるA1又はA2に該当する業種の場合、法人所得税免除期間満了後、さらに5年間法人所得税を50%減税	さらに5年間法人所得税の50%減税
輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除	
通常の減価償却以外に、インフラの設置費又は建設費の25%を控除	
機械の輸入税免除	
輸出向け製造用原材料の輸入税免除	
未熟練外国人労働者の導入許可	
その他の税制以外の恩典（土地の所有権、外国人技術者の導入など）	

(出所) BOI 資料より作成

(2) 東部経済回廊 (EEC) に関する投資奨励政策

EEC として、チャチュンサオ、チョンブリー、ラヨーンの 3 県が指定され、同地区において EEC 政策委員会が指定するターゲット産業に従事する場合、EEC 政策委員会が適切であると判断した範囲内の恩典が付与される。

対象業種については下記に示すとおりである。

1. 次世代自動車産業
2. スマートエレクトロニクス産業
3. 高所得者向け観光及びメディカルツーリズム
4. 農業及びバイオテクノロジー産業
5. 食品加工産業
6. ロボット産業
7. 航空及びロジスティクス産業
8. バイオ燃料及びバイオ化学産業

9. デジタル産業
10. 総合医療産業
11. 国防産業
12. 人材開発及び教育

また、主な恩典の内容は次のとおりである。

- ・法人所得税が最大 15 年間免除される。
- ・経営者、スペシャリスト及び研究者の個人所得税が 17%に減免される。
- ・経営者、スペシャリスト及び研究者は 1 回の申請で 5 年間有効のワークパーミットを取得することができる。
- ・製造・研究開発に使用される機械及び原料に関して輸入税が免除される。
- ・土地またはコンドミニアムを所有することができる。
- ・50 年以上の賃貸借をすることができる（最大 49 年間延長可）。

8. IEAT 工業団地の恩典

投資奨励法に基づく恩典のほか、タイ工業団地公団法に基づく恩典として、工業省に属する国営企業である IEAT の管轄の工業団地に立地することにより付与される恩典がある。

(1) タイの工業団地 (IEAT)

タイには約 120 カ所の工業団地が建設され、道路、電気、上下水道、廃棄物処理、通信等の工場稼動に必要な設備のほか、住居、スポーツ施設、銀行とホテル等の施設が整備されていることもある。工業団地は、その開発主体とその用途で区分すると次のような種類に分類される。

まず、開発主体別にみると、①IEAT が造成・運営・管理する工業団地 (Industrial Estate と称される)、②民間企業が造成し、IEAT と共同で運営・管理する工業団地 (これも Industrial Estate と称される)、③民間企業が造成・運営・管理する工業団地 (Industrial Park や Industrial Zone と称される) の 3 種類がある。③の工業団地についても、後述のように、BOI 認可を得ている団地であれば一定の恩典を享受することができる。

次に、用途別にみると、①一般の企業が入居する一般工業区 (GIZ=General Industrial Zones) と②フリー・ゾーン (IEAT Free Zones) の 2 種類に大別される。フリー・ゾーンはかつて輸出加工区 (EPZ=Export Processing Zones) という名称であったが、2008 年 1 月の法律改正により名称が変更されると同時に、輸出関係業のみならず商業その他のサービス業の入居も可能となった (図表 9-10)。

IEAT の工業団地には BOI のように奨励対象業種というものはなく、外国企業の場合には、タイの工業、技術、産業発展に貢献する企業で、工業団地の環境を阻害するものでなければ、原則として工業団地への入居が認められる (ただし、BOI による恩典と同様、所定の条件を全て充足した場合に必ず入居や恩典が認められるというわけではなく、最終的には IEAT やその担当官の裁量次

第である点に留意が必要である)。そして、IEAT の統括する工業団地内に入居する外国企業は土地を所有することが可能である。他方、IEAT の認可を得ていない工業団地に入居する外国企業は、別途 BOI の認可を受けなければ、土地を所有することはできない。

入居する工業団地の選定にあたっては、進出後の事業内容を踏まえつつ、立地条件、BOI 投資奨励ゾーン区分、恩典内容、原材料・製品等の輸送ルート・コスト、工業用水や電力の供給能力、廃棄物処理能力、洪水時の安全性等を考慮して決定する必要がある。

図表 9-10 工業団地の種類

開発主体別分類	
Industrial Estate	IEATが造成・運営・管理する工業団地 民間企業が造成し、IEATと運営・管理する工業団地（団地数では最多）
Industrial ParkまたはIndustrial Zone	民間企業が造成・運営・管理する工業団地（BOIの投資恩典を受けているものもある）
用途別分類	
General Industrial Zones (GIZ)	工業、サービス業又は工場運営やサービス業に関係するその他の事業を行うためのエリア
IEAT Free Zones	工業、商業又はその他これらに関連する経済的利益、国家安全保障、公共福祉、環境管理若しくはその他IEATが定める事由に関する事業を行うためのエリア

(出所) IEAT 資料より作成

(2) 工業団地入居の恩典

IEAT の工業団地に入居した場合の恩典をまとめると以下のとおりである。

- ① 工業団地内の土地を所有することができる。
- ② 外国人技術者や専門家及びこれらの家族の入国ビザや外国人就労許可を受けることができる。
- ③ フリー・ゾーンでは機械や原材料等に課せられる関税その他の租税が免除される。なお、輸出加工区として発足した当初と異なり全ての製品の輸出は義務づけられないが、フリー・ゾーンから国内へ移入する際に、輸入税、物品税、付加価値税等を納付しなければならない。
- ④ 建築規制法に基づく建築許可、工場法に基づく工場設立・操業許可、都市計画法に基づく許可等、権限が分散している各種許可を、IEAT 事務所または IEAT 本部（工業団地内のワンストップサービスセンター⁵）にて手続を行うことができる。

⁵ 工業団地内のワンストップサービスセンターは、BOI の管轄下にあるものではない。

第10章 外資規制業種

1. 規制43業種

外国人事業法では、3カテゴリー計43業種が列記されており、それらの業種に対する外国資本が50%以上の企業による事業を規制している（図表10-1）。

図表 10-1 外国人事業法による規制43業種

第1種 特別な理由による禁止（9業種） <ul style="list-style-type: none"> (1) 新聞・ラジオ放送・テレビ放送の事業 (2) 稲作・植林・農業 (3) 畜産 (4) 林業・天然木材加工 (5) 漁業（タイ近海・排他の経済水域内に限る） (6) タイ薬草の採取 (7) タイの骨董品又は国の歴史的価値のある物の取引・競売 (8) 仏像及び僧鉢の製造・鋳造 (9) 土地取引 	第3種 原則禁止（21業種）（但し、外国人事業委員会の承認のもと、商務省事業開発局の許可を得た場合は参入可能） <ul style="list-style-type: none"> 競争力が十分ではないタイ企業の保護の観点から (1) 精米及び粉 (2) 漁業（養殖） (3) 植林 (4) 合板、ベニア板、チップボード、ハードボードの製造 (5) 石灰製造 (6) 会計サービス (7) 法律サービス (8) 建築サービス (9) エンジニアリングサービス (10) 建築業（但し、一部例外あり） (11) 仲介業・代理店業（但し、一部例外あり） (12) 競売による販売（但し、一部例外あり） (13) 伝統的農産物又は法律で禁止されていない農産物の国内取引（タイでの農産物を受渡しがない、タイ農産物商品先物取引所における農産物先物の取引を除く） (14) 資本金1億バーツ未満又は1店舗あたりの資本金2000万バーツ未満のあらゆる物品の小売業 (15) 1店舗あたりの資本金が1億バーツ未満のあらゆる物品の卸売業 (16) 広告業 (17) ホテル業（マネジメントサービスを除く） (18) 旅行代理店 (19) 食品・飲料の販売 (20) 植物の栽培・繁殖・品種改良 (21) その他サービス業（省令で定めるものを除く）
第2種 原則禁止（13業種）（但し、閣議の承認のもと、商務大臣の許可を得た場合は参入可能） <ul style="list-style-type: none"> 國家の安全又は保障に関する事業 (1) (a) 銃器、銃弾、火薬、爆発物、(b) それらの部品、(c) 軍事用の兵器、船舶、飛行機、車両、(d) すべての戦争用の装置・部品の製造・販売・補修 (2) 国内陸上、海上、航空運輸（国内航空事業を含む。） 	
芸術・文化・伝統・民芸品等に影響を与える事業 <ul style="list-style-type: none"> (3) タイの骨董品・民芸品等の取引 (4) 木彫品の製造 (5) 養蚕・タイ絹糸製造・タイ絹織布製織・タイ絹織物捺染 (6) タイ楽器の製造 (7) 金銀製品、ニエロ細工、黒金象眼、青銅製品、漆器の製造 (8) タイ文化・美術を象徴する陶器や磁器の製造 	
環境・天然資源に影響を与える事業 <ul style="list-style-type: none"> (9) サトウキビからの製糖 (10) 非海塩の塩田を含む塩田の事業 (11) 岩塩の製造 (12) 岩石爆破・碎石を含む鉱業 (13) 家具及び家庭用品の製造に係る木材加工 	

2. 現地調達比率規制

タイにおいては現地調達比率についての一般的な規制はないが、次のような措置を講じることにより、現地調達比率の向上に努めている（図表 10-2）。

図表 10-2 現地調達比率の向上のための措置

1	原材料・部品・完成品の種類別に輸入関税率に恩典の差を設けて誘導
2	投資奨励業種の認可要件として、収益の付加価値率20%を要求（但し、電子・電子部品産業、農業及び農産品加工産業、コイルセンターについては付加価値率10%を要求）
3	BOIによる、国内産業保護の目的での特定の物品に対する輸入税又は輸入制限の設定
4	BOIは、投資奨励恩典を付与するに際し、原材料・部品等の国産品使用を求めない
5	BOIの奨励対象者によって行われる事業の種類によって恩典を区分
6	政府調達にあたって特定の企業及び個人からの国産品の調達を促進

（出所）BOI 資料より作成

ひとくちメモ 2： 中小企業向け賃貸工場

主要工業団地内には賃貸工場（レンタル工場ともいう）があり、直ぐに生産を開始したい、あまり大きな敷地はいらないといった中小企業には便利である。具体的には、タイの専業会社が工業団地内の土地を購入して賃貸工場を運営するケースと、工業団地運営会社が自ら手掛けるケースがある。これらはいずれも工業団地管理事務所で紹介してくれる。工場内には、事務所、駐車場のほか、簡素であるが販売用店舗、住居スペース、食堂等が整備されているものもある。利用にあたっては権利の範囲、ユーティリティ負担の要否、追加コストの要否等を確認することが大切である。さらに、増設対応が難しいこと、5年以上操業した場合にコスト的に割高になることもある点に注意が必要だ。

一方で、近年は環境規制が強化されており、例えば 2025 年前半よりクリーンエア管理法案が審議中であり、工場や車両等の排気ガス排出源に対して規制を強化し、排出量上限の設定や課金制度が導入される可能性がある。これらの規制は賃貸工場にも適用される可能性があるため、事前に確認しておくことが重要である。

加えて、通常の賃貸契約以外に、交渉によってはオプションとして買い取り特約付き契約を締結できる場合もあるため、初期投資を抑え、長期的には資産化を検討している企業や長期的な操業を見込む企業にとっては選択肢になりうる。

なお、工業団地運営会社から、法改正・運用方法等の変更に関する詳細な情報提供は限定的である。そのため、日本企業は、タイ人労働者を通じて、法改正に関する情報を得ることが多いが、工業団地運営会社に問い合わせても適切な情報を確認できるとは限らない。法令改正等の正確な情報に関しては、操業後も引き続き自ら情報収集する必要がある。

第11章 許認可・進出手続

本章では、BOIへの投資奨励申請手続、非公開会社の設立手続、工場設立に関する手続、その他の投資奨励証書受領後の手続の概要を示す。また、各手續で必要とされる書類、添付書類等についても記載する。また、最後に、タイにおける一般的なM&Aの方法についても言及する。変更は主に2022年12月9日公布、2023年1月3日施行の内容に基づく。

1. BOIへの投資奨励申請手続

(1) 申請書の提出

事前調査が終了し、事業計画完成後、BOIのウェブサイトから電子申請を行う。

申請書には、製造品目カタログ、会社概要、工程表等を添付する必要がある。工程表に記載のある工程は投資奨励を受けた後に遵守する義務があり、材料の入荷・検査から製品の検査・出荷まで、漏れなく記入する必要がある。また、この工程表に指定されたもの以外の機械・設備については関税の免除や軽減を受けることができないため、工程表と機械・設備導入の整合性に注意を要する（工程表で必要とされない機械・設備の輸入税减免は認められない）。なお、環境を汚染するおそれのある事業については「初期環境影響調査結果報告書(https://www.boi.go.th/un/form_app1)」を申請書と一緒に提出しなければならない。また、中古機械・設備の導入は原則認められないが、例外的に認められることがあるため、その場合には、機械・設備の能力証明書も同時に提出しなければならない。

(2) BOI担当官によるインタビュー

申請者は、電子申請後、BOI担当官にアポイントを取り、申請書提出から原則として10営業日以内にインタビューを受けなければならない。インタビューの目的は、委員会で案件を審議するための追加的な情報の入手であり、具体的には、製品の詳細、製造工程についての技術的な説明や申請者（会社）の現在の事業内容について2時間程度のヒアリングを受ける。インタビューには技術者の同行も可能である。

(3) 委員会による案件審査

BOI担当官による案件の詳細レポートができあがると、委員会に提案され審議される。この場合、投資額により次のように取り扱う委員会が異なる。

- ① (土地代と運転資金を除き) 投資額2億バーツ以下の場合： BOI事務局の内部委員会
- ② 投資額2億バーツ超20億バーツ以下の場合： BOIの小委員会
- ③ 投資額20億バーツ超の場合： 小委員会及び本委員会

申請書提出から審査認可までの期間は、①の場合は40営業日以内、②の場合は60営業日以内、

③の場合は 90 営業日以内と定められている（BOI の組織については「第 6 章 外資導入政策と管轄官庁」を参照）。ただし、所定の基準等を全て充足した場合に必ず BOI による認可や恩典を受けることができるというわけではなく、最終的には BOI やその担当官の裁量次第である点に留意が必要である。

(4) 認可通知とそれに対する回答

委員会で認可されると、その旨が文書により申請者に通知される。認可通知書には BOI の政策による恩典と条件がタイ語で記載されている。この通知を受け取ってから 1 カ月以内に、通知書の内容を受理するか否かを電子申請で回答する必要がある（様式があり、回答期限の延長も可能である。また、不明な点等があれば、通知書の内容について文書で問い合わせることが可能である）。なお、一般に、認可通知書には図表 11-1 に示した書類が添付される。

図表 11-1 認可通知書への一般的な添付書類

認可受理回答フォーム (F GA CT 07)
認可受理の回答延長の申請フォーム（延長する場合）

（出所）BOI 資料より作成

(5) 奨励証書の発給

認可通知への回答後、正式な奨励証書の発給申請を行う。BOI の奨励事業は法人（非公開会社等）により実施されることが要件になっていることから、奨励証書発給申請は現地法人の責任者名義で行う必要がある。したがって、BOI への奨励申請と並行して、現地法人設立事務を進めておけば、時間を節約することができる（なお、当初の段階では、資本金の払込みは民商法典により各株式の額面の 4 分の 1 以上で足りるが、BOI 認可企業の場合、奨励証書の定めにより操業開始までに BOI 事業で求められる資本金に関して全額払い込むことが要求される点に留意が必要である）。

奨励証書発給申請は、奨励認可の回答日より 6 カ月以内に行う必要があり、奨励証書は、通常、発給申請から 10 営業日以内に発給される。奨励証書発給申請に一般に必要な書類は図表 11-2 のとおりである。

図表 11-2 奨励証書発給申請に必要な書類

奨励証書発給申請書 (F GA CT 08)
タイ国外からの資金送金を証明する書類（外国からの投資の場合）
インフラ、労働調査票 (F GA CT 13)
審査結果通知書に記載されているその他の書類

（出所）BOI 資料より作成

2. 非公開会社の設立手続

タイの非公開会社の場合、設立にあたって登録資本金（Registered Capital）に相当する株式を全株発行し、各株式について 25%以上払い込むことにより会社は設立される。その後、取締役により未払込分の払込みを請求することができるが、BOI の奨励認可を受けた会社は、操業開始までに株式の全額を奨励証書の定めに従い払い込むことが求められるので留意する必要がある。

会社登記に関する手續は以下のとおりである。その際、提出する書類等は全てタイ語に翻訳して提出する必要がある。

(1) 商号の予約

ほかの会社の商号と重複しないように、予め候補となる商号を商務省事業開発局のウェブサイトを通じて予約する。予約した商号候補については、予約した日から 30 日間、登記に使用することができる。なお、期間の延長は認められていないが、同一商号での再予約は可能である。

(2) 基本定款の登記

タイの民商法典では、非公開会社は基本定款を定めることが義務づけられている。基本定款は、発起人 3 名以上とされていたが、2022 年 11 月 8 日の官報で改正が公布され、2023 年 2 月 7 日の民商法典改正後からは、発起人 2 名以上となった。社名、本社所在地（県名のみ）、登録資本金額、一株あたりの額面金額⁶、総株式数、株主の有限責任、会社の事業目的、発起人の氏名、住所、年齢、職業及び署名並びに各発起人の引受け株式数の記載が求められ、これを会社登記事務所で登記する。

登記にあたっては、会社の目的として記載されている業務以外を実施することができないので留意する必要がある。登記料は 500 パーツである。

(3) 全株式の引受け、創立総会の開催

発起人は、全株式の引受け後、会社の創立総会を開催し、図表 11-3 に掲げた事項を決議しなければならない。

⁶ 法律上は一株あたりの額面金額は 5 パーツ以上とされているが、通常は 100 パーツや 1,000 パーツとするケースが多い。

図表 11-3 創立総会の決議事項と非公開会社の主な登記事項

創立総会の決議事項	非公開会社の主な登記事項
1 株式引受人の氏名・名称、地位及び住所（各引受人の引受株式数を含む）の確認	1 株主の氏名、年齢、職業、国籍、持株数
2 付属定款	2 金銭以外による払込みがなされた株式数（種類別）
3 発起人による行為及び負担した経費の追認	3 取締役の氏名、住所、年齢、職業
4 優先株式がある場合には優先株式に関する事項	4 取締役の権限及び署名
5 金銭以外による払込みがなされた株式の総数	5 付属定款
6 取締役の選任及び権限の決定	6 本店及び支店（もしあれば）の住所
7 会計監査人（外部の公認会計士）の選任	7 会社印

(4) 非公開会社の登記（最終登記）

創立総会で選任された取締役は、創立総会後3ヵ月以内に会社の登記を行わなければならない。また、創立総会の議事録を併せて提出しなければならない。登記料は、一律5,000バーツである。

なお、以下の事項を一日で完了することができる場合、取締役は、会社及び基本定款の登記を一日で行うことも可能である。

- (i) 株式引受人が揃っている
- (ii) 会社設立株主総会で議題が発起人と株式引受人全員が議題を承認した
- (iii) 発起人が事務を取締役へ引き継いだ
- (iv) 取締役が株式払い込みを請求し、払い込まれた

(5) 税務登録

設立後の会社は、歳入局に対して付加価値税（Value added tax : VAT）に係る納税者登録を行わなければならない（ただし、会社がタイ国内で営業し、年間取引高が180万バーツを超える場合に限る）。ただし、実際に事業が開始されていなくても支払が発生することがあるため、支払が発生する以前に納税者登録をしておく必要がある。そうでなければ、物品購入や建築代金の支払に関連して支払った付加価値税の還付請求ができなくなる点に留意する必要がある。

3. 奨励証書受領後の手続（BOI 奨励企業の場合）

(1) 事業開始準備

企業は、奨励証書発給後、工場建設を開始し、原材料や機械・設備の輸入申請や発注等を行う等、事業の開始に向けた準備をしなければならない。また、原則、奨励証書発行日より36ヵ月以内に操業許可申請を提出する必要がある。

奨励証書発給から操業許可申請を提出するまでの間は、毎年 2 月に BOI の電子システムを通じて事業経過の報告、7 月に事業経過と年次事業結果を報告する。操業許可申請後は、毎年 7 月に電子システムを通じて年次事業結果を報告する。

(2) 土地購入

土地法により、原則として外国人（外国人が総株式の 49% 超を保有している企業または外国人株主数が全株主の半数を超えている企業）は土地を所有することができないが、BOI 奨励企業や IEAT の管理下にある工業団地に立地する企業は、外国人の持株比率または外国人株主数にかかわらず土地を所有することが可能である。BOI 奨励企業の場合には、図表 11-4 に示した主な書類を添えて、e-Land システムを通じオンラインにより申請する。IEAT の管理下にある工業団地内に土地を取得する場合には、IEAT で手続をすることになる。申請が承認されると、BOI 事務局または IEAT から土地所有承認証書が発給される。具体的な土地の取得にあたっては、その土地が所在する地区の土地局にコンタクトを取る必要がある。

図表 11-4 土地所有権許可申請必要書類

1 申請書
2 土地所在地の地図
3 土地権利証書
4 建設計画
5 対象となる土地の利用が適用法令で禁止されていないことを証する文書の写し
6 その他必要書類

（出所）BOI 資料より作成

(3) 工場建設と操業開始

奨励企業は一般的に、奨励証書発給日から 36 カ月以内に操業を開始しなければならないとされているため、それまでに工場建設、機械・設備の搬入・据付・試運転等を行うことが必要である。工場設立許可の所管は工業省工業局であり、地方の場合は各県の工業担当官事務所へ申請する。IEAT の管理下にある工業団地に入居する場合には IEAT で手続をすることになる。この申請手続は受注工事業者の協力や支援を得て行う場合もある。一般に申請に必要とされる書類は図表 11-5 のとおりである。

工場設立許可を受けた後操業を開始する場合には、15 日以上前に工業担当官へ通知する必要がある。BOI 奨励事業の場合には、BOI 事務局に対しても操業開始許可を申請しなければならない。他方で、IEAT の管理下にある工業団地の場合は、IEAT で申請をすることになる。

図表 11-5 工場設立許可申請の際の主な必要書類

1 申請書（工場の概要を記載する）
2 法人登記簿写し（取締役の権限、会社の目的等）
3 工場所在地地図
4 工場内における機械レイアウト（正確な縮図で、建築士の証明を付す必要がある）
5 工場設計図（正確な縮図で、建築士の証明を付す必要がある）
6 公害防止対策の説明書
7 その他必要書類

（出所）BOI 資料より作成

4. タイにおける一般的なM&Aの方法

日本企業がタイの企業を買収する際に一般的に用いられる方法は、株式譲渡、事業譲渡と合併の3つの方法である。

株式譲渡や事業譲渡に要する期間は、デューデリジェンスの範囲、契約交渉、当局との間で必要となる手続等、様々な要因に左右されるものの、一般には株式譲渡の方が事業譲渡よりも手續がシンプルであるため、より短い期間での実行が可能と考えられる。また、事業譲渡によって許認可を譲受人に承継させることができないこともあることから、許認可が承継対象事業にとって重要な場合には、株式譲渡による方法がまずは検討される。上記以外の主な考慮要素としては、取引に伴う課税関係、個別の資産・負債の承継方針、潜在債務（紛争、租税、労務等）の有無等が挙げられる。これらの点で両者の方法に大きな差異が存在しない場合には、株式譲渡の方法を選択されることが多い。

これまで一般的な企業買収の方法は株式譲渡と事業譲渡のみであったのが、2022年11月8日付で改正された民商法第23号（2023年2月7日より施行）を受け、吸収合併の方法も可能となった。吸収合併では、吸収する側の存続会社が有していた許認可は合併後も引き継がれるものもあるため、M&Aにおける方法の選択肢が広がった。

（1）株式譲渡

既存の事業を買収するための典型的かつ迅速な方法は、対象会社の株式を既存株主から譲り受けることである。

非公開会社であれば、タイ法上、株式の譲渡人と譲受人の間で株式譲渡証書⁷を締結し、これに少なくとも1人の証人が署名することによって（実務上は譲渡人と譲受人の双方において証人を準備することが一般的である）、対象会社の株式の譲渡を行うことができる。ただし、株式の譲渡制限や先買権、売却参加権（tag-along）等の対象会社の付属定款や、株主間契約に定める株式譲渡に係る制限や条件等に留意する必要がある。株式譲渡に先行して、対象会社のデューデリジェンスが行われることが一般的であり、その結果を踏まえ、株式譲渡に関する詳細な条件や表明及び

⁷ 株式譲渡証書には、譲渡代金または株式に係る払込価額のいずれか高い方の0.1%相当額の印紙税が課せられる。

保証、クロージングの手続等を定めた株式譲渡契約が（株式譲渡証書とは別に）締結されることが多い。

株式譲渡が実行された後、株主名簿への記載、旧株主の株券の消却・新株主への株券の発行、新たな株主リストの登記等の手続を行う。会社に備え付けられた株主名簿への記載（書換）は、株式譲渡を対象会社や第三者に対抗するために必要となる。なお、株主リストの登記は株式譲渡の実行時に行なうことが法令上義務とされているわけではない。

(2) 事業譲渡

株式譲渡の場合には対象会社の資産や負債を全て承継することになるため、これら的一部のみを承継しようとする場合には、株式譲渡ではなく事業譲渡が選択される。事業譲渡による場合、譲受人は、棚卸資産、売掛金、オフィス・リース、知的財産等の資産の全部または一部の承継を選択することができる。また、どの従業員との雇用を承継するかも選択することもできる（ただし、自動的に承継が可能となるわけではない）。事業譲渡には、取締役会や株主総会の決議が必要となる場合があるほか、資産等の譲渡に関して、当局や第三者からの事前承認やこれらへの通知等の手続も必要となることがある。

対象会社（事業譲渡の場合には譲渡人）は、事業譲渡による利益に対して所得税を支払う必要があるほか、対象会社が VAT の登録を受けている場合には動産の譲渡が付加価値税（7%）の対象となり、また、不動産の譲渡が特定事業税（3.3%）の対象となることがある。なお、これらの所得税や付加価値税、特定事業税は一定の条件の下で免除を受けることもできるため、税務に関しては、実務上の運用も含め税務の専門家に確認することが必要となる。

対象会社に対するデューデリジェンスを行った後、事業譲渡契約が締結されることが多い点は株式譲渡と同様である。また、事業譲渡は、資産の引渡しと（一定の資産に関して）当局への登録により実行されることとなる。

(3) M&A に係る主な規制

タイでは、2017 年に新たな取引競争法が施行された。当該取引競争法によれば、市場の実質的な競争低下につながる企業結合を行う事業者は、企業結合の日から 7 日以内に取引競争委員会に届け出る必要がある。

また、市場の独占または市場支配力の形成につながる企業結合を行う事業者は、事前に取引競争委員会の承認を得なければならない⁸。

なお、取引競争委員会の告示によれば、以下の取引が企業結合に該当する。

- (i) 他の事業者の通常の事業に係る営業資産の 50% を超える資産の取得
- (ii) 公開会社にあっては、証券取引法に従い他の事業者の議決権の総数の 25% 以上の数まで

⁸ 企業結合の届出や事前承認に関する具体的な基準に関しては、取引競争委員会が別途定めるものとされている。

増加する株式、ワラントその他の株式に転換可能な有価証券の取得

- (iii) 非公開会社にあっては、直接または間接を問わず、他の事業者の議決権の総数の 50%を超える議決権付株式の取得

取得者が外国人（外国企業）であり、かつ、対象会社が外国人事業法上制限される卸売・小売業、仲介・代理業、飲食店、ホテル、サービス業等の事業を営んでいる場合には、外国人事業法上求められる資本金要件を満たすか、または各事業で求められる外国人事業許可が付与されない限り、外国人による保有株式は総株式数の 50%未満としなければならない。更に、対象会社が土地を所有している場合の土地法上の規制や、特定の事業に関して外国人事業法とは別に外国人による所有割合を制限する規制も存在することから、留意が必要である。

第12章 税制

タイに投資をしようという外国企業にとって、その税制は重要な要素である。タイの税体系は、法人所得税（20%）、付加価値税（7%）、特定事業税（0.01～3.3%）、個人所得税（0～35%）の累進課税）、非居住者源泉課税（海外送金に対する源泉徴収、10～15%）、石油所得税、関税（第16章2節で取り上げる）、物品税、印紙代等の国税と、土地家屋税、看板税等の地方税がある。なお、2024年7月より、1,500バーツ以下の少額輸入貨物も付加価値税の対象になった。また、2023年9月より、2024年1月1日以降に発生した課税所得は、過年度の所得であってもタイに持ち込む限りにおいて課税対象となった点に留意されたい。

国税のうち、法人所得税、付加価値税、特定事業税、個人所得税、印紙税は国税法典において規定され、運用の詳細は、勅令、財務省令、告示、通達等に規定されている。

1. 法人所得税

タイで事業活動を実施する法人は、法人所得税を納めなければならない（BOIの奨励認可を受けた事業に係る法人所得税の減免については、既に第9章の「主要投資インセンティブ」で触れたのでここでは省略する）。

タイ国法の下で登記された企業は、所得の源泉が国内か国外かを問わず、全ての所得が課税の対象となる。タイ国内で未登録または非居住の外国企業は、タイ国内源泉の収入に対してのみ課税される。課税方法には、申告納税、源泉徴収、査定官による査定徴収の3種がある。

申告納税は、年2回に分けられている。1回目は、事業年度を6ヵ月経過した日から2ヵ月以内に、企業が見積もった年間課税所得の2分の1に相当する税額を申告・納付する。2回目の申告については、決算日から150日以内に確定申告を行い、納付税額を調整したうえで、必要な税額を納付する。

ただし、当初見積もった年間所得が、実際の年間所得によりも25%以上低く、中間納税額が本来納めるべき税額を下回っていた場合、合理的な理由がない限り、不足税額の20%を追加徴収されるので注意が必要である。なお、法人設立初年度や会社解散で会計期間が1年未満の場合は、中間申告は必要とされない。

税率は、課税所得に対し原則20%である。一方、中小企業（払込資本金500万バーツ以下、かつ収益が年度で3,000万バーツ以下）については、図表12-1に示されている軽減税率が適用されている。

図表 12-1 中小企業に対する法人所得税率の軽減措置

中小企業（払込資本金500万バーツ以下、且つ収益が年度で3,000万バーツ以下）への軽減措置	軽減税率
1 課税所得が1～30万バーツまで	0%
2 同30万超～300万バーツまで	15%
3 同300万バーツ超	20%

(出所) JETRO 資料より作成

課税所得は、損益計算書の税引前利益に税務上の各科目を加減して調整、算出する。通常の事業経費や減価償却費は総収入からの控除が認められる。ただし、資産の譲渡、役務の提供、資金の貸付等に係る益金収入については、無償または市場価格より低い価格での譲渡や市場より低い利息で調達されたとみなされた場合には、査定官が市場価格で収益を査定することがあるので注意を要する。

一方、損金に関しては、一定限度を越えた接待交際費や寄付金には損金算入が認められない場合がある。接待交際費は、当該会計年度における総収益の 0.3% または資本金の 0.3% のうち、いずれか大きい方の金額を限度として上限として損金算入できる。ただし、1,000 万バーツを超えてはならない。また、取締役や管理職員の承認を受け、領収書等により支払いを立証できるものでなければならない。寄付金は、寄付金控除前の税務上の課税所得の 2% が上限で、王室・政府プロジェクトや公立病院、公立の教育機関等、指定された団体への寄付が損金対象となる。また乗用車に係る費用では、月額 36,000 バーツ（約 15 万円）を超えるリース料、購入であれば取得価額のうち累計で 100 万バーツ（約 420 万円）を超える減価償却費は、いずれも損金算入ができないとされている。

税務上の欠損金は翌 5 事業年度に限り繰り越すことが認められており、当該期間の課税対象利益と相殺することができる。このほか、源泉徴収による納税は広範囲に要求されており、原則として翌月の 7 日までに納入しなければならない。源泉徴収を要求される主な項目は図表 12-3 のとおり。

図表 12-2 法人が源泉徴収を求められる主な項目

支払の種類	税率
1 内国法人が弁護士等の職業的専門家に支払う報酬	3%
2 内国法人が内国法人または個人に支払う広告料	2%
3 内国法人が日本に支払う配当金	10%
4 内国法人が日本に支払う技術使用料	15%
5 内国法人が日本に支払う利子等	15%

(出所) BOI 資料より作成

2. 付加価値税

VATは日本の消費税に相当し、タイ国内における物品の販売、サービスの提供や輸入に対して7%の税率で課税される。年間収益が180万バーツ（約750万円）を超える事業者は、VAT登録事業者として税務当局に登録をしなければならない。

VATは1992年から導入されているが、通貨・経済危機後の景気の刺激を目的に、当初時限措置として税率が10%から7%に引き下げられ、以降更新を繰り返し今日に至っている。なお、VATの課税対象とならない取引（非課税）には、農産物、動物、肥料、飼料等の販売、新聞、定期刊行物、教科書の販売等がある。また、輸入についてはCIF価格に関税、物品税を上乗せした価格に7%課税され、輸出についてはゼロ税率が適用される。また、2021年9月1日から施行された歳入法の改正により、国外からタイ国内向けにオンラインサービスを提供している「E-Service」の提供者（電子商取引のプラットフォーム、モバイルゲーム、動画配信サービス等）は、タイ国内企業と同様に、納税者登録の義務及び付加価値税の納税義務を負うことになる。

納税企業は、取引ごとの税額表（Tax Invoice）を用いて、販売時に受け取ったVAT（売上税）と仕入れ時に支払ったVAT（仕入税）との差額を積上げて納税（場合によっては還付もある⁹）する。ただし、取引証明書であるTax InvoiceがないVAT、Tax Invoiceの発行資格のない者が発行したTax Invoiceに基づくVAT、交際費に係るVAT、事業に直接関係しない支出に係るVAT、乗用車または10人乗り以下のバスの購入、ハイヤーパーチェス・リースに係るVAT等は、売上VATから控除することはできない。Tax Invoiceは原則として供給者が発行する義務を負うが、物品を輸入する場合は関税局の発行した領収書が、サービスの輸入の場合は歳入局の発行した領収書がTax Invoiceとなる。

実際の納税は、月ごとに翌月の15日までに申告をし、納税を行う。ただし、物品の輸入の場合は通関時に関税局へVATを納付し、サービスの輸入（例えば日本本社へのロイヤリティーの支払）の場合には、サービス料を支払った翌月の7日までにその支払者が申告し、歳入局にVATを納付する必要がある。

3. 特定事業税

特定事業税は、金融機関、証券業、保険業、不動産販売業等付加価値の算定が困難な特定事業に対して課される税金である。当該事業には、特定事業税の税率に地方税として10%が上乗せされた税率が適用されている。特定事業税（地方税込）の税率は2.75%または3.30%だが（図表12-3）、商業銀行事業、ファイナンス、証券業務の特定の取引の税率は0.011%に軽減される場合もある。

これらの業務を専ら行う企業に限らず、一般企業でも土地を譲渡した場合や貸付金の利息を受領した場合にも、特定事業税は課せられる。税額は各月の総収入に税率を乗じて算出され、原則として翌月の15日までに申告し、納税しなければならない。

⁹ 売上税総額が仕入税総額を下回る場合には還付を受けるが、還付は、翌月以降の納税分と相殺する方法または還付請求で支払われる。還付請求時には原則税務調査が行われるが、会社立ち上げ時で売上がない場合や輸出中心の企業の場合には、税務調査に時間がかかり、還付が遅延し、問題視されることがある。

図表 12-3 特定事業税課税対象事業と適用税率

課税対象事業	税率
1 商業銀行業務	3.30%
2 ファイナンス、証券業務	3.30%
3 生命保険業務	2.75%
4 賃業	2.75%
5 商業銀行類似業務	3.30%
6 不動産販売	3.30%
7 有価証券	免税

(出所) JCIF 資料等より作成

4. 個人所得税

暦年中に通算 180 日以上タイに滞在する外国人は居住者とみなされ、国内源泉所得と一定の国外源泉所得に対して課税される。また非居住者の場合でも、タイ国内源泉所得は課税される。2025 年 4 月時点での個人所得税の税率は、図表 12-4 に示すような 0%～35%までの累進税率となっている。

個人所得税の課税年度は暦年で、翌年の 3 月末（電子での申告の場合、4 月 8 日）までに各個人が確定申告を行い、納税する必要がある。ただし、タイでも日本と同様に、給与所得に関する源泉徴収制度がある。企業は各個人の年間所得を推計し、それに基づき毎月の個人所得税額を算出し、給与から天引きして納税する義務を負っている。この場合、企業は給与支払い月の翌月 7 日までに申告し、納税する必要がある。その際、源泉徴収証明書が発行され、各個人が事後に確定申告を行う点は日本と同様である。

個人所得税の控除制度には図表 12-5 のようなものがある。

図表 12-4 個人所得税の累進税率

累進税率所得区分		税率
1 0	～ 15万バーツ	免税
2 15万バーツ超	～ 30万バーツ	5%
3 30万バーツ超	～ 50万バーツ	10%
4 50万バーツ超	～ 75万バーツ	15%
5 75万バーツ超	～ 100万バーツ	20%
6 100万バーツ超	～ 200万バーツ	25%
7 200万バーツ超	～ 500万バーツ	30%
8 500万バーツ超		35%

(出所) JETRO 資料より作成

図表 12-5 個人所得税の各種控除制度

1 基礎控除	所得の50%（給与所得の場合）。但し10万バーツが上限
2 本人控除	6万バーツ
3 配偶者控除	6万バーツ
4 兩親扶養控除	3万バーツ/人（60歳以上、所得制限あり）
5 子供控除	3万バーツ/人（養子は最高3人まで、所得制限あり）
6 障害者扶養控除	6万バーツ/人（所得制限あり）
7 住宅ローン支払利子控除	最高10万バーツ
8 生命保険料控除	最高10万バーツ
9 退職年金基金積立金控除	最高50万バーツ
9 社会保険料控除	最高9,000バーツ

(出所) JETRO 資料より作成

5. 石油所得税

石油所得税は、石油会社の所得に対して課税される。課税対象企業は、タイ政府から石油採掘区の割当許可を得ている企業や、石油採掘区の所有者から輸出目的で石油を購入する企業である。石油会社の所得には、石油と天然ガスの製造、輸送、販売によるものと、採掘区の使用料、鉱業権の譲渡等がある。

石油所得税の税率は純利益の 50% である。また、2017 年に石油法が改正となり、「石油及びガスの生産者・投資家による生産物分与協定（Production Sharing Agreement : PSA）」の制度が導入された。これに伴って石油所得税法も改正され、PSA を締結した生産分与者に対する税率は 20% とされている。

6. 物品税

物品税は、嗜好品と考えられる特定のサービスや物品の販売に対して課税される。課税対象の物品やサービスでは、自動車、バイク（二輪車）、アルコール飲料、香水・化粧品、ゴルフ場（利用サービスや会員権収入）等が挙げられている（図表 12-6）。輸入品も課税対象となる。

税率は、小売価格を基にした従価税率または数量・重量を基にした従量税率、もしくはその両方で設定されている。納税義務者は、製造業者または輸入業者で、国産品の場合は物品の出荷時点での輸入品の場合は通関時点に納税義務が生じる。

図表 12-6 物品税課税品目

1 石油・同製品	11 大理石・花崗岩
2 一部のノンアルコール飲料	12 オゾン層破壊物質
3 一部の電化製品	13 アルコール飲料
4 バッテリー	14 タバコ製品
5 クリスタルガラス製品	15 トランプ
6 自動車	16 娯楽サービス
7 二輪車	17 競馬場、レース場、宝くじ
8 ボート	18 ゴルフ場
9 香水・化粧品	19 通信サービス
10 毛織の絨毯	

(出所) PwC 「Thai Tax 2024/2025 Booklet」より作成

7. 印紙税

契約書や金融・商業関係書類、株式会社の定款等、歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際し、印紙税が課せられる。歳入法付則の「印紙税額表」には、印紙税の対象となる証書、税額、税負担者等が列記されている。税率は文書や証書の種類によって異なっており、例えばリースや請負契約書では 1,000 バーツの価値につき 1 バーツとなっている。

8. 土地家屋税

2019 年 3 月、「新土地家屋税法」が発効した。これは従来の土地家屋税と地方開発税に代わるもので、日本の固定資産税に相当し、地方税である。従来の土地家屋税、地方開発税は廃止となる。

2020 年 1 月より、1 月 1 日時点である土地か建物を保有する者に、当該年の土地・建物税を課税する。国が定める評価額に対し、利用目的に応じて、0.15%から上限 3% の、課税がなされる。

土地、建物やコンドミニアムユニットの評価額が課税標準となり、毎年 1 月 1 日時点の所有者や国有の土地・建物の占有者が納税義務を負う。ただし、公用資産や慈善目的の試算、国連や収益獲得を目的としない基金が所有する資産や資産価値が 5,000 万バーツを超えない、個人の主たる住居、その他奨励で定める資産は土地家屋税の課税対象外である。

9. 看板税

これも地方税で、収益事業目的で使用される会社名、商号、商標等が記載された看板の所有者に看板の面積に応じて課税する税金である。ただし、事務所内部の看板や自動車に掲示された場合は、看板税は免除される。

税額は言語によって異なる。タイ語のみが記載されている場合は、500cm²あたり 5~10 バーツ、タイ語と外国語が併記されている場合は同 26~52 バーツ、外国語のみまたは外国語の下にタイ語の記載がある場合は同 50~52 バーツが課される。看板の所有者は毎年 3 月に申告書を提出し、査定通知日より 15 日以内に納税しなければならない。

10. 二重課税防止条約

タイは、日本と二重課税の回避、脱税の防止のために、日タイ租税条約を締結している。この条約の対象となる租税は、日本の場合は所得税と法人税で、タイの場合は法人所得税、個人所得税及び石油所得税である。この条約では、これらの租税についてどちらの国が課税するかを明確にしている。また、二重課税排除のために、①タイにおいて課税された税額は日本において納付すべき法人税額から控除される（直接外国税額控除制度）、②投資奨励法の規定により、タイ子会社が減免された所得税額を、日本においてみなし外国税額控除することが認められる等の制度が設けられている。

第13章 用地取得

タイでは、土地法により、外国企業と外国人による土地所有が認められていない。すなわち、外国人の持分が登録資本の49%を超えており、または外国人株主数が全株主数の半数を超えており、株式会社等の場合には、原則として土地を取得することができない¹⁰。しかし、BOIの認可事業の場合やIEATの認可を受けて工業団地に入居する場合には、外国人の持分比率や外国人株主数にかかわらず、例外的に土地の所有が認められることがある。

例えば、BOI認可事業の場合には、従業員の住宅用地として20ライ（1ライ=1,600m²）以下、管理者または技能者の住宅用地として10ライ以下、事業の事務所用地として5ライ以下の土地所有がそれぞれ認められている。また、1999年5月に土地法が改正され、4,000万バーツ超の投資資金を持ち込む等の条件を満たすことを条件として、居住用に1ライ以下の土地の取得が可能である。

ひとくちメモ 3： タイでコンドミニアム購入は可能か？

タイでは、外国人が土地を直接購入することは出来ないが、コンドミニアム法により、外国企業や外国人がコンドミニアムを区分所有することが認められている。現行法では、外国企業や外国人による所有割合は、全区分の総床面積の49%以下とされているが、タイ政府は、この上限を75%に引き上げる法改正を検討中であり、今後変更の可能性がある。

また、これらの外国企業や外国人が、(i)タイ居住者に該当しない場合、(ii)投資奨励法に基づきタイに入国した者でない場合、(iii)土地法に基づく外国企業でない場合、または(iv)その事業がBOIによって奨励されている外国企業でない場合、購入資金は、海外からの外貨送金、または非居住者バーツ口座からの引落しによるものでなければならず、また、その送金証明または引落証明が必要であり、現金による支払は認められない。さらに、2008年の同改正法では、相続等の方法によりコンドミニアムを取得した外国人は、外国人が所有する総床面積が全区分の総床面積の49%を超える場合にはコンドミニアムの処分義務が生じることとなった。外国人が当局への通知義務に違反した場合や名義貸しを行った場合、罰則が課されることがあるため留意が必要だ。

外国企業または外国人がタイでコンドミニアムを購入する場合、区分所有権の登記手続きや物件管理、資産価値等に関する問題が生じる可能性があるため、専門家の協力は不可欠である。さらに、不動産詐欺への警戒も重要である。過去には、手付金を支払ったにもかかわらず所有権が移転されない、相場の倍額で購入させられる、担保付き物件を買わされる等の事例が報告されている。こうしたリスクを踏まえ、タイに中長期で滞在する場合は、まず賃借を検討する方が現実的である。なお、工業団地の中には、日系企業が駐在員向けにコンドミニアムを賃貸しているケースもある。

外国人の不動産所有をめぐる最近の動きとして、2022年10月、タイ政府は長期滞在の外国人（Long Term Resident (LTR) Visa取得者）が、4,000万バーツ以上の投資資金を保有し、3年以上の投資期間がある場合に限り、指定された地域に土地を購入できるという閣議決定をしたが、外国人に土地を切り売りするものとの批判を受け、同年11月の閣議で撤回された。2025年現在、外国人が個人として不動産所有をすることはできず、法人として、BOIの奨励企業であるか、IEAT認定の工業団地に立地する企業の場合のみ購入が認められている。

¹⁰ 外国人がタイ人の名義を借りて土地を取得するケースがしばしばみられることから、名義貸しは厳しく取り締まられている。名義貸しを行ったタイ人やこれを依頼した外国人は、いずれも20,000バーツ以下の罰金もしくは2年以下の禁固刑またはこれらの併科の対象となる。また、違法に外国人が土地を取得した場合、一定の期間内（180日以上1年以内で当局が定める期間内）に土地を処分しなければならず、期間内に処分しなかった場合には当局が土地の処分権を有することとなる。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権の保護のために

特許権、意匠権、商標権等の工業所有権や著作権、半導体回路配置デザイン等の知的財産権は、それを発明、考案または作り出した国において保護されるのみならず、それらを利用して製造し、または製造した製品を販売しているほかの国においても、広範な国際協定等によって、同様に保護されるようになってきている。

タイの知的財産権制度は近年急速に整備が進められているが、現状、依然として模倣品が後を絶たない。日本人や日系企業は、タイにおいても、相互主義に基づき、タイの国民や企業と同等に保護を受けることができる。しかし、タイで工業所有権等に関する新製品を製造したり、これをタイ国内で販売し、またはタイ国外に輸出したりする場合には、模造の防止の観点から、予めタイ（または輸出国）で工業所有権等の登録出願を行うことが必要である。もっとも、タイにおける工業所有権等の取得には数年（特許権登録で1年から3年程度、小特許権（日本の実用新案権に近い）で6ヶ月から2年程度、商標権登録で1年半から3年程度）を要することもあるため（ただし、出願書類や附属書類等の完成度合いにもよる）、工業所有権等の出願は早めに行うことが必要である。

(2) 知的財産権に関する法体系

タイは、知的財産権の保護強化に向け、ウルグアイ・ラウンドでの協議段階から参画し、関連法規の整備に取り組んできた。タイの知的財産権には、著作権、商標権、植物新品種権等のように個々の権利ごとの法律により規定されているものと、特許権、小特許権、意匠権等の工業所有権のように特許法の中で規定されているものとがある（図表14-1）。また、模造品が製造・流通して知的財産権が侵害されたような場合、個別の知的財産権保護関係法令だけでなく、刑法による刑事罰も規定されている。また、税関に関する法律により当該模造品の輸入または輸出の停止が規定されている。

知的財産権の保護に関する国際条約の締結状況をみると、タイは、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約に加盟するとともに、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約、商標に関するマドリッド協定等、多数の主要な国際条約に加盟している。ただし、タイは植物の新品種の保護に関する条約には加盟していないことに留意が必要である。また、WTOに加盟し、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）に準拠した知的財産権の保護に関する義務を負っており、それを踏まえた国内法の整備を図ってきている。2015年には、営業秘密法における罰則規定が強化された。また、著作権法においても、権利管理情報（Rights Management Information : RMI）や技術的保護手段（Technological Protection Measures : TPM）が保護の対象となるとともに、インターネットサービスプロバイダの責任やファーストセールの法理、実演家の人格権等が新たに規定され、著作権侵害コンテンツの使用停止や削除をサービスプロバイダーに命ずることを当事者が求めることができるようになったほか、映画の無断撮影に対する罰則が強化された。

2016年には、商標法が改正され、音の商標が保護の対象に含まれることとなった。また、2つ以上の分類での出願が可能となるだけでなく、マドリッド協定に基づく出願手続が整備される等の改正がなされた。近年の動きとしては、2022年8月に著作権法の改正が進められた。これはデジタル化時代の商業化に対応するために著作権法を更新したものの、YouTube等で著作権法に違反する行為が見つかった場合、著作権者はプラットフォームの運営者に直接通報し、コンテンツを削除することが可能となる。以前は法手続を経る必要があり、時間がかかっていた。これにより、タイのアーティストの収入増にもつながると期待されている。

図表 14-1 保護の対象となっている知的財産権の概要

知的財産権	関係法	所轄官庁	保護対象	登録	保護期間	備考
著作権	1994年著作権法	商務省 知的財産局	芸術的創作物（文学、音楽、映画、絵画、彫刻等（CD、ビデオ、コンピュータ・ソフトウェアを含む））、実演者等の著作隣接権等	不要。但し、 知的財産局への記録可	・法人の場合、創作または公表より50年間 ・個人の場合、存命中及び死後50年間	
特許権 (実用特許)	1979年特許法	同上	発明（新規性、進歩性、産業上の利用可能性のあるもの。方法に関するものを含む）	必要	出願日から20年間	先願主義、12ヶ月間の優先権
小特許権 (実用新案権)	同上	同上	同上（但し、進歩性は不要）	必要	出願日から6年間（2年間の延長が2回可）	先願主義、12ヶ月間の優先権
意匠権	同上	同上	製品意匠（デザイン）	必要	出願日から10年間	先願主義、6ヶ月間の優先権
商標権	1991年商標法	同上	識別性を有する商標、サービスマーク、団体商標、証明商標（王室、赤十字等の国際機関に係するもの等を除く）	必要	登録日から10年間（10年ごとの延長が可能）	先願主義、6ヶ月間の優先権
植物新品種権	1999年植物新品種保護法	農業・協同組合省 農業局	均一性、安定性及び区別性を有する品種。また、植物品種のうち、出願日前の1年以上前から育成者自身又は育成者の同意を得た者が種苗として利用していないものであって、他の既存の植物品種から識別されるもの（遺伝子組替えには制約あり）	必要	・2年内に果実の収穫が可能な植物：登録証の発行日から12年間 ・果実の収穫に2年以上を要する植物：登録証の発行日から17年間 ・果実の収穫に2年以上を要する樹木に係る植物：登録証の発行日から27年間	先願主義、1年間の優先権
半導体回路配置 デザイン権	2000年半導体集積回路の回線配置保護法	商務省 知的財産局	設計者が創作し集積回路産業ではありふれたものではない回路配置デザイン、または設計者が集積回路産業でありふれた素子、回路配置デザインの相互接続若しくは集積回路を組み合わせることで、ありふれたものではないものとした回路配置デザイン	必要	出願日又は最初の商業利用の日のいずれか早い日から10年間（但し、回路配置デザインの創作完了日から15年以内とする）	先願主義
地理的表示	2003年地理的表示法	同上	特別の優位性を有する地理的名称を付した商品	必要	期間限定なし	
企業秘密	2002年企業秘密法	同上	企業の有する機密性を保持する情報（情報の秘匿性、有用性、非公知性）	不要。但し、 知的財産局への記録可	期間制限なし	

(出所) JETRO の資料より作成

なお、知的財産とは異なるが、企業にとって影響がある法律として、2019年5月に個人情報保護法が告示され、一部が施行された。個人情報保護法の複数の条項については、告示日から1年間の移行期間が設けられ、2020年5月27日から施行される予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による準備不足等を理由に2度延期され、2022年6月1日に全面的に施行さ

れた。2023年12月には、個人情報の越境移転に関する告示が公表され、2024年3月24日に発効した。これより、個人情報の移転にあたっては、当該国がタイの個人情報保護法と同等以上の厳格な保護基準を持つことが原則必須となった。ただし、移転先が基準を満たす保護基準を持っていない場合は、データを取り扱う事業者が適切な保護措置を行うなどを条件に、一部例外を認めている。

(3) 知的財産権認定のための手続

タイでは、著作権や企業秘密等を除き、特許権、小特許権、意匠権、商標権等の工業所有権の保護を受けるためには、商務省知的財産局等への登録が要件となる。登録がなされた権利に対する侵害等があった場合には、民事上の制裁（差止め、損害賠償、没収）や刑事上の制裁（罰金及び禁固）の対象となる。農業・協同組合省農業局の所管である植物新品種権を除き、大半の知的財産権の所轄官庁は商務省知的財産局となっている。

一般に、特許権等の工業所有権の登録出願は、厳格な先願主義を採用している。一旦登録されると出願人に登録証が発行されるところ、登録証の存続期間（すなわち保護期間）は知的財産権の種類によって異なる。また、特許権、小特許権、意匠権、商標権、植物新品種権の出願者には優先権¹¹が認められている。さらに、2024年1月より植物肉などの新規食品や健康補助食品、オーガニック食品や医療食品など、医療や公衆衛生に関わるフューチャーフードの特許のファストトラック審査を開始した。ただし、タイで最初に提出された出願であること、あるいはタイの受理官庁を通して世界知的所有権機関にPCT出願（特許協力条約、Patent Cooperation Treatyに基づく国際特許出願）として提出された出願であることが条件である。

(4) 知的財産権紛争処理体制

タイ国内にて、模造品の製造、販売、輸入等が行われる等、知的財産権が侵害された場合、まずは侵害者に対し警告を発する等の措置を講じる。それでも侵害が取まらない場合には、司法機関へ提訴し、救済を求めることになる。

タイの裁判所は、一般には、最高裁判所を頂点に、控訴裁判所、第一審裁判所から構成される三審制がとられているが、知的財産権の侵害等に関する民事訴訟及び刑事訴訟の第一審は知的財産・国際取引裁判所が管轄し、控訴審は専門事案高等裁判所が管轄を有する。知的財産権の侵害に対する司法上の救済手段として、裁判所による差止命令または損害賠償の支払命令による救済が挙げられる。刑事訴訟では、知的財産権の侵害に関する違法行為として、偽造品の製造・取引・売買、工業所有権の侵害、著作権の侵害が挙げられており、違反者には罰金や禁固刑が科せられる場合がある。

¹¹ 優先権とは、最初に日本等の外国で登録された後、優先期間内にタイで出願した場合に、その間に生じた事実により不利益な取扱いを受けないとする権利のことという。例えば、特許の場合、タイ国外の特許出願日から12カ月以内に優先権を主張して第2国（タイ）に出願すると、最初のタイ国外での出願日を第2国（タイ）の出願日とみなすことができる。

2. 技術援助契約締結での留意点

タイへの高度な技術の移転は、言語の制約から困難が伴う。技術マニュアル作成のノウハウも未熟であり、技術援助契約にこちらの意向が十分に反映されず、紛糾の種となることも少なくない。しかし、タイには技術援助契約を規制する法律も存在しないことから、合弁先に対する技術援助にあたっては、技術援助の内容や責任を明確にする詳細な契約書を作成する等して、トラブルを事前に防止することが重要である。

第15章 環境規制

1. タイの環境問題

タイは、伝統的に稻作を中心とする国であるため、農業用水の汚染につながる水質汚濁には敏感である。しかし、例えばチャオプラヤ川の水質悪化にみられるように、近年は、バンコク首都圏地域を中心に、生活排水による河川等の水質悪化が深刻化し、その影響が懸念されている。生活排水対策として、下水道の整備や生活排水処理施設の建設が急務であるが、むしろ建設計画が立ち遅れていることが、結果として工場排水規制の強化につながっている様相さえみられる。

実際、タイにおいては、過剰な森林伐採と不適切な管理による水源地域の森林面積の減少に加え、経済発展に伴い工業用のみならず、商業用、農業用の水需要が増加し、地下水が大量に汲み上げられ、地域によっては地盤沈下が拡大しつつある。このため、工場の新規立地に際しては、地下水への有害物質の排出に対する規制が強化されていることや、立地予定地域の地盤沈下の有無・程度に留意が必要である。

また、急激なモータリゼーションの進展に伴い、バンコク首都圏地域を中心に、自動車排気ガスによる大気汚染が深刻化している。同時に、産業活動に伴う大気汚染も進んでいる。褐炭・石炭燃料から天然ガス・石油への燃料転換が遅れる一方、工場の大気汚染防止装置の設置が進まず、産業集積地域を中心に、排気基準を上回って汚染物質の排出が増えている。この最たる例はマップタップト公害訴訟である。

さらに、都市部を中心に、生活系廃棄物を含めた廃棄物が増加している。特にタイに進出した日系企業にとって、産業廃棄物、とりわけ有害廃棄物の処理が課題となっている。タイ国内では有害廃棄物を適切に処理できる施設に限りがある上、施設整備とその処理能力が有害廃棄物の発生量の増加に追いついていない。このため、ほとんどの有害廃棄物は、工場の敷地内に保管するしかなく、一部では一般廃棄物に混ぜられて不法投棄され、土壤汚染や深刻な健康被害を引き起こしているのではないかとの懸念を生んでいる。これを受け、タイ工業省は廃棄物処理の管理義務を明文化した告示を発表し、2023年11月に発効した。生活系廃棄物は水路や河川等を通じて海洋に流出しており、その内プラスチックごみは海洋流出ごみの約3割を占めるとされている。タイの海洋へのプラスチックごみ流出量は世界第6位に位置付けられており、近年大きな問題となっている。

ひとくちメモ 4： 深刻な大気汚染

タイでは、2018年2月に天然資源・環境省が呼吸器や心臓に疾患を抱える市民が外出する場合はマスクを着用するよう呼び掛けたこともあり、PM2.5による大気汚染への人々の関心が高まった。タイでは乾季(11月～2月)になると農村部で焼畑農業が行われ、近隣国からの越境煙霧汚染、気象条件や地理的な条件等のさまざまな理由が重なり、深刻な大気汚染が観測される。また、バンコクをはじめとする都市部では、ガソリン車とディーゼル車等から排出される排気ガスも大気汚染の大きな要因となっている。

国家経済社会開発委員会の発表によると、2023年には1,000万人以上のタイ国民が大気汚染に関連する疾患で医療機関を訪れた。現地調査を行った2025年3月には、タイ北部と東北部の28県で安全基準(1 m^3 あたり37.5マイクログラム)を超える濃度のPM2.5が観測された。タイで生活する上では不測の健康被害を予防するためにも、大気汚染に留意する必要があるだろう。PM2.5 数値を可視化できる「AirVisual」等の無料アプリを活用することも推奨される。

2. 環境保護の体制

環境政策の策定、環境基準の設定及び環境保護のための基本的施策の決定は、国家環境委員会が行う。この委員会は、首相を委員長、副首相及び天然資源・環境大臣を副委員長、関係省庁の大臣等を委員として構成されている。これらの実施は天然資源・環境省¹²が中心となるが、工業省も工場排出公害の規制(工場法に基づく規制)を所管するほか、20近くの政府機関や地方自治体¹³も関係していることから、タイに進出している日系企業もその対応には苦労しているようである。

また、タイ政府は石油基金からの資金や政府予算等の拠出による環境基金を設け、地方自治体、公営企業、民間企業等へ補助金を支給して、環境保全に関する費用に充てている。タイ政府は、5年ごとに経済・社会発展のための国家計画を策定しており、2012年から2016年までを対象とする第11次国家経済社会開発計画では、環境保護が国家的優先事項として規定されている。2017年から2022年までを対象とした第12次国家経済社会開発計画では、天然資源の効率的管理と汚染の減少や制御に焦点が当てられており、産業廃棄物、大気汚染及び水質汚染が主要な環境問題とみなされている。2023年から2027年までの5年間を対象とする第13次国家経済社会開発計画では、イノベーション・知識主導型経済への転換、社会的に平等な社会の実現、環境に配慮した持続的生活様式への転換、高度技術を持つ労働力・政府への変容という4つの戦略の柱が掲げられている。

3. 環境保護の法体系

世界的な環境保護運動の高まりとともに、タイでも環境保全意識が高まり、1992年に、それまでの旧環境保護法を抜本的に改正して、国家環境保全推進法(以下「環境保護法」という)が制定された。また、1997年憲法においても、環境保全、公害規制をうたうとともに、環境アセスメントの義務も規定している。更に、2007年憲法において、国民は環境保全への参加権を従前の「法

¹² 2002年の政府機関再編時に、それまでの科学・技術・環境省に代わって、天然資源と環境の保全を担当する政府機関として設立された。

¹³ 地方自治体の環境行政は、環境規制に関する企業からの報告や届出等の受理等の業務が大部分で、バンコクを除けば、環境規制当局としての機能をほとんど果たしていない。

律に定めるところ」によらず憲法を直接の根拠として認められることとなった。この2007年憲法の「共同体の環境の質、天然資源と健康に重大な影響を及ぼす可能性のある計画・事業における事前調査の実施と公聴会の実施義務規定」が後述のマプタップト公害訴訟の原告住民側の法律的根拠となっている。また、環境保護法は、国民に関する環境問題について知る権利、公害について補償を求める権利を与える一方、環境委員会に大きな権限を持たせ、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業には環境アセスメントを義務づけるとともに、環境団体の設立、活動を認めている。2023年11月には、廃棄物処理に関する告示が刷新され、廃棄物排出事業者が管理義務を負うこととなった。廃棄物のラベル表示や検査官向けレイアウトの作成など、管理プロセス自体の規定も示された。

企業活動に具体的に関係する法令は、多数の行政機関が関連していることから、各種法律とそれに基づく政令、省令、告示等を合わせると100近くに上り、頻繁に改正されている。そのうち産業公害規制に絡む主要な法律には次の図表15-1のようなものがある。

図表 15-1 タイの主な環境法一覧

法律名	制定内容
1 国家環境保全推進法	環境分野の基本法
2 土地法	土地開発時における規制
3 タイ工業団地公社法	同公社所管団地内工場の排水、大気、騒音、廃棄物等の規制
4 エネルギー保全推進法	エネルギー省所管のエネルギーの保全に関する規制
5 地下水法	地方自治体所管の地下水取水の規制
6 森林法、森林保護自然法、植林法	森林保護区等における伐採、植林等規制
7 水域航行法	運輸省所管の河川や海洋の廃棄物等の投棄の規制
8 公衆衛生法	地方自治体所管のゴミや排水等の生活廃棄物の規制
9 鉱業法	鉱業開発・運営等における規制
10 工場法	工業省所管の排水、大気、騒音、廃棄物等の規制
11 国民健康法	健康に悪影響を及ぼす行為の規制
12 有害物質法	有害物質の生産、輸出入と特定の有害物質の所持を規制
13 労働安全衛生環境法	労働安全・衛生・環境に対する危険を目的に、使用者及び被雇用者への義務を規定
14 省エネルギー促進法	工場や建物、機器装置の省エネ等を規制する省エネ分野に関する法律
15 工業製品規格法	タイで製造、またはタイに輸入される製品の品質を保証するための基準を規定

(出所) JETRO 資料より作成

4. 環境基準

環境保護法では、国家環境委員会が①河川、湖沼、貯水池等の水質基準、②工場の排水基準、③河口を含む海水の水質基準、④地下水の水質基準、⑤大気中の空気の汚染基準、⑥工場の排気基準、⑦騒音、振動の基準等の環境基準を定めることとなっている。現在までに公布されている環境基準は、国家環境委員会の告示のほか、工場法を所管する工業省の省令・告示、保健省や旧科学・技術・環境省の省令・告示等、縦割り行政を反映しており、必ずしも国家環境委員会の基準に統一されているわけではないものの、事実上整合性が取れている。

タイでは、先にみたように、農業用水の汚染につながる水質汚濁には敏感で、排水規制が重視されており、生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand:BOD)、化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand : COD)、重金属類に関する排水基準等、わが国よりも規制基準が厳しい場合もある。日系企業の中にはこれらに対応するため、多額の投資により高度な排水処理を実施している事例もみられる。

なお、タイの工業団地は、タイ工業団地公社法に基づいて、全国統一基準の環境基準よりも緩い工業団地ごとの独自の環境基準が定められていることが多い、工業団地に立地するメリットとなっている。ただし、工業団地では、工業排水を団地管理事務所が運営・管理する中央排水処理施設において生物処理により最終処理をしてから、公共水域へ放流することが前提となっており、生物処理で処理しきれない重金属類の排水基準は、国の全国統一の排水基準値と同程度に設定されている。

5. 環境アセスメント

環境保護法により事前に環境アセスメント調査を義務づけられている事業は、図表 15-2 に掲げられた 35 事業である。

図表 15-2 環境アセスメントが必要な事業

1	鉱業関連法に基づく採掘業
2	石油関連法に基づく石油開発
3	石油及び燃料のパイプラインによる輸送システム（一定の例外あり）
4	タイ工業団地公社関連法に基づく工業団地もしくはその他同様の事業または産業開発に係る土地配分事業
5	生産に化学処理を使用する石油化学産業
6	石油精製産業
7	天然ガス分離産業または天然ガス改質産業
8	一定の塩素アルカリ産業及び塩素(Cl2) または塩化水素(HCl) を使用する産業
9	セメント産業
10	紙パルプ産業
11	生産に化学処理を使用する有効成分または殺虫剤の製造業
12	生産に化学処理を使用する化学肥料産業
13	一定の砂糖産業
14	鉄鋼業

15	金属鉱物の製錬、選鉱または金属融解（14の鉄鋼業を除く）
16	一定の蒸留酒またはアルコール（ビール及びワインを含む）の製造業
17	一定の廃棄物処理工場（工場関連法に基づく産業廃棄物を取り扱うものに限る）
18	廃棄物発電工場（一定の例外を除く）以外の全ての種類の火力発電所
19	タイ高速道路公社関連法に基づく高速道路システムまたはその他同様の事業
20	道路関連法で定める高速道路または道路（一定の条件あり）
21	大量鉄道輸送システム
22	港湾
23	レクリエーション港
24	海の埋め立て
25	海の周辺または海中の構造物に係る一定の建設または拡張
26	一定の航空輸送システム
27	一定の地域または利用目的における建築基準関連法に基づく高層建築または超大型建築
28	土地開発関連法に基づく住居用または商業用の土地配分
29	療養所関連法に基づく病院または療養所
30	ホテル関連法に基づくホテルまたはリゾート
31	建築基準関連法に基づく住居用建物
32	灌漑
33	閣議で指定された「第1レベル水域」における全ての事業（注）
34	一定の海盆間の転換
35	主要河川の水門

（注）1994年国家環境委員会告示第8号により、表層水源は利水目的別に5等級に分かれている。「第1レベル」は、天然の新鮮な表層水源（通常の滅菌処理以外の水処理を必要としない非消費水源または消費水源等に利用されるもの）を、「第2レベル」は、一定の排水を含む表層水源（通常の水処理を必要とする非消費水源または消費水源、漁業、レクリエーション等に利用されるもの）をそれぞれ指す。

6. 環境が問題となった事例

過去にタイで問題となった環境事例として、マプタップット周辺工業団地における公害訴訟が挙げられる。マプタップット周辺工業団地とは、ラヨーン県マプタップット地区に建設された石油化学、鉄鋼業を中心とする工業団地である。

2009年12月2日、タイ最高行政裁判所は、環境問題を理由に中部ラヨーン県のマプタップット地

区における 65 プロジェクトの一時差止めの命令を下した¹⁴。同地域は、シャム湾の豊富な天然ガスを利用した石油化学産業が集積する地域であり、旭化成ケミカルズ、宇部興産、三井化学をはじめとする日系企業のほか、タイ、欧米企業により新規プラント建設等の投資活動が積極的に行われていたという。十数年前から大気・水質汚染による環境・健康侵害がはじまり、1990 年代には異臭騒ぎにより学校が休校になる等の問題が発生していた。

最高行政裁判所の判決の契機は、2007 年 10 月にマプタップット地域住民と環境 NGO が 8 つの行政機関¹⁵を相手取って起こした訴訟である。

タイ王国憲法（2007 年改訂）第 67 条第 2 項には、コミュニティにおける環境の質、健康面に重大な影響を与える事業を実施する際には、①健康影響評価（Health Impact Assessment : HIA）と環境影響評価（Environmental Impact Assessment : EIA）の実施、②地域住民への公聴会の実施、③独立機関による審査が必要とされているが、この条項が十分に実施されていないことを不服としてラヨーン行政裁判所に提訴したものである。

上記の判決後、関係政府機関は、環境や住民の健康に影響を与える事業を審査する独立委員会や、未整備であった HIA、公聴会実行のための環境関連法（2010 年 8 月 31 日承認）の整備の策定を行い、投資規制対象となる 11 事業を発表した（図表 15-3 参照）。これを受け、中央裁判所は同年 9 月、先に停止命令を受けた事業のうち、環境に重大な影響を及ぼす 11 事業に該当しない事業の再開を認めた。日系企業については 8 社全てが事業を再開できた。

憲法第 67 条に基づく EIA 義務づけは、マプタップットのみならず全国に適用されるものであるが、2011 年 1 月に実施したラヨーンを含めた進出日系企業（約 30 社）へのインタビューでは、本件に関する行政指導を受けている企業はなく、マプタップット周辺地域であっても規制業種に該当しない企業については、政府の対応に大きな変化はないことが分かった。しかし、環境問題に関する地域住民の関心が高まっていることは事実であり、今後の規制強化を念頭に、タイの環境基準を遵守することにとどまらず、自ら率先した環境配慮の取組を実施している企業が多くいた。直接の影響はないながらも、憲法に基づく法整備が遅れたことによる事業差止め命令で戸惑う企業も多かったと思われる。

¹⁴その後 2007 年以前に承認を得た事業の差止めが解除され、2010 年 3 月時点で 50 件弱に絞られた。

¹⁵8 行政機関：国家環境委員会、天然資源環境政策企画事務局長、天然資源環境相、工業相、エネルギー相、運輸相、保健衛生相、工業団地公社（IEAT）

図表 15-3 EIAの作成を義務づける事業

事業・施設の種類	規模要件
1 海・湖の埋め立て	面積300ライ以上
2 鉱業法に基づく鉱物資源の採掘業	すべての規模
3 タイ工業公社法に基づく工業団地またはこれに類似する事業	すべての規模
4 石油化学工業	35%以上の設備増強に係る川上事業、日量100トン以上の川中事業等
5 鉱物製錬または金属溶解	投入量5,000トン/日以上（場合により1,000トン/日以上）
6 原子炉から抽出した原子力エネルギーの製造、保有または使用	2MW以上
7 廃棄物の改正工場または埋立・焼却所（セメント焼成炉での燃料使用を除く）	すべての規模
8 滑走路を持つ空港	3,000m以上
9 港湾・船着場	埠頭の全長が300m以上または面積1万m ² 以上
10 貯水ダム・池	容量1億m ³ 以上または面積15km ² 以上
11 火力発電所	石炭：100MW以上、バイオマス：150MW以上、コジェネ天然ガス：3,000MW以上、すべての規模の原子力発電所
12 コークス炭産業（注）	すべての規模

(注) 2015年に追加された。

(出所) JETRO、SIAM TINPLATE CO.LTD 資料より作成

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

タイでは、商務省所管の輸出入管理法（1979年）等に基づいて一部の品目の輸出入が規制されている。

(1) 輸入規制

輸入規制の対象となる品目は次の3タイプに分けられる（図表16-1）。

① 商務省による輸入規制品目

タイでは、国内産業保護や外貨流出防止等の観点から、輸出入管理法に基づき、輸入規制対象品目を指定し、商務省外国貿易局の輸入許可認証取得、課徴金賦課等により輸入規制を実施している。この規制には「輸入許可取得必要品目（21品目）」、「証明書や輸入者登録が必要な品目（10品目）」、「関税割当対象として輸入証明書が必要な品目（22品目）」、「輸入課徴金が課せられる品目（3品目）」がある。

② その他の輸入規制品目

工業省の指定する危険品、国家放送通信委員会（National Broadcasting and Telecommunications Commission : NBTC）による通信機器、タイ工業規格局（Thailand Industrial Standards Institute : TISI）による鉄鋼製品の規格制限等がある。

③ 輸入禁止品目

他人の商標権を侵害する品目や著作物の複製品等の輸入のほか、計17品目が該当する。また、国連安全保障理事会決議に則り輸入禁止対象の地域規制（7カ国、及びタリバーン、イラク・レバントのイスラム国（Islamic State of Iraq and the Levant : ISIL）、アルカイダ）がある。

図表 16-1 商務省輸入規制品目と輸入禁止品目のリスト

○ 輸入許可取得必要品目 (21品目)	○ 關税割当対象として輸入証明書が必要な品目 (22品目)	○ 証明書や輸入者登録が必要な品目 (10品目)	○ 輸入課徴金が課せられる品目 (3品目)
1 楽器および製楽製品	1 粉ミルク	1 豚の臓物	1 魚粉 (60%を超えるタンパク質含有量の魚肉)
2 クレンプテロール化合物	2 生乳および乳飲料	2 エシャロット	2 飼料用トウモロコシ
3 アルブテロールおよびサルブタモール	3 ジャガイモ	3 オレンジ	3 大豆油かす
4 石肺用または建築用の石の一部	4 たまねぎ	4 給湯器 (ガスのものに限る)	
5 中古タイヤ (バスおよびトラック用)	5 にAIにく	5 キャッサーとその製品	
6 中古牽引車 (トラック用)	6 ココナツ	6 ガソリン	
7 中古救急車	7 乾燥蜜柑	7 ダイヤモンド原石	
8 中古特殊用途自動車 (クレーン車、消防車 またはコンクリートミキサー車など)	8 コーヒー豆	8 食品用の陶器、銀で表面加工された容器	
9 中古ディーゼルエンジン	9 茶	9 原木、加工木材および木製品	
10 金	10 胡椒	10 塩	
11 コイン	11 飼料用トウモロコシ		
12 骨董品	12 コメ (調理済みのもの、コメ製品 を除く)		
13 国際印刷機	13 大豆		
14 ブラスティックのくず	14 ココナツの果実		
15 チェーンソー	15 たまねぎの種	1 北朝鮮 (兵器、武器、宝飾品、輸送機器等)	
16 魚粉 (60%未満のタンパク質含有量の魚肉)	16 大豆油	2 イラン (兵器、武器)	
17 カフェイン	17 バーム油	3 リビア (兵器、武器)	
18 過マンガン酸カリウム	18 ココナツ油	4 ソマリア (木虎)	
19 捕獲性亞硝酸アルキル	19 砂糖	5 エリトリア (兵器、武器)	
20 動物飼料の小麦	20 コーヒー製品	6 イエメン (武器)	
21 未加工シルクと織り糸の一部	21 大豆油かす	7 コートジボワール (ダイヤモンド原石)	
	22 生糸	※ タリバーン、ISIL、アルカイダ からの武器輸入は禁止	
		○ 輸入地域規制	
			1 他人の商標権を侵害する製品
			2 他人の著作物の複製品または翻案物
			3 スロットなどの賭博用のゲーム機とその部品
			4 モーターバイクの中古エンジン (50cc未満)、 部品、備品
			5 CFOが使われた冷蔵・冷凍庫
			6 HFC-22を使ったエアコン
			7 中古タイヤ (乗用車およびバイク用)
			8 ターク州およびカンチャナブリ県と接触している 国境から輸入した原木
			9 メーホンソーン県と接触している 国境から輸入した原木および加工木材
			10 ラオス、カンボジアから輸入したケランジ (Siamese Rosewood) の原木、加工木材、木製品
			11 安全基準を充たさない食品用の陶器の容器、 銀で表面加工された容器
			12 中古車 (牽引車、中古救急車、 特殊用途自動車を除く)
			13 中古車または中古のモーターバイクの車体
			14 パラク (水たばこ) および電子パラク または電子たばこ
			15 家庭ごみ
			16 電気電子機器廃棄物
			17 中古バイク

(注) 商務省にて詳細リスト入手可能。

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出規制

一方、輸出規制の対象となる品目は、次の 3 タイプに分けられる（図表 16-2）。

① 輸出規制品目

国内産業保護や輸出管理等の観点から、輸入と同様、輸出入管理法に基づいて、輸出規制対象品目が指定されている。この規制には、「商務省外国貿易局の輸出許可認証取得が必要な品目 (15 品目)」、「一定の条件 (特定の果実及び野菜等で、品質証明や原産地証明書等の提出、業者名の表示、業界団体の会員登録等が求められる) の下でのみ輸出が認められる品目 (10 品目)」がある。

② 輸出禁止品目

他人の商標権を侵害するもの、他人の著作物の複製品・翻案物、砂、ケランジ (Siamese Rosewood) の木材及び木材製品の 4 品目は輸出が禁止されている。また、国連安全保障理事会決議に則して輸出禁止対象の地域規制 (10 カ国、及びタリバーン、ISIL、アルカイダ) がある。

③ 輸出業者登録制度の対象品目

タイホームマリ米 (ジャスミンライス)、タピオカ製品、魚粉等は、輸出品の品質確保の観点から、一定の条件を満たした上で、商務省への輸出業者登録が必要になる。

図表 16-2 輸出規制品目と輸出禁止品目のリスト

○ 輸出許可取得必要品目（15品目）	○ 一定の条件の下でのみ輸出が認められる品目（10品目）
1 粉、玄米および餅米 2 コメ（EUの関税割当対象となるもの） 3 キャッサバ製品 4 コーヒーおよびコーヒー製品 5 木材（ラムゴムノキ（rubber tree）を除く） 6 象（象牙、骨、毛、肉等やそれらから 製造された製品を含む） 7 砂糖 8 石炭 9 自然の砂で組成される鉱物 10 カフェイン 11 過マンガン酸カリウム 12 2020年1月1日発効の大爆破兵器に関する物品規制法 により規制対象とされる物品やその他一定条件を満たす物品 13 大豆かす 14 金 15 骨董品	1 農業局により指定された国への果実および野菜の輸出 2 蘭：輸出者登録、EU向け製品の場合品質証明が必要 竜眼（ラムヤイ）：輸出者登録や品質表示などが必要 3 ドリアン：輸出業者名・種類・賞味期限の表示義務あり ツナ缶詰：タイ食品加工業協会またはタイ・ツナ産業協会の会員であること 4 バイナップル缶詰・ジュース：業界団体の会員または タイのバイナップル産業であること 5 ダイヤモンド原石：外国貿易局への登録、キンバリー加工合意の下での ダイヤモンド原石輸出業者であることなど 6 加工鶏肉：EU向けは原産地証明が必要。 木材製品：森林法に基づく輸出証明書が必要。 7 木炭：森林法に基づく輸出証明書が必要。
○ 輸出地域規制	○ 輸出業者登録制度の対象品目（9品目）
1 エリトリア（武器と関連機器） 2 ソマリア（武器と関連機器） 3 コンゴ民主共和国（武器と関連機器） 4 北朝鮮（兵器、武器、宝飾品、輸送機器等） 5 イラン（兵器および武器） 6 スーダン（国連活動・人道支援等以外の目的での武器と関連機器） 7 南スーダン（国連活動・人道支援等以外の目的での武器と関連機器） 8 リビア（人道支援等以外の目的での武器） 9 イエメン（武器） 10 中央アフリカ共和国（武器） ※タリバーン、ISIL、アルカイダへの武器輸出は禁止	1 タイホームマリ米 6 魚粉 2 タビオカ製品 7 ヤエナリ 3 タビオカ澱粉 8 黒ヤエナリ 4 トウモロコシ 9 カボック 5 サトウモロコシ

(注) 商務省にて詳細リスト入手可能。

(出所) JETRO より作成

2. 関税制度

タイは、国内産業保護のために輸入品に対して高い関税障壁を設けていたが、国際的な貿易自由化の流れを反映して、関税の引き下げや関税区分の簡素化、国内産業、とりわけ中小企業の競争力強化に配慮した原材料や生産財の関税率引き下げが図られる等、輸入工業品に対する関税は大幅に引き下げられてきている。

ASEAN 域内からの輸入の場合には、1992 年に合意された ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area : AFTA）への参加（タイは原加盟国）に伴い、2010 年 1 月に域内関税が撤廃された。また、日本からの輸入の場合には、2007 年 11 月に JTEPA が発効したこと、全品目の 99.82% にあたる 5,495 品目の関税率が引き下げられた。このほか、タイはオーストラリア、ニュージーランド、ペルー、チリと二国間協定、ASEAN 加盟国として中国、インド、韓国との FTA を発効している。

2025 年 4 月、米国トランプ政権が、全ての国からの輸入品に 10% のベースライン関税と国別の追加関税を課す相互関税のガイダンスを発表し、タイの相互関税率は合計 36% に設定された。これに対しタイ当局は、米国市場依存からの脱却と、影響を受ける輸出業者への支援策を検討していることを明らかにした。両国間の交渉の結果、2025 年 8 月初旬に合意が成立し、タイから米国への関税 19% へと引き下げられ、ベトナム（20%）、インドネシア（19%）等と同水準にとなった。これにより、米国市場における輸出競争力の低下は回避された。今後は、品目別関税率の交渉や

原産地規則や非関税障壁への対応が交渉の焦点となる見込みである。

タイの関税体系には、①一般税率、②ASEAN 域内共通効果特恵関税 (Common Effective Preferential Tariff : CEPT) 税率、③FTA の適用税率、④一般特恵関税制度 (Generalized System of Preferences : GSP)、⑤世界的貿易特恵関税制度 (Global System of Trade Preferences : GSTP) がある。また、タイの関税は従量税の品目もあるが、大部分の品目は従価税である。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税に加え VAT が課せられ、更に一部の品目については物品税も課せられる。ただし、BOI の認可事業に係る生産用機械・設備や輸出製品製造用原材料の輸入に対しては、輸入関税の減免措置が講じられる。また IEA フリー・ゾーン（従来の輸出加工区 (Export Processing Zone : EPZ)）入居の場合の工場建屋建設資材や生産用機械・設備の輸入、生産用原材料・部品の輸入に対しても、輸入関税の免除措置がある。このような特典を受けずに、関税を支払ってしまった場合には、輸出製品製造用の原材料を輸入し、課税された輸入関税の還付を事後的に受けることとなる。ただし、税関への事前の登録が前提条件になっていることに留意する必要がある。

3. 通関手続

タイでは、通関手続の簡素化、ペーパーレス化の促進のため、“e-Customs”と呼ばれる電子通関システムが整備されている。また、“e-Payment”と呼ばれる電子関税支払システム等、通関手続に関してウェブサイト等を活用してサポートするシステムも整備されているため、進出企業にとっては手続の効率化が可能となっている。

輸出（入）許可証の必要な商品等の輸出入にあたっては、商務省外国貿易局等に対して、輸出（入）許可証の発給申請を行い、取得する必要がある。この取得に必要な書類等は図表 16-3 のとおりである。

なお、タイでは 2014 年 9 月 24 日から施行された新規則で、「国内一括窓口サービス (Thailand National Single Window)」が導入され、輸出入、運送、物流許可やその他の証明書もしくは書類を必要とする場合には、電子的方法で関税の申請書を一括して 1 つの窓口に提出すれば良いこととなった。それぞれの担当局から承認や許可が得られると、その情報が電子的方法で税関に通知される仕組みとなっている。

図表 16-3 輸出入通関手続に必要な書類

	輸入	輸出
1. 貨物申告書	○	○
2. インボイス	○	○ (2通)
3. パッキングリスト	○	-
4. 船荷証券 (B/L) もしくは航空貨物運送状 (Airway Bill)	○	-
5. 貨物受渡し書	○	-
6. 保険料請求書	○	-
7. 輸(出)入の管理品目または許可品目の場合、 関連省庁の発行する輸出(入)承認書	○	○
8. 原産地証明書(該当する場合)	○	-
9. 貨物の税関用説明資料(カタログ等)	○	○

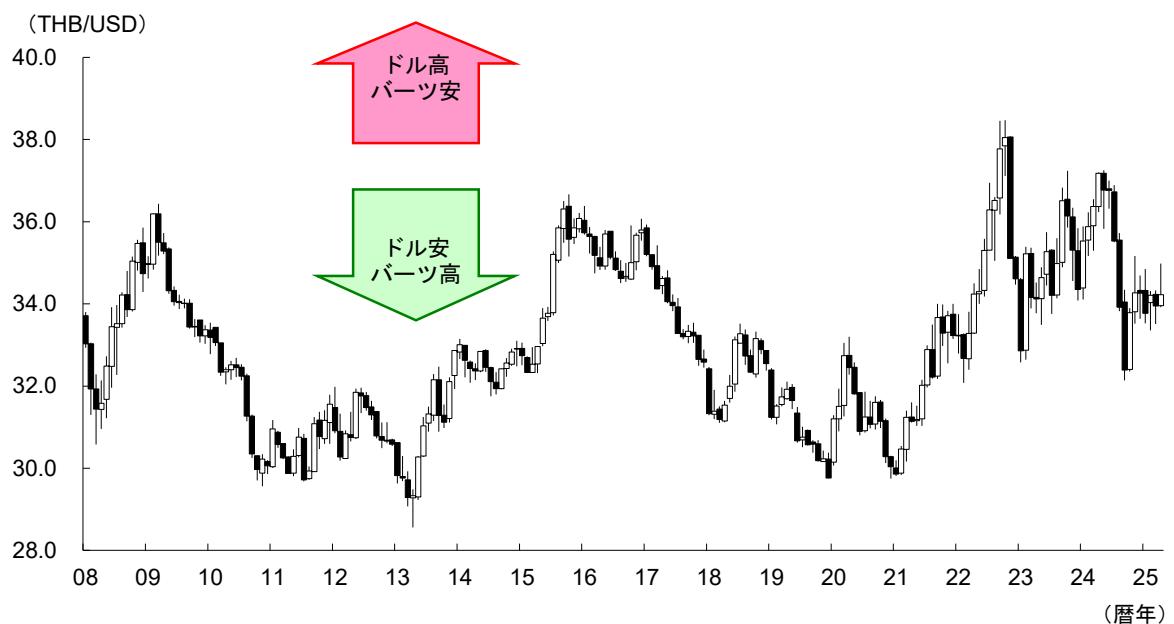
(出所) JETRO の資料より作成

4. 為替相場

外国為替管理に関しては、1942年外国為替管理法、1954年財務省令に定めがあり、財務省とタイ中央銀行（Bank of Thailand : BOT）が発した省令・告示・指示・通達に従い、財務省とBOTが為替管理を行っている。為替管理の最終責任は財務省にあるが、実際の運用はBOTが行っている。

タイの外国為替制度は、1997年7月のアジア通貨・金融危機を契機に、それまでの米ドルとのリンクが極めて強い通貨バスケット制から、市場の需給を反映させ過度の変動に対してのみBOTが介入する管理フロート制に移行した。BOTは、対米ドル相場について、前営業日の加重平均レートをレファレンスレートとして公表している。また、日本円を含む主要通貨については前営業日の各銀行の最終公表相場の単純平均を公表している。対ドル相場に関して、2024年前半はバーツの急激な上昇が進み、7月に1ドル32バーツ台を記録した。年末にかけ35バーツ手前で推移していた相場は、2024年12月の米国の利下げを経て34バーツを割り、2025年以降は上昇基調を強め、9月12日には一時期1ドル31.6バーツと、年初来高値を記録した。その後上昇はやや落ち着き2025年10月頭現在は1ドル32.3~32.5バーツ前後で推移している。対米ドルの為替レートは図表16-4のとおり。

図表 16-4 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg 等より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

タイでは、1990年5月のIMF¹⁶への移行を機に、数次にわたり為替管理の自由化を進めている。

このため、近隣諸国へのバーツ現金持出枠、海外株式取得枠、海外子会社への貸出枠等の拡大、外貨（ドル現金）持ち出し、銀行の非居住者向け貸出の自由化等、規制緩和が進んでいる。外国為替管理法上では、受取、支払とも指定通貨制度はなく、決済通貨に制約はない。

居住者はタイ国内の外為銀行にて外貨預金口座を開設することができる。入金の原資は、外国からの受領金となるが、それ以外にも実需取引の証明ができれば国内で保有しているバーツを外貨に交換して充当することもできる。

非居住者は、給与等をバーツで受け取るために、非居住者口座を開設することができる。非居住者預金への入金は、海外送金と同様の取引であると解釈されるため、タイ国内からの入金（国内銀行からの借入等）については実需を示す書類の提出等を行う必要がある。非居住者が外貨を預け入れる場合、原資がタイ国外であれば入出金や口座残高に係る規制はない。

¹⁶ IMF 8条国とは、国際通貨基金（IMF）協定第8条で規定された義務を受け入れている国のこと。このことをいう。

第8条は、(1) 経常取引における支払に対する制限の回避、(2) 差別的通貨措置の回避、(3) 他国保有の自国通貨残高の交換性維持、を規定している。

(1) 貿易取引

標準的決済方法として、①前払送金、②輸入信用状、③取立手形（D/P、D/A）、④後払いがある。この際、受取、支払とも決済通貨の制約はない。なお、輸入信用状は自由に開設できる。

輸出決済については、船積日から 360 日以内に行うことが求められている。また、輸出代金として外国通貨を受領した場合には、即座にバーツまたは外国通貨口座へ入金する必要がある。対外債務と相殺する場合、外為銀行は輸出代金の受取免除を承認することができる。ただし、輸出者はこの免除を為替銀行経由で BOT に報告する必要がある。

輸入決済については、輸入者は、決済資金として、外貨預金口座から自由に外貨を引き出すことができ、輸入信用状も自由に開設できる。ただし、輸入者は輸入決済時（L/C の場合は開設時）に為替銀行に取引目的の通知やインボイス等を提出する必要がある。

(2) 貿易外取引

被仕向送金（受取）については、外国からのバーツでの受取に制限はない。一方、外貨での受取については、5 万米ドル以上の受取がある会社で、輸出代金の受取でない場合は、その会社は取引日から 360 日以内にその外貨をバーツ建て、または外貨建て口座に預金しなければならない。ただし、その規定の免除を BOT に請求することができる。

一方、仕向送金（支払）は、保険、運輸等、役務の提供に係る貿易外取引については、バーツ建て、外貨建てとともに原則自由となっているが、一部の資本取引は BOT の事前承認が必要とされる。ロイヤリティーや配当金の送金、借入金の返済、利益等の返還（清算に伴う資本金の返還、配当金・減資金の返還等）は、BOT の事前承認は不要である。タイ国外に居住する者への貸付金の送金は、外貨建てで年間 5,000 万ドルを上限に、BOT の事前承認は不要であるが、外国為替銀行に対する送金者の ID や取引目的の通知が求められる。

(3) 資本取引

外国投資は、FDI、証券投資（資産運用投資）のいずれも自由化されている。非居住者による居住者への外貨貸付にも制限はないが、資本金や貸付金は一定の期間内にタイ国内の公認銀行または外貨預金口座に入金する必要がある。投資資金を本国へ送金する場合や海外で調達した外貨建て資金により借入金を返済する場合は、証明書類の提出を条件に可能となっている。

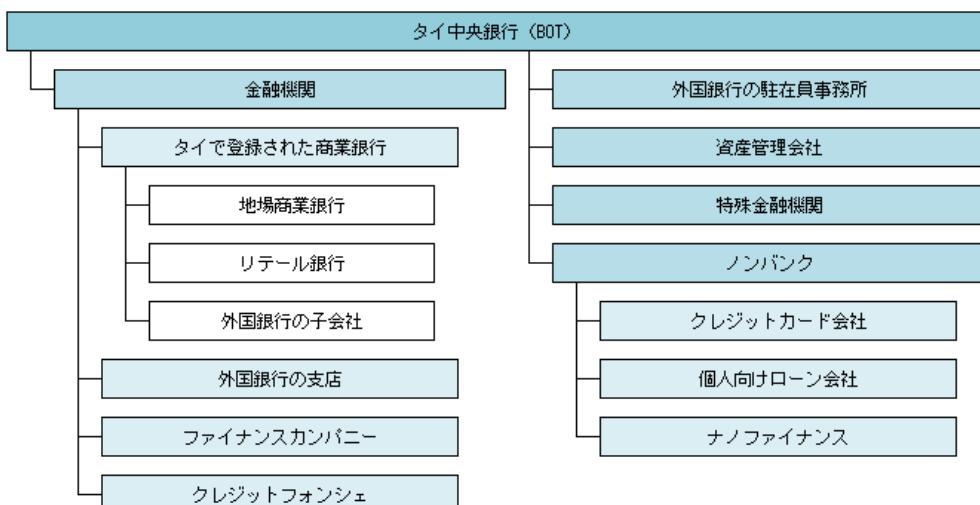
第17章 金融制度

1. 金融機関

タイの金融機関の監督官庁は BOT である。BOT は、通貨の発行、金融政策の策定と実施、外国為替管理等に加え、金融危機から社会を守るメカニズムの構築にも社会責任を負っている (The Bank of Thailand Act, B.E.2485、The Bank of Thailand Act, B.E.2551)。

2025 年 4 月末現在、BOT の監督下にある金融機関は、商業銀行 17 行、外国銀行支店 11 行、ファイナンスカンパニー 1 社等から形成されている。商業銀行と外国銀行支店を合算した総資産額は 24.3 兆バーツ、貸出残高は 14.3 兆バーツ、預金残高は 17.4 兆バーツである。商業銀行は、総資産の 91.1%、貸出残高の 95.6%、預金残高の 92.9% を占めている。

図表 17-1 タイの金融機関



(出所) BOT より作成

(1) 中央銀行

BOT は、1942 年に設立され、通貨の発行、金融政策の実施、外国為替管理、金融機関の監督業務等を担っている。BOT 設立時の 1942 年中央銀行法には独立性、総裁の選出方法、総裁の任期等が明記されておらず、財務相が中銀総裁の人事権を有していたが、2007 年の中央銀行法の改正で中央銀行の役割は物価と金融システムの安定と規定され、総裁人事も任命委員会での人選と閣議の承認を得て選出されることになった。

BOT は、金融政策の目的として、インフレの抑制、為替の安定、経済成長の 3 点を挙げている。これらの目的を達成するため、BOT は政策金利である翌日物レポ金利の変更、預金準備率操作、公開市場操作等を実施している。

2000年4月、BOTは金融政策を協議・決定するための金融政策委員会(Monetary Policy Committee: MPC)を発足させ、同年7月から四半期ごとにインフレーション・レポートを公表し、景気やインフレの見通しを示している。

ひとくちメモ 5：タイの金融再編

日本の1990年代初頭のバブル崩壊後と同様、1996年のバンコク商業銀行の経営破綻を契機に、タイでもファイナンスカンパニー(FC)の経営不安が表面化し、更に1997年のアジア通貨危機で財務状況の悪化した金融機関の不良債権処理、資本注入、整理・統合等の金融制度改革が避けて通れない状況となつた。

タイの公的金融支援の枠組みは、IMFと日本の主導によって構築され、金融システム改革もその支援条件に沿って推進されてきた。タイ政府は、IMFの融資を受けるため、融資条件（経済・財務政策の遂行を約束する制約条件：コンディショナリティー）に挙げられた金融改革に着手した。タイ政府は、1997年10月にFCの再編・不良債権処理を担う金融再生庁（Financial Sector Restructuring Authority：FRA）を設立した。また、タイ政府は金融機関に対する増資計画の提出を義務付け、不動産融資で経営破綻に陥って営業停止中のFC58社の経営再建計画の策定等の施策を講じた。その結果、12月にそのうちの2社のみに営業再開を認め、残りのFC56社の閉鎖とその優良債権を引継ぐラタナシン銀行（商業銀行）の新設を決定した。

その後1998年8月には、自己資本比率規制の強化、不良債権の定義の厳格化に加え、貸倒引当金の計上基準の設定と2000年末までの達成の義務付け等の自助努力を促すとともに、3,000億バーツの国債発行による公的資金注入を中心とする金融機関への資本増強支援、民間の資産管理会社（Asset Management Company：AMC）の設立と不良債権のAMCへの移管等を含む包括的金融支援策を策定して、政府は本格的な金融システム再建に乗り出した。この再建策を機に、金融機関の大幅な再編が進んだ。

【破綻認定により処理され消滅した銀行】

- バンコク商業銀行
1998年2月にBOTが接収。同年12月に優良資産をクルンタイ銀行に継承の上、清算消滅
- バンコク・ユニオン銀行
1998年8月にBOTが接収。同年12月にバンク・タイ銀行に改称して消滅
- レムトン銀行
1998年8月にBOTが接収。同年11月、政府系ラタナシン銀行に統合されて消滅
- ファースト・バンコク・シティ銀行
1998年2月にBOTが接収。同年12月にクルンタイ銀行に統合されて消滅

2010年以降の銀行業界再編の主な動きは下記のとおり。なお、最近の特徴的な動向としては、新型コロナウイルスの流行とデジタル化の進展を背景に、支店数が減少していることも挙げられる。

【最近の銀行業界の動向】

- 2015年1月、三菱東京UFJ銀行（当時）バンコック支店とアユタヤ銀行（Krungsri）が統合。
- 2016年12月、英スタンダード・チャータード銀行は、2017年内にタイのリテールバンкиング業務から撤退することを発表。同事業はタイのティスコ・フィナンシャル・グループに売却することとなっている。
- 2021年7月、TMB銀行とタナチャート銀行が合併。タイ6位の商業銀行TMBタナチャート銀行となる。
- 2022年6月、三菱UFJフィナンシャル・グループは、傘下のアユタヤ銀行を通じて、野村ホールディングスのタイの連結子会社キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ（CNC）を買収することに合意したと発表。
- 2022年11月末を持って、ANZ銀行が商業銀行業務を終了。
- 2023年2月、アユタヤ銀行がスタートアップ向けのCVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）を設立。

(2) 商業銀行

タイの商業銀行の歴史は、1888年に設立された香港上海銀行支店に始まり、外国銀行支店が先行して設立されたことに特徴づけられる。1906年にタイ王室により設立されたサイアム商業銀行が最初の地場銀行であったが、1940年代までは外国銀行がタイ銀行業において大勢を占めていた。なお、大半の地場商業銀行は1940年代以降に設立されたものである。このため、BOTは、1962年制定の銀行法において外国銀行支店の設置規制を強め、地場銀行の強化を図るようになった。以後、約30年間にわたり、銀行新設は認められていなかった。1997年のアジア通貨危機はタイ経済に深刻な影響を与え、金融セクターに大きな再編をもたらした。当時15行あった商業銀行の内、6行に国有化を含む公的資金による介入が実施され、また外資による買収も実施された。

アジア通貨危機の影響から脱し、構造調整を通じて金融業の収益性が回復すると、2004年の金融セクター・マスター・プランに基づくファイナンスカンパニーの普通銀行転換等を経て、現在、17行の地場商業銀行（地場銀行として登録している外資系銀行を含む）が営業を行っている（図表17-2）。

なお、金融再編の流れは継続している。政府傘下あるいは政府が筆頭株主となっている地場銀行の政府保有株式の売却を契機に、外国銀行による買収が進んだ。2009年にはマレーシアのCIMBがバンク・タイ銀行を買収し（CIMBタイ銀行に名称変更）、2010年には中国工商銀行（Industrial and Commercial Bank of China : ICBC）がACL銀行を買収した（ICBCタイ銀行に名称変更）。また、同年にはサイアムシティ銀行とタナチャート銀行が統合し、2013年には三菱東京UFJ銀行（当時）が株式公開買い付け（TOB）によりアユタヤ銀行を買収した。アユタヤ銀行は、2015年に三菱東京UFJ銀行（当時）バンコック支店と統合された。また、同年10月には、三井住友信託銀行が現地法人を開業した。同行は1993年にバンコク駐在員事務所を開設していたが、タイ当局が外国銀行に銀行免許を与える機会を提供したことから、2014年に設立許可を取得した。

2018年4月には、タイ政府は閣議で銀行の合併に対する税制優遇策を承認した。優遇の内容としては、合併後の資産規模に応じた法人所得の控除額、付加価値税等の免除や合併に伴う各種譲渡に対する課税の減免等が盛り込まれている。タイ当局は、合併によって経営基盤を強化させ、シンガポールやマレーシア等、資産規模が4兆バーツ（約14兆円）を超える銀行との競争に備えることが必要と考えている。これらの優遇措置の効果もあり、2019年には当時の資産規模6位のタナチャート銀行と同7位のTMB銀行が合併合意を発表し、2021年7月にTMBタナチャート銀行として新たにスタートしている。なお、地場銀行の一つであったANZ銀行は、2022年11月末時点で商業銀行業務を終了した。

各銀行がBOTに提出した2025年2月時点の財務諸表を基にすると（図表17-2）、バンコク銀行、カシコン銀行、クルンタイ銀行、サイアム商業銀行、アユタヤ銀行の5行の規模が相対的に大きいことが分かる。これら5行を合算した総資産、貸出、預金は、地場銀行全体の8割弱（76～77%）を占めている。

図表 17-2 地場銀行の主要勘定残高（2025年2月末）

地場商業銀行 17行 (単位：100万バーツ)	総資産		貸出		預金	
	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)
1 BANGKOK BANK	4,046,656	18.3	2,073,678	15.1	2,753,472	17.1
2 KASIKORN BANK	3,655,931	16.5	2,215,745	16.2	2,681,449	16.6
3 KRUNG THAI BANK	3,645,201	16.5	2,408,284	17.6	2,741,409	17.0
4 SIAM COMMERCIAL BANK	3,285,414	14.8	2,176,935	15.9	2,476,135	15.3
5 BANK OF AYUDHYA	2,413,194	10.9	1,556,969	11.4	1,827,422	11.3
6 TMB THANACHART BANK	1,720,023	7.8	1,169,786	8.5	1,307,278	8.1
7 UNITED OVERSEAS BANK (THAI)	895,583	4.0	604,841	4.4	712,197	4.4
8 CIMB THAI BANK	544,744	2.5	243,853	1.8	273,591	1.7
9 KIATNAKIN BANK	476,140	2.1	353,438	2.6	360,429	2.2
10 LAND AND HOUSES BANK	342,537	1.5	242,732	1.8	278,324	1.7
11 TISCO BANK	262,869	1.2	221,336	1.6	204,072	1.3
12 STANDARD CHARTERED BANK (THAI)	219,486	1.0	25,497	0.2	118,011	0.7
13 INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA (THAI)	216,277	1.0	89,174	0.7	141,476	0.9
14 THE THAI CREDIT RETAIL BANK	186,681	0.8	160,911	1.2	135,071	0.8
15 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK (THAI) PCL	114,242	0.5	82,870	0.6	37,686	0.2
16 BANK OF CHINA (THAI)	87,597	0.4	38,154	0.3	68,359	0.4
17 MEGA INTERNATIONAL COMMERCIAL BANK	42,707	0.2	23,905	0.2	28,057	0.2
合計	22,155,281	100.0	13,688,108	100.0	16,144,439	100.0

(出所) BOT より作成

(3) 外国銀行支店

2025年2月末時点、フルバンキング業務が可能なフルブランチ免許を有する「フルブランチ外国銀行支店」には、日系2行、欧米系6行、アジア系3行の計11行がある（図表17-3）。中でも日系2行の存在感は大きい。タイに進出している日系企業数やその経済活動規模が大きいことから、貸出（外国銀行支店全体）に占める割合は三井住友銀行が36.3%、みずほ銀行が36.6%となっており、両行だけで外国銀行支店全体の7割以上を占めている。

図表 17-3 在タイ外国銀行の主要勘定残高（2025年2月末）

外国銀行 11支店 (単位：100万バーツ)	総資産		貸出		預金	
	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)
日系銀行						
1 SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION	636,550	29.5	226,614	36.3	412,046	33.4
2 MIZUHO BANK	491,918	22.8	228,532	36.6	303,459	24.6
小計	1,128,468	52.3	455,147	72.9	715,505	58.0
欧米系銀行						
3 HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION	254,752	11.8	67,398	10.8	150,971	12.2
4 CITIBANK	248,548	11.5	33,960	5.4	168,891	13.7
5 BANK OF AMERICA	143,623	6.7	6,817	1.1	45,323	3.7
6 JP MORGAN CHASE BANK	106,910	5.0	907	0.1	36,769	3.0
7 DEUTSCHE BANK AG.	99,244	4.6	11,085	1.8	39,286	3.2
8 BNP PARIBAS	85,897	4.0	15,709	2.5	30,733	2.5
小計	938,973	43.5	135,876	21.8	471,973	38.3
アジア系銀行						
9 OVERSEA-CHINESE BANKING CORPORATION	50,642	2.3	21,635	3.5	31,591	2.6
10 RHB BANK BERHAD	20,807	1.0	6,539	1.0	4,648	0.4
11 INDIAN OVERSEAS BANK	17,544	0.8	4,806	0.8	9,041	0.7
小計	88,993	4.1	32,980	5.3	45,280	3.7
合計	2,156,434	100.0	624,002	100.0	1,232,757	100.0

(出所) BOT より作成

(4) ファイナンスカンパニー

ファイナンスカンパニーはタイ独特の金融機関である。商業銀行とは異なり、資金の預け入れに対して預金証書の代わりに約束手形を発行して資金を調達し、個人や事業者に融資を行っている。ピーク時には 250 社あまり存在していたが、1997 年のアジア通貨危機を契機にそのほとんどが淘汰された。ファイナンスカンパニーのうち Srisawad Finance Public Company Limited (SAWAD) は、2022 年に金融会社への投資に対応するために持株会社に転換し、事業を子会社である Srisawad Power 2014 Co.Ltd. に移管した。これにより Bank of Thailand のファイナンスカンパニーの一覧には含まれなくなり、2025 年 4 月現在活動しているのは Advance Finance Public Company Limited 1 社のみである（図表 17-4）。個別企業の規模（総資産、貸出等）でも、商業銀行や外国銀行支店に比べて小さいことが窺える。

図表 17-4 ファイナンスカンパニーの主要勘定残高（2025 年 2 月末）

ファイナンスカンパニー 1 社（単位：100万バーツ）	総資産	貸出	預金
1 ADVANCE FINANCE	11,325	5,121	8,531

（出所） BOT より作成

(5) 駐在員事務所

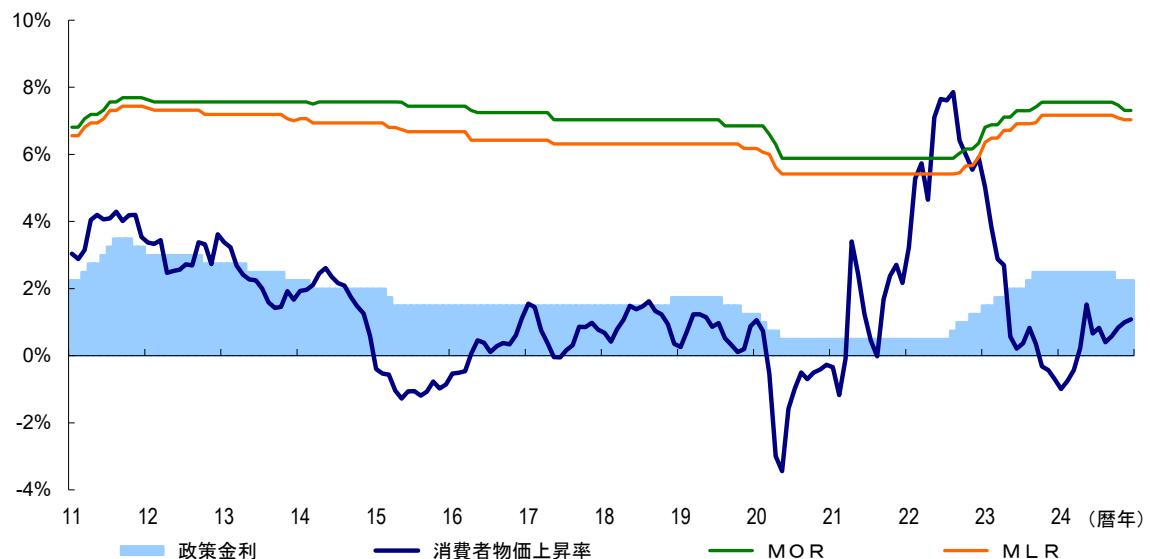
タイにある外国銀行の駐在員事務所のうち、約半分程度が日系の銀行である。多くは地方銀行だが、地方の信用金庫の駐在員事務所も存在する。

2. 金融市场

(1) 金融政策の変化と金利動向

2000 年 5 月以降、タイの金融政策はインフレターゲットを中心に運営されている。ターゲットレンジは 2009～2014 年までは生鮮食品とエネルギーを除いたコアインフレ率で 0.5%～3.0% の範囲とされていたが、2015 年に国民視点での分かりやすさに重点が置かれ、インフレ率についてはコアインフレ率から総合インフレ率に変更され、ターゲットレンジは 3.0% を中心に ±1.5% とされた。更に、2016 年には総合インフレ率の中央値が 2.5% に引き下げられたことで、ターゲットレンジも修正された（1.0%～4.0%）。2015 年以降の総合インフレ率は、BOT のターゲットを若干下回って推移したが、2022 年後半に入り原油高による燃料価格の高騰等を主要因として急激な上昇を見せ、2023 年後半には 2% 程度以下に落ち着いた。政策金利に関しては、2022 年以降段階的に引き上げられてきたが、経済の下振れリスク等を考慮し、2024 年 10 月には 2.50% から 2.25%、2025 年 2 月に 2.00%、4 月に 1.75%、同 8 月には年後半の景気減速を見込み、1.50% に引き下げられた（図表 17-5 参照）。

図表 17-5 政策金利とインフレ率、主要金利の推移



(出所) BOT より作成

(2) 金融市场の構造

商業銀行の貸出金利と預本金利は、BOT の政策金利に連動はするものの、いずれも商業銀行が自由に設定している。短期金利に関しては、地場商業銀行では最優遇貸出金利（Minimum Lending Rate : MLR）を基準とするローンの金利が指標とされる。ただし、日系の外国銀行等の外資企業向け貸出の場合は、銀行間取引市場における金利を基準とした市場連動型金利になっており、MLR を基準とするケースは少ない。

なお、コール市場も存在するが、取引量が少なく、金利水準の変動が大きい。預本金利は、金額の多寡、取引相手、期間に応じて異なる金利が適用されているようである。タイ国債の利回りは1年物で 1.231%、5 年物で 1.212%、10 年物で 1.410%、20 年物 2.024% となっている（2025 年 10 月 2 日時点）。

3. 資本市場

1962 年 7 月、民間人によるパートナーシップ形態でタイに初めて証券取引所が設立された。しかし、当該取引所は政府が適切な指導を行わなかったこと等から売買が少なく、1970 年代初期には閉鎖に追い込まれた。

当初、証券市場の育成に消極的だったタイ政府に政策変更を迫ったのが 1969 年の世銀勧告である。世銀は開発融資の条件として国内資本市場の整備を強く勧告し、タイ政府は 1975 年にタイ証券取引所 (The Stock Exchange of Thailand : SET) を設立した。SET には、株式、債券、デリバティブ、ETF 等が上場している。また、1999 年 6 月、SET は資金調達の多様化を目的として、中小企業を対象とした証券市場 (Market for Alternative Investment : MAI) を開設している。SET には大企業向けの市場であるメイン市場と、中小企業向けの MAI 市場の 2 つの市場区分が存在している。

(1) 株式市場

1975年に設立されたSETは、当初、株式14銘柄、政府証券2銘柄の計16銘柄で取引を開始した。1980年代後半以降、海外からの直接投資の増加でタイ経済が発展したことに加え、1993年には米国金利の低下に端を発するアジアへの資金流入の過程でタイ市場にも大量の資金が流入し、1994年1月にSET指数は一時1,789.16ポイントまで上昇した。

しかし、その後は米国や国内金利の上昇、不動産価格の下落、金融不安の拡大、アジア通貨危機の発生、景気の低迷等で株価は急激に下落し、1998年9月には204.59ポイントと、94年1月の1割程度の水準にまで低下した。

2003年から企業業績の回復や世界的な株高を反映し、SET指数も上昇傾向にあったが、リーマンショックの影響で、2007年末に858.10ポイントだったSET指数は翌年11月には380.05ポイントに下落した。しかし、国内経済の回復が早かったことから株価指数は上昇基調となり、2018年1月には過去最高値（1994年1月）を更新した。

新型コロナウイルスの影響により、1,000ポイント割れを記録した2020年以降、SET指数は徐々に回復傾向にあったものの、2023年1月に1,670前後でピークを記録した後はインフレ不安などの影響を受け、2025年4月や6月末に1,100ポイントを割る水準まで落ち込んだ後、2025年7月末には1,240ポイント前後に回復、その後2025年10月現在は1,275前後で推移している。

図表 17-6 株価指数（SET指数）の推移



（注） 1975年4月30日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出。

（出所） Investing.com より作成

(2) 債券市場

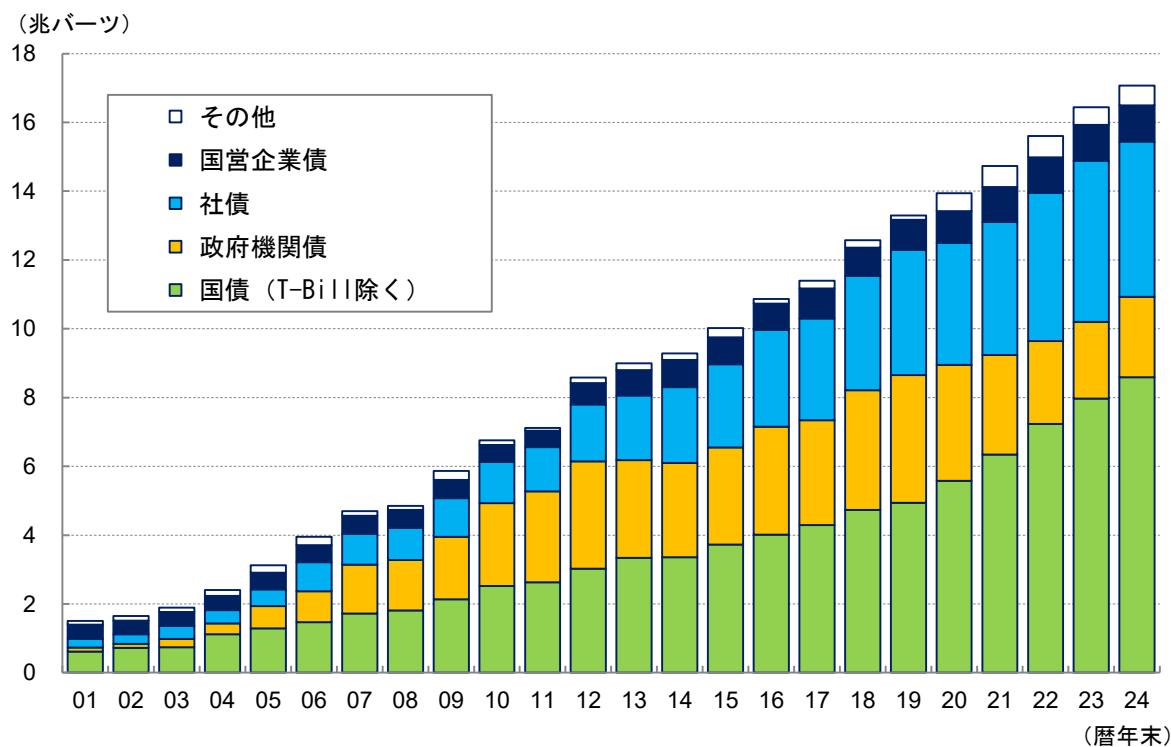
1990年代に入り、急速な経済成長を背景に、交通、電力、通信といった大型のインフラ整備や、産業発展に伴う大型の設備投資等のための資金需要が高まり、これに応えるために、1994年に業者間の債券流通市場が開設され、売買が開始された。しかし政府は、国債の期限前償還等による

公的債務の圧縮を進めていたこともあり国債の発行残高が少なく、当初は市場としてあまり機能していなかった。しかし、1997年のアジア通貨危機と共に伴う景気の悪化により税収が落ち込み、1998年9月会計年度から国債の発行額が増えた。また、業者間の債券流通市場は同年に改組されてタイ・ボンド・ディーリング・センター（Thai Bond Dealing Centre : TBDC）となり、格付機関の設立等とあいまって、その後の債券市場の急成長を支えてきた。

2024年末の債券残高は前年末比3.8%増の17.0兆バーツ。構成比では、国債（T-Bill除く）が全体の50.3%と最も高く、次いで社債が26.4%、政府機関債が13.7%と続き、これら3種類の債券は全体の約9割を占めている。このほか、国営企業債が6.2%、その他（短期国債：3.00%、外債：0.41%）が3.41%となっている。

なお、政府機関債の発行は全てBOTによる。BOTが債券発行を増加した目的には、海外からの大量の資本流入に対する為替相場・金利の安定、国内債券市場の流動性・効率性の向上があるとされている。その後も政府機関債の発行残高は増えているが、それ以上に残高が伸びているのが社債である。社債の発行残高は2011年末から2024年末にかけて約3.5倍に増加しており、構成比も18.0%から26.4%へと上昇している。債券残高の1割強を占める国営企業債には、タイ電力公社やタイ石油公社、タイ高速鉄道公社やタイ空港公社等があり、インフラ関係の長期債が増加傾向にある。

図表 17-7 債券残高の推移



(出所) ThaiBMA 資料より作成

第18章 資金調達

1. 近年の日系企業の資金需要、調達手段

2025年3月に現地調査を行った時点では、タイにおける日系企業の資金需要は少なく、自社の剰余金を充てられる状態であるか、積極的な設備投資を行っていない等の理由から資金調達を要さない企業が多かった。一方で、いくつかの企業では、地場の銀行よりも有利な条件で借りることができるという理由で、日系銀行からの借入を行っていた。

日系企業の資金調達手段としては、自己資金（内部留保含む）で賄うか、日系銀行からの借り入れを行うケースが多い。タイでは外資系企業の資金調達に関する規制はなく、現地でのバーツ建てや外貨建ての借入や、海外からのバーツ建てや外貨建ての借入も自由に行うことができる。ただし、グループ会社以外への外貨貸付には5,000万米ドル相当の上限が設けられており、また、タイ国外向けのバーツ建貸付は個々の案件ごとにBOTの事前認可が必要である。日系企業の中には、タイ子会社の業績が好調で、子会社から日本の親会社に貸し付けるケースも珍しくないようである。

なお、2019年6月に関連会社間での金融取引に関する外資規制が緩和されている。これまででは関連会社間であったとしても借入・貸付をする場合、外国人事業法により、外資法人にはFBL（外国人事業許可証）の取得が必要とされていたが、①25%以上の株を持っている株主、②一方の社の50%以上の株主がもう一方の社の50%超の株主である、といういずれかの条件を満たした場合、外国人営業許可証（Foreign Business License：FBL）を取得せずに関連会社間で貸付ができるようになった。

タイに進出している邦銀の動向として、製造業をはじめとした日系企業の大規模投資は減少している一方で、飲食業をはじめとしたサービス業の小規模投資の需要は一定程度あるようである。また、地場企業向けの貸出を積極的に行うほか、タイ国外への進出を予定する企業に対する貸出、海外進出のコンサルティングをセットで行う銀行もあった。具体的には、CPグループやタイ・ビバレッジを有するTCCグループのようなタイの財閥系企業、サイアム・セメント等の王室系企業、大手民間タイ企業と、「マルチナショナル」と呼ばれる欧米の多国籍企業への貸し出しも増えている。ただし、銀行によっては、マルチナショナル向けは為替やデリバティブのトランザクションが中心で、貸付等についてはシンガポール拠点で行っているところもある。

株式の上場、社債の発行は、進出日系企業の間では主要な資金調達方法ではないようである。日系企業の中で、SETに上場しているのは限定的であり、またバーツ建て社債の発行も、一部のリース会社や銀行等、金融セクターの企業に留まっている。

2. 商業銀行からの借入

タイでは、借入金利の指標として、①当座貸越優遇金利（Minimum Overdraft Rate：MOR）、②最優遇貸出金利（Minimum Lending Rate：MLR）、③小口貸出優遇金利（Minimum Retail Rate：MRR）の3種類がある。バーツ建で短期借入をする際には①のMORが基準となり、信用力に応じてスプレッドが上乗せされる。②のMLRは、企業向けのプライムレートに相当する。③のMRRは地場銀行が地場の企業向け等に小口の貸出を行う際の金利として使用される。

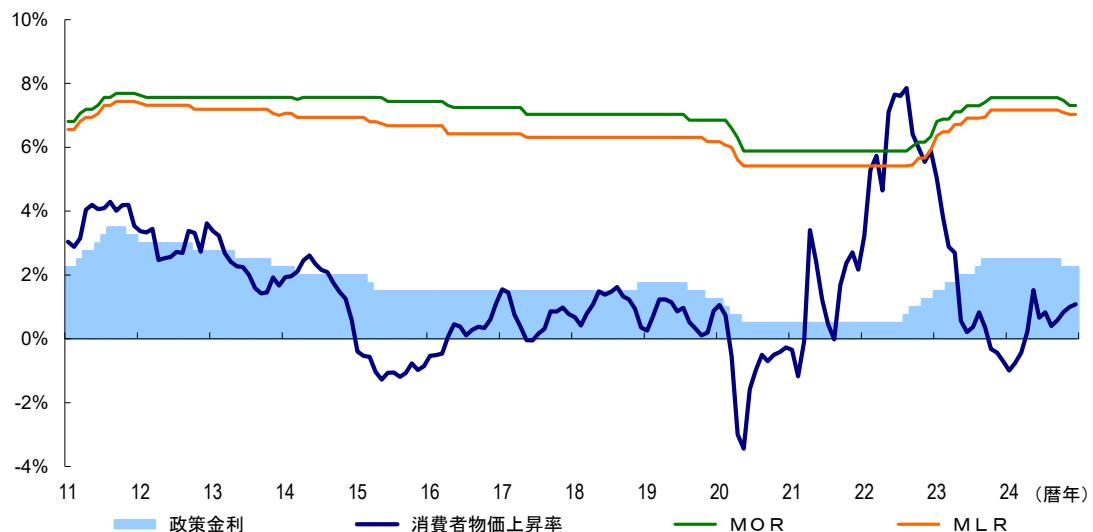
日本企業がタイに進出する場合、日本国内でタイ拠点を有する邦銀との取引がある場合であれば、当該邦銀のタイ拠点で口座を開設することが可能である。日系企業のタイ子会社が、タイの邦銀から借入をする場合、通常は日本国内の親会社から保証を差し入れることとなる。しかし、中には日本の親会社よりもタイ子会社の方が、財務信用力が高いケースもあり、タイ子会社から日本の親会社への貸付を行っている企業もある。このような企業については、日本の親会社からの保証が必要とされないこともある。

なお、邦銀タイ拠点での口座を開設しない場合は、地方銀行の提携地場銀行（Bangkok Bank や KASIKORNBANK）に地方銀行の斡旋で口座を開設するケースが多い。その際、一部の地方銀行ではクロスボーダーのバーツ建て融資も実施している。それ以外のケースでは、地方銀行が提携地場銀行にスタンダードバイ・クレジット（海外現地法人の現地借入等に対する保証の手段。日本の取引銀行が発行する信用状）を差し入れ、地場銀行から借入を行うことが多い。

銀行の融資基準は各行の経営方針により異なるが、邦銀の場合は親会社保証、タイでの事業計画や商流の確度を重視し、地場銀行の場合は物的担保価値を重視する傾向にある。ただし、地場銀行の場合は、現地の工場・設備等を担保に入れることも可能だが、評価基準が明確ではなく、担保徵求手続が複雑で時間もかかるため、スタンダードバイ・クレジットや親会社保証を利用することが多い。

図表18-1が示すとおり、コロナ禍において、長らく政策金利（翌日物レポ金利）は0.5%に据え置かれていたが、インフレ抑制を念頭に、2022年8月、10月、11月、2023年1月にそれぞれ0.25%の利上げが行われた。その後、経済の下振れリスクなどを考慮し、2024年10月には2.50%から2.25%、2025年2月に2.00%に引き下げられた。コロナ禍からの経済回復の継続と、中小企業の金利負担軽減の観点から、タイ政府が政府系金融機関に対して年内は貸出金利を急激に上げないよう求めたこともあり、民間金融機関の貸出金利にもこれまで顕著な上昇はみられなかった。2025年3月のインフレ率は0.84%で、中央銀行の目標値である1~3%を下回っている。経済の低迷を受け、今後の変動にも注視が必要である。

図表 18-1 政策金利・インフレ率・主要金利の推移



(出所) BOT より作成

3. 証券・債券市場からの資金調達

タイには証券取引所があるため、株式公開・上場による資金調達も可能である。SET の上場審査基準の中には、①株式公開後の払込資本金が 1 億バーツ以上であること、②直近 2 期または 3 期の事業活動からの純利益の合計が 1 億 2,500 万バーツ以上、かつ前年度の同利益が 7,500 万バーツ以上であること、③上場後の浮動株比率が 30% 以上であること（払込資本が 3 億バーツ未満の場合に適用。30 億バーツ以上の場合は 20%、払込資本が 3 億バーツ以上 30 億バーツ未満なら 25%）等の基準が設けられている。また、コーポレート・ガバナンス等についても実質的な審査が行われ、上場後も財務諸表の提出等の義務が課せられる。

タイには外資規制があり、外国企業が事業活動を行える業種は制限されているが、持株会社や製造業は規制の対象外となっており、子会社のまま上場も可能で、特に持株会社については、タイへの誘致を目的に、要件を緩和した上場基準が設けられている。2022 年 2 月には、上場後の金融アドバイザーの利用期間の短縮等、外国企業の上場に関する規制緩和が進められていることからも、外国企業にとって魅力的な市場になっているといえる。

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

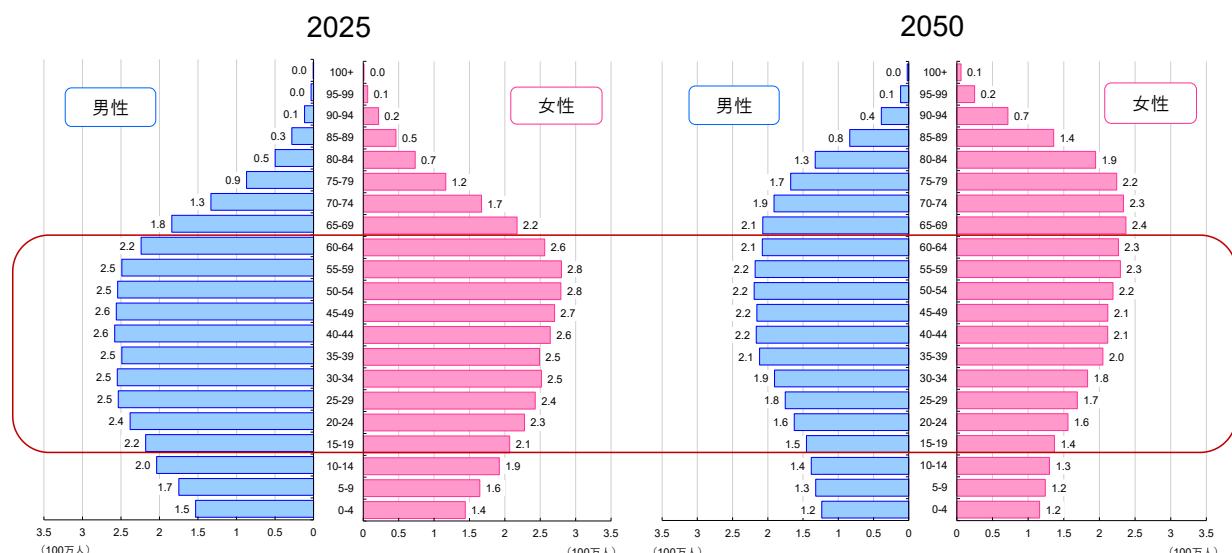
タイにおける主な労働法制として、雇用関係については労働者保護法と労働関係法があり、社会保険関係については社会保障法や労働者災害補償法、労働紛争関係については労働裁判所設置・手続法がある。

2. 労働市場と雇用情勢

(1) タイの労働市場

国連のデータ (United Nations Population Division Department of Economic and Social Affairs Data Portal) から 2025 年の人口構成と 2050 年の人口構成を比較すると、2025 年時点では既に鈎鐘状となっているが、2050 年にはより高齢化することが改めて分かる。15 才から 64 才の男女を合わせた労働力人口は、2025 年には約 5,000 万人で全人口の 70% を占めていたが、2050 年には約 3,900 万人まで減少し、総人口に占める比率も 59% と、11 ポイント減少となることが予想されている。

図表 19-1 タイの人口構成の変化



(出所) United Nation Population Division Data Portal より作成

(2) タイの就業構造

就業構造を産業別にみると、2023 年時点では、第 1 次産業に属する農林水産業の就労者数が最も多く、全体の 25% を占めているものの、2018 年と比較すると 1,222 万人から 995 万人へと 227 万人減少しており、全就労者数が増加（149 万人増）する中、産業 3 部門の中で唯一減少している。2018 年から 2023 年までの 6 年間の就労者数の変化をみると、第 2 次産業が 50 万人、第 3 次

産業が 326 万人増加している。中でも、宿泊・外食業で 86 万人就労者数が増加した。一方、第 2 次産業では、建設業で 38 万人、製造業で 11 万人増えているものの、その他では横ばい状態にある。

図表 19-2 タイの産業別就業者割合

	2018		2023		就労者数 変化 (万人)
	就労者数 (万人)	構成比	就労者数 (万人)	構成比	
全就労人口	3,791	100%	3,941	100%	149
第1次産業	1,222	32%	995	25%	-227
農林水産業	1,222	32%	995	25%	-227
第2次産業	861	23%	911	23%	50
鉱業	7	0%	9	0%	2
製造業	630	17%	641	16%	11
電気・ガス	12	0%	10	0%	-2
水道・廃棄物管理	6	0%	8	0%	1
建設	206	5%	244	6%	38
第3次産業	1,708	45%	2,034	52%	326
卸・小売・修理	632	17%	663	17%	32
運輸・倉庫	127	3%	174	4%	47
宿泊・外食	285	8%	371	9%	86
情報・通信	21	1%	19	0%	-2
金融・保険	50	1%	46	1%	-4
不動産	21	1%	46	1%	25
専門職・科学技術	38	1%	39	1%	1
管理・サポートサービス	56	1%	77	2%	21
公務・国防	163	4%	205	5%	43
教育	114	3%	133	3%	19
医療・ヘルスケア・ソーシャルワーク	61	2%	90	2%	28
芸術・芸能	26	1%	29	1%	3
その他・不明	115	3%	110	3%	-5

(出所) NSO より作成

(3) タイの雇用情勢

進出日本企業へのヒアリング（2025 年 3 月時点）によると、専門分野の優秀な人材（中間管理職、経理担当者等のマネージャークラスや、大学工学部卒・工業専門学校卒のエンジニア等）の激しい獲得競争が続いている。給与水準や福利厚生、コロナ禍で一般化したリモートワークの可否や勤務地等も人材をつなぎとめる上でポイントになるとのことであった。他方、「3K（きつい、汚い、危険）」の職場ではタイ人の採用が難しい場合もあり、ミャンマー人やカンボジア人等、外国人の採用を検討する企業もある模様である。

タイにおいては、大学を卒業しなければマネージャークラスになれないといわれている等、タイの雇用における学歴の影響は大きい。タイ国家統計局（National Statistical Office : NSO）の統計によると、労働力人口のうち高等教育（大学院）卒及び大卒の占める割合は 19%（2024 年時点）である（図表 19-3）。

国際協力銀行が実施している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2024 年度）では、タイの課題として、58.2% の企業が「労働コストの上昇」、40.0% の企業が「他社との

激しい競争」、次いで40%弱の企業が「技術系人材の確保が困難」を挙げており、多くの企業が他社との激しい競争の中で、スキルの高い人材の確保に苦慮している様子が窺える。

図表 19-3 就業者の学歴別構成（2024年）

	人数 (百万人)	構成比
大学・大学院	7.26	19%
専門学校・短期大学	3.86	10%
高等学校	6.35	16%
中等学校	7.26	19%
小学校	8.62	22%
未就学・小学校中退	5.32	14%
計	38.67	100%

（出所）NSO より作成

ひとくちメモ 6：現地職員採用事情

タイにおいては大卒の技術者、マネージャークラスの人材不足が特に深刻である。

大卒の技術者、マネージャークラスといった高度人材のバンコク居住志向は極めて強い。日本人以上に地方を下にみる傾向が強いため、バンコクから遠い工業団地にはなかなか行きたがらない。例えばバンコクから車で2時間程のラヨーン県は、自動車産業の集積地として発展しているが、彼らにしてみれば東京から片田舎に赴任するような感覚であり、それならば就労先を変える判断をする傾向にある。したがって優秀な人材の採用にあたっては、車の送迎を付けたり、アパートの家賃を補助したり等、相当の待遇を用意することも考えなければならない。通勤時にバンコクの交通渋滞を避けたい、同居家族の面倒を見たい等の考え方から、自宅近くの勤務地が好まれる傾向もある。また、コロナ禍においては、テレワークができるか否かという点も、就職の判断材料となつたようだ。

従業員の職責については、日本のように幅広い業務に対応することはあまりなく、個別の分野に特化してキャリアを積んでいくのが通常であるため、現地社員を雇用するにあたってはミスマッチが起きないよう注意が必要である。

さらに、タイではマネージャークラスに限らず人材の長期定着が難しく、頻繁に転職する傾向がある。雇用条件が良いことはもちろんあるが、職場環境として、人間関係がドライな場所よりも、社員同士の交流が活発な環境を好む傾向も見受けられ、2025年3月の現地調査においても、人材確保のためにこうしたカルチャーブリューズに重点をおく企業が散見された。

反対に、タイに住んでいる日本人を現地基準の待遇で現地採用する方法もある。タイでの仕事経験が長く、タイに永住を希望するシニアの日本人、タイに赴任して同国が気に入りそのまま退職して現地に住む日本人、タイ人と結婚している若い日本人は沢山いる。このような人達はタイ語も堪能で長期勤務が可能。ただし、雇用してもすぐに辞めてしまう例もあるので、人物、適性はよく見極める必要がある。期限付きの雇用契約にする、職務の権限を限定する等の工夫も必要だ。

3. 賃金

（1）賃金に関する法制度

労働者保護法では、賃金は基本的に「雇用契約に基づく通常の労働時間に係る労働の対価」とされ、①性別を問わず同一賃金であること、②使用者には少なくとも月1回または労使合意に基づく従業員により有利な支払義務があること、③使用者が不可抗力以外の何らかの事由により事

業を一時停止せざるを得ない場合に賃金の75%以上(2008年改正により従前の50%から引き上げられた)を支払う義務があること、④賃金や時間外労働手当、休日労働手当、休日時間外労働手当の控除禁止等が定められている。また、賃金は後述の解雇補償金額の算出時の基準となる。使用者が所定の期間内に賃金を支払わない場合、使用者には年15%相当の遅延利息の支払義務が課されることがある。

(2) 平均的な賃金水準

BOTの統計では、タイの賃金は、2024年の全産業平均で月額15,458バーツである。主要産業で平均賃金(月間)をみると、農林水産業が7,920バーツと最も低い。製造業は14,419バーツと全産業平均をやや下回る水準にある。一方で、平均賃金が高いのは電気・ガス(23,990バーツ)、情報・通信(30,953バーツ)、金融・保険(27,457バーツ)、専門職・科学技術(24,037バーツ)、教育(23,203バーツ)等である。

図表 19-4 主要産業の平均賃金(月額)(2024年)

	平均賃金 (月額・バーツ)
第1次産業	
農林水産業	7,920
第2次産業	
製造業	14,419
電気・ガス	23,990
水道・廃棄物管理	18,316
建設	12,109
第3次産業	
卸・小売・修理	13,761
運輸・倉庫	17,291
宿泊・外食	12,512
情報・通信	30,953
金融・保険	27,457
不動産	15,585
専門職・科学技術	24,037
管理・サポートサービス	14,011
公務・国防	18,847
教育	23,203
医療・ヘルスケア	20,618
芸術・芸能	13,831
全産業	15,458

(出所) Bank of Thailandより作成

(3) 周辺国との賃金比較

図表19-5に示したとおり、バンコクの賃金水準を周辺諸国的主要都市と比較してみると、一般的なワーカーの賃金はホーチミンより高く、ジャカルタやクアラルンプールより若干安い水準と

なっている。また、エンジニアの賃金は、ジャカルタやホーチミン、中国の深圳を上回る水準となっている。

中間管理職の賃金は、エンジニアと概ね同様の傾向にある。現地での日系企業ヒアリングによると、管理職クラスにおいては、日本人駐在員以上の給与を得ているタイの人材もいるようである。

図表 19-5 周辺国との平均賃金（月額）の比較

（単位：ドル。ただし、バンコクの（）内はバーツ）

	ワーカー (一般工職)	エンジニア (中堅技術者)	中間管理職 (部課長クラス)
バンコク	437 (15,182)	781 (27,130)	1,622 (56,329)
シンガポール	2,195	3,108	4,909
クアラルンプール	490	917	1,773
ジャカルタ	475	600	1,295
ホーチミン	329	619	1,215
上海	832	1,434	2,217
深圳	415	519	1,036
台北	1,212	1,586	2,264
香港	2,138	3,536	4,889

（注） バンコク、シンガポール、クアラルンプール、ジャカルタ、ホーチミンについては2024年データ。

上海、深圳、台北、香港については2023年データ。

（出所） JETRO（投資関連コスト比較調査）より作成

ひとくちメモ 7： タイ人労働者気質～マイペンライの意味～

微笑みの国、タイ。自由旅行でこの国を訪れた人の中にも、この微笑みに魅せられ、何度も足を運ぶようになった日本人は多いだろう。しかし、仕事中の失敗を指摘された時に柔らかな笑顔を向けられると、状況は異なる。基本的に謝罪をしないタイ人気質も相まって、「怒られているのに笑うとは何事だ！」とついつい怒鳴りたくなってしまう日本人も多いであろう。しかし、早まってはいけない。心では申し訳なく感じているが、表情は「笑顔」になっていることがタイ人にはあるそうだ。タイ人気質、奥深い。

そしてもう一つ。タイを代表する一語と言えば、「マイペンライ」。一般的には、気にするな、問題ない、といった意味であるが、思わぬ所で使われたりもする。例えば、会社の在庫担当として雇ったタイ人が在庫管理を十分にせず、在庫が不足してしまったアクシデントの際、在庫を切らしたタイ人が「問題ない」と言うのである。怒るよりも、タイ語とタイ人気質の奥深さを学ぶ方が、より心穏やかな駐在員生活を送れるかもしれない。

4. 雇用関係

タイの雇用関係は、ヨーロッパの民法を範とした民商法典と労働者保護法が基本ルールになっている。近年では、弱者保護の観点から、労働者保護の傾向が強まっている。

(1) 従業員の募集

タイ人労働者の採用にあたっては、ワーカーと大学卒の管理職（マネージャー）、エンジニアとを分けて考える必要がある。これは、タイでは、いわゆるブルーカラー、ホワイトカラーの区別が比較的明確になされているからである。これらの従業員を募集する場合には、新聞広告、工業団地内の掲示、最寄りの労働事務所への依頼、人材斡旋会の斡旋のほか、縁故関係や口コミで募集することとなる。最近は、マネージャークラスの人材が不足しており、優秀な人材採用に各企業とも苦労している状況にある。タイの労働市場は、マネージャークラス（特に若年層）も含めて流動性が高く、就業期間の長短にかかわらず転職に対する抵抗感はありません。

待遇（給与、ポスト等）如何によっては、簡単に職場を変える傾向がみられる。したがって、技術者やマネージャー等の募集に際しては、給与水準や企業の立地条件（工業団地の地域的な立地のみならず、同じ団地内で類似業種が存在するか否かも含まれる）が重要な判断材料といわれている。また、非熟練・単純労働者については、所得向上に伴い国内の労働力不足が生じ、ミャンマー、カンボジア、ラオスの3カ国から多数の労働者を受け入れている。タイの経済はこれらの移民労働者に支えられているといえ、日系企業でもこれらの国からの移民労働者を雇用している。

タイでは労働者保護法により満15歳未満の労働者を雇用することが禁じられている。15歳以上18歳未満の年少労働者についても、①特定の危険労働の禁止、②4時間連続の就労後1時間以上の休憩、③22時から6時までの就労禁止、④時間外労働や休日労働の禁止等、特別の保護措置が講じられている。また、女性労働者については、セクシャルハラスメントの禁止、危険労働の禁止、深夜（22時～6時）就労の制限、妊娠を理由とする解雇禁止等の女性保護の規定がある。

なお、外国企業のタイ人の雇用義務については、各当局（ビザを扱う入国管理局と労働許可証を扱う労働省）によって別の基準が適用されており、ある使用者によると、外国人従業員1名を雇用するには、最低でも4名のタイ人雇用が必要とされたということである。申請時には必ず最新情報を入手し、事実関係を確認することが必要である。

(2) 雇用契約の締結

従業員との雇用契約は、民商法典第3編第6章及び労働者保護法の規定に従う。雇用契約には、期限を定めるものと期限を定めないものとがある。

10人以上を常時雇用する使用者はタイ語の従業員台帳や賃金台帳を作成し、常時、労働監督官の検査を受けられるように整備しておくことが必要である。従業員台帳には氏名、性別、国籍のほか、雇用開始日、役職または業務、賃金等を記載しなければならない。また、賃金台帳には、勤務日数、労働時間数及び賃金、時間外労働手当、休日労働手当並びに休日時間外労働手当等の金額等を記載しなければならない。従業員は、支払の証明として当該賃金台帳に署名しなければならない。賃金の支払が預金口座に直接送金された場合でも、賃金台帳を準備するものとされている。従業員台帳は従業員の雇用終了日から、賃金台帳は支払日から、それぞれ2年以上保存・保管しなければならない。

(3) 従業員の解雇

使用者側の都合により従業員を解雇する場合には、日本の労働法制と異なり、労働者保護法上、給与期間以上前に事前通告を行った上で、図表19-6に掲げる労働者の勤続年数に応じた解雇補償金を支払わなければならない。

従来は、最終賃金の最大300日分に相当する解雇補償金を支払うこととされていたが、2019年4月の労働者保護法の改正(118条)により、20年以上勤務した従業員に対する解雇補償金が引き上げられ、最終賃金の400日分を支払うこととされた。

また、機械の導入または機械もしくは技術の更新に伴う事業、生産ライン、販売またはサービスの再編等の整理解雇を理由とする場合には、60日以上前に、労働者本人と労働監督官に対して事前通告を行うことを要する。この点、即時解雇も可能ではあるが、その場合には、雇用終了に伴う解雇補償金のほかに通知に代わる特別解雇補償金を支払う必要がある。2019年4月の労働者保護法の改正(120条)では、雇用主が事業所を移転する際、変更の30日前までに、従業員に通知・公表することが必要となり、従業員は、事業所移転が本人や家族の生活に重大な影響を与えると考える場合、通知から30日以内に雇用主に申し出ることで、退職が可能となるとされた。雇用主は、当該従業員への解雇補償金の支払いが必要となり、雇用主が事前通知を行わない場合、通知期間分に相当する給与の支給が必要となる。図表19-7に掲げるような場合には、解雇にあたって事前通告も解雇補償金の支払も必要とされない。

また、解雇に係る手続上の主な規制は以上のとおりであるものの、係る手続を遵守した場合(図表19-7に掲げる場合を含む)であっても、労働者側からは正当な理由がない不公正な解雇であるとして労働裁判所に提訴される可能性がある。労働裁判所法上、裁判所はその裁量により解雇が不公正であるか否かの観点のみから解雇の有効性を判断することとなり、解雇が不公正とされた場合には、当該労働者を復職させるほか、労使関係に応じて補償金の支払を命じられることがある点に留意が必要である。

図表 19-6 解雇補償金の額

勤続期間	補償金の額
勤続120日未満	支払う必要なし
勤続120日以上1年未満	最終給与の30日分
勤続1年以上3年未満	最終給与の90日分
勤続3年以上6年未満	最終給与の180日分
勤続6年以上10年未満	最終給与の240日分
勤続10年以上20年未満	最終給与の300日分
勤続20年以上	最終給与の400日分

(出所) 労働者保護法

図表 19-7 解雇に際し、事前通告・解雇補償金が不要とされる場合

1	有期雇用が終了する場合。ただし、雇用期間は2年以内とし、一定の性質の雇用（通常の業務以外の特別な事業、終了時期または完了時期が確定している臨時業務、季節労働等）に限定される。また、雇用契約は、雇用開始時に書面で締結しなければならない。
2	職務上の不正行為を行い、または使用者に対して故意に犯罪行為を行った場合
3	使用者に対して故意に損害を与えた場合
4	使用者に対して過失により重大な損害を与えた場合
5	使用者が文書で警告したにもかかわらず、就業規則または使用者の合法かつ正当な命令に違反した場合（ただし、重大な違反の場合には、文書による警告は不要とされる）
6	正当な理由がなく、間に休日を挟むか否かにかかわらず3労働日連続して職務を放棄した場合
7	確定判決に基づき懲役刑を受けた場合（ただし、過失犯や軽犯罪によるものを除く）。なお、過失犯または軽犯罪による場合、使用者に損害を与えた犯罪とされる。

(注) 1に関して、2008年改正により、試用期間を定めた雇用契約は期間の定めのない雇用契約とみなされることになった。また、2~7は、いわゆる従業員の非違行為である。これらにより従業員を解雇するか否かの判断は、使用者の裁量によるが、その妥当性が争われる可能性が比較的高い。

(出所) 労働者保護法

また、従業員の違反行為に関し、使用者が調査をしている期間においては、労使合意がある場合を除き、停職を命じてはならないことが規定されている。

なお、失業保険の水準が低いことから、それを補うため、退職金積立基金法に基づき、任意加入による退職積立基金制度を設けている企業があり、近年、日系企業の中でも、労働者に対する福利厚生として、社内に退職積立基金制度を導入する企業が増えてきている。

5. 労働条件

従業員の労働条件は、労働者保護法と労働省の関係省令及び告示に基づき、労働者保護の観点から詳細に規定されている。

(1) 就業規則

10人以上の従業員を雇用する使用者は、10人目の従業員を雇用した日から15日以内に、図表19-8に記載の項目の内容等に関するタイ語の就業規則を作成し、従業員に公示しなければならない。

図表 19-8 就業規則の内容

1	労働日、所定労働時間及び休憩時間
2	休日と休日取得に関する規則
3	時間外労働と休日勤務に関する規則
4	賃金、時間外労働手当、休日労働手当及び休日時間外労働手当の支払日及び支払場所
5	休暇及び休暇取得に関する規則
6	服務規律と懲戒手続
7	苦情申立て
8	解雇、解雇補償金及び特別解雇補償金

(出所) 労働者保護法

(2) 賃金

賃金は、図表 19-9 のルールに従って、原則としてバーツ建てで支払わなければならない。基本給のほかに、時間外労働手当、通勤手当、特別手当等が支払われる。

図表 19-9 賃金支払のルール

1	男女を問わず同一労働、同一賃金でなければならない。
2	支払場所は原則として労働の場所とする。ただし、事前の同意がある場合には、銀行振込みも可能。
3	支払期間は少なくとも 1 月に 1 回または労使合意に基づく従業員により有利なものとする。
4	使用者が不可抗力以外の何らかの事由により事業を一時停止せざるを得ない場合、賃金の 75%相当額以上の賃金を支払わなければならない。
5	所定の期間内に賃金を支払わない場合、年 15%相当の遅延利息を支払わなければならない。
6	次の項目は賃金から差し引くことができる。 個人所得税、労働組合費、貯蓄協同組合費、従業員積立基金負担金、 使用者への損害賠償金（ただし、従業員の承諾を要する）等

(出所) 労働者保護法

(3) 最低賃金制度

タイでは、国家行政最高会議の通告第 103 号に基づき発せられた内務省告示により、1973 年以来、地域ごとに最低賃金（日額）が設定されてきた。これに加え、労働者保護法の 2008 年改正により、職能ごとの最低賃金が中央賃金委員会により定められている。2020 年 1 月、2022 年 10 月、2024 年 1 月、2024 年 4 月、2025 年 1 月に最低賃金が引き上げられており、2025 年 1 月から適用されている最低賃金は、地域ごとに 337 バーツから 400 バーツの範囲で設定されている。

(4) 就業時間と有給休暇

就業時間は、原則として 1 日 8 時間、週 48 時間以内と定められている。また、5 時間連続の就

労後は、1時間以上の休憩を与えなければならない。時間外労働は、その都度事前に労働者の承諾が必要であり、仮に2時間以上になる場合には、事前に20分以上の休憩を与えなければならない。

休日は、週休1日以上のほか、元旦、国王誕生日等の慣習的休日を少なくとも年間13日以上定めなければならない（慣習的休日にはレイバーデイ（5月1日）を含めなければならない）。これらの休日はいずれも有給とする必要がある。ただし、賃金体系が日給制や出来高制の場合には、無給となる。

1年間継続して勤務した労働者に対しては、1年あたり6日以上の年次有給休暇を与えなければならないが、使用者と従業員の合意によりこれを翌年に持ち越すことは可能である。勤務期間が1年に満たない労働者に対しても、勤務日数に応じて按分した有給休暇を与えることができる。なお、使用者は退職者や被解雇者（図表19-7の事由による解雇の場合を含む）から累積年次休暇分を買い取る義務があるとされている。

また、従業員は、疾病休暇（年間30日は有給。3日以上連続で病欠する場合には使用者は医者の証明書の提出を求めることができる）、不妊手術休暇（医者が定めた期間は有給）、出産休暇（一回の懐胎につき98日間（休暇及び出産前検診の期間を含む）（注：2019年の労働法改正で90日から98日に増加した）で、45日まで有給）、兵役休暇（年間60日は有給）等を取得することができる。また、2019年の労働法改正により、従業員が必要な個人的用事のため、有給休暇を年間3日以上取得することができるという用事休暇取得の権利が規定された（従来は就業規則の規定によるものとされていた）。

（5）時間外労働と休日労働

時間外労働に対しては、実際の労働時間数につき一労働日の時間給の1.5倍以上の時間外労働手当を、休日労働に対しては、実際の労働時間数につき一労働日の時間給の1倍または2倍以上の休日労働手当を支払わなければならない（詳細は図表19-10のとおり）。また、時間外労働は、休日労働や休日時間外労働の時間数と合計し、原則として週36時間を超えてはならない。

図表 19-10 時間外労働と休日労働に対する手当

1	時間外労働		時間あたり賃金の1.5倍以上
2		休日に賃金が支給される従業員の場合	時間あたり賃金の1倍以上
3	休日労働	休日に賃金が支給されない従業員の場合	時間あたり賃金の2倍以上
4	時間外労働		時間あたり賃金の3倍以上

（出所）労働者保護法

（6）管理職

労働者保護法は、管理職を「雇用、諸手当の支給または解雇に関して使用者を代理して行う権限のある者」と定義している。

したがって、役職名にかかわらず、管理職に該当するか否かについては留意して判断する必要がある。管理職に該当する場合には、時間外労働手当や休日時間外労働手当を支給する必要はない。

い。

(7) 管轄当局との関係

従前、労働監督官による労働条件や雇用状況を対象とした立入検査を受けるのみであったが、2008年の改正により、毎年1月に所定の様式による報告を行い、変更がある場合にその内容を翌月に報告する義務が使用者に課されることとなった。

(8) 在宅勤務、リモートワーク

2023年3月の労働者保護法の改定により、在宅勤務やリモートワークの要件が下記のとおり明文化された。

- ・ 労使の合意
- ・ 職場で勤務する従業員と同一の雇用条件を担保すること
- ・ 勤務終了後の会社から従業員への連絡の原則禁止
- ・ 勤務条件を記載した書面または電子データの整備

6. 社会保障

(1) タイの社会保障制度

1990年に社会保障法が成立し、現在は、労働者の業務上以外の7種の給付に関する保障制度（傷病、障害、出産、死亡、子女扶養、老齢、失業）が整備されている。

当初は、20人以上を雇用する事業所に限り加入が義務づけられていたが、順次適用対象企業が拡充され、2002年4月からは従業員を雇用する全ての事業所に加入義務が課せられるようになった。被保険者は、民間企業の従業員で満15歳以上60歳以下の雇用者とされているが、被保険者（従業員）が60歳になっても雇用されている場合は、被保険者の資格が存続する。外国人も対象とされるが、家事労働者は含まれない。

なお、業務上の傷病等については別途、労働者災害補償法に基づく労働者災害補償基金制度がある（後述の（4）参照）。いずれも所管官庁は労働省である。

(2) 保険料

社会保障負担率は1997年の不況による特別措置として低い料率が適用されていたが、最近ではほぼ法定の料率の水準に戻っている。2014年1月以降、7種の社会保障制度に対する社会保障負担率は、本人及び使用者がそれぞれ5.0%、政府が2.75%である（図表19-11）。

図表 19-11 社会保障負担率

給付内容	社会保障負担率（対賃金、%）		
	本人	使用者	政府
傷病、障害、出産、死亡	1.5	1.5	1.5
子女扶養、老齢	3.0	3.0	1.0
失業	0.5	0.5	0.25
合計	5.0	5.0	2.75

(注) 負担率は、各時点の経済情勢に応じて度々変更されているが、2014年以降の負担率は図表19-11のとおりである。

(出所) 社会保障法

(3) 社会保障の受給資格と給付内容

7種類の社会保障の受給資格と給付の内容の概要は図表19-12のとおりである。

図表 19-12 社会保障の受給資格と給付内容

	給付の種類	給付の資格要件	給付内容
1	傷病給付	医療を受ける日の15カ月前の期間内に3カ月以上保険料を納付。	被保険者が医師の指示により治療を受けるために休職した期間の休業補償。ただし、一回につき90日以内、一暦年につき180日以内とする（慢性の場合は365日分を上限とする）。
2	障害給付	医療を受ける日の15カ月前の期間内に3カ月以上保険料を納付。	医療費、医療機関までの交通費（月500バーツまで）。加えて、重症の場合は給与の50%を終身支給し、受給者が死亡した場合は死亡給付を支給。
3	出産給付	医療を受ける日の15カ月前の期間内に5カ月以上保険料を納付していれば2回まで資格あり。	出産費（一回あたり1万5,000バーツ）、妊婦健診費用（5回合計1,500バーツ）及び一回あたり90日間の平均賃金額の50%の出産休暇手当（ただし、2回を上限とする）。
4	死亡給付	死亡する前の6カ月の期間内に1カ月以上保険料を納付。	葬儀代（5万バーツ）のほか、36カ月以上120カ月未満保険料を納付していた場合は平均給与額の2カ月分、120カ月以上の場合は平均給与額の6カ月分を遺族へ弔慰金として支給。
5	子女扶養給付	36カ月の期間内に12カ月以上保険料を納付（被保険者が障害者になった場合、死亡した場合を含む）。	6歳未満の子供に対し、1人1カ月あたり1000バーツ（ただし、一回につき3人を上限とする）。
6	老齢年金給付	180カ月以上（連続でなくて良い）保険料を納付（満55歳になった月または被保険者としての資格を失った月の翌月から支給される）。	月額年金額を一生涯支給。
7	失業保険給付	失業前15カ月以内に6カ月以上保険料を納付（ただし、就業能力を有すること等一定の条件を充足する必要がある）。	解雇された場合：一回につき日給の50%分を180日を上限として支給。 自主退職の場合：一回につき日給の30%分を90日を上限として支給。

(出所) 社会保障法

(4) 労働者災害補償基金制度

労働者の業務上の負傷、疾病、死亡に対しては、使用者が補償義務を負う。この支払の確保を目的として、1973年に労働者災害補償基金が設立された。現在は労働者災害補償法に基づき、労働省社会保障事務局がこの基金を運営している。

負担金は使用者側が負担しているが、料率は労災事件の発生率に応じて業種ごとに法定されている（上限は年間賃金の5%）。補償金は、①（通常の）補償金、②療養費用、③療養後のリハビリ費用、④死亡補償の4つに分類される。

①補償金は通常当該労働者の月給の70%（ただし、上限は14,000バーツ）が目安とされる。②療養費用は、通常50,000バーツ未満であるが、その程度が重度の場合には傷病の程度に応じて支給額が決定される。③療養後のリハビリ費用は24,000バーツ未満で、④死亡補償は50,000バーツを上限とする。負担金の具体的な額は、業種ごとの災害率の統計データとその時点における基金の負担・基金残高により計算される。

7. 労使関係

1972年の労働保護に関する内務省告示では、労働者保護、労働者災害補償、賃金等を規定していたが、1975年には労働組合や労使紛争解決ルールを規定した労働関係法が制定された。しかし、これら労働法制の整備にもかかわらず、タイの労働運動は、政治情勢や金融危機の影響もあって糾余曲折を経ている。

労働関係法の成立に伴い、1976年に、国内の労働組合を結集してタイ労働組合協議会（Labour Congress of Thailand : LCT）が結成されたが、その年に起こった軍部によるクーデター（血の水曜日事件）に伴う戒厳令の発令で、これらの労働法制の効力が停止され、ストライキも禁止されてしまった。

1981年にはこの禁止措置が解除され、1990年には労働者の傷病や失業に対する保障措置を規定した社会保障法が成立したが、その後の1991年には、国営企業労働者の組合結成権やストライキ権が剥奪された。その後、1994年に労働者災害補償法が、そして1998年には労働時間短縮や解雇補償金の引き上げ等、労働者保護を大幅に強化した労働者保護法が制定され、2008年には派遣先の使用者は派遣労働者の権利や福祉を公正・公平に扱う旨の義務規定等の改正が行われた。

労働関係法により、20人以上の労働者がいる使用者は、労働者との間で労働条件協約（図表19-13）を書面により作成しなければならない。既に就業規則を作成済みで、労働条件協約が不存在の場合には就業規則が労働条件協約とみなされる。同協約の有効期間は使用者と従業員が合意した時点から3年以内であるが、期間を明示しない場合には当該合意がなされた日、または雇用を開始した日から1年間有効となる。

図表 19-13 労働条件協約の内容

1	雇用、労働条件
2	労働日、労働時間
3	賃金
4	福利厚生
5	解雇
6	従業員の苦情申立て
7	労働条件協約の改定または更新

(出所) 労働関係法

(1) 労働組合等

労働組合を結成するには、10人以上の労働者の発起人を必要とし、登記官に労働組合規約案を登録し、その許可を得ることが必要である。

組合の規約が、法律の目的に合致し、国家安全保障や経済に悪影響を及ぼさないことが確認されると結成が許可され、労働関係法上の労働組合として活動できるようになる。これにより、労働組合の組合員は、使用者または使用者協会に対して要求を提出し、交渉をし、仲裁決定を受理し、協約を締結する権利を得ることとなる。

ILO によると、労働規制法（Labour Regulation Act）に基づき 13 の全国規模の組合が登録されているが、労働組合に組織されているのは労働人口の 2%に満たない。産業別の労働組合組織や組合幹部の指導力も弱く、未だ確固とした中央組織が育っていない。

なお、50 人以上の従業員を雇用する事業所は、5 人以上の労働者代表で構成する福利厚生委員会を設置しなければならない。また、使用者は、少なくとも 3 カ月に 1 度はこの福利厚生委員会と、従業員の福利厚生に関し協議しなければならぬとされている。

(2) 最近の労働争議の発生状況

タイにおける労働争議は、最低賃金の引き上げ等の賃上げ要求や、組合活動に関与した従業員の不当解雇等を争点とするケースが多い。また、当事者間での解決が難しくなり、政府や役所の介入を求めてデモを行う等、社会問題化するケースもある。2005 年以降、製造業・金融仲介業を中心に労働争議が増えている。日系企業では、2009 年にトステム・タイ工場、同年暮れから 2010 年 1 月にかけマツダ合弁工場でそれぞれ賃上げ労働争議が発生した。最近では 2016 年 11 月以降、10 月の国王崩御後の服喪期間中にもかかわらず、タイ東部の 304 工業団地内において、複数の日系企業を対象とした連鎖的な労働争議が発生した。

(3) 労働争議の解決

労働関係法は、職場で発生する労働争議等について、その解決のための一連の手続を規定している。

- ① まず、労働条件の改善に関する要求書について、従業員が提示する場合には、労働者の 15%

以上の署名が必要であり、労働組合が提示する場合には、全労働者の5分の1以上が労働組合に加入していることが求められる。労使交渉の際、従業員側及び使用者側双方は2名以内の労働局指定の資格を有するアドバイザーを参加させることができる。

- ② 従業員側及び使用者側双方は、要求書受理日から3日以内に労使交渉を開始しなければならず、3日以内に交渉を開始できない場合、または、労使交渉開始後、理由を問わず合意に至らなかった場合は、労働関係法上の労働争議が発生したものとみなされる。要求書を提出した側は、合意不成立の時点から24時間以内に労働調停官に文書により通知しなければならない。
- ③ 労働調停官は、通知を受けた日から5日以内に調停に入る。日本と異なり、必ず調停の手続を踏まなければならないことに注意する必要がある。
- ④ 調停により合意に達した場合には、合意内容を文書（従業員側及び使用者側双方署名）にして3日以内に30日以上公示する。
- ⑤ 調停によっても合意に至らなかった場合には、(a) 従業員側及び使用者側双方は、争議仲裁人を任命することに合意することができるものとされ（仲裁は双方の合意を要件とするため実際には仲裁に至ることはまれ）、または、(b) 使用者側からのロックアウト、もしくは従業員側からのストライキという実力行使に入る（権利行使を始める24時間以前に必ず労働調停官及び相手方に対し書面による通知が必要）。ただし、要求書が相手に提示されていない場合や、労働局の調停に一方が従った場合等には、ロックアウトやストライキは禁止される。

ひとくちメモ 8： 違法にもかかわらず、突然のストライキも

タイにおいては、労働法に基づき、ストライキ前には「事前通知」や「調停手続」が義務付けられている。ただし、中には調停が成立せずにストライキに入る事例もある。一度ストライキが発生すると、労働組合や従業員間の連帯意識が高まり、関連企業に波及する場合もある。

また、上記の事前通知や調停手続を経ない形でのストライキは違法になるため、そうならないよう、労務担当者には法律の勉強をさせ、従業員あるいは労働組合側にも労働法の理解を深めるよう促す必要がある。なお、COVID-19パンデミックによる非常事態宣言の発令中においては、タイ労働省は会社閉鎖、労働者のストライキを禁止していた。2023年以降も、2010年代初頭と比較すると件数は減少しているものの、ストライキは引き続き発生している。一方で、ストライキ（就業停止）には至らない労働争議については、2010年代には年間100件を超える年もあったが、2020年以降は年間50～70件程度にとどまり、やや落ち着いている。

8. 労働裁判所での労使紛争解決

タイにおいては、1979年に制定された労働裁判所設置及び労働事件訴訟法に基づき、労使間の紛争を専門に審理するための第1審裁判所として4つの中央労働裁判所と9つの地域労働裁判所が設けられている。労働裁判所の裁判官は、労働問題に関する専門的知識のある裁判官のほかに、従業員側を代表する者と使用者側を代表する者が、陪席裁判官として裁判に加わることになっている。ただし、陪席裁判官は、裁判長に対して、公平に職務を全うすることの宣誓を求められる。実務的には、労働紛争が労働裁判所に付託された場合、労働裁判所は当事者に和解を促し、交渉による解決が難しい場合に限り裁判手続に移行する。2015年の改正により、労働裁判所の判決ま

たは命令に含まれる法律問題に関して不服のある当事者は、専門事案高等裁判所に対して控訴を行うことができ、専門事案高等裁判所による判決が終局判決となる。ただし、最高裁判所が認めた場合には上告が許される場合がある。

9. 外国人就労規制と労働許可取得

(1) 外国人就労規制

2008 年に制定された外国人就労法において外国人の就労が規制されている。従来は、外国人がタイ国内で、商行為または収入を得ることを目的として、理容師、美容師、絹手芸品製造等を始めとする 39 の職業に就労することは地域を問わず禁止されていたが、2020 年 6 月 20 日施行の法改正において、1 職種（肉体労働）が全面解禁、8 職種が従業員としてのみ就労できる技能労務・準技能労務の業種として条件付き解禁、2 職種がタイ政府と外国政府との間の合意書（MOU）に基づき条件付き解禁となり、27 業種がこれまで同様に外国人就業禁止業種とされた。

また、外国人が禁止されていない職業に従事する場合であっても、タイ国内における就労にあたっては、労働省雇用局による労働許可証の取得が必要である。労働許可証の有効期限は原則として 1 年間で、1 回につき 1 年を限度として延長が検討される。

図表 19-14 外国人に対する就業規制

禁止職種

1	木材彫刻	15	金属鉢の製造
2	国内輸送機械運転または国内非機械運転（国際線空輸またはフォークリフトの運転を除く）	16	絹手工芸品の製造
3	競売	17	仏像の製造
4	宝石の切削や研磨	18	紙製または布製の傘の製造
5	散髪師、理容師または美容師	19	仲介業または代理店業（国際業務を除く）
6	手作業による機織	20	タイ式マッサージ
7	ござ織りまたはアシ、藤、麻若しくは竹を原料とする加工用品の製造	21	手巻きタバコ
8	手すき紙製造	22	観光ガイドおよび観光業
9	漆器製造	23	行商および露店業
10	タイ特産楽器製造	24	タイ語のタイピング
11	ニエロ細工	25	手作業による絹製糸
12	金銀細工	26	秘書
13	青銅器生産	27	法律または訴訟に関する業務（仲裁人業務およびタイ法以外に関連する紛争に関する仲裁支援または仲裁代理を除く）
14	タイ特産玩具の製造		

タイが加盟している条約に基づく条件を満たす外国人のみが就労できる業種

1	会計の管理、監査、サービス
2	土木エンジニア
3	建築士

従業員としてのみ就労できる技能労務・準技能労務の業種

1	農業、畜産業、林業および漁業
2	レンガ積み、大工その他の建設作業
3	寝具の製造
4	刃物の製造
5	靴の製造
6	帽子の製造
7	衣服の製造
8	陶磁器類の製造

従業員としてかつタイ政府と外国政府との間の合意書（MOU）に基づいてタイに入国した外国人のみが就労できる業種

1	単純労働
2	店員

(出所) 外国人事業法

(2) 労働許可

別途 BOI の奨励を受けている会社、または IEAT 管轄の工業団地に工場を所有している会社を除き、労働許可の取得にあたっては実務上一般に図表 19-15 のような様々な条件が課せられる。外国人本人に対しても一定の就労条件が付される場合が少なくない。また、外国人就労の承認基準において明確な基準が規定されているものの、法律上、労働許可証発給の承認審査は労働省雇用局長に大幅に権限委譲されており、同雇用局長の事案ごとの裁量に委ねられていることが多い。このため会社設立にあたっては、あらかじめ労働許可証取得のための検討が必要になる。

2007年11月1日に発行された日・タイ経済連携協定によりその取得基準が一部緩和されている。

なお、BOIの奨励を受けている企業またはIEAT管轄の工業団地に工場を所有している会社は、それぞれ図表19-15とは別の基準により比較的容易に労働許可を取得することができるようになっている。特に、BOI事務所やワンストップサービスセンターにおいて滞在許可証の発給等、一括して手続ができるようになってからはこの傾向が強まっている。BOIは投資奨励法に基づき労働許可証等の発給を関係官庁に指示することができるが、逆にBOI等が行政指導ベースで、タイ人経営者や技術者の採用を要求する場合もあるので留意する必要がある。

図表 19-15 外国人の労働許可取得の条件

1	外国人1人に対して、原則200万バーツ以上の払込済みの資本金額が必要（ただし、当該外国人がタイ人配偶者と同居している場合には、100万バーツ以上）。 労働許可証発給数は10に限定されるが、前年度に300万バーツ以上の法人税を納付している場合、前年度の輸出業により3千万バーツ以上外貨を獲得するものであった場合、既にタイ人を100人以上雇用している場合等は、必要性及び妥当性に応じて10人を超える外国人に対して労働許可証が発給されることがある。
2	外国の法律に基づき設立されたタイで事業を行う企業の場合、外国人1人に対して、原則300万バーツ以上の払込済みの資本金額があり、これをタイに持ち込むことが必要（ただし、当該外国人がタイ人配偶者と同居している場合には、150万バーツ以上）。 労働許可証発給数は10に限定されるが、前年度に300万バーツ以上の法人税を納付している場合、前年度の輸出業により3千万バーツ以上外貨を獲得するものであった場合、既にタイ人を100人以上雇用している場合等は、必要性及び妥当性に応じて10人を超える外国人に対して労働許可証が発給されることがある。
3	外国の法律に基づき設立された企業の駐在員事務所の場合、外国人は2人まで許可される。
4	本社の代理としてタイで商品やサービスを調達し、または品質の検査・管理をする外国人は5人まで許可される。
5	タイ人従業員4人につき1人の外国人の就労が許可される。
6	BOIの奨励を受けている事業でも、強制送還された外国人等を雇うことができない。
7	雇主が個人の場合には、外国人1人の労働許可を取得するためには、原則として、次のいずれかの条件を満たしていることが必要（ただし、個々の雇主が雇用できる外国人は3人まで）。 <ul style="list-style-type: none"> ①雇主の所得が70万バーツ以上 ②雇主の所得税納付額が5万バーツ以上 ③雇主がタイ人の従業員を最低4名雇用していること （ただし、当該外国人がタイ人配偶者と同居している場合には、上記①から③までの条件は50%まで軽減されることがある）

（出所）JETROより作成

外国人労働者は、常に労働許可証を携帯するか、事務所内に保管し、検査に備える義務がある。また、企業が労働許可証を得ていない外国人を雇用することや、許可証の条件と異なる条件で働くさせることは禁止されている。

2018年施行の法改正により、外人事業ライセンスを取得した外国人企業の代表者はワークパーミットを取得せずにタイで就労することが許されることとなった。そのため、外人事業ライセンスを有する駐在員事務所の所長については、ワークパーミットの取得は不要となり、ワークパ

一ミットの上限人数にも含まれないこととなった。ただし、外国人事業ライセンスを有しない駐在員事務所の所長については、従前とおり、ワークパーミットの取得が求められる。

(3) スマートビザ

2018年12月より、対象産業（次世代自動車、スマートエレクトロニクス、健康観光、農業・バイオテクノロジー、次世代型食品加工、自動化・ロボット、航空・ロジスティクス、バイオ燃料・バイオ化学産業、デジタル、総合医療、裁判外紛争解決関連サービス、科学技術分野の人材開発、環境・代替エネルギー・マネージメント）において、就労、投資、または起業する①高レベル技術専門家、②投資家、③高レベル経営者、④スタートアップ経営者については、BOIにてスマートビザの取得を申請することができ、ワークパーミットなく就労することができることとなった。また、上記①～④の配偶者（④については、6カ月以上のスマートビザを取得した場合）、及び①の18歳以上の子息についてもワークパーミットなしで就労することができることとなった。2025年3月、従来のスマートビザの対象者は長期滞在者（LTR）ビザと対象者が重複するとして、スマートビザはスタートアップ起業家のみを対象とするビザとして改定された。

(4) 長期滞在者（Long-term Resident : LTR）ビザ

2022年6月、富裕層の外国人や投資家をタイに呼び込むために、長期滞在者（Long-term Resident : LTR）ビザの制度が導入された。LTRビザの対象となる外国人は、富裕層、富裕年金生活者、タイで働くプロフェッショナル、高度技術専門家と、その配偶者及び20歳以下の子供である。要件を充たせば10年有効なビザの申請も可能である。

(5) 観光目的での短期滞在者の査証免除

2024年7月より、観光目的でのタイ入国に限り、ビザなしでの滞在可能期間が従来の30日から60日に延長され、日本人旅行者にも適用された。ただし、これを悪用した違法行為が増えていることを受け、近く滞在可能期間を従来の30日に戻す見込みである（2025年4月現在、正式発表なし）。

(6) 就労目的での短期滞在者の査証免除

2024年7月より、商用目的でのタイ入国に関して、日本国籍保持者は30日以内の滞在であれば査証が免除されることとなった。商用目的の渡航とは、タイの会社との事業に関わる会合や商談を目的としたものをいう。これに該当する場合は、従来求められていたノンイミグラントBビザは不要となる。この査証免除の対象期間は2026年3月31日までである。

(7) デスティネーション・タイランド・ビザ

2024年7月より、リモートワークでタイに滞在する就労者やフリーランサー、ムエタイや料理、医療の各分野で就労する外国人と就労目的で入国する外国人に対し、デスティネーション・タイ

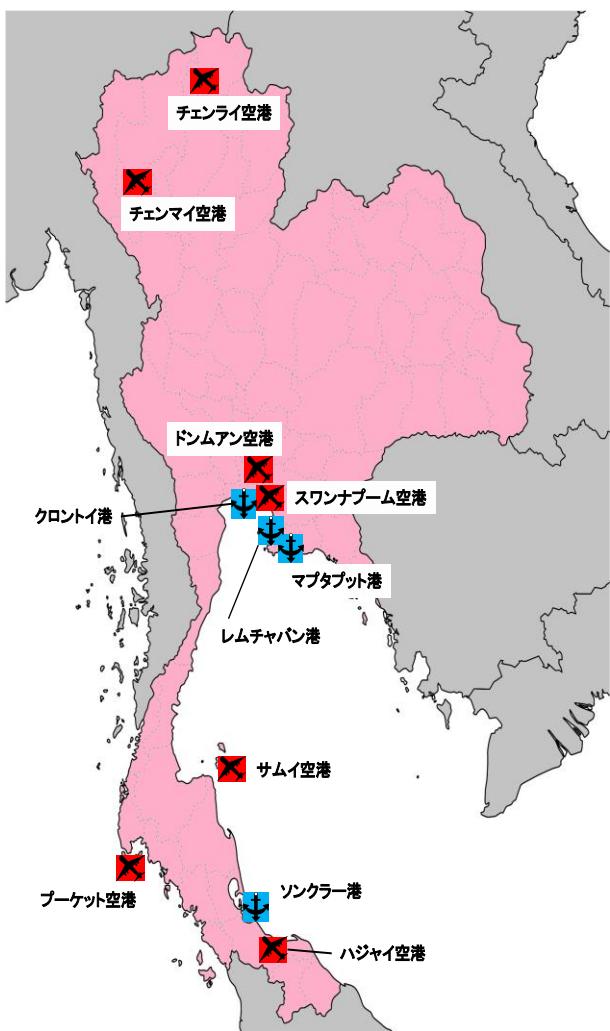
ランド・ビザ（略称 DTV）が新設された。1回の入国あたり 180 日滞在でき、1回のみ 180 日を越えない範囲で延長可能である。有効期間は 5 年間で、一定の条件を満たす範囲で複数回の入国が可能。

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置

タイには多くの空港が存在するが、中でも主要な空港として以下の7空港、港湾では4港が挙げられる（図表20-1）。

図表 20-1 主な空港と港湾



（出所）各種資料より作成 地図は「白地図専門店」(<http://www.freemap.jp/>)

2. 港湾

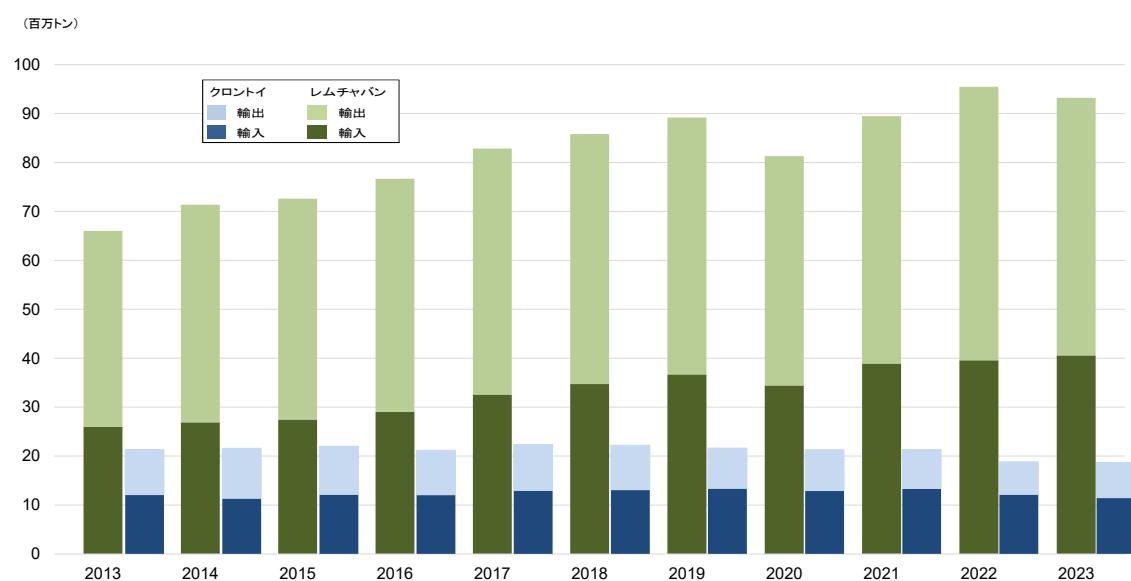
タイの主な港湾はレムチャバン港、クロントイ港、マブタプット港、ソンクラー港であり、中でも、レムチャバン港とクロントイ港が中心的な役割を果たしている。

(1) レムチャバン港

1991年に開港したタイ最大の貿易港である。A～Dの4つの区画と危険物倉庫や造船所等のその他区画からなり、総敷地面積は約1,000ha（約1,000万m²）である。全体で、コンテナターミナルが7カ所、多目的ターミナル1カ所、Ro-Roターミナル¹⁷1カ所、旅客/Ro-Roターミナル1カ所、雑貨ターミナル1カ所、シップヤードターミナル1カ所を有する。

レムチャバン港はクロントイ港に比べ一貫して貨物取扱量が多く、2023年時点では、レムチャバン港の輸入・輸出貨物取扱量の合計がクロントイ港の約5倍の水準となっている（図表20-2）。

図表 20-2 レムチャバン港とクロントイ港の取扱貨物量



（出所）Port Authority of Thailandより作成

バンコクとの間には高速道路が整備されており、バンコク郊外のラッカバン内陸コンテナ・デポとの間は鉄道でも結ばれている。2017年頃には、レムチャバン港の貨物取扱の増加に伴い、トラック輸送の拡大による港周辺の渋滞慢性化が問題となっていたが、道が拡張されるなどの整備が進んでおり、アクセスが改善したとの声があった。

現在、東部経済回廊（EEC）の重要プロジェクトとしてレムチャバン港開発プロジェクト・フェーズ3が進められており、2025年内の稼働開始を目指しているが、2025年7月末時点で稼働されたとの情報はない。本拡張プロジェクトの目的は、①年間1,810万コンテナに貨物輸送能力を増強（従来は770万コンテナ）、②年間300万台に自動車輸送能力を増強（従来は200万台）、③レムチャバン港全港で貨物コンテナの鉄道輸送割合を30%に増加（従来は7%）、④自動コンテナマネジメントシステムの導入、⑤沿岸輸送・鉄道輸送によりレムチャバン周辺の渋滞緩和、である。

¹⁷ クレーンを用うことなく、トレーラー等が自走で貨物を船内に搬入/搬出可能なRo-Ro船用のターミナル。

(2) クロントイ港

首都バンコクにある港で、レムチャバン港が稼働するまではタイの中心となる港であった。しかし、河川港で大型船の寄港に限界があること、都市部に存在するため拡張にも限界があること等から、外資進出によるタイ国内での生産の拡大、原材料輸入の増大、製品輸出の増加に対応することが難しくなった。

(3) マプタット港

バンコク南東のラヨーン県に位置する工業港であり、開港は1992年。航路や船会社等による利用制限のない公共埠頭と、特定の利用者・品目等に限られる専門埠頭がある。専門埠頭では、化学肥料や石油製品、液化天然ガス等が扱われている。

(4) ソンクラー港

タイ南部、マレー半島のタイランド湾に面するソンクラー県に位置する。総敷地面積は10haであり、バースは3本で総延長510m、喫水7.5m、船長173mまで入港可能である。主な輸出貨物は天然ゴムや冷凍海産物、家具等であり、主な輸入品目は冷凍マグロ、機械等である。

3. 空港

タイの主な国際空港は、スワンナプーム、ドンムアン、チェンマイ、ハジャイ、ブーケット、チエンラーイ、サムイの7空港である。この内、サムイ以外の空港はタイの国営空港会社であるタイ空港公社(Airports of Thailand)が運営しており、国際線発着便数等の統計データが公表されている。同データによると、2023年のタイ空港公社運営6空港の国内線・国際線を合わせた総発着回数は約67万回、総乗降客数は約1億600万人、総貨物輸送量は約119万トンであった。コロナ禍の影響が大きかった2020年と比較すると、発着回数、乗降客数ともにほぼ倍増している。

最大規模を誇るスワンナプーム空港は、発着回数・乗降客数ともにサムイ空港を除く6空港総計の約5割を占める。また、スワンナプーム空港における貨物取扱量は全体の9割以上を占めており、国際航空貨物の取扱いがほぼスワンナプームに集中していることが窺える(図表20-3)。

図表 20-3 主な空港の規模(タイ空港公社運営空港、2020年、2023年)

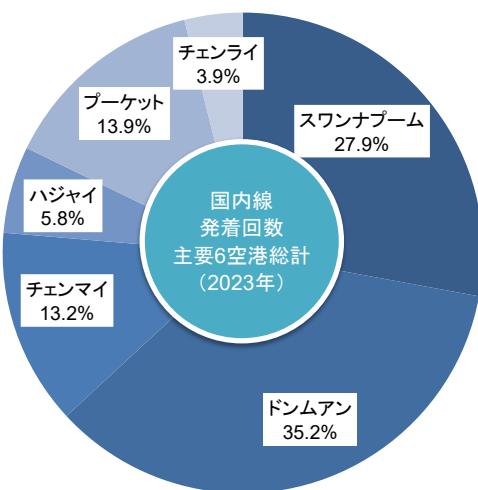
2020年		発着回数 (回)		乗降客数 (万人)		貨物 (トン)	
スワンナプーム	152,615	38.6%	1,654	35.6%	903,609	96.1%	
ドンムアン	133,270	33.7%	1,575	33.9%	15,229	1.6%	
チェンマイ	39,455	10.0%	485	10.4%	4,915	0.5%	
ハジャイ	18,798	4.8%	237	5.1%	4,677	0.5%	
ブーケット	38,850	9.8%	543	11.7%	11,066	1.2%	
チエンライ	12,126	3.1%	151	3.3%	963	0.1%	
計	395,114	100.0%	4,645	100.0%	940,459	100.0%	

2023年		発着回数 (回)		乗降客数 (万人)		貨物 (トン)	
スワンナプーム	307,505	46.1%	5,141	48.7%	1,136,804	95.3%	
ドンムアン	184,541	27.6%	2,697	25.5%	14,210	1.2%	
チェンマイ	55,663	8.3%	822	7.8%	5,152	0.4%	
ハジャイ	20,230	3.0%	312	3.0%	3,176	0.3%	
ブーケット	87,304	13.1%	1,396	13.2%	32,217	2.7%	
チエンライ	12,485	1.9%	192	1.8%	875	0.1%	
計	667,728	100.0%	10,560	100.0%	1,192,434	100.0%	

(出所) Airports of Thailand Public Company Limitedより作成

国内線の発着回数については、タイ空港公社が公表する同社運営 6 空港のデータによると、バンコクのドンムアン空港が最も多く、6 空港全体の約 35%を占める。次いで、スワンナプーム空港が約 28%、チェンマイ空港が約 13%と続いている。

図表 20-4 主要 6 空港の国内線総発着回数（2023 年）



(出所) Airports of Thailand Public Company Limited より作成

最近の大きな動きとしては、EEC の大型プロジェクトの一つとして、ラヨーン県のウタパオ空港を大幅に拡張し、国際空港としての民間便の受入能力を高める計画が進められている。具体的には、新たな滑走路、旅客ターミナル、空港周辺都市などを開発することが計画されている。同計画では、観光都市パタヤに最も近いウタパオ空港を国際旅行ハブに変貌させて、年間 6,000 万人の乗客に対応することを目指している。2022 年 11 月に計画が政府に正式に承認されており、開業予定は 2028 年となっている。

また、タイ空港公社は、今後の航空需要拡大を見据え、スワンナプーム空港及びドンムアン空港の拡張（詳細は後述）に加え、第二ブーケット空港（アンダマン空港）及び第二チェンマイ空港（ランナ空港）の建設を計画しており、アンダマン空港では年間 4,000 万人、ランナ空港では年間 2,000 万人の旅客受入を想定している。

(1) スワンナプーム空港

バンコクから東に 25km の位置にある総面積 3,200ha の国際空港であり、長さ 4,000m×幅 60m と長さ 3,700m×幅 60m の 2 本の滑走路を有する。同空港では、年間 6,500 万人の旅客を受け入れることが可能であり、1 時間あたりの最大発着回数は 68 回、貨物の最大取扱可能量は 300 万トンである。2025 年 11 月には第 3 滑走路が供用開始となる予定であり、これによって 1 時間あたりの最大発着回数は 94 回に向上する。

現在、7つのコンコース棟（A、B、C、D、E、F、G）があり、コンコース A が国内便用、コンコース B は午後 9 時から午前 4 時の間の国際線用、コンコース C～G がフルタイムの国際線用コンコースとなっている。

上記の年間旅客処理能力 6,500 万人に対し、2017 年には実際の乗降客数が 6,000 万人を超えていたこと、また、今後も需要増加が見込まれることから、タイ空港公社はスワンナプーム空港の拡張を進めている。2025 年 5 月には既存ターミナルの拡張工事の入札が開始され、同年 11 月に工事着手、2030 年に完成の予定となっている（2025 年 7 月時点）。当該拡張によって旅客処理能力が年間 8,000 万人まで増加する見込みである。このほか、新ターミナル、第 4 滑走路及びターミナル間を結ぶ自動搬送システムを整備する計画であり、一連の空港拡張事業により旅客処理能力を年間 1.2 億人まで拡大する想定となっている。

(2) ドンムアン空港

バンコクの中心地から北へ約 20km の地点に位置し、スワンナプーム空港稼働以前は主力の国際空港であった。長さ 3,700m×幅 60m、長さ 3,500m×幅 45m の 2 本の滑走路を有し、1 時間あたりの最大発着回数は 60 便、旅客処理能力は年間 1,600 万人である。タイ空港公社は、ドンムアン空港についても拡張を計画しており、新国際線ターミナルの整備（2030 年開業予定）、既存ターミナルの改修（2032 年完了予定）等によって旅客処理能力の年間 4,000 万人までの向上を目指している。

2022 年時点、LCC の発着回数（国際線と国内線の総数）ではスワンナプーム空港の約 5.7 万回に対しドンムアン空港が約 11.2 万回、乗降客数（同）もスワンナプーム空港の約 870 万人に対しドンムアン空港は約 1,600 万人であり、ドンムアン空港は LCC の拠点となっている（図表 20-5、20-6）。

貨物輸送においても、ドンムアン空港は製造企業の多いアユタヤから近いこともあり、同空港の利用が見直されている。ただし、足下は LCC 便を利用した貨物輸送も行われているが、旅客便による貨物輸送であること、LCC が保有する機体が大きくなないことから、大量の貨物を一度に輸送するには適していない。

図表 20-5 主要国際空港の LCC 発着回数（2022 年）

(単位：回)	国際線		国内線		計	
	発着回数	構成比	発着回数	構成比	発着回数	構成比
スワンナプーム	20,635	42.6%	36,361	17.7%	56,996	22.4%
ドンムアン	18,108	37.4%	93,900	45.6%	112,008	44.1%
チェンマイ	1,564	3.2%	29,119	14.1%	30,683	12.1%
ハジャイ	696	1.5%	15,358	7.5%	16,054	6.3%
ブーケット	7,435	15.3%	21,674	10.5%	29,109	11.4%
チェンライ	0	0.0%	9,424	4.6%	9,424	3.7%
6空港計	48,438	100%	205,836	100%	254,274	100%

（出所）Airports of Thailand Public Company Limited より作成

図表 20-6 主要国際空港の LCC 乗降客数（2022 年）

(単位：人)	国際線		国内線		計	
	乗降客数	構成比	乗降客数	構成比	乗降客数	構成比
スワンナプーム	3,381,262	45.6%	5,305,420	17.7%	8,686,682	23.3%
ドンムアン	2,568,731	34.6%	13,470,451	45.1%	16,039,182	43.0%
チェンマイ	226,015	3.0%	4,225,830	14.1%	4,451,845	11.9%
ハジャイ	100,847	1.4%	2,333,874	7.8%	2,434,721	6.5%
プーケット	1,143,147	15.4%	3,127,389	10.5%	4,270,536	11.4%
チェンライ	0	0.0%	1,431,653	4.8%	1,431,653	3.8%
6空港計	7,420,002	100%	29,894,617	100%	37,314,619	100%

(出所) Airports of Thailand Public Company Limited より作成

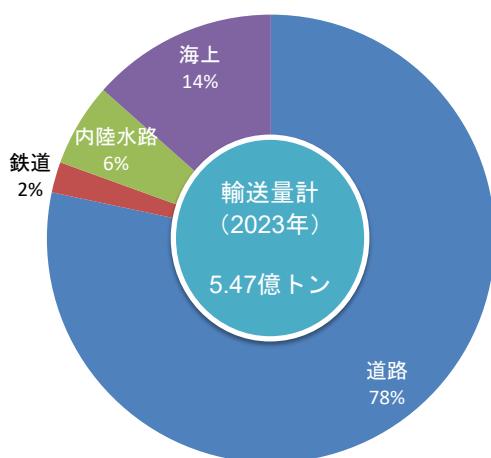
4. 道路

タイ国内では道路整備が進んでおり、2023 年時点では全長 52,282km、モーターウェイ・エクスプレスウェイは全長 485km に達した (BOI)。2025 年にはバンヤイ - カンチャナブリ・モーターウェイ (M81) 及びエクスプレスウェイラーマ 3 世 - ダオカノン - アウターリングロードが開業予定であることに加え、複数のモーターウェイ建設の計画が進行している。

また、国際幹線道路網である「アジアハイウェイ」についても、メコン諸国を結ぶ「東西経済回廊」を始め 9 路線がタイ国内を通っており、その全長は 5,000km を超えている等、国際交通網の要衝となっている。

タイの貨物輸送量に占める道路輸送は約 8 割を占めており、道路輸送が最も重要な輸送手段となっている（図表 20-7）。

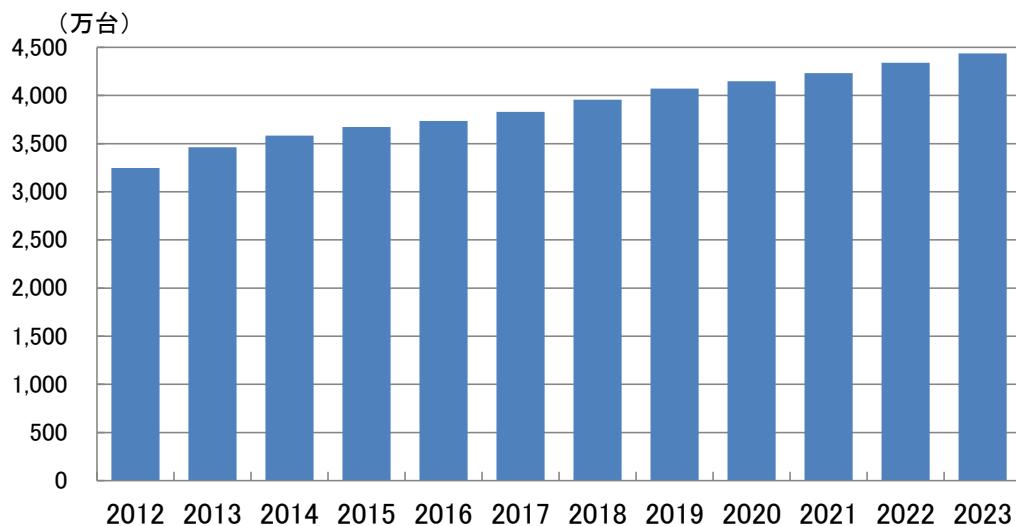
図表 20-7 道路輸送による貨物輸送量



(出所) Department of Land Transport より作成

タイの自動車登録台数は増加し続けており（図表20-8）、特にバンコクでは渋滞が社会問題となっている。これを受け、タイ政府はバンコクでの渋滞緩和策の一環として地下鉄や高架鉄道等、公共交通機関の整備を進めている（後述）。

図表 20-8 タイの自動車登録台数推移



（出所）Ministry of Transport より作成

バンコクでは、BRT（Bus Rapid Transit）という路面電車に似たシステムのバスが2010年より運航している。サトーン駅からラチャダップラック駅までチャオプラヤ川沿いのルートを走行し、全長は約16kmの12駅、道路には専用レーンが設けられている。経営が慢性の赤字であったことから、2017年4月以降の廃止が一旦決定したものの、多くの利用者等からの批判や要望もあって、運賃の値上げによる継続が決定し、その後は2025年現在も運行されている。

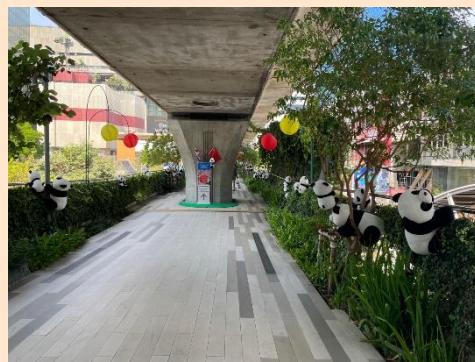
2024年9月には、これまで運行されていた天然ガス車に代わる新車両として100%電気エネルギーで動作する電動バスが導入されたとともに、既存路線の途中にチャンヌアロード駅及びチャンタイロード駅という2つの新駅が開業した。また、運賃についてはラビットカードやQRコードでの支払が可能であり、駅には切符売り場が設置されていない。

ひとくちメモ 9： バンコクの交通渋滞

バンコクの交通渋滞の激しさは、かねてより世界的にも有名であったが、コロナ禍による緊急事態宣言や外出制限、外国人観光客の受入れ制限等は、バンコク市内の景色を一変させた。タイ在住日本人の話によると、2020 年頃は、町中も閑散としており、渋滞に頭を悩ませることもなかったようだ。他方で、現地調査を行った 2025 年 3 月時点では、主に欧米からの観光客数はコロナ前の水準以上に回復していたようで、ある程度の渋滞が見られた。

バンコクの交通渋滞が激しくなる時間帯は、朝は通勤通学ラッシュと重なる 7 時～9 時、午後は 15 時頃、そして、夕方の帰宅時間と重なる 17 時～18 時頃だ。金曜日や休日前も、翌日が休みのため、夕方から夜にかけてバンコク郊外へ車で移動する人が増え、渋滞が発生しやすい。エリアとしては、スケンビット通り、シーロム通り、サトーン通り、サイアム周辺等が、特に渋滞の激しいエリアと言われる。

タクシーなどはこうした渋滞に巻き込まれがちだが、バンコクでは、地下鉄 MRT や高鉄道 BTS 等の公共交通機関も充実しているため、こうした手段をうまく使えば、ストレス少なく生活ができるかもしれない。また、2010 年代より BTS の直下にスカイウォークの建設が始まり、サイアム地区やスケンビット地区では、複数の駅間を歩いて移動することができるほか、駅地下のショッピング施設などへは地上へ下りずともスカイウォークから直接アクセスできる。タクシーやバイクでごったがえす歩道に下りる必要がなく、雨季などでも雨に濡れる心配がないというメリットは大きく、多くの観光客や通勤する人々に使われていた。



ショッピングモール近くのスカイウォーク

(出所)：現地調査にて撮影（2025 年 3 月、バンコク中心部にて）

5. 鉄道

タイの鉄道は1889年に開業し、第2次世界大戦後の1951年にタイ国有鉄道として統合された。現状、道路ほど整備は進んでいない。主な路線はバンコクを起点に、北線、南線、北東線、東線の4種である。その中で、日本企業が物流で利用している路線は、主に南線と東線である。その他の路線は、線路状態の悪さや大幅な遅延が発生する等の理由から、物流ではあまり利用されていない。

図表20-9は主な鉄道路線の所要時間をまとめたものである。距離や列車種別、クラス等に応じ料金が設定されている。例えば、2025年5月現在において、バンコクと北部の主要都市であるチェンマイとの間で特急、1等車の寝台を利用する場合の料金は1,746 パーツ(約7,500円)となる。

図表 20-9 主な鉄道路線と所要時間

		距離(km)	所要時間(時間)
北線	バンコク～チェンマイ	751	11～13
南線	バンコク～スンガイコロク	1,159	20
	バンコク～パダンブサール	990	17
東線	バンコク～アランヤプラテート	255	4.5～5.5
北東線	バンコク～ノンカイ	621	9.5～10.5
	バンコク～ウボンラチャタニ	575	8～10

(注1) バンコク～アランヤプラテートは普通車、バンコク～ノンカイは急行の所要時間、その他は特急の所要時間

(注2) 運賃は、列車種別（快速～特急）による料金、エアコン付き車両の場合はエアコン料金、寝台利用時の寝台料金、距離、座席クラス、上段/下段（寝台の場合）等により異なる。

(出所) State Railway of Thailand ウェブサイトより作成

図表20-10は、バンコクから鉄道で貨物を輸送する場合の料金である。Class 3は家電製品、自動車、スズ、丸太、木材、タイルの輸送料、Class 4は鮮魚、米、トウモロコシ、ゴム、ジュート、ケナフ、セメント、リグナイト、萤石、マンガン、石膏、肥料、果物、稻、ふすま（穂）、泥灰土、砂、砂利、野菜、ココナッツ、鋼鉄の料金である（BOI “Cost of Doing Business in Thailand” (as of January 2024)より）。

図表 20-10 バンコクから各都市への貨物輸送料金

	Class 3 (パーツ/トン)	Class 4 (パーツ/トン)	燃油サーチャージ (パーツ/キロリットル)
チェンマイ	544.7	475.5	2,561
ナコンラーチャシーマ	182.6	158.8	707
コンケーン	338.0	294.0	1,448
ハジャイ	682.5	596.5	3,302
イースタン・シーボード	182.6	158.8	707

(出所) BOI “Cost of Doing Business in Thailand” (as of January 2024)より作成

6. 高架鉄道・地下鉄

急速にモータリゼーションが進む中、首都バンコクでは渋滞とそれによる環境問題が深刻となり、その緩和策として公共交通機関の整備が進められてきた。その代表とも言えるのが高架鉄道（BTS¹⁸ Sky Train）と地下鉄（Mass Rapid Transit : MRT）である。また、バンコクにはスワンナプーム空港からバンコク中心部までを30分でつなぐ高架鉄道（Airport Rail Link : ARL）も走行している。これらのバンコク都市鉄道の総距離は2025年4月時点で約277kmであり（山手線の8周分以上）、2028年までに更に70.9km伸びる見通しとなっている。

(1) 高架鉄道 (BTS Sky Train)

地上12mの高架を走行する公共交通機関で、1999年12月5日に初のBTSであるスクンビット線が開業した。2025年7月時点で3路線（バンコク北部から南部隣県サムートプラカーンまでをつなぐライトグリーンライン、バンコク中心部からチャオプラヤ川を越えて西へと伸びるダークグリーンライン、チャオプラヤ川西岸に位置し、大型商業施設アイコンサイアムが直結するチャルンナコン駅を中心とした短距離路線のゴールドライン）が運行している。ライトグリーンラインとダークグリーンラインはサイアム駅、ダークグリーンラインとゴールドラインはクルントンブリ駅でそれぞれ接続しており、乗換が可能である。

(2) 地下鉄 (MRT)

2025年7月時点で、バンコク中心部の地下を走るブルーライン（2004年7月3日開業）、バンコクと西部隣県ノンタブリーをつなぐパープルライン（2016年8月6日開業）、バンコク中心部とドンムアン空港、バンコク北部のパトゥムターニー県を結ぶダークレッドライン、バンコク中心部から西へ伸びるライトレッドライン（レッドラインはいずれも2021年11月29日開業）、バンコクからサムットプラカーン県を結ぶイエローライン（2023年7月3日開業）、バンコクの東部からノンタブリー県の北部を結ぶピンクライン（2024年1月3日開業）の5路線が運行している。特に、最近開業したピンクラインは他路線との接続駅が多く、ノンタブリーシビックセンター駅ではパープルライン、ラックシー駅ではレッドライン、ワットプラシーマハタート駅ではBTSライトグリーンラインに乗換が可能である。また、2025年6月17日にはピンクラインの延伸区間（シーラット駅～ムアントンターニー駅）が商業運用を開始した。

MRTの整備、運用には日本企業が関わっており、2021年に開業したレッドラインについては、バンコク側の起点であるバンスー中央駅及びダークレッドラインの建設のほか、全線で用いられる車両及び電気設備等を含む新都市鉄道システムの建設を行った（三菱重工、日立製作所、住友商事）。また、パープルラインについては、車両の供給（総合車両製作所）及び設備メンテナンス（JR東日本、丸紅、東芝）に日本企業が参画している。

¹⁸ BTSは“Bangkok Mass Transit System Public Company Limited”の略称

ひとくちメモ 10：便利な交通系 IC カード「ラビットカード (Rabbit Card)」

日本では JR 東日本の「Suica」や東京メトロ等の首都圏の鉄道・バスで利用可能な「PASMO」があるように、タイでも「ラビットカード (Rabbit Card)」と呼ばれる交通系 IC カードがある。2012 年にバンコクの BTS のチャージ式 IC 乗車カードとして発行されたラビットカードは、その後、コンビニエンスストア、スーパー・マーケット、レストラン等の飲食店、映画館等で使用できるようになっている。利用できる機会が増えたこともあり、バンコク市内に勤める社会人や学生の多くが、ラビットカードを持っているようである。

タイへの旅行者や駐在員も、パスポートを持参して連絡先等を伝えれば、最寄りの BTS 券売窓口でラビットカード (Standard Rabbit Card) を作成することができる。

ラビットカードは My Rabbit というアプリと連携しており、ラビットカードのチャージや利用履歴の確認等もアプリから手軽に行えるようになっている。

タイ政府は 2015 年にキャッシュレス決済を促進するための「国家電子決済マスター・プラン」を策定し、国を挙げてキャッシュレス化を促進している。このようなプリペイド型のカードを使ったコンビニ等での決済のほか、スマートフォンにアプリを入れて QR コード決済等ができるようになっており、近頃では屋台でも QR コード決済ができるようになってきているようだ。

7. コールドチェーン

港湾や空港、道路は、それぞれコールドチェーン物流を構成する要素であるが、インフラが部分的に未発達であることに伴う制約や、品質管理上の課題が指摘されていた。これに対し、2022 年 3 月に、ASEAN と日本との間で、コールドチェーンに関する地域ガイドラインが策定された。品質管理プロセスの標準化や認証取得を促進するガイドラインと、東部経済回廊 (EEC) によるインフラ整備も相まって、今後、タイ国内におけるコールドチェーンの更なる発展が期待される。

8. 電力

タイの発電事業者は国営企業であるタイ発電公社 (Electricity Generating Authority of Thailand : EGAT)、民間の独立発電事業者 (Independent Power Producer : IPP)、小規模発電事業者 (Small Power Producer : SPP)、極小規模発電事業者 (VSPP : Very Small Power Producer) がある。EGAT は自社で発電した電力に加え、IPP/SPP の電力、更に近隣諸国（主にラオス）から電力を購入し、配電事業者に供給している。

タイの電源構成は依然としてガス火力が中心であり、発電量ベースで約 6 割程度を占めている。近年は天然ガスの国内生産量が減少しているため、輸入量が増加傾向にある。ただし、後述のとおり、新しい電源計画である Power Development Plan 2024 により、天然ガスや石炭火力等の火力発電への依存は徐々に減っていく見込みである。

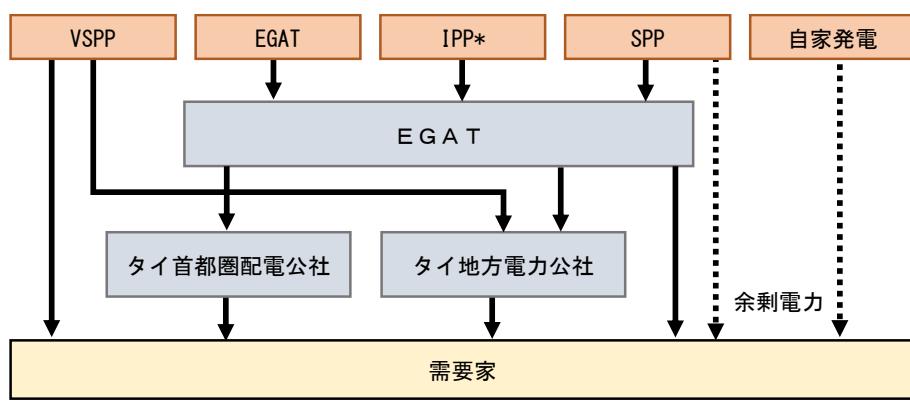
電力市場については、発電分野は 1992 年以降、独立系発電事業者等の参入が認められている。EGAT 以外の民間の発電事業者は上述のとおり 4 種類に分類される。それぞれの特徴は以下のとおりである。

- IPP は火力発電等コンベンショナルな発電が中心である。
- SPP は 90MW 以下の再エネのほか火力発電等の電力供給を行う事業者であり、EGAT への売電だけでなく、需要家への直接供給も認められている。

- VSP は、10MW 未満の再エネ事業者であり、①MEA または PEA への売電 (EGAT の送電網を介さない)、②需要家への売電、③自家消費のいずれかを選択することができる。
- 自家発電・直接販売事業者 (IPS : Independent Power Supply) は、主に自家発電を行い、余剰電力を需要家に販売する。

送電はタイ電力公社 (EGAT) が担い、配電部門は首都圏の配電を担当する首都圏配電公社 (Metropolitan Electricity Authority : MEA) 、その他地域では地方電力公社 (Provincial Electricity Authority : PEA) が独占している。

図表 20-11 タイの電気事業体制



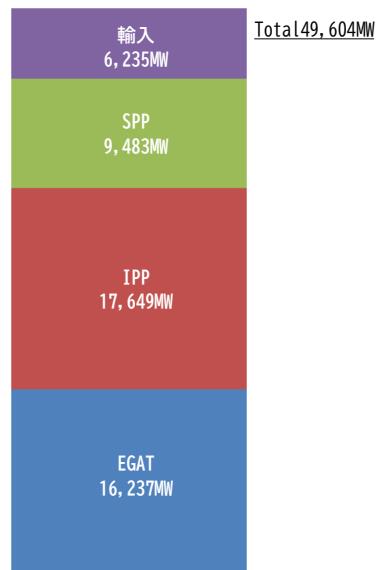
*IPPIはEGATの関連会社を含む

(出所) ERC、一般社団法人海外電力調査会資料を参考に作成

2020 年 10 月に承認された電源開発計画 (Power development plan 2018-2037 Revision 1 : PDP2018 Rev1) に加え、近年のエネルギー価格の高騰や国家として掲げているカーボンニュートラリティの達成のため、新たな計画 (Power Development Plan 2024) が現在ドラフト中である。計画の中では、再生可能エネルギーの割合の向上や水素ガスの混合等が予定されている。また、現在輸入が増えている天然ガスについては電源の 4~5 割弱に、石炭火力比率は 7~11% 程度に削減される見込みである。

2023 年の発電容量 (図表 20-12) 及び発電量 (図表 20-13) は下記のとおりである。なお、下表は EGAT による発電及び EGAT をオーティーカーとする IPP、SPP の電力のみが対象となっており、SPP の需要家への直接売電分、VSPP による発電、IPS による自家発電及び需要家への直接売電分は含まれていない。

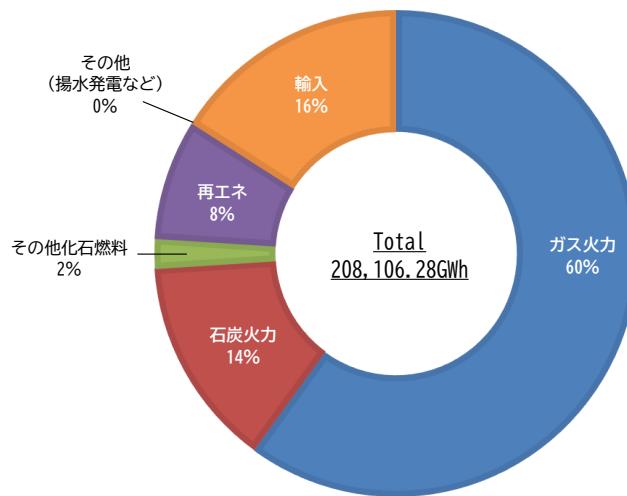
図表 20-12 2023 年の発電事業者種別発電容量構成



(注) EGAT による発電及び EGAT をオーナーとする IPP、SPP の電力のみを対象としている。

(出所) EGAT “Annual report 2023”

図表 20-13 2023 年の電源別発電量



(注) EGAT による発電及び EGAT をオーナーとする IPP、SPP の電力のみを対象としている。

(出所) EGAT “Annual report 2023”

日系企業へのヒアリングでは、工業団地を通じた電力供給に関しては、停電はほとんどなく、電力供給に問題は無いとの声が多かった。ただ、非常に安定した電源が求められる半導体製造等一部の業種においては、安定性の面で多少不安が残るとの声も聞かれた。なお、バンコク中心部では停電はほぼないものの、郊外では月に一度程度の停電があるとの声もあった。

9. 水道

タイでは国民への飲み水の安定供給のため、水道設備の整備が進められており、バンコクでの水需要の大幅な増加を踏まえ、1967年にノンタブリー、サムートプラカーン、トンブリーとバンコクの水道事業が統合され首都圏水道公社 (Metropolitan Waterworks Authority : MWA) が設立された。一方、その他の地域の水道事業は保健省と公共事業省が所管していたが、1972年の地方水道公社 (Provincial Waterworks Authority : PWA) の設立に伴い、同公社に移管されることとなった。

現在もこの2つの水道公社がタイの水道事業の中核である。水道料金は両公社で異なり、全国統一の料金体系とはなっていない (図表 20-14、20-15)。

図表 20-14 MWA の水道料金

住宅用		商店、政府機関、 国営企業、製造業用	
利用量 (m ³)	料金 (バーツ/m ³) 最低45バーツ	利用量 (m ³)	料金 (バーツ/m ³) 最低90バーツ
1-30	8.50	0-10	9.50
31-40	10.03	11-20	10.70
41-50	10.35	21-30	10.95
51-60	10.68	31-40	13.21
61-70	11.00	41-50	13.54
71-80	11.33	51-60	13.86
81-90	12.50	61-80	14.19
91-100	12.82	81-100	14.51
101-120	13.15	101-120	14.84
121-160	13.47	121-160	15.16
161-200	13.80	161-200	15.49
over 200	14.45	over 200	15.81

(出所) Metropolitan Waterworks Authority のウェブサイトより作成

図表 20-15 PWA の水道料金事例

利用量 (m ³)	住宅	政府機関、小規模事業	国営企業、大規模事業
	最低50バーツ	最低150バーツ	最低300バーツ
0-10	10.20	17.00	18.25
11-20	16.00	20.00	21.50
21-30	19.00	21.00	25.50
31-50	21.20	22.00	28.50
51-80	-	23.00	31.00
81-100	-	24.00	31.25
101-300	-	27.40	31.50
301-1,000	-	27.50	31.75
1,001-2,000	-	27.60	32.00
2,001-3,000	-	27.80	32.25
over 3,000	-	28.00	32.50

(注) 以下の business partnership area に適用。

Chachoengsao, Bang Pakong, Rayong, Pathum Thani, Rangsit, Ratchaburi, Samut Songkhram, Om Noi, Samphran, Samut Sakhon, Nakhon Sawan, Chon Buri, Pattaya, Laem Chabang, Sriracha, Phanat Nikhom, Ban Bueng.

(出所) Provincial Waterworks Authority のウェブサイトより作成

10. ガス

タイのガス供給の多くは、都市ガスではなく LPG であるため、ガスはボンベごとに交換されるか、タンクへ供給される。タイの主要供給会社ごとの料金は、以下のとおりである。

図表 20-16 ガス料金

バンコク及びその周辺 のLPG価格	PTT	WP	UNIQUE Gas	Siam Gas	PAP	NS Gas	TAKUNI	BIG Gas	PT	Saeng thong
ガソリンスタンドの価格: バーツ / リットル	14.74- 15.96	15.24	14.70- 15.27	14.70- 15.27	15.24	14.33- 14.98	13.74	15.00- 15.50	14.43- 16.13	13.01- 14.33
調理用ガス: バーツ										
- 4 kg.	122- 185	149- 189	118-179	118-179	123- 188	99-134	139	118-179	168	-
- 13.50 kg.	-	385-421	-	-	-	316- 372	-	-	-	-
- 15 kg.	423	423	408-428	408- 428	423	352- 401	386	423	423	-
- 48 kg.	1,274- 1,455	1,258- 1,483	1,226- 1,407	1,226- 1,407	1,274- 1,455	1,123- 1,290	1,229	1,398	1,336	-

(出所) BOI “Cost of Doing Business in Thailand 2023” より作成

11. 通信

タイでは従来、国営のタイ電話公社 (TOT) 及びタイ通信公社 (CAT Telecom) が電話事業を独占していた。TOT は、国内通信及びラオス・マレーシアの国際通信を担当し、CAT は国際通信・

郵便を担当していたが、2000 年代半ばから本格化した通信自由化以降、民間との競争に直面し、業績不振が続いている。2021 年 1 月、TOT と CAT の合併により新たに NT (National Telecom) が設立された。

通信インフラについて近年の大きなトピックは 2020 年の 5G サービスの開始である。民間大手通信 3 社 (AIS、TrueMove H、dtac) は当初、5G 導入へ向けた準備は進めていたものの、4G 導入の際に巨大な債務を抱えたため、新たな大規模投資には消極的であった。政府はこのような現状を踏まえ、通信各社に対して 5G 帯域に係る入札参加を促すため、4G 帯域割当費用の支払期間を 5 年間延長する措置を講じた。その結果、全社が入札参加を申し入れ、2019 年 6 月に行われた帯域割当の申し込みも全社が行った。

2020 年 2 月、規制当局である NBTC は、低周波 (700MHz)、中周波 (2,600MHz)、高周波 (26GHz) 帯の 5G オークションを行い、これを契機にタイ国内での 5G サービスが開始された。通信各社の状況について、AIS は、低・中・高周波帯すべてのライセンスを取得し、カバレッジと容量の両面で優れたスペクトル構成を実現。2020 年 2 月にタイで最初に 5G サービスを開始した。次いで、TrueMove H は、中周波と高周波のライセンスを取得し、2020 年 3 月にサービスを開始した。dtac は 2021 年に 5G サービスを開始し、2025 年 4 月時点では中・高周波数をカバーしている。国営通信会社の NT も同じく 5G サービスを提供している。

(1) 電話

タイの電話普及率は図表 20-17 のとおりであり、2024 年時点での固定電話契約者は 390 万人（人口普及率は 5.92%）、携帯電話加入者数はおよそ 1.15 億人（人口普及率は 174.56%）となっている。

タイにおける電話料金については BOI (“Cost of Doing Business in Thailand”) が公開しているほか、通信会社によるプロモーション料金も存在するため、各社ウェブサイトを確認すると良い。

図表 20-17 電話（固定・携帯）普及率

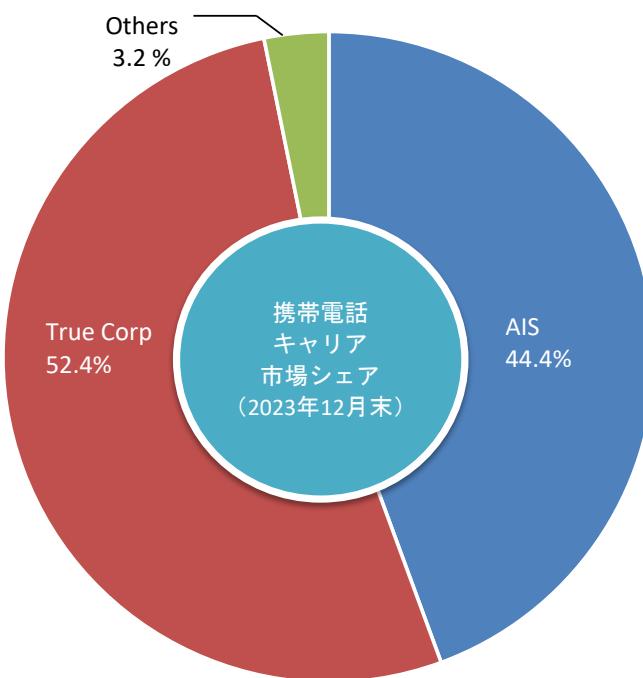
	固定電話		携帯電話	
	加入者数 (100万人)	人口普及率 (%)	加入者数 (100万人)	人口普及率 (%)
2003	7.00	10.94	21.62	33.79
2004	6.98	10.82	26.97	41.79
2005	7.29	11.20	30.46	46.79
2006	7.22	11.01	40.13	61.19
2007	7.56	11.45	52.97	80.21
2008	7.39	11.12	61.84	93.01
2009	7.20	10.77	65.95	98.58
2010	6.92	10.50	71.73	108.81
2011	6.66	10.06	77.45	116.97
2012	6.36	9.57	85.01	127.85
2013	6.04	9.05	92.94	139.22
2014	5.69	8.74	97.10	149.09
2015	5.31	8.08	102.94	156.61
2016	4.71	7.14	119.67	181.50
2017	5.16	7.79	121.53	181.13
2018	6.06	9.12	125.10	188.20
2019	5.41	8.14	129.61	194.74
2020	5.00	7.56	116.29	175.71
2021	4.64	7.02	120.85	182.63
2022	4.38	6.62	126.41	191.27
2023	4.10	6.20	120.92	183.07
2024	3.90	5.92	115.13	174.56

(出所) Office of The National Broadcasting and Telecommunications Commission より作成

携帯電話の主な事業者は True Corporation (Total Access Communication (DTAC) と True Corporation (旧) が 2023 年 3 月に合併した会社)、Advanced Info Service (AIS)、National Telecom (NT) である。最大手の True Corporation が市場の 52.4%を占め、次いで AIS が 44.4%となっている（図表 20-18）。

携帯電話会社各社は、音声通話のみ、インターネット利用のみ、音声通話・インターネット利用込みのプランや各種上限付き、前払式、後払式等多数の料金プランを用意している。

図表 20-18 タイの携帯電話キャリアの市場シェア



(出所) Office of The National Broadcasting and Telecommunications Commission より作成

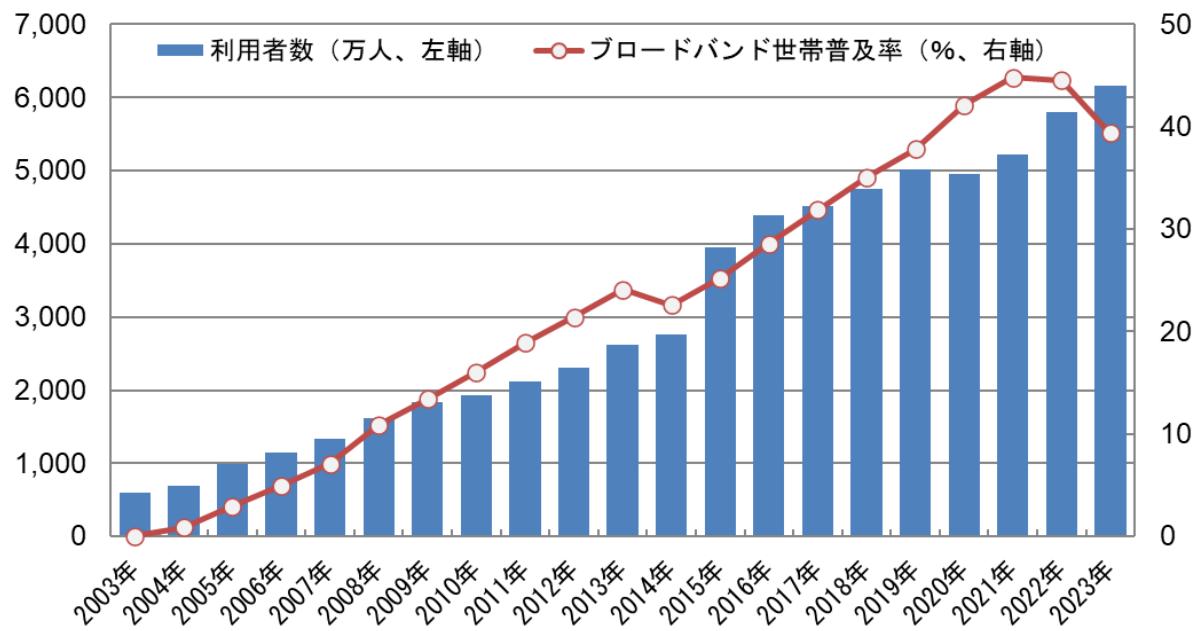
固定電話に関して、従来、主な固定電話の事業者は、TOT（現 NT）と True Corporation（旧）、TT&T の3社であった。TOT が全国に回線を提供し、国内通話及び国際通話事業を展開していた。一方、True Corporation（旧）はバンコク市内、TT&T がバンコク以外の地方部を中心に固定電話サービスを提供していた。しかし、TT&T の経営難や、True Corporation（旧）とのコンセッション契約が 2017 年に終了したことから、TOT が両社の事業を引き継いだ。その後、TOT と CAT Telecom が統合され、2021 年に国営通信会社 National Telecom（NT）が誕生。現在では、NT が固定電話事業の最大手として全国をカバーしている。

国際電話に関しては、従来、TOT が 007（公衆電話回線網を利用）と 008（Voice over Internet Protocol : VoIP）を利用）サービスを、CAT が 001 と 009 サービスを提供していた。TOT と CAT の合併後、2022 年 11 月時点では、NT によって 001 及び 009 サービスのみが提供されている。

(2) インターネット

NBTC のデータによると、2023 年末のタイのインターネット利用者数は約 6,167 万人、ブロードバンド（xDSL、FTTx 等）の世帯普及率は 36.62% となっている（図表 20-19）。2023 年に利用者数が増加している一方で世帯普及率が低下している背景としては、主に都市部での普及が頭打ちになりつつあること、固定ブロードバンドからモバイル回線を選ぶ傾向が高まっていることが考えられる。

図表 20-19 インターネット利用者数・ブロードバンド契約者数推移



(出所) Office of The National Broadcasting and Telecommunications Commission より作成

ITU（国際電気通信連合）のデータを用いて ASEAN 諸国のインターネット利用状況を比較すると、人口に対するインターネット利用者比率において、タイは 89.5% であり、ブルネイ、マレーシア、シンガポールに次いで 10 カ国中 4 位である。（図表 20-20）。

図表 20-20 ASEAN 諸国のインターネット利用状況比較

国名	インターネット利用者比率（%）	
ブルネイ	(1)	99.0
マレーシア	(2)	97.7
シンガポール	(3)	94.3
タイ	(4)	89.5
フィリピン	(5)	83.8
ベトナム	(6)	78.1
インドネシア	(7)	69.2
ラオス	(8)	63.6
カンボジア	(9)	60.7
ミャンマー	(10)	58.5

(出所) ITU “Individuals using the Internet” より作成。全て 2023 年データ。

(3) 郵便・宅配

タイでは政府が 100% 株式を保有するタイランド・ポストが普通郵便や書留、小包、EMS 等の

郵便事業を行っている。

タイ郵便を通じてタイから日本へ荷物を送る場合、EMS やエアメール、船便等から選ぶことができる。料金や到着までの日数は、荷物によって異なるため、タイランド・ポストのホームページを参照されたい¹⁹。

¹⁹ <https://international.thailandpost.com/services/ems-world/?lang=en>

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

タイに進出している日系企業からの現地ヒアリング等を踏まえ、投資先としてのタイの優位性と留意点をまとめると次のとおりである。

1. 投資先としてのタイの優位性

(1) 厚い産業集積と整ったインフラ

タイでは、自動車産業、電気・電子産業を中心に、産業集積が進んでいる。また、それらの産業を支える工業団地等のインフラも整っている。

タイを投資先として選ぶ企業の中にも、部品調達のしやすさを評価する企業が多いように、部品産業の裾野が広い。代表例が自動車産業で、タイの自動車産業は「東洋のデトロイト」と呼ばれ、関連部品産業やそれを支える裾野産業（鍛造、鋳物、金型、焼入れ、メッキ等）の層も厚く、各完成車メーカーのタイ国内での部品調達率も上昇する等、国際的な一大自動車産業集積地、かつ、自動車輸出拠点となっている。

例えば、チョンブリーにあるアマタシティ・チョンブリー工業団地、ラヨーンにあるアマタシティ・ラヨーン工業団地等は、自動車関連企業が集中する工業団地である。2000年代には、完成車メーカーの要請により部品メーカーや金型メーカーのタイ進出が相次ぎ、更に2010年代には付随するサービス業の進出が目立った。

また、電気・電子産業の分野においても、日系企業を中心に多数の企業が進出している。上記のチョンブリーやラヨーン地区だけでなく、アユタヤのロジャナ工業団地、ハイテク工業団地には当該業種の日系企業が多い。アユタヤ地区の工業団地では、家電、半導体、精密機器メーカー等の電機・電子産業が集積している。

バンコクの南東に位置するマプタップットには、タイランド湾の豊かな天然ガスを利用する石油化学コンビナートが集積する等、石油・天然ガス関連企業が集積している。このようにタイでは、地域の特性に応じ、様々な業種において厚い産業集積が形成されており、進出企業はそのメリットを活かすことができる。

(2) ASEAN諸国への生産・輸出拠点

ASEAN自由貿易地域(AFTA)の物品貿易に関する基本的協定(ASEAN Trade in Goods Agreement: ATIGA)や日・タイをはじめとした二国間自由貿易協定(FTA)等の締結に伴い、タイを取り巻く経済環境は大きく変化した。海外展開する企業の間では、東アジア経済圏における生産拠点、世界市場に向けた輸出拠点として、タイを位置付ける企業が増えた。この背景として、企業が中国への投資先の一極集中リスクを分散させる必要に迫られた面もあるが、AFTAの着実な進展による更なる成長を視野に入れた進出が増えているようである。

実際に、2010年1月1日より、ASEAN原加盟国間の関税がほぼ全ての品目において撤廃された。同年のタイからの輸出額は、当時過去最高額となる1,932億ドル(前年比27%増)に達した。

その後も拡大は継続し、2018 年に 2,530 億ドルとなった後、コロナ禍の影響もあり 2020 年には 2,316 億米ドルまで落ち込んだが、2021 年以降は需要回復を受けて輸出額は順調に伸び、2024 年時点では 3,005 億米ドルに達している。輸出先としては、ASEAN 諸国への輸出が最大で構成比 23.3% を占める。その他、米国（構成比 18.3%）、中国（構成比 11.7%）、EU（構成比 8.0%）が上位を占め、日本は EU に続き約 7.7% となっている。

なお、近年ではタイに地域統括企業を設置する動きや、シンガポールから統括拠点をタイにシフトする動きもみられる。これまで、税の恩典の享受や専門人材の確保等を目的にシンガポールに統括会社を置き、そこから近隣国の拠点を管理する企業が多くみられた。しかし、アジアの中的な生産拠点をタイに設置している企業にとって、実際の製造現場の近くに統括拠点を設けることで、生産のクオリティコントロールも行うことができるというメリットがあるようだ。BOI によると、2015 年から 2024 年までの間で当局が支援した地域統括拠点の移転プロジェクトのうち、最多の 4 割を占めているのが日本企業とのことであった。タイに拠点を移している企業の業種としては、自動車産業、エレクトロニクス産業、機械産業やデジタル産業が多い。

(3) 投資誘致政策の拡充

タイ政府が推進している「東部経済回廊（EEC）政策」では、ラヨーン、チョンブリー、チャチュンサオの東部 3 県に立地する投資奨励ゾーンが設置された。EEC 内の特別区（EECi、EECd、EECa）に入居して特定の事業を行う企業、または①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の 12 産業に属する企業に対し、通常恩典に加えて EEC 追加恩典が供与される。上記の 3 県では既に、日系自動車産業をはじめとする各種製造業の集積が進んでいるが、タイ政府は域内に高度産業を対象とした特区を新たに設置することで、さらなる誘致を進める。また、高速鉄道や港湾、道路、空港等のインフラの拡充を積極的に進め、一層の投資環境の改善を図る方針である。ターゲット産業を展開する日本企業にとって、インフラ、恩典ともに充実している EEC 域内への投資は有力な選択肢になる。2025 年 3 月の現地調査でも、EEC に伴うインフラの拡張は着実に進展しており、バンコク市内からレムチャバン港へのアクセスが改善しているとのことで、特に EEC に生産拠点を持つ日系企業にとってプラスになっているといえよう。

加えて、2022 年 11 月、BOI は 2023 年から 2027 年にかけての 5 年間を対象とする新たな「5 カ年投資促進戦略」を公表した（第 9 章「主要投資インセンティブ」参照）。この「5 カ年投資促進戦略」に基づき、現在は 10 の業種に対する奨励が行われている。詳細は 24 章 5. 近年の地域別投資動向に掲載したが、タイ東部や中部を中心に投資額が急増していることがわかる。

(4) 日本に近い国民性と文化

タイ人は仏教徒が多く、国民性も比較的温和で、日本人には宗教的にも国民性としても非常に馴染みやすい。また、文化的にも同じ稻作文化圏に属していることから、食生活でもそれほどの違和感はない。人々の性格も比較的のんびりとしていて、セカセカしていないのがタイ人気質といわれ、日本人が、「遅々として進まない」と嘆くと、タイ人は「遅々として進んでいる」と応えるこ

とはその良い例である。日本人が郷愁を感じる国であり、日本人が比較的抵抗感無く入っていける社会といえよう。

(5) 快適な駐在員生活

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、2023年10月時点で、タイの在留邦人数は世界第5位の72,308人である。日本人駐在員数は2021年までは増加傾向にあったが、2022年から毎年数%程度ずつ減少している。駐在員の大部分はバンコク周辺に居住しており、バンコク以外では、東部臨海部のシラチャや北部のチェンマイ等に居住する日本人が多い。バンコクでは、食料品等の日常必需品の入手はほとんど問題無く、また、日本食レストランも多数出店していて、日常生活に困るようなことは無い。

治安は、日本に比べると不安が伴うものの、外出時間帯等に注意すれば大きな問題はない。

医療面では、バンコクの私立総合病院の中には日本での経験を有する日本人医師や外国人医師を配置し、日本と比較しても遜色のないサービスを提供する病院もあり、高い医療水準を誇る。

教育面では、バンコクのほか、2009年にシラチャにもタイ国内2番目の日本人学校（泰日協会学校、小・中学部）が開校し、子弟の帯同も可能となっている。保護者の勤務地がバンコクの場合はバンコク日本人学校に通い、保護者の勤務地がチョンブリー県またはラヨーン県の場合はシラチャ日本人学校に通うこととなっている。どちらにも当てはまらない場合は、どちらの学校でも通学可能となっている。

2. タイへの投資にあたっての留意点

(1) 法務・税務処理の難しさ

タイでは、基本的な法整備が進んでいるものの、日本企業にとっては言葉の壁があり、法律の解釈や適用をめぐる法務、税務処理において、現地当局との認識の違いが問題となることがある。タイにおける外資系企業は、外国人事業法、外国人職業規制法、投資奨励法、労働者保護法、民商法典、各種税法など多数の規定に基づき、工業省、商務省、BOIなどから特別な許可や認可を得て、様々な制約の中で事業を行っている。進出日系企業担当者からは、この法令等用語の具体的な解釈や適用が担当者によりまちまちであり、運用が統一されていないため、戸惑うという声も聞かれる。特に日系企業の事業に深く関係する法律として、労働者保護法や、民商法典等があり、これら法律の内容、改正の動向には留意が必要である。

税務については、2016年の最高裁判所の判決で、優遇税制が適用される投資奨励事業と、適用されない非奨励事業の損益相殺方法が明確にされたため、それまで日系企業を悩ませていた現地国税当局とBOIとの見解の相違は解消され、以前よりも分かりやすくなった。しかし、付加価値税の還付金がなかなか戻ってこないと指摘する声は多く、還付申請に伴う税務調査も日系企業の負担となっている。また、最近の動向として、グローバルミニマム課税が導入され、連結750ユーロ以上の売り上げを持つ企業を対象に対応が求められているほか、2019年に導入された移転価格税制への対応も日系企業にとっての課題である。税務に関しては、申告漏れに係る追徴

課税が多額となるリスクや税務訴訟の負担を避けるため、進出日系企業は、弁護士、会計士、税理士等の専門家と相談しながら対応することが重要である。

ただし、上記はあくまで日本や先進国と比較した場合の留意点とも言える。2025年3月の現地調査では、ほかの途上国と比べると問題は少ないという声や、制度面では問題なく整っているとの声も聞かれた。

ひとくちメモ 11： 日系企業が陥りがちな税務関連トラブル

タイでは税理士の資格が存在せず、大学などで会計を学んだ会計士などが税務業務を兼ねている場合がある。また、日本人幹部も技術畠、営業畠の人が多く、経理に詳しくない場合が多い。税務調査には平素から各部門が連携し、適切に証憑をそろえる必要があるので、タイに進出する日系企業は、税務サービスを提供する大手会計事務所等から、腕の確かな顧問税理士を雇うことが重要である。日系企業が陥りがちな税務上のトラブルとして、下記が挙げられる。

- ・ 税関の裁量が大きく、理由が分からず貨物が税関で止められることがある。
- ・ 当局との品目コードの認識違いにより、税額が変わる等がある。品目コードの選択は気を付けないといけない。
- ・ 移転価格については利益率を厳しく見られる。
- ・ 本来税金が発生しないはずの駐在員日本払い給与をタイ子会社から日本の親会社に立替請求するケースにおいて、人材派遣の役務提供であると指摘され、追徴課税される。
- ・ 源泉税やVATの還付手続を行った際に税務調査が入り、還付税額以上の追徴課税がなされる。
- ・ VAT登録義務を持つ企業が登録を怠り、罰金や延滞金を課される。

(2) 労働コストの上昇

タイの賃金水準は年々上昇しており、最低賃金は地域により日額337~400バーツの間で設定されている（2025年5月現在）。このような状況から、労働集約型の産業等、低賃金の労働力を狙いとして海外に進出しようとしている企業にとって、タイは賃金水準の側面で魅力のある国とは言えなくなってきた。こうした状況を受け、タイではミャンマー・カンボジア・ラオスの隣接3国と労働者雇用に関する覚書を結び（ラオス：2002年、カンボジア・ミャンマー：2003年）、単純労働者の受け入れを行っている。隣接3国からのこうした労働移民がタイの経済を支えており、タイ進出日系企業も、これらの国々からの労働者を雇用している。以前は、人身売買や強制労働、就労ビザや身分証を持たない不法労働者等の問題もあったが、2017年以降、政府は不法労働者の合法化手続を雇用主に義務付ける等、移民受入の法整備を進めている。

(3) 人材確保難

現在、企業経営にとって不可欠な優秀なタイ人の確保が難しくなってきており、進出済みの企業にとっても深刻な問題になっている。特にタイでは、大学卒業資格者でなければ管理職になることが難しく、総務や経理を担当する大卒の管理職クラスの人材確保が困難になってきている。更に、エンジニアクラスの人材確保は容易でない。その理由として、大学や工業専門学校の卒業生の数が少なく、エンジニアの供給数が絶対的に不足している点が挙げられる。中小企業に限らず、

大企業でも人材確保に苦労している。2025年の現地調査では、特に建設業界における設備系エンジニアや観光産業における人材の確保難が指摘された。この背景の一つに、タイにおいては日本と比べ転職に対するハードルが低いことが挙げられる。現地調査では、勤続年数が3年であっても長い部類に入るという声があったほどである。このような状況の中、人材を確保した後も、研修制度や高い賃金水準の保障、福利厚生の充実等で安定した長期での雇用に繋げようとする企業もあれば、あえて新卒で採用し、企業のビジョンや理念を理解し、会社へのコミットメントが強い幹部候補を育成しようとする企業もあった。

第22章 主要産業の動向とFTAの影響

1. タイの主要産業

2023年の名目GDP産業構成比は、第1次産業が8.6%、第2次産業が30.5%、第3次産業が58.5%と第3次産業の比率が高く、第3次産業の中では卸売・小売業の構成比(15.8%)が他を大きく上回っている(図表22-1)。

また、製造業については10年前の2013年との比較では▲2.6%構成比が低下したものの、製造業の産業全体に占める比率は25.0%と引き続き産業に与えるインパクトは大きい。

図表 22-1 タイの産業構成比(名目)

(金額: 10億バーツ)	名目GDP			構成比		
	2013	2023	(年率)	2013	2023	(差分)
全体	12,915	17,955	3.3%	(100.0%)	(100.0%)	-
第1次産業	1,462	1,537	0.5%	(11.3%)	(8.6%)	(-2.8%)
第2次産業	4,421	5,482	2.2%	(34.2%)	(30.5%)	(-3.7%)
鉱業・採石業	497	352	-3.4%	(3.8%)	(2.0%)	(-1.9%)
製造業	3,563	4,485	2.3%	(27.6%)	(25.0%)	(-2.6%)
公益業	361	645	6.0%	(2.8%)	(3.6%)	(+0.8%)
建設業	345	440	2.5%	(2.7%)	(2.4%)	(-0.2%)
第3次産業	6,687	10,496	4.6%	(51.8%)	(58.5%)	(+6.7%)
卸売・小売	1,729	2,834	5.1%	(13.4%)	(15.8%)	(+2.4%)
運輸・倉庫	694	899	2.6%	(5.4%)	(5.0%)	(-0.4%)
ホテル・フードサービス	473	959	7.3%	(3.7%)	(5.3%)	(+1.7%)
情報・通信	291	506	5.7%	(2.3%)	(2.8%)	(+0.6%)
金融・保険	871	1,593	6.2%	(6.7%)	(8.9%)	(+2.1%)
不動産	319	458	3.7%	(2.5%)	(2.6%)	(+0.1%)
専門・科学・技術サービス	267	307	1.4%	(2.1%)	(1.7%)	(-0.4%)
行政サービス	234	239	0.2%	(1.8%)	(1.3%)	(-0.5%)
公務、国防、社会保障	766	1,105	3.7%	(5.9%)	(6.2%)	(+0.2%)
教育	528	757	3.7%	(4.1%)	(4.2%)	(+0.1%)
保健衛生・社会活動	251	473	6.5%	(1.9%)	(2.6%)	(+0.7%)
芸術・娯楽	65	118	6.1%	(0.5%)	(0.7%)	(+0.2%)
その他サービス	175	215	2.1%	(1.4%)	(1.2%)	(-0.2%)
雇主としての世帯活動等	23	32	3.3%	(0.2%)	(0.2%)	(-0.0%)

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

図表22-2では2013年から2023年にかけての製造業内サブセクターの構成比の変化を表している。名目GDPの2023年構成比では、食品(16.0%)、石炭・石油(12.7%)、化学(8.9%)、自動車(8.2%)等が大きい。実質GDPの構成比の変化を確認すると、食品(+1.2%)、医薬品(+1.2%)、化学(+0.9%)等が上昇する一方、繊維(▲1.7%)、アパレル(▲1.3%)等は下降した。

なお、製造業のセクター構成比を比較する場合、名目ベースと実質ベースとでは変化の方向や大きさが異なるセクターがある。例えば、石炭・石油では、名目と実質とで構成比の変化幅が大きく異なっており、原料価格の低下が影響していると考えられる。

図表 22-2 製造業内のサブセクター構成比（名目、実質）

(金額: 10億バーツ)	名目 G D P 構成比			実質 G D P 構成比			名目 - 実質 (差分)
	2013	2023	(差分)	2013	2023	(差分)	
製造業	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-
食品	14.6%	16.0%	(+1.4%)	12.5%	13.7%	(+1.2%)	(+0.3%)
飲料	7.3%	7.3%	(-0.0%)	7.6%	7.6%	(+0.1%)	(-0.1%)
タバコ	1.7%	0.6%	(-1.1%)	1.4%	0.6%	(-0.8%)	(-0.3%)
繊維	3.4%	1.6%	(-1.8%)	3.8%	2.1%	(-1.7%)	(-0.1%)
アパレル	2.1%	1.5%	(-0.6%)	3.2%	1.9%	(-1.3%)	(+0.7%)
皮革製品	1.1%	1.1%	(-0.0%)	1.4%	1.7%	(+0.3%)	(-0.3%)
木製品	1.1%	1.4%	(+0.3%)	1.1%	1.6%	(+0.5%)	(-0.2%)
紙・紙製品	1.4%	1.3%	(-0.1%)	1.7%	1.7%	(+0.0%)	(-0.1%)
印刷・出版	0.3%	0.2%	(-0.1%)	0.3%	0.3%	(-0.1%)	(-0.0%)
石炭・石油	6.7%	12.7%	(+6.0%)	4.4%	5.1%	(+0.8%)	(+5.2%)
化学	7.8%	8.9%	(+1.1%)	5.9%	6.8%	(+0.9%)	(+0.3%)
医薬品	0.9%	1.5%	(+0.6%)	1.2%	2.3%	(+1.2%)	(-0.6%)
ゴム・プラスチック	7.0%	6.2%	(-0.8%)	5.5%	5.2%	(-0.3%)	(-0.6%)
窯業・土石	4.3%	3.5%	(-0.7%)	4.6%	4.1%	(-0.5%)	(-0.3%)
鉄鋼・非鉄金属	1.8%	1.4%	(-0.4%)	1.8%	1.7%	(-0.1%)	(-0.3%)
金属製品	2.8%	3.1%	(+0.3%)	2.8%	3.6%	(+0.8%)	(-0.5%)
情報通信機械	9.7%	7.0%	(-2.7%)	11.4%	10.5%	(-0.8%)	(-1.8%)
電気機械	4.6%	4.8%	(+0.1%)	5.2%	5.5%	(+0.4%)	(-0.2%)
その他機械	4.3%	3.9%	(-0.4%)	5.3%	5.6%	(+0.3%)	(-0.7%)
自動車	9.5%	8.2%	(-1.3%)	11.9%	11.0%	(-0.8%)	(-0.5%)
その他輸送機器	2.4%	2.3%	(-0.1%)	3.2%	3.0%	(-0.2%)	(+0.1%)
家具	0.9%	0.8%	(-0.1%)	0.9%	0.9%	(-0.0%)	(-0.1%)
その他製造品	4.1%	4.4%	(+0.2%)	3.0%	3.3%	(+0.3%)	(-0.1%)
設備の設置、補修	0.0%	0.0%	(+0.0%)	0.1%	0.1%	(+0.0%)	(-0.0%)

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

次節以降、タイの主要産業として、製造業からは「自動車」、「食品加工」、市場規模は少ないので、日系企業の存在感のある「エアコン」を取り上げる。また、第3次産業からは「小売」に加え、所得向上や都市化、単身世帯の増加など、ライフスタイルの変化に伴い近年著しく成長している「ペット関連市場」を取り上げる。

2. 自動車

(1) 自動車産業の歴史～自動車産業の誕生からアジア通貨危機にかけて～

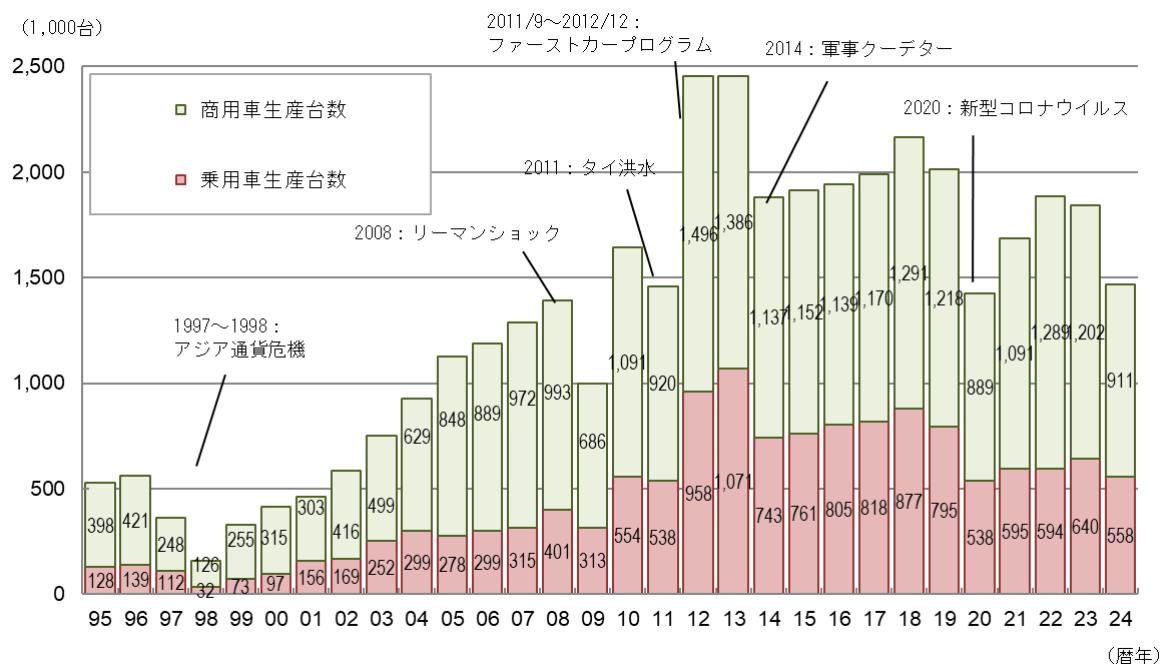
バンコク日本人商工会議所の「タイ国経済概況」によると、タイの自動車産業は、1962年のサリット政権下の産業投資奨励法の改正法施行に始まるとされている。1962年から1970年までは輸入代替産業として政府の優遇措置を受け、日系メーカーと現地資本との合弁会社の設立が相次ぎ、ノックダウン方式による組立生産が開始された。

その後、1971年の新自動車政策に基づき国産化部品の使用が段階的に強制され、また完成乗用車の輸入禁止措置がとられたため、1978年には総販売台数に占める現地組立車の比率は8割に達した。続く1979年から1986年にかけては、急激な国産化の進展に伴い部品工業が奨励された。外国からの設備導入や技術移転に伴うコスト増から、車両価格が上昇したため、1985年にBOIが国産化政策の一環として、1トントラック用のエンジンの国産化を打ち出し、1987年にBOI認可を受けた日系メーカー3社と欧州メーカー1社及び工業省認可の1社が1989年からエンジン生産を開始した。

1991年に入ると、自動車需要の急拡大を受けて従来の保護色の強い政策から市場開放の方策が転換され、同年7月には完成車や組立部品に対する輸入関税が大幅に引き下げられ、1993年には国産化政策の廃止が決定した（実施は1996年）。これらの変更により、国内の自動車販売台数は大幅に增加了。

しかし、1997年7月に始まったアジア通貨危機の影響で、国内自動車市場は急速に縮小した。バーツ価値が半減したことによる輸入コスト増、付加価値税率の引き上げ（7%→10%）、1トンピックアップトラックに対する奢侈税（5%）導入、56社に及ぶファイナンス会社の営業停止等の措置により、1998年の自動車販売台数は15.8万台に減少した（図表22-3）。

図表 22-3 自動車（乗用車+商用車）の生産台数の推移



（出所）The Federation of Thai Industries より作成

(2) アジア通貨危機以降の自動車産業（海外輸出の動向）

アジア通貨危機後、タイの自動車産業は、オセアニア、ASEAN、中東地域への輸出拠点としての地位を確立した。1995年からアジア通貨危機が生じた1997年では、タイでの生産台数はほぼ国内販売台数並みであったが、1998年以降、徐々に国内需要（国内販売台数）よりも多く自動車を

生産するようになった。

最大の輸出先（金額ベース）はオーストラリアであり、オーストラリアにとってもタイは重要な自動車の輸入元であり、日本に次いで 2 番目に輸入額が大きい。このほか、タイの自動車の主な輸出先国は、インドネシア、フィリピン、ベトナム等の ASEAN 諸国や中東諸国、日本、米国、英国等の先進国となっている。2021 年は、これらの主要市場で自動車販売が回復したことから、タイの自動車輸出台数は、前年比 3 割増の約 96 万台と、コロナ禍からの V 字回復を示したものの、2024 年には、主要輸入元であるベトナムの輸入規制や中近東での石油減産に伴う景気の鈍化等を受けて減少に転じた。

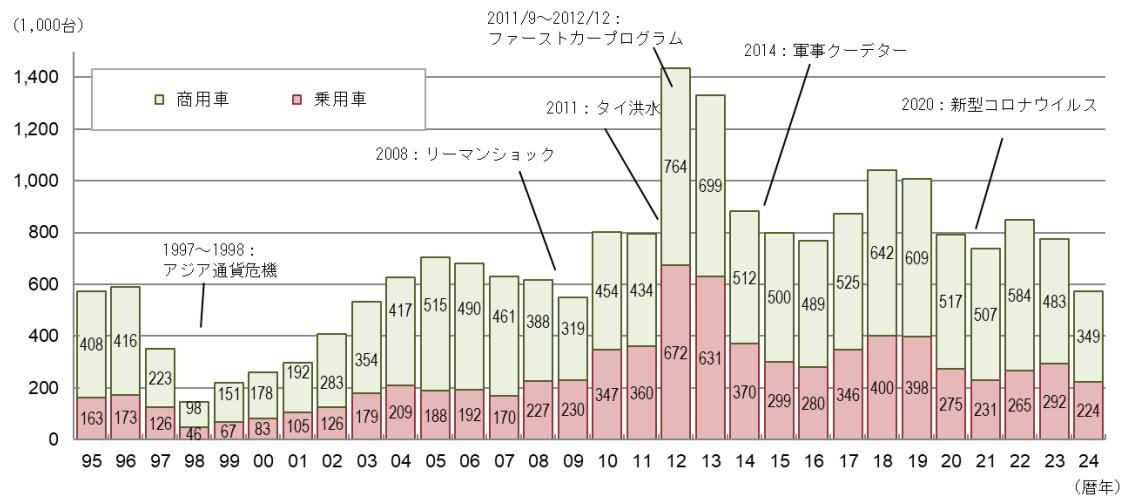
(3) アジア経済危機以降の自動車産業（生産及び国内向け需要）

タイの国内自動車市場は、2008 年のリーマンショックや 2011 年秋にバンコクやアユタヤ地方を襲った洪水の影響で、内需・供給共に大幅に低下した。このような中、タイ政府は 2011 年に自動車購入奨励策（ファーストカープログラム：初めて自動車を購入する者を対象に物品税を還付する制度）を導入し、国内販売台数は 2012 年に前年比 1.8 倍となる 143 万台、2013 年には 133 万台と、2 年連続で 100 万台を超える販売台数を記録した。しかし、ファーストカープログラムでは、購入から 5 年は転売ができなかったため、その後の買い替え需要を喚起することが難しく、2016 年の販売台数は 76 万台と、ピーク時に比べてほぼ半減した（図表 22-4）。2017 年に入ると、ファーストカープログラムの一巡や国内景気が堅調であったことから、販売台数は回復に転じ、2018 年には 5 年ぶりに 100 万台を上回った（104 万台）。

2020 年には、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、自動車関連部品の調達遅延や工場の一時停止・減産措置の影響を受け、自動車の国内生産は約 150 万台の減少と、2011 年以来の水準に落ち込んだ。2021 年より生産量は回復傾向にあったが、2024 年にはタイ国内の家計債務の増大や主要輸出先での需要の低迷等により再び 150 万台弱にまで落ち込んだ。また、国内向け販売については、2020 年に 79 万台と前年度比 20% の減少となって以降、2022 年には一旦回復したものの、2023 年から 2024 年にかけては、家計債務の増大による銀行の融資審査厳格化等を受けて販売台数が大きく減少し、2024 年には、前年比 20% 弱の減少と、リーマンショック以来の低水準となった。

このような中で、タイに進出している日本の自動車関連企業の間でも、スズキが 2025 年末までの四輪子会社（スズキ・モーター・タイランド社）閉鎖を決定し、スバルがタイの生産拠点の閉鎖を発表する等の動きが相次いでいる。日系企業が古くから根付いていた自動車産業も、経済の停滞や中国企業をはじめとする他社との競争の中で厳しい状況にある。

図表 22-4 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



(出所) The Federation of Thai Industries より作成

タイ国内の自動車販売市場の特徴を種類別でみると、全体の販売台数は2022年に一時的な増加を見せたものの、全体としては減少傾向にあり、2024年は2019年に比べ44%程度減少した。2010年代から構成比が増え、一時は全販売台数の約半数を占めたピックアップトラックについても、2024年には構成比、台数共に大きく減少している。2024年には、自動車購入にかかる銀行の融資審査が厳格化したこと、新型コロナ後の2022～2023年のブームの反動でほぼ全車種で販売台数が落ち込んだが、四輪駆動車だけは台数・構成比ともに順調に増加している。

図表 22-5 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の内訳

	販売台数 (台)					
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	1,007,552	792,146	759,119	849,388	775,780	572,675
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
乗用車	398,386	274,789	230,794	265,123	292,384	224,156
(構成比)	(39.5%)	(34.7%)	(30.4%)	(31.2%)	(37.7%)	(39.1%)
商用車	609,166	517,357	507,319	584,265	483,396	348,519
(構成比)	(60.5%)	(65.3%)	(66.8%)	(68.8%)	(62.3%)	(60.9%)
1トン・ピックアップトラック	492,129	409,463	393,476	454,875	325,024	200,190
(構成比)	(48.8%)	(51.7%)	(51.8%)	(53.6%)	(41.9%)	(35.0%)
トラック、バス	27,479	23,197	31,143	31,230	27,682	16,046
(構成比)	(2.7%)	(2.9%)	(4.1%)	(3.7%)	(3.6%)	(2.8%)
四輪駆動車	70,252	68,705	70,939	82,921	114,608	117,800
(構成比)	(7.0%)	(8.7%)	(9.3%)	(9.8%)	(14.8%)	(20.6%)
その他商用車	19,306	15,992	11,761	15,239	16,082	14,483
(構成比)	(1.9%)	(2.0%)	(1.5%)	(1.8%)	(2.1%)	(2.5%)

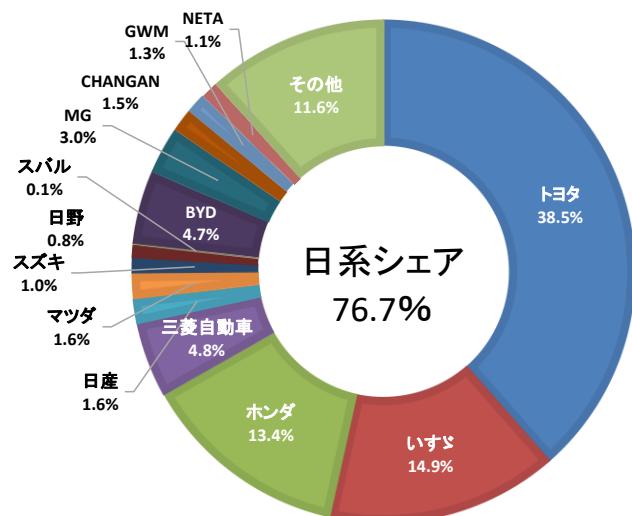
(出所) The Federation of Thai Industries データより作成

(注) 2021年のみ、セグメント不明の販売台数21,006台があり、合計台数に含まれる。

(4) 日系メーカーに食い込む中国メーカー

従来、タイの自動車販売市場における日本の完成車メーカーの存在感は大きかったが、ここ数年で中国メーカーが急速な成長を遂げ、2021年時点では日本企業が国内販売台数全体の約9割を占めていたのに対し、2024年には77%弱まで下がっている（図表22-6）。シェア38.5%でトップを占めたトヨタの販売台数は220,356台であった。なお、中国メーカーは電気自動車の領域で日系メーカーに先立ちシェアを増やしているが、詳細は23章 最近のトピックスにて言及する。

図表 22-6 自動車のメーカー別販売シェア（2024年）



（出所）JETROより作成

乗用車と商用車に分けてみると、乗用車の2024年の販売台数は224,148台、1トントラックやピックアップトラックを含む商用車の販売台数は348,527台であった。乗用車に関しては、シェアトップ2のトヨタ（29.9%）、ホンダ（20.8%）に続き、BYDが3位（8.5%）と、中国メーカーの躍進が見られた。2023年時点では3位だった三菱自動車は、BYDに続き4位（8.1%）に位置している。日系メーカーのシェアも64.8%と、80%弱であった2022年から15ポイント程度下がっている。他方、商用車に関しては、日系メーカーが比較的のシェアを保持している。シェア上位から順にトヨタ（44.4%）、いすゞ（24.6%）、ホンダ（8.6%）、三菱自動車（2.6%）であり、日系メーカーのシェアは約84.4%であった。

(5) 自動車部品産業の輸出は拡大傾向

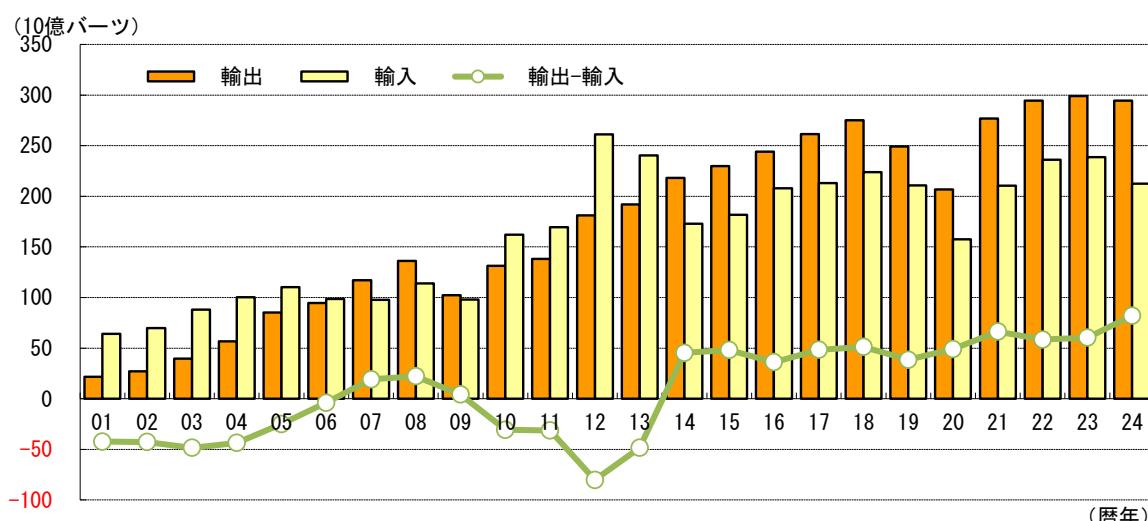
自動車生産拠点としてのタイの存在感が高まるに伴い、自動車部品の輸出額も増加基調にある。タイ税関の統計によると、自動車部品（HSコード：8708）の輸出額は、リーマンショックの影響を受けた2009年に一時前年割れとなつたが、以降、2018年にかけて9年連続で増加している。2019年から2020年にかけてはタイバーツ高及び新型コロナウイルスの影響から減少に転じたが、2021年には外需の回復とバーツ安の影響もあって輸出は再度増加に転じた。2023年及び2024年は輸出額が横ばいで推移しているものの、依然として過去最高水準を維持している。輸出の主要

な仕向け先は、北中米（米国等）、ASEAN（インドネシア・フィリピン・ベトナム・マレーシア等）、東アジア（日本・中国等）、南アジア（インド・パキスタン等）、アフリカ（南アフリカ等）等、多岐にわたる。2024年の最大の仕向け先は米国（約491億バーツ）で、マレーシア（約331億バーツ）、日本（約323億バーツ）、南アフリカ（約250億バーツ）、インドネシア（約222億バーツ）が続いた。

他方、輸入額の推移は輸出額のトレンドとは異なる。2001年から2004年にかけて増加した輸入額は、その後2009年まで1,000億バーツの水準で横ばいとなり、2012年には2,613億バーツへと急増した。急増の主な要因は「ギヤボックス・同部品」（HSコード：870840）の輸入増であり、急増する国内需要に対応したものである。その後、2014年にかけて国内需要の減少に伴い、当該品目の輸入も減少し、貿易収支は黒字に転じた。2015年以降、輸入額は概ね輸出額と似たような増減を示しているが、一貫して輸出超過である。

自動車部品の輸入における大きな変化は「日本からの調達依存から、日本以外からの調達の分散が進んでいること」である。2024年の最大の輸入相手国は依然として日本であるが、2001年から2013年までは6割を上回っていた構成比は、2024年は35.1%と低下基調にある。2013年と2024年を比較すると、輸入額全体は約281億バーツ減少しており、中でも日本からの輸入額は約715億バーツ減少している。一方、当該期間での増加額が顕著だった国は、中国（約326億バーツ増）、米国（約179億バーツ増）であった。

図表 22-7 自動車部品の輸出入額の推移



（出所）The Customs Department より作成

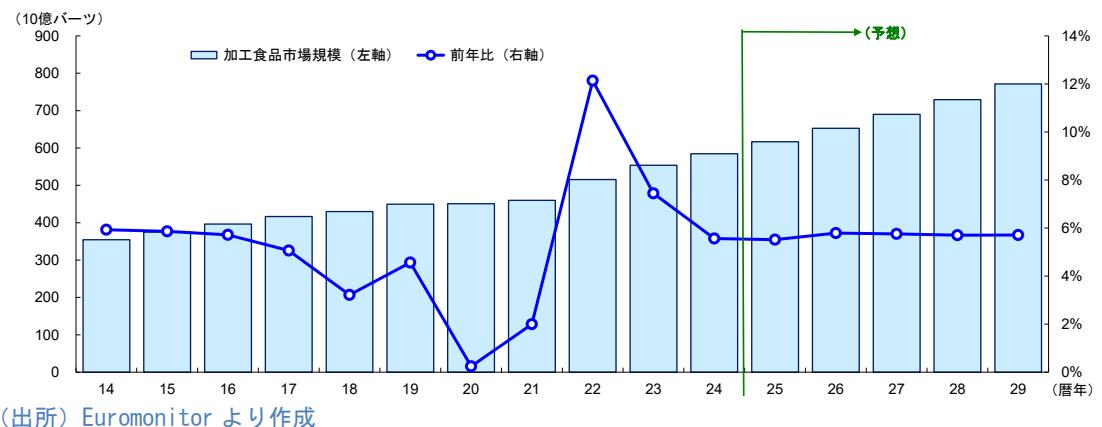
3. 食品加工業

(1) 食品加工業の市場規模とその推移

2024年のタイの加工食品市場規模は5,846億バーツ（約144億ドル、Euromonitor調べ）である（図表22-8）。他方、同年の加工食品の輸出は、約280億ドルと、金額ベースでは内需向けを少し上回っている。

2014年からの10年間、タイの加工食品市場の成長率は年率5.1%増と、名目GDP成長率（3.4%増）を上回るペースで伸びている（図表22-8）。市場成長率は今後も高い伸びが期待されており、Euromonitorによると、2025年以降の成長率は年率5.5～6.0%程度と予測されている。

図表 22-8 加工食品の市場規模と成長率



(2) カテゴリー別にみたタイの加工食品市場の変化

Euromonitorの加工食品市場の分類では、2014年から2024年の構成比の変化として、「食用油」、「レディー・ミール」、「パン類」、「加工肉・シーフード」、「米」が増加している。タイでは伝統的に屋台等で食事する外食文化を中心であったが、都市化と中間層の拡大、政府による屋台の営業制限（ひとつくちメモ12参照）等を背景に、内食の需要が増えてきている。現地調査においても、セブンイレブン等コンビニエンスストアの総菜が屋台での食事の役割を果たしているという声があった。また、コールドチェーン技術は今後向上していくことが見込まれるため、加工食品市場の拡大に必要な素地が整っていくと思われる。

なお、2025年7月現在、食品、消費財、医療等59品目・サービスについて商務省による価格統制が行われており、食品では乳製品、食用油、インスタントラーメン等がその対象となっている。特にインスタントラーメンの価格は低所得層に配慮して厳しく管理されており、価格改定が許可制となっている。2022年8月には、原油価格や小麦価格の上昇によるコスト増を受け、14年ぶりにインスタントラーメンの値上げが許可された。1袋6バーツであった商品は7バーツへの値上げが認められたものの、依然として経営に影響が生じているメーカーも存在しており、高級路線への転換など、活路を模索する動きがみられる。

図表 22-9 加工食品の売上高と構成比（2014 年→2024 年）

分類	金額（100万バーツ）			構成比		
	2014	2024	年率成長率	2014	2024	差分
加工食品	361,763	584,649	4.9%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	69,384	144,508	7.6%	19.2%	24.7%	5.5%
食用油	19,027	49,636	10.1%	5.3%	8.5%	3.2% ↑
バームオイル	12,921	33,399	10.0%	3.6%	5.7%	2.1% ↑
大豆油	4,421	12,377	10.8%	1.2%	2.1%	0.9%
レディー・ミール	11,952	30,022	9.6%	3.3%	5.1%	1.8% ↑
冷蔵レディミール	2,955	6,445	8.1%	0.8%	1.1%	0.3%
冷凍レディミール	6,983	19,830	11.0%	1.9%	3.4%	1.5% ↑
ソース・ドレッシング・香辛料	35,820	60,747	5.4%	9.9%	10.4%	0.5% ↑
調味料	15,271	22,907	4.1%	4.2%	3.9%	-0.3%
テーブルソース	18,593	34,650	6.4%	5.1%	5.9%	0.8% ↑
スープ	352	406	1.4%	0.1%	0.1%	-0.0%
スプレッド	2,234	3,698	5.2%	0.6%	0.6%	0.0%
乳製品等	119,125	147,611	2.2%	32.9%	25.2%	-7.7% ↓
ベビーフード	31,110	30,418	-0.2%	8.6%	5.2%	-3.4% ↓
粉ミルク	30,380	29,584	-0.3%	8.4%	5.1%	-3.3% ↓
乳製品	69,123	92,008	2.9%	19.1%	15.7%	-3.4% ↓
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	25,548	33,875	2.9%	7.1%	5.8%	-1.3% ↓
ヨーグルト・乳製品	24,109	31,216	2.6%	6.7%	5.3%	-1.3% ↓
その他乳製品（コンデンスマルク等）	15,993	21,495	3.0%	4.4%	3.7%	-0.7% ↓
植物性乳製品	18,892	25,185	2.9%	5.2%	4.3%	-0.9% ↓
菓子等	78,617	116,124	4.0%	21.7%	19.9%	-1.9% ↓
チョコレート菓子・ガム類	22,657	30,935	3.2%	6.3%	5.3%	-1.0% ↓
チョコレート菓子	5,463	8,332	4.3%	1.5%	1.4%	-0.1%
キャンディ等	13,130	19,974	4.3%	3.6%	3.4%	-0.2%
アイスクリーム・冷凍デザート	9,897	14,180	3.7%	2.7%	2.4%	-0.3% ↓
アイスクリーム	9,897	14,180	3.7%	2.7%	2.4%	-0.3% ↓
ナツツ・クラッカー類	34,835	52,817	4.2%	9.6%	9.0%	-0.6% ↑
ソルティ・スナック	20,314	30,628	4.2%	5.6%	5.2%	-0.4%
その他	5,280	9,316	5.8%	1.5%	1.6%	0.1% ↑
ビスケット菓子類	11,228	18,192	4.9%	3.1%	3.1%	0.0%
ビスケット	10,383	16,501	4.7%	2.9%	2.8%	-0.0%
主食	94,637	176,406	6.4%	26.2%	30.2%	4.0% ↑
パン類	24,440	48,364	7.1%	6.8%	8.3%	1.5% ↑
パン	9,936	18,750	6.6%	2.7%	3.2%	0.5%
ケーキ	5,448	10,406	6.7%	1.5%	1.8%	0.3%
菓子パン	8,999	19,118	7.8%	2.5%	3.3%	0.8% ↑
朝食用シリアル	1,820	2,923	4.9%	0.5%	0.5%	-0.0%
加工果物・野菜	1,914	2,896	4.2%	0.5%	0.5%	-0.0%
加工肉・シーフード	15,261	32,688	7.9%	4.2%	5.6%	1.4% ↑
加工肉	6,009	14,935	9.5%	1.7%	2.6%	0.9% ↑
加工シーフード	8,833	16,292	6.3%	2.4%	2.8%	0.3% ↑
米・パスタ・麺類	51,202	89,534	5.7%	14.2%	15.3%	1.2%
麺	17,152	25,649	4.1%	4.7%	4.4%	-0.4% ↓
インスタント麺	14,598	21,698	4.0%	4.0%	3.7%	-0.3%
カップタイプ	3,830	6,268	5.0%	1.1%	1.1%	0.0%
袋タイプ	10,768	15,430	3.7%	3.0%	2.6%	-0.3% ↓
米	33,647	63,159	6.5%	9.3%	10.8%	1.5% ↑

(注) シャドーされていない分類は「主な内数」のため、合計しても上位階層の合計になるとは限らない。

(出所) Euromonitor より作成

(3) 輸出向け食品加工業の発展と政策動向

冒頭で述べたとおり、タイは内需のみならず、加工食品の輸出にも力を入れている。現在、海外向け輸出の多い加工食品としては、米製品（ライスヌードル等。2023 年の輸出額 51 億ドル）、キヤッサバ澱粉（2024 年の輸出額 28.3 億ドル、世界市場規模とシェアの 57%）、加工鶏肉（2024 年の輸出額 29.4 億ドル）、ツナの缶詰（2024 年の輸出額 24.9 億ドル）等が代表的である。また、BOI は、加工食品の中でも未来食品と呼ばれる分野（プラントベース食品、培養肉、代替タンパク質の開発）への投資を強化している。タイ内閣直属の政策機関である NXPO によると、タイ政府はこれらの未来食品輸出額を 2027 年までに 3,500 億バーツ規模に拡大することを目指している。この

目標達成に向け、2016 年に設立された食品イノベーションの拠点である Food Innopolis との連携を強化し、各種未来食品における研究開発を支援している。

(4) 今後の見通し推移

Euromonitor の調べに基づくと、2024 年から 2029 年までのタイ国内の 5 年間の加工食品市場の成長率は年率 5.7% 増と予想されている。

構成比の変化をみると、「食用油」(+0.5%)、「レディー・ミール」(+0.9%)、「パン類」(+0.9%) 等が上昇し、「乳製品等」(▲1.7%)、「菓子等」(▲0.8%) が低下すると見込まれている（図表 22-10）。

図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2024 年→2029 年）

分類	金額（100万バーツ）			構成比		
	2024	2029	年率成長率	2024	2029	差分
加工食品	584,649	771,218	5.7%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	144,508	201,412	6.9%	24.7%	26.1%	1.4%
食用油	49,636	69,048	6.8%	8.5%	9.0%	0.5% ↑
バームオイル	33,399	46,938	7.0%	5.7%	6.1%	0.4%
大豆油	12,377	16,572	6.0%	2.1%	2.1%	0.0%
レディー・ミール	30,022	46,763	9.3%	5.1%	6.1%	0.9% ↑
冷蔵レディミール	6,445	10,213	9.6%	1.1%	1.3%	0.2%
冷凍レディミール	19,830	31,411	9.6%	3.4%	4.1%	0.7% ↑
ソース・ドレッシング・香辛料	60,747	80,107	5.7%	10.4%	10.4%	-0.0% ↓
調味料	22,907	29,763	5.4%	3.9%	3.9%	-0.1%
テープルソース	34,650	46,377	6.0%	5.9%	6.0%	0.1%
スープ	406	471	3.0%	0.1%	0.1%	-0.0%
スプレッド	3,698	5,023	6.3%	0.6%	0.7%	0.0%
乳製品等	147,611	181,502	4.2%	25.2%	23.5%	-1.7% ↓
ベビーフード	30,418	34,048	2.3%	5.2%	4.4%	-0.8% ↓
粉ミルク	29,584	33,024	2.2%	5.1%	4.3%	-0.8% ↓
乳製品	92,008	113,607	4.3%	15.7%	14.7%	-1.0% ↓
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	33,875	40,655	3.7%	5.8%	5.3%	-0.5%
ヨーグルト・乳製品	31,216	38,894	4.5%	5.3%	5.0%	-0.3%
その他乳製品（コンデンスマルク等）	25,185	33,847	6.1%	4.3%	4.4%	0.1%
菓子等	116,124	147,310	4.9%	19.9%	19.1%	-0.8% ↓
チョコレート菓子・ガム類	30,935	39,946	5.2%	5.3%	5.2%	-0.1%
チョコレート菓子	8,332	11,628	6.9%	1.4%	1.5%	0.1%
キャンディ等	19,974	25,793	5.2%	3.4%	3.3%	-0.1%
アイスクリーム・冷凍デザート	14,180	14,082	-0.1%	2.4%	1.8%	-0.6%
アイスクリーム	14,180	14,082	-0.1%	2.4%	1.8%	-0.6%
ナツツ・クラッカーレイ	52,817	69,474	5.6%	9.0%	9.0%	-0.0%
ソルティ・スナック	30,628	37,971	4.4%	5.2%	4.9%	-0.3% ↓
その他	9,316	13,283	7.4%	1.6%	1.7%	0.1%
ビスケット菓子類	18,192	23,808	5.5%	3.1%	3.1%	-0.0%
ビスケット	16,501	21,490	5.4%	2.8%	2.8%	-0.0%
主食	176,406	240,995	6.4%	30.2%	31.2%	1.1% ↑
パン類	48,364	70,358	7.8%	8.3%	9.1%	0.9% ↑
パン	18,750	26,573	7.2%	3.2%	3.4%	0.2%
ケーキ	10,406	14,907	7.5%	1.8%	1.9%	0.2%
菓子パン	19,118	28,763	8.5%	3.3%	3.7%	0.5%
朝食用シリアル	2,923	3,992	6.4%	0.5%	0.5%	0.0%
加工果物・野菜	2,896	3,738	5.2%	0.5%	0.5%	-0.0%
加工肉・シーフード	32,688	46,005	7.1%	5.6%	6.0%	0.4%
加工肉	14,935	23,660	9.6%	2.6%	3.1%	0.5%
加工シーフード	16,292	19,977	4.2%	2.8%	2.6%	-0.2%
米・パスタ・麺類	89,534	116,901	5.5%	15.3%	15.2%	-0.2%
麺	25,649	30,396	3.5%	4.4%	3.9%	-0.4%
インスタント麺	21,698	25,404	3.2%	3.7%	3.3%	-0.4%
カップタイプ	6,268	7,568	3.8%	1.1%	1.0%	-0.1%
袋タイプ	15,430	17,836	2.9%	2.6%	2.3%	-0.3%
米	63,159	85,454	6.2%	10.8%	11.1%	0.3%

(注) シャドーされていない分類は「主な内数」のため、合計しても上位階層の合計になるとは限らない。

(出所) Euromonitor より作成

国外輸出に関しては、米製品、キャッサバ澱粉、加工鶏肉、ツナの缶詰の輸出は引き続き順調であり、世界シェアも概ね維持すると見込まれているものの、ココナッツ加工製品は近年競争力が低下傾向にあることが示唆されている。これらに加え、今後輸出の増加が見込まれるのがレディー・ミールや未来食品、プラントベース食品である。アユタヤ銀行によると、レディー・ミール市場約 6 億ドルのうち、内需向けと輸出向けはほぼ半分ずつであり、2026 年にかけて輸出量は年平均 5~6% 成長すると予測されている。また、未来食品の 2023 年の輸出額は前年から 23% 増加し、約 3.8 億ドル弱となった。これは食品輸出全体の約 11.4% を占め、2025 年以降も引き続き大幅な

成長が期待される。プラントベース食品に関しては、2024年には約1.5億ドルと想定されており、CP Foods、Thai Union、Thai President Foods等の大手企業が市場をけん引している。

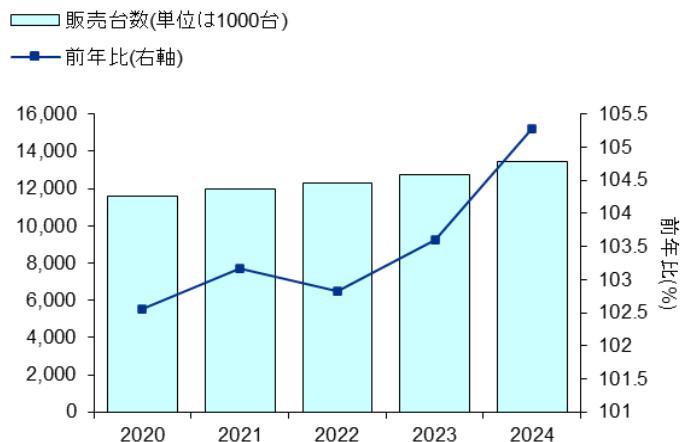
4. エアコン市場

(1) エアコンの市場規模とその推移

2024年現在のタイのエアコン・空調設備の市場規模は1,428万台であり(Euromonitor調べ)、そのうちの9割以上がエアコンである(その他の製品としては空気清浄機、除湿器、加湿器等がある)。

エアコンの小売は、ここ数年順調に拡大しており、特に2024年は前年比105%と順調な伸びを見せている。また、国内需要のみならず、輸出拠点としての地位も確立しつつあり、2024年には中国とメキシコに次いで、世界で3番目に大きな輸出国となった。2025年第一四半期の貿易統計によれば、空調機器・同部品の輸出額は、前年同時期に比べ20%以上も増加している。主要メーカーとしては三菱電機、ダイキン、シャープ、パナソニック等の日系企業に加え、LG、Haier、Thai Samsung等がある。エアコン市場は、三菱電機、ダイキン等の日系企業が引き続き大きなシェアを持つ分野であるが、競争力のある価格設定もあり、Haier等の非日系メーカーの躍進もみられる。

図表 22-11 エアコンの販売台数と成長率



(出所) Euromonitorより作成

(2) 今後の見通し

Euromonitorの調べに基づくと、2025年から2029年にかけての空調市場は、年率2.4~3.0%の範囲で成長すると予測されている。自動車産業の落ち込みに比して、空調、特にエアコン市場は依然日本企業が高いシェアを持つ分野である。他方で、昨今の環境意識の高まりによるエネルギー効率の高いモデルの需要やIoT技術を搭載したスマートエアコンなど、消費者の多様な嗜好に応じたラインナップが展開される中、新興ブランドの参入が相次いでおり、今後は競争が激化していくと思われる。

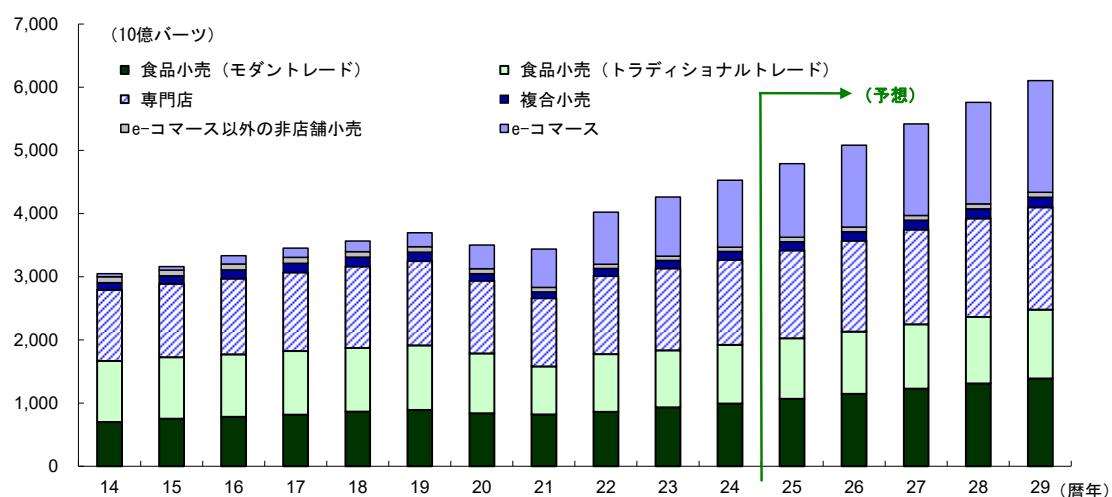
小売

(3) 市場概況

タイ国内の2024年の小売市場は4.5兆バーツ（Euromonitor調べ）である。COVID-19パンデミックの影響もあり、2020年、2021年と小売市場は落ち込んだが、2022年より毎年順調な成長を見せており、2025年以降も伸びる見込みである。中でもe-コマースは、特に2020年以降顕著な伸びを見せている。

業態の構成比の変化をみると、e-コマースは2014年時点では小売市場の1.5%を占めていたに過ぎなかつたが、2024年には23.5%と大幅に増加しており、モダントレードを上回る市場となっている。Statisticaによると、タイの人口の半分以上がオンラインショッピングを利用し、2023年には、タイ人の1週間あたりのネットショッピング利用率がアジア・太平洋地域で第1位となるなど、生活の中に深く浸透している。

図表 22-12 小売販売額の推移



(注) Luxury Retailing 及び Off-Price Retailing はデータが一部の年しかないため除外している。

モダントレード：コンビニエンスストアやスーパー・マーケット等の近代的な小売業態

トライディショナルトレード：市場や個人食料雑貨店等の伝統的な小売業態

(出所) Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

図表 22-13 業態別販売額構成比（2014年→2024年）

分類	金額（10億バーツ）			構成比		
	2014	2024	年率成長率	2014	2024	差分
小売売上高	3,007	4,505	4.1%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	2,958	3,448	1.5%	98.4%	76.5%	-21.9%
食品小売店	1,736	2,023	1.5%	57.7%	44.9%	-12.8% ↓
モダントレード	702	1,548	8.2%	23.3%	34.4%	11.0% ↑
(内、コンビニエンスストア)	337	555	5.1%	11.2%	12.3%	1.1%
(内、ガソリンスタンド付属店舗)	-	-	-	-	-	-
(内、ハイパーマーケット)	210	200	-0.5%	7.0%	4.4%	-2.5%
(内、スーパーマーケット)	155	238	4.4%	5.2%	5.3%	0.1%
トラディショナルトレード	965	927	-0.4%	32.1%	20.6%	-11.5% ↓
非食品専門店	1,123	1,344	1.8%	37.4%	29.8%	-7.5% ↓
アパレル・靴専門店	63	75	1.6%	2.1%	1.7%	-0.5%
電化製品専門店	268	306	1.3%	8.9%	6.8%	-2.1%
健康・美容関連製品専門店	141	155	1.0%	4.7%	3.4%	-1.2%
(内、美容専門小売店)	32	35	1.0%	1.1%	0.8%	-0.3%
(内、調剤薬局)	45	52	1.4%	1.5%	1.2%	-0.3%
(内、メガネ等小売店)	10	15	4.0%	0.3%	0.3%	-0.0%
日用品・家具・園芸専門店	63	75	1.6%	2.1%	1.7%	-0.5%
D I Y	268	306	1.3%	8.9%	6.8%	-2.1%
家具・日用品専門店	189	318	5.4%	6.3%	7.1%	0.8%
レジャー・スポーツ用品専門店	159	147	-0.8%	5.3%	3.3%	-2.0%
(内、鞄)	22	25	1.3%	0.7%	0.6%	-0.2%
(内、時計・宝飾品)	106	77	-3.1%	3.5%	1.7%	-1.8%
(内、メディア製品)	-	-	-	-	-	-
(内、ペッターショップ)	9	19	7.3%	0.3%	0.4%	0.1%
(内、スポーツ用品)	24	37	4.3%	0.8%	0.8%	0.0%
(内、文具・オフィスサプライ)	-	-	-	-	-	-
(内、玩具・ゲーム)	7	83	27.8%	0.2%	1.8%	1.6%
その他非食品専門店	186	438	8.9%	6.2%	9.7%	3.5%
百貨店等	118	136	1.5%	3.9%	3.0%	-0.9%
(内、デパート)	114	129	1.3%	3.8%	2.9%	-0.9%
非店舗型小売	48	1,057	36.1%	1.6%	23.5%	21.9% ↑
訪問販売	92	69	-2.9%	3.1%	1.5%	-1.5%
通販（除くインターネット決済）	-	-	-	-	-	-
インターネット小売	48	1,057	36.1%	1.6%	23.5%	21.9% ↑
(内、アパレル・靴)	3	68	36.7%	0.1%	1.5%	1.4%
(内、美容・パーソナルケア)	2	31	30.2%	0.1%	0.7%	0.6%
(内、白物家電)	3	25	24.6%	0.1%	0.5%	0.5%
(内、黒物家電)	10	60	19.0%	0.3%	1.3%	1.0%
(内、コンシューマーヘルス)	4	12	11.1%	0.1%	0.3%	0.1%
(内、食品・飲料)	7	61	24.1%	0.2%	1.3%	1.1%
(内、ホームケア)	1	7	23.2%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、修繕・ガーデニング)	6	17	11.9%	0.2%	0.4%	0.2%
(内、眼鏡・アクセサリー)	2	12	18.4%	0.1%	0.3%	0.2%
(内、ペットケア)	1	8	23.1%	0.0%	0.2%	0.1%
(内、玩具・ゲーム)	8	55	20.6%	0.3%	1.2%	0.9%
(内、その他)	16	100	20.2%	0.5%	2.2%	1.7%

(出所) Euromonitor より作成

2014 年と 2024 年で業界別販売額を比較すると（図表 22-13）、店舗側小売の構成比が 20% 以上落ちた一方で、e-コマースの売上高は、小売の売上高全体の 4 分の 1 弱を占めるまでに成長している。e-コマースの分野別売上においては、多くのカテゴリーで年率 20% 以上の成長が見られ、中でもアパレルや美容製品は、年率 30% を超える成長を示している。

タイの e-コマースサイトは、シンガポール Sea グループのショッピー、アリババグループのラザダが圧倒的な利用者数を誇っている。その他の事業者として、TikTok Shop が 2022 年よりサービスを開始しており、2023 年にはシェア 3 位、2024 年以降はさらにシェアを伸ばしている。タイの地場財閥セントラルグループと中国企業の合弁事業である JD Central 等も以前は一定のシェアを誇っていたが、2025 年現在はこれらの企業に後れを取っているようだ。なお、後発で参入した TikTok Shop が急成長を遂げた要因として、購買体験にエンターテイメント要素を加える「ショッパーiment」というコンセプトが多くの消費者を引き付けていることがある。

食品小売のうち、モダントレードも近年成長を見せており、売上高構成比の 35% 弱を占める。モダントレードの業態の一つであるスーパーマーケットについては、ザ・モールグループが経営する Gourmet Market やセントラルグループの TOPS がバンコク中心部（中心部は富裕層が多い）で欧米の輸入品を扱っており、高級路線となっている。地場財閥 CP グループのロータスは中間層向け（郊外に出るほど中間層が多くなる）となっている。日系企業ではイオングループや、富士シティオと地場企業の合弁によるフジスーパーが進出している。

コンビニエンスストアはセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等が進出している。セブンイレブンはタイでは CP グループの傘下であり、タイのコンビニエンスストアとしては最も店舗数が多く、2024 年末時点で店舗数は 15,000 店を超えており、地場企業によるコンビニではタイの大手財閥 TCC グループのミニ・ビッグ C もあり、順調に店舗数を増やしている。他方、かつてセントラルグループとのフランチャイズにより展開していたファミリーマートは、2023 年に契約が終了し、残っていた店舗は全て「Tops Daily」とリブランドされている。

その他、小売の中でも、非食品専門店において日系企業の進出が目立つ業態がドラッグストアであり、日系のツルハドラッグやマツモトキヨシ等が進出している。2025 年 7 月末時点でマツモトキヨシはタイに 30 店舗以上、ツルハドラッグは 25 店舗展開している。マツモトキヨシは現地流通大手のセントラルグループの中核会社であるセントラル・フード・リテールと合弁会社を設立して 2015 年に進出した。外資では、中国系のワトソンズや英国系の Boots 等も進出している。

現地調査では、日本に旅行経験のあるタイ人が増えており、そこで見た日本の商品を買いたがる傾向があるという声が聞かれた。質が良ければ高い価格でも購入する傾向があるようである。しかしながら、輸入品の仕入れに関して、規制で明文化されていない部分が多く、税関の職員の裁量が大きくなることから、見解の相違等が発生することが多いということであった。また、2024 年 7 月より、1,500 バーツ以下の商品にも VAT、物品税が課税されることとなり、輸入コストは上昇している。

決済方法については現金による支払いもまだ多いが、COVID-19 パンデミックでの個人消費刺激策「コン・ラ・クル」が実施され、政府指定の電子ウォレット「Paotang」を通じた QR コード決済を行うと政府が一定の支払額を補填するという政策が導入され、現地では当該施策によりキャッシュレス化が進んでいるとの声も聞かれた。QR コード決済では、「Paotang」以外にも、

電話番号や ID で送金可能な PromptPay というサービスも普及している。

(4) 小売企業の海外進出動向

前述のとおり、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアなど、多くのモダントレードにおいて外資系企業がタイの小売業に進出している。一方で、タイの地場企業や e-コマース事業者も、海外輸出や海外事業の展開を行っている。

中でも、e-コマースの輸出収入は 2023 年時点で約 60 億ドルであり、2028 年には約 90 億ドルに成長することが予測されている（年平均成長率 8~9%）など、今後伸びが期待できる分野である。背景には、デジタル決済手段の発展や、タイの国際貿易振興局（Department of International Trade Promotion : DITP）と Amazon Global Selling 提携が進めるタイ製品の米国市場向け輸出支援策がある。この政策は、タイの特に中小企業の輸出を支援するものである。DITP は中小企業向けにセミナーを実施し、米国の消費者の嗜好や市場動向に関する情報提供を行うことで、タイ企業の輸出事業の促進を目指している。

店舗型小売の企業に関しても、海外に進出する事例が近年増えている。CP グループは、傘下にある小売企業の再編と海外進出を着々と進めている。ベトナムでの資金調達と子会社の IPO を進めており、2024 年の海外売上のうち 21% がベトナムからのものである。また、中国からの売上も同 6% を占め、ブロイラー、水産事業などを展開している。同グループの Lotus's についても、マレーシアにハイパー・マーケット、スーパー・マーケット併せて 70 の店舗を展開する等、マレーシアを最大の海外拠点としている。

さらに、タイ国内に 2,000 強の店舗を展開する Central グループ配下の Central Retail Corporation は、2025 年 6 月末時点ベトナムに 131、イタリアに 9 の店舗を展開しており、更なる新規出店と改装のため、3 年間で最大 470 億バーツを出資する見込みである。

BJC グループ配下の Big C Supercenter は、既にカンボジアに 36 店舗、ラオスにハイパー・マーケット、香港にコンビニ 14 店舗を展開しており、2025 年以降は大型投資を実施し、コンビニエンスストア（Big C mini）を中心に 250 以上の新規出店を予定している。

このように、オンラインでの越境 EC を行うケースは増えているものの、実店舗型での海外進出は、相応の資本力やサプライチェーンを要することもあり、財閥系を基盤にもつ大手企業が中心である。

(5) タイ国内小売業の今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2024 年から 2029 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 6.3% 増と予想されている（図表 22-14）。店舗型の小売は全体的に構成比が減少し、e-コマースの構成比が上昇する予測となっている。

e-コマースの内訳では、どの分野も数% 以上の成長が見込まれているが、特にペットケアやアパレル・靴、眼鏡・アクセサリーの成長率が高いと予想されており、年率成長率が 17.6%、15.2%、12.0% と予測されている。一方、スーパー・マーケットやデパートの成長率はそれぞれ 4.9%、3.2% と、小売全体の成長率と比較しても低い成長率の見込みとなっている。

図表 22-14 業態別販売額構成比（2024年→2029年）

分類	金額（10億バーツ）			構成比		
	2024	2029	年率成長率	2024	2029	差分
小売売上高	4,505	6,105	6.3%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	3,448	4,337	4.7%	76.5%	71.0%	-5.5%
食品小売店	2,023	2,623	5.3%	44.9%	43.0%	-2.0% ↓
モダントレード	1,548	2,203	7.3%	34.4%	36.1%	1.7%
(内、コンビニエンスストア)	555	811	7.9%	12.3%	13.3%	1.0%
(内、ガソリンスタンド付属店舗)	-	-	-	-	-	-
(内、ハイパーマーケット)	200	278	6.8%	4.4%	4.6%	0.1%
(内、スーパーマーケット)	238	302	4.9%	5.3%	5.0%	-0.3%
トラディショナルトレード	927	1,089	3.3%	20.6%	17.8%	-2.7% ↓
非食品専門店	1,344	1,617	3.8%	29.8%	26.5%	-3.3%
アパレル・靴専門店	75	87	3.2%	1.7%	1.4%	-0.2%
電化製品専門店	306	357	3.1%	6.8%	5.8%	-0.9%
健康・美容関連製品専門店	155	190	4.1%	3.4%	3.1%	-0.3%
(内、美容専門小売店)	35	44	4.5%	0.8%	0.7%	-0.1%
(内、調剤薬局)	52	65	4.5%	1.2%	1.1%	-0.1%
(内、メガネ等小売店)	15	19	4.7%	0.3%	0.3%	-0.0%
日用品・家具・園芸専門店	75	87	3.2%	1.7%	1.4%	-0.2%
D I Y	306	357	3.1%	6.8%	5.8%	-0.9%
家具・日用品専門店	318	408	5.1%	7.1%	6.7%	-0.4%
レジャー、スポーツ用品専門店	147	179	4.0%	3.3%	2.9%	-0.3%
(内、鞄)	25	29	2.7%	0.6%	0.5%	-0.1%
(内、時計・宝飾品)	77	97	4.5%	1.7%	1.6%	-0.1%
(内、メディア製品)	-	-	-	-	-	-
(内、ペットショップ)	19	28	8.1%	0.4%	0.5%	0.0%
(内、スポーツ用品)	37	44	3.5%	0.8%	0.7%	-0.1%
(内、文具・オフィスサプライ)	-	-	-	-	-	-
(内、玩具・ゲーム)	83	128	9.0%	1.8%	2.1%	0.3%
その他非食品専門店	438	647	8.1%	9.7%	10.6%	0.9%
百貨店等	136	161	3.4%	3.0%	2.6%	-0.4%
(内、デパート)	129	151	3.2%	2.9%	2.5%	-0.4%
非店舗型小売	1,057	1,768	10.8%	23.5%	29.0%	5.5% ↑
訪問販売	69	81	3.2%	1.5%	1.3%	-0.2%
通販（除くインターネット決済）	-	-	-	-	-	-
インターネット小売	1,057	1,768	10.8%	23.5%	29.0%	5.5% ↑
(内、アパレル・靴)	68	138	15.2%	1.5%	2.3%	0.7%
(内、美容・パーソナルケア)	31	53	11.3%	0.7%	0.9%	0.2%
(内、白物家電)	25	34	6.3%	0.5%	0.6%	0.0%
(内、黒物家電)	60	86	7.6%	1.3%	1.4%	0.1%
(内、コンシューマーヘルス)	12	19	9.9%	0.3%	0.3%	0.0%
(内、食品・飲料)	61	95	9.4%	1.3%	1.6%	0.2%
(内、ホームケア)	7	9	7.4%	0.1%	0.2%	0.0%
(内、修繕・ガーデニング)	17	22	5.4%	0.4%	0.4%	-0.0%
(内、眼鏡・アクセサリー)	12	21	12.0%	0.3%	0.3%	0.1%
(内、ペットケア)	8	18	17.6%	0.2%	0.3%	0.1%
(内、玩具・ゲーム)	55	86	9.4%	1.2%	1.4%	0.2%
(内、その他)	100	-	-	2.2%	-	-

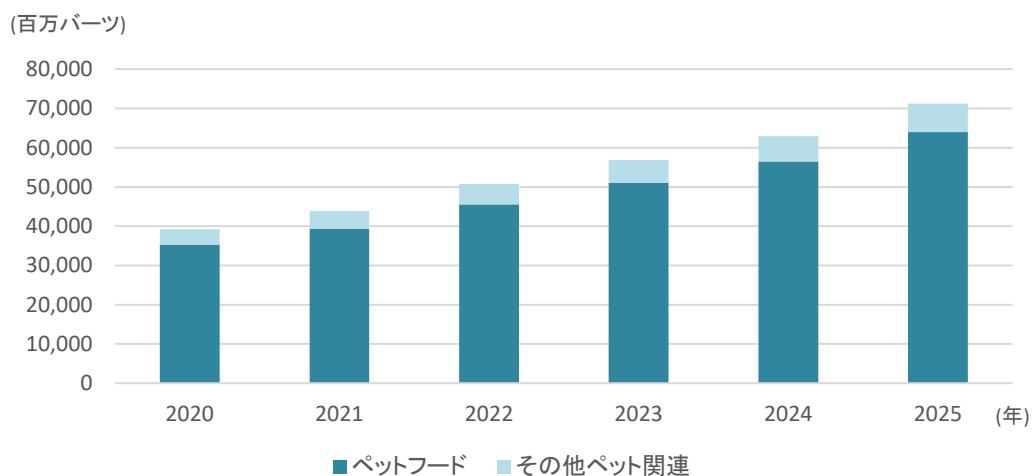
(出所) Euromonitor より作成

5. ペット関連市場

(1) 市場概況

タイの2024年のペット関連市場は565億バーツ（Euromonitor調べ）である。所得の増加やライフスタイルの変化に伴い、2020年以前より年率10%以上の成長を続けてきた市場は、2025年現在も堅調である。ペットを家族の一員として扱う考え方が浸透しつつあり、ペットの健康に関するサービスや衣服、アクセサリー等の取扱いが増えている。ペット関連市場の中でとりわけ規模の大きいのが、約9割を占めるペットフード市場である（図表22-15）。ペットフード以外ではペット用雑貨やそれを扱う小売店、ペットサロン、動物病院、ペット用医薬品等がある。

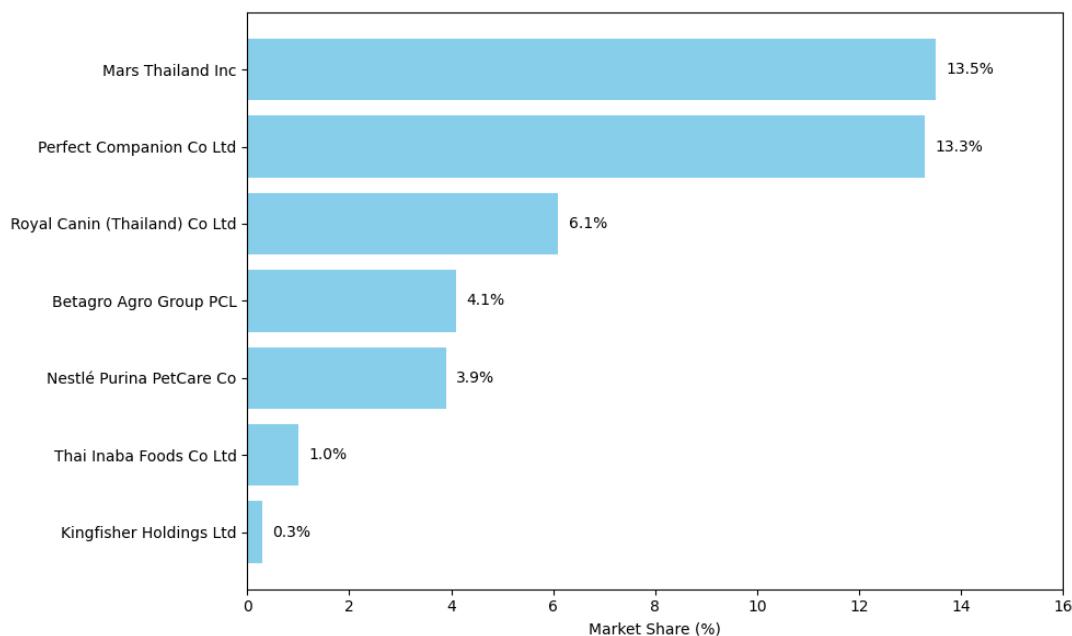
図表 22-15 ペット関連市場の推移



（出所）Euromonitor より作成

タイのペット関連市場には、地場企業だけでなく外資企業も多く参入している。図22-16のとおり、アメリカに本社を置くMars Thailand Inc、ほぼ同率でタイの財閥であるチャロン・ポカパ(C.P.)グループの一員であるPerfect Companion Co Ltdの二つがシェア10数%とトップを占め、その後にフランスに本社を置くRoyal Canin(Thailand)Co Ltd、地場企業のBetagro Agro Group PCLと続く。なお、「CIAO ちゅ～る」で有名ないなば食品のタイ法人であるThai Inaba Foods Co Ltdは業界13位のシェア、日本のマルハニチロが出資する現地法人のKingfisher Holdings Ltdは17位に位置している。

図表 22-16 ペットフードの業界シェア



(出所) Euromonitor より作成

(2) ペットフード業界

上記図表 22-16 から分かるように、ペットフードは市場全体をけん引する大きな領域である。2025 年 3 月に実施した現地調査においても、ペットの家族化に伴い、材料にこだわったプレミアムペットフードの需要が増えているとの声があった。タイはペットフードの生産に必要な食材が豊富かつ安く手に入りやすい環境が整っており、インフラも比較的整備されていることから、海外向け製品の生産拠点としても魅力的なようである。ペットフードの流通にあたっては、スーパーマーケットやコンビニ等の伝統的な小売りチャネルが有力であるが、近年はオンライン販売を行うプラットフォーム (Shopee や Lazada 等) も台頭している。

(3) ペットホテル

特に都市部でのペット所有の増加に伴い、飼い主不在時のペットホテルの需要が高まっている。中でも、宿泊時に健康管理や医療サービスを提供する、プレミアムなペットホテル事業が活況である。タイ国内には約 60 のペットホテルチェーンと独立した約 200 のペットホテルが存在するが、ペットフードの業界のプレイヤー (Mars Petcare、Nestle Purina 等) も積極的にホテル業界に参入し、シェアを争っている。

(4) その他のペット産業

上記以外に特筆すべきペット関連サービスは動物病院や動物用医薬品、そしてペットサロン等である。動物病院に関しては、タイ最大の私立病院ネットワークを持つ Thonglor International Pet

Hospital や、2023 年以降急速に都市部を中心にクリニックチェーンを展開している Arak Animal Healthcare 等の地場企業が主要なプレイヤーである。動物用医薬品に関しては、世界最大の動物用医薬品企業である Zoetis Inc. や、寄生虫の駆除薬に強みを持つ Merial、Zoetis (Pfizer の動物用医薬品部門) 等が大きなシェアを持つ。ペットサロンに関しては、Pet Pro 等の地場企業に加え、外資系企業も参画している。日系企業では、日本とシンガポールでサロンを運営するソプラ銀座が、2022 年にバンコクに進出している。

(5) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2020 年前後の新型コロナウイルス感染症の流行を機に成長を増したペット業界は、2025 年以降も順調に成長を続けると予測されている。2022 年には、日本貿易振興機構 (JETRO) の展開する日本製品の販売促進事業「ジャパンモール 2022」で初めてペット用品が扱われるなど、注目が高まっている分野である。

ひとくちメモ 12： 消えゆくタイの屋台とタイ人の食卓

タイ、バンコク旅行の醍醐味の一つでもあった屋台が、バンコク市内を中心にその数を減らしつつある。背景には、歩行者の通行の妨げになること、衛生上の理由から、2017 年以降、主要道路から屋台を排除する施策が取られていることがある。ただし、屋台を全て禁じるのではなく、衛生的に管理できるエリアを設置し、そちらに移設する等の対策が取られている。現地調査を行った際にも、道路に面した一角に屋台が数軒集まっているところや、ショッピングモールの上層階のフードコートで、屋台と変わらない値段で食べ物を提供しているところがあった。

では、屋台が減少している今、タイの人々はどこから食料を調達するのかというと、上記のような整備された屋台やフードコートに加え、コンビニエンスストアが大きな代替手段になっているとのことである。タイで多くの店舗を持つセブンイレブンは現地の財閥大手である CP グループにより運営されており、食事の一品となりうる総菜類が豊富かつ安価に取り扱われている。

このように、タイの外食や中食文化は引き続き堅調であり、日本人のように家の中で調理する習慣はあまりないようだ。家の台所の設備も必要最低限しかない（電子レンジのみ等）場合があり、比較的自炊を重視する日本人からするとギャップに感じることもあるだろう。



道路に面した区画にある屋台群（現地調査にて撮影）

ひとくちメモ 13：右肩上がりに増える日本食レストラン

数万人規模の日本人が住んでいるタイでは、日本食の飲食店が多い。ジェトロの「2024年度タイ国日本食レストラン調査」によれば、2024年の日本食レストランの店舗数は、5,916店舗と前年から2.9%の増加であった。2022年の年率約20%に比べれば伸び率は落ちているものの、バンコクやその近郊、その他の地方それぞれで前年度比3%弱増加している。

日本食レストランの軒数が増えるとともに、高級店から大衆店まで価格帯も広がっている。特に2025年の現地調査では、とんかつ店やしゃぶしゃぶ・すき焼きのお店が目をひいた。元々タイではあまり牛肉を食する習慣がなかったようだが、これら海外からの食の流入などを機に、近年は食べる機会が増えているようである。また、日本のローカルチェーンである8番らーめんは、日本国内での展開はほぼ北陸地方近辺に限定されているものの、タイでは多くのショッピングモールに店舗を構えていることに驚かされた。ただし、メニューは日本のものとは大きく異なり、トムヤム味のラーメンなどタイ風にアレンジされたものだった。

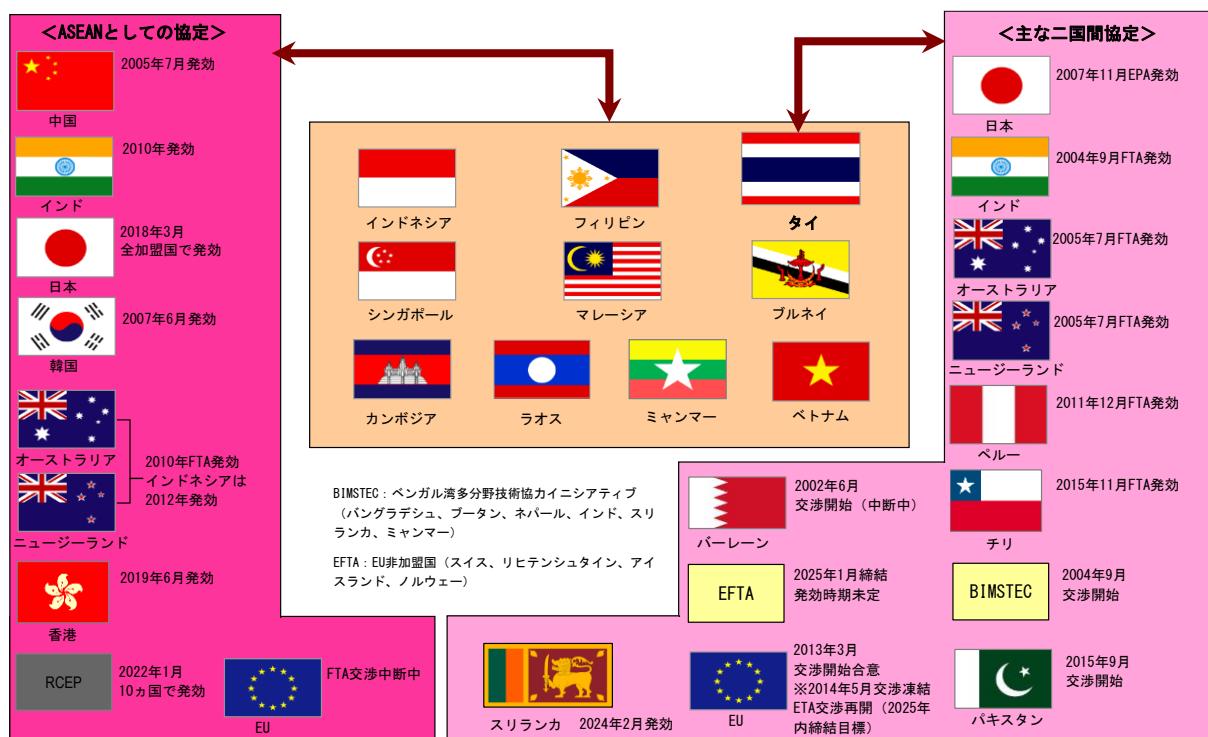
ジェトロの同調査では、「タイの外食産業では常に新しいものが求められる。目新しく、タイ人の嗜好に合わせたものが出てくれれば更なるニーズを創出できる可能性が高い。」というコメントがあった。現地の人の好みに合わせて柔軟に変化していくことも重要なかもしれない。

6. FTA、EPAの進捗状況

図表22-17から22-19にかけて、タイの各国との自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）や経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）の交渉・発効についての進捗状況をまとめた。タイのFTA・EPAの特徴としては、ASEANを通じた協定締結よりも先行して、特定の相手国に基づく二国間協定を締結していることが挙げられる。具体的には、日本との二国間協定は2007年11月に発効しており、日本・ASEAN包括的経済連携協定が発効した2008年12月よりも早い。同様にインド（二国間協定発効：2004年9月）、豪州（同：2005年7月）、ニュージーランド（同：2005年7月）についても、二国間協定締結がASEANとの枠組み（2010年に発効）に対して5年ほど先行している。

JETROの「世界のFTAデータベース」（2022年11月現在）によると、日本、インド、豪州、ニュージーランド以外で既にタイとの二国間協定が発効している国は、ペルー（2011年12月発効）とチリ（2015年11月発効）、スリランカ（2024年2月発効）があり、ASEANとしての枠組みでは中国（2005年7月発効）、インド（2010年発効）、韓国（2007年6月発効）、香港（2019年6月）との間で協定が発効している。（図表22-15）。

図表 22-17 タイの二国間、多国間経済・貿易協定の概要



（出所）JETRO「世界のFTAデータベース」等より作成

欧州諸国とのFTAに関しては、2010年の交渉開始から15年経った2025年1月にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスからなるEFTAとの間でFTAを締結した。EUとタイとの枠組みについては、2014年5月のタイの軍事クーデターにより交渉を凍結していたものの、2023年3月に交渉再開に合意した。複数回の交渉を経て、2025年内に自由貿易協定を締結するこ

とを目指している。交渉においては、モノやサービス等の市場アクセスに加え、迅速な植物検疫手続や知的財産権保護、デジタル化や持続可能なグリーンエネルギーへの移行等が主眼になっている。

米国との FTA については、タイから米国への輸出品の多くがゼロ関税、または特恵国関税 (Generalized System of Preferences : GSP、開発途上国からの輸入に係る関税を原則免除する協定) を享受していたこともあり、これまで議題に挙がっていなかったが、2025 年のトランプ政権樹立に伴い、タイから米国への輸出に対しても 36% 程度の関税を課すことが提示された。2025 年 4 月現在、課税開始時期や課税金額については議論中であるが、タイから米国向けの輸出製品を持つ事業者にとっては負担となる可能性がある。GSP 制度は 2020 年に期限切れになったものの、その更新の有無については、昨今の相互関税の動きの中で注視が必要である。なお、2024 年の GSP を活用したタイの輸出金額は 35 億 6500 万ドルで、うち最大の輸出相手国は米国であった。

地域の大型協定については、2022 年 1 月に、日本と ASEAN を含む 15 カ国が参加する「地域的な包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP)」が 10 カ国で発効した。RCEP について、日系企業にとっては、原産地の累積条項というメリットの活用が今後期待されるものの、以前より JTEPA が存在することから、あまり大きな変化は生じていない模様である。日本を含む 12 カ国による環太平洋パートナーシップ協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP) については、引き続き参加が検討されている。

なお、JTEPA については、2021 年 12 月に品目別規則で適用される HS コードを 2017 年版に変更するという改正が行われたほか、2025 年 3 月には原産地証明書手続における電子化の試験的な導入がスタートしており、今後の各種手続の変更には注意が必要。

図表 22-18 タイの交渉中のFTA・EPAの詳細

【交渉中】

枠組	加盟国・地域	名称	交渉開始年月	経緯
タイ	パングラデシュ、 ブータン、ネパール、 インド、スリランカ、 ミャンマー	ベンガル湾多分野技術協力 イニシアティブ (BIMSTEC)	2004/9	1997/6：バングラデシュ、スリランカ、タイ経済協力として設立 1997年：ミャンマー加盟 2003年：ブータン、ネパール加盟 2004/2：FTA枠組協定署名 2004/7：BIMSTECに名称変更 2004/9：交渉開始
	パキスタン	タイ・パキスタン自由貿易協定	2015/9	2005/5：共同研究開始に合意 2007/9：共同研究終了 2015/8：交渉開始合意 2015/9：交渉開始
	EU	EU・タイ自由貿易協定	2013/5	2013/3：交渉開始合意 2013/5～2014/4：計4回の交渉 2023/3：交渉再開（2025年内締結目標） 2023/9～2025/4：計5回の交渉
	バーレーン	タイ・バーレーン自由貿易協定	2002/6	2002/6：交渉開始 (交渉中断中)
	EFTA加盟国	EFTA・タイ自由貿易協定	2005/10	2005/10：交渉開始 (交渉中断中) ※EU非加盟国（スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー）
ASEAN	日本、中国、韓国 インド、豪州 ニュージーランド	東アジア地域包括的 経済連携（RCEP）	2013/5	2012/11：RCEP交渉立上げ宣言 2013/5～2018/10：計24回の交渉 2018/11：第2回 RCEP首脳会合開催
	EU	EU・ASEAN自由貿易協定	2007/5	2007/5：交渉開始 2009/5：交渉凍結。ASEAN諸国との個別交渉に移行 2013/3：交渉再開の可能性に向けて検討開始 (交渉中断中)

【署名済】

枠組	加盟国・地域	名称	署名/交渉妥結年月	備考
ASEAN	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	2017/1	【自由貿易協定】 両協定には物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、紛争処理解決メカニズムに関する内容が盛り込まれたとみられる。FTAについては、調印後、ASEAN10カ国のうち4カ国が国内手続きを完了した時点で発効に向けた手続きが開始されることとなる。

【締結済・発行時期未定】

枠組	加盟国・地域	名称	締結年月日	備考
タイ	EFTA	タイ・EFTA自由貿易協定	2025/1	発効時期未定

(出所) JETRO「世界のFTAデータベース」等より作成

図表 22-19 タイの発効済み FTA・EPA の詳細

枠組	対象国・地域	名称	発効年月	主な内容
タイ	日本	日本・タイ経済連携協定	2007/11	【自由貿易協定】 日本側は輸入額の92%を無税化、タイ側は同97%を無税化。鉄鋼は10年以内に関税撤廃。タイの日本からの自動車部品輸入（対象146品目）のうち、115品目の関税が2012/4に撤廃され、残りの31品目も2014/4に撤廃された。
	ラオス	ラオス・タイ特恵貿易協定	1991/6	【特恵貿易協定】
	インド	インド・タイ経済協力枠組協定	2004/9	【自由貿易協定】 アーリーハーベストの82品目は2004年9月以降段階的に引き下げられ、2006年9月には完全撤廃された。アーリーハーベスト発効後、対象品目の貿易ではタイからインドへの輸出が拡大し、インド側の対タイ貿易赤字が拡大した。
	豪州	豪州・タイ自由貿易協定	2005/1	【自由貿易協定】 豪州側はFTA発効後全品目の82%の関税を即時撤廃、残りの13%を2010年までに、4%を2015年までに段階的に撤廃。タイ側は全品目の50%の関税を即時撤廃、残りの45%を2010年までに、鉄鋼製品や酪農品などセンシティブ品目は2025年までに段階的に撤廃。
	ニュージーランド	ニュージーランド・タイ経済緊密化協定	2005/7	【自由貿易協定】 豪州・タイFTAをモデルとしている。タイ側は発効時に全体の54%にあたる2,978品目について関税即時撤廃。2010年までに1,961品目を追加撤廃。残るセンシティブ品目のうち、520品目は2015年までに撤廃するが、牛乳、バターなど特に保護が必要な23品目に関しては2010年までに関税撤廃先送り。NZ側は協定発効と同時に品目総数の約8割にあたる5,878品目について関税撤廃。更に2010年までに697品目の関税撤廃。2015年までに残る856のセンシティブ品目（繊維、衣類、靴など）の関税を撤廃する。
	GSTP42カ国・地域	途上国間貿易特恵関税制度(GSTP)	1989/4	【特恵貿易協定】
	ペルー	タイ・ペルー経済緊密化パートナーシップに関する枠組協定	2011/12	【自由貿易協定】
	チリ	タイ・チリ自由貿易協定	2015/11	【自由貿易協定】 発効に伴い、チリは全7,855品目のうち90.8%に相当する7,129品目の関税を、タイは全9,625品目のうち86.8%に相当する8,351品目の関税を、それぞれ即時撤廃した。また、両国は発効から8年内に、タイ側指定する一部の例外品目（農産品など）を除き、原則すべての品目の関税を撤廃する。
	スリランカ	スリランカ・タイ自由貿易協定	2024/2	【自由貿易協定】 両国ともに、HSコード基準で50%の品目は関税が即時撤廃され、30%の品目は、2025年1月から15年以内に3段階に分けて関税率が引き下げられる。さらに、5%の品目は16年目から引き下げられ、残りの15%の品目は自由化の対象外となっている。
ASEAN	日本	日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)	2018/3 全加盟国で発効	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。ASEAN6（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は10年以内に貿易額の90%（品目ベースで90%）を無税化。CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は関税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じてASEAN6との差を設ける。
	ASEAN 10カ国	ASEAN物品貿易協定(ATIGA)	1993/1：CEPT発効 2009/2：署名 2010/1：発効	【自由貿易協定】 ATIGAは、従来のAFTA-CEPT協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置などを一本化したもの。域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN先行加盟6カ国（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は2010年に、新規加盟4カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は2015年に域内関税を撤廃。但し、新規加盟国については総品目数の7%を上限に、2018年まで関税撤廃機関の猶予が与えられた。
	中国	中国・ASEAN自由貿易協定(ACFTA)	2005/7	【自由貿易協定】 農産品分野の関税引き下げを2004/1開始。現在までに農産品の関税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005/7から関税引き下げを実施。中国とASEAN先行加盟6カ国は物品貿易の90%について2010年までに関税を撤廃し、CLMV諸国は2015年までに撤廃することを目指す。 センシティブ品目は、400品目以内で、且つ総輸入の10%以内、高度センシティブ品目は、センシティブ品目の40%もしくは100品目のいずれか少ない方を指定可能。センシティブ品目は2010年末まで、高度センシティブ品目は2014年末までに現行関税を維持でき、以降、段階的に引下げ予定。 2010/1からASEAN先行加盟6カ国と中国との間で約89%の品目で関税が撤廃された。2012/1からセンシティブ品目の関税が20%以下に削減された。高度センシティブ品目は2015/1から50%以下に削減された。
	韓国	韓国・ASEAN自由貿易協定	2007/6	【自由貿易協定】 物品貿易では、双方は原則として2010/1までにそれぞれ輸入の90%（輸入金額、品目数ベース、ノーマルトラック）にあたる品目について関税撤廃。2016年までに残りの7%について関税を0~5%に引き上げ、残りの3%については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外、長期間の関税引き下げ、関税割当設定などからEまで5つのグループを設定。また、CLMV諸国はノーマルトラックの関税引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも50%を0~5%に（ベトナム：2013/1まで、CLM：2015/1まで）、品目数の90%を0~5%に（ベトナム：2016/1まで、CLM：2018/1まで）、全品目の関税の完全撤廃（ベトナム：2018/1まで、CLM：2020/1まで）との段階を経て削減される。
	インド	ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定	2010/1	【自由貿易協定】 関税については、2013年末と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品貿易では、2008/8にインド側489品目のネガティブリストを含む内容で合意、2010/1に発効した。
	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定	2010/1 インドネシアは2012/1	【自由貿易協定】 全18章からなる極めて包括的な協定で、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力などを含んでいる。品目数（タリフライン）ベースで、豪州、NZ、シンガポールは100%自由化（関税撤廃）を実現するなど自由化率の高いFTA。

(出所) JETRO「世界のFTAデータベース」等より作成

第23章 最近のトピックス

1. タイのエネルギー・トランジション及び脱炭素政策

タイ政府は2050年カーボンニュートラル、2065年ゼロエミッションという目標を掲げ、当該分野の投資を呼び込む意欲を示している。タイ政府によるエネルギー・トランジションに関する目標（NDCやCOP26等で言及されたもの等）の主要なものは次表のとおりである。

図表 23-1 タイ政府が掲げるエネルギー・トランジションに関する主な目標

省エネ	<ul style="list-style-type: none"> 2036年までにエネルギー原単位を2010年比30%削減する。
再エネ	<ul style="list-style-type: none"> 2037年までに最終エネルギー消費量に占める再エネの割合を30%にし、再エネによる発電容量を36%、発電量を20%にする。 2036年までに輸送用燃料消費量に占める再エネの割合を25%にする。
運輸交通	<ul style="list-style-type: none"> 2036年までに電気自動車120万台、充電ステーションを690カ所に増加する。
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までにGHG排出量をBAUレベルより20%削減し、国際的な支援の強化により25%の削減を目指す。 技術移転・協力と資金調達の支援により、2050年にカーボンニュートラル、2065年にGHG排出量ゼロを達成する。

(出所) IEA “Southeast Asia Energy Outlook 2022”

また、タイ政府は「BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済」を今後の経済・社会開発の重要なテーマとして掲げており、投資促進の優先分野としている。2022年11月にタイ政府を議長国として開催されたAPEC首脳会議では、BCG経済に関するバンコク目標²⁰が採択された。

バンコク目標では、エネルギー・トランジションの分野において、各国・地域の経済状況を反映した様々なパスウェイを通じて、クリーンで低炭素のエネルギーへの移行を進めることに加え、様々な技術やアプローチが利用可能であることを認識しながら、費用対効果の高いネットゼロ技術等の研究、開発、展開を促進すること等が掲げられ、2025年3月のAPEC2025（テーマは「持続可能な明日を築く」）を一つのマイルストーンとして取組が進められた。

²⁰ [https://www.apec.org/meeting-papers/leaders-declarations/2022/2022-leaders-declaration/bangkok-goals-on-bio-circular-green-\(bcg\)-economy](https://www.apec.org/meeting-papers/leaders-declarations/2022/2022-leaders-declaration/bangkok-goals-on-bio-circular-green-(bcg)-economy)

(1) タイの電力セクター概況

タイの電源構成は現状ガス火力が中心であり、発電量ベースで約 6 割程度を占めている。近年は天然ガスの国内生産量が減少しているため、輸入量が増加傾向にある。電力セクター概況については 20 章を参照されたい。

2024 年には、電源開発計画（Power development plan 2024-2037 : PDP2024）のドラフトが公表され、2018 年発表の計画（Power development plan 2018-2037 Revision 1 : PDP2018 Rev1）の後継策になるとされている。本計画は 2024 年 9 月頃に承認見込みであったが、有識者間の意見の相違等により、2025 年 4 月現在も承認には至っていない。すでに公表されているドラフトによると、2037 年までに開発する新規の発電容量目標のうち、再生可能エネルギー比率を 51% に増やす一方、天然ガスによる火力発電の割合を 41% に減らす野心的な目標を掲げている（2023 年時点での割合は、再生可能エネルギーによる発電は全体の発電量の 20%、天然ガス火力が 57%）。再生可能エネルギーに関しては、2018 年の基本計画における目標（約 37%）から大幅に増やしたことが分かる。

(2) エネルギー・トランسفォーメーション

2025 年 4 月現在有効な PDP2018 Rev1（2018 年に発表されたエネルギー基本計画）においては Digitalization（デジタル化）、Decarbonization（脱炭素化）、De-Regulation（規制緩和）、Decentralization（分散化）、Electrification（電化）の 4D1E を軸にエネルギー・トランسفォーメーションが進められてきた。この基本計画はスマートグリッド開発を重視しており、具体的な目標は “Thailand National Smart Grid Development Master Plan 2015 – 2036” にて示されている。こちらによると、2022 年から 2031 年をスマートグリッドインフラの開発ステージとしており、スマートグリッド開発を支援する政策・規制の変更、事業者のスマートグリッドインフラへの投資を推奨する方策等が実施されることとなっている。

その他、2024 年版の電源開発計画のポイントは、先に述べた再生可能エネルギーの奨励や天然ガスへの依存脱却のほかに、スマートグリッドシステムの導入や、バッテリーエネルギー貯蔵システム（Battery Energy Storage System : BESS）の導入等が挙げられる。

(3) ユーティリティ・グリーン・タリフ

タイ政府は、再生可能エネルギー比率の向上をサポートする施策として、2022 年よりユーティリティ・グリーン・タリフの制度設計を開始し、2025 年 1 月に第 1 フェーズである UGT1 が開始した。この枠組みにおいては、企業が EGAT の保有する 7 つの水力発電所の電力を購入した場合に再生可能エネルギー証書が発行され、企業が電力の購入によって環境にやさしい電力利用に貢献していることを示すことができる。この証書は、国際基準（I-REC 等）に準拠しているため、投資家や金融機関からのサステイナブル評価にポジティブに働く。

ただし、UGT1 では電源が特定できていない場合もあるため、2026 年に本格施行が予定されている EU の炭素国境調整メカニズム（Carbon Border Adjustment Mechanism : CBAM）への対応としては不十分とされている。この課題を踏まえ、タイ政府は今後第 2 フェーズとなる UGT2 の導入を予定しており、こちらでは電源が特定された再生可能エネルギーの利用が可能となるため、CBRM への対応にも有効とされている。

(4) 日本政府及び日本企業の関わる脱炭素・エネルギー・トランジション

アジアにおける脱炭素化（カーボンニュートラル、ネットゼロ排出）を促進することを目的として、日本は2022年にアジア・ゼロエミッション構想（Asia Zero Emission Community：AZEC）を提唱した。このイニシアチブは、ASEAN諸国に加えてオーストラリア、日本が加盟しており、脱炭素技術の普及や再生可能エネルギー導入に向けた連携を促進するものである。2025年4月末には、JBICがAZECの実現に向けた省エネ投資を支援する官民連携枠組みとして、AZEC-SAVEプラットフォーム（Smart and Advanced Value-chain for Environment Platform：AZEC-SAVE PF）を立ち上げた。同枠組みにおいて、資金供給や技術導入、人材育成等を包括的に支援するなど、タイの脱炭素化に向けた取組を後押しする役割を担っている。

AZECは政府間の政策連携を目的とした枠組みであるが、これとは別に、具体的な資金、技術、人材面の支援を行うパッケージが「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」であり、2021年5月より開始している。

また、ASEANのためのクリーンエネルギー未来構想（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN：CEFIA）は、2019年の設立以降、脱炭素技術の普及促進、スマートグリッドや再生可能エネルギーの導入、建築物の省エネ化等に向けた取組を進めてきた。CEFIAもAZECやAETIとは別の枠組みであり、官民連携による技術実装を担うプラットフォームとして機能している。CEFIAの軸のうち、建築物の省エネ化に関しては、省エネ技術と再生可能エネルギー技術を組み合わせることでエネルギー消費量を大幅に削減し、最終的にネットゼロエネルギーを目指す建物（Zero Energy Building：ZEB）づくりや、工場や商業ビル等の事業単位全体のエネルギー管理システム（EMS）といったフラッグシップ・プロジェクトが実施されている。

2. タイのスタートアップ概況

タイのスタートアップ市場は成長過程にあると言え、Techsauceデータによれば、タイのスタートアップを対象とする出資・買収案件は、2012年では4件、投資金額も約260万ドルに過ぎなかったところ、2021年には58件まで増え、投資金額も約3億2,000万ドルまで増えている。タイ国立イノベーション機関（NIA）によれば、2024年現在特に成長と投資機会が見込まれるのは、人工知能（AI）、持続可能性に係る産業（環境に配慮した技術や製品、気候変動対策）、フィンテック分野であるとのことである。2025年4月現在、タイにおけるユニコーン企業（評価額が10億米ドル以上のスタートアップ）は5つあり、LINE MAN Wongnai（2010年に設立されたフードデリバリー、タクシーサービス等を手掛ける企業）、Opn（電子ウォレットや決済ソリューションを手掛ける）、Flash Group（2018年に設立されたロジスティクス企業）、Ascend Money（CPグループのフィンテック部門としてスタート）、BitKub（タイ最大の仮想通貨取引所）等がある。

現地調査のインタビューでは、「タイのスタートアップは、規模が大きくなる前に財閥系企業に買収されてしまうため、単独での成長が難しい」、「スタートアップ向けの社債が発行できるようになったが、依然その他の法体系が十分ではないことから、スタートアップが育ちにくい環境にある」といったコメントもあったが、訪問した日系企業によっては、現地のスタートアップと日系企業やその他外資企業とのマッチングを手掛けているところもあるなど、十分に商機として捉えられているようである。

既に、日系大企業の中でも幾つかの取組が認められ、例えば、MUFG のパートナー銀行であるアユタヤ銀行は、タイやカンボジア、ベトナムの政府と MOU を締結し、スタートアップエコシステムの拡大に努めている。実施したマッチングイベントの中で、いくつかは事業化を実現したケースもあるようだ。また、JETRO は、脱炭素関連をはじめとしてスタートアップと他企業のマッチングに携わっている（スタートアップは、タイ地場企業の場合もあれば、日系企業の場合もある）。

3. タイの電気自動車動向

(1) 電気自動車の推奨政策

タイの自動車産業で注目されるのが、EV の生産拠点としての産業集積に向けた政府や自動車業界の動向であろう。

まず、2020 年 2 月にタイ政府は「国家電気自動車政策委員会」を発足させ、同年 11 月には、EV 完成車の国内生産を促進するための投資優遇制度を導入した。これにより、投資額が 50 億バーツ以上の事業には法人税を 8 年間免除、50 億バーツ未満の事業には 3 年間免除（条件付きで延長可能）とされた。対象には減速機などの基幹部品も含まれている。

続いて、2021 年 5 月には同委員会が「30@30 目標」を発表し、2030 年末までに自動車総生産台数の 30%（約 75 万台）を EV とする方針を示した。また、EV 普及の鍵となる充電設備やバッテリーアクセサリー生産に関する計画も策定され、充電ステーションは 2030 年までに 12,000 カ所設置することが目標とされた。

2022 年 2 月には「EV3.0 政策」が導入され、バッテリー式電気自動車（BEV）に対する販売補助金、輸入税率の引き下げ、物品税の軽減が決定された。ただし、補助金を受けるには、輸入台数と同等または 1.5 倍の国内生産が求められる。

さらに、2023 年から 2027 年を対象とした「EV3.5 政策」では、補助金額が最大 15 万バーツから 10 万バーツに引き下げられたほか、2026 年までに国内生産を開始する場合には、補助金を受けた輸入台数の 2 倍以上の生産が義務付けられるなど、国内生産の拡大を重視する方針が強化されている。なお、EV3.0 に沿って完成車を輸入していた企業については、EV3.0 で示された国内生産台数を担保できなければ、2026 年までにタイの国内生産からの撤退を求められているため留意されたい。

2024 年以降、ハイブリッド電気自動車（Hybrid Electric Vehicle : HEV）及びマイルドハイブリッド車（Mild Hybrid Electric Vehicle : MHEV）に対する優遇措置が追加された。2024 年 7 月末には、2026 年から 2032 年にかけての物品税率の引き下げが決定され、同年 12 月には MHEV に対しても同様の物品税減免が適用されることとなった。

なお、EV には複数の種類が存在しており、それぞれに特徴がある。BEV は電気のみで走行するためこまめな充電が必要であるが、走行中に二酸化炭素を排出せず環境負荷が低い。HEV はガソリンエンジンとモーターを併用し、外部電力を必要としない。HEV には、電力のみで走行可能なストロングハイブリッドと、エンジン走行を基本としつつモーターが補助するマイルドハイブリッドがある。プラグインハイブリッド自動車（Plug-in Hybrid Electric Vehicle : PHEV）は外部電源から充電可能であり、HEV よりも電気のみで走行できる距離が長い。燃料電池自動車（Fuel Cell Electric Vehicle : FCEV）は水素を燃料とし、短時間での燃料補給が可能で、ガソリン車並みの走行

距離を実現できるが、車両価格や水素ステーションの整備状況に課題がある。

タイにおけるEVの登録台数は図表23-2のとおりである。

図表 23-2 電気自動車の種類別新規登録台数（乗用車のみ）

種別	2023年	2024年	前年比(%)
BEV	76,144	69,978	-8.1
HEV	84,476	126,646	49.9
PHEV	11,703	9,372	-19.9
合計	172,323	205,996	19.5

(出所) タイ運輸省より作成

(2) 電気自動車のメーカー別登録台数

企業側の動きに目を向けると、各自動車メーカーは次々に電動化モデルを投入している。2024年には中国メーカーのBYDやSAICモーター・CP、NETAオート等が新しいEVを投入した。中でもBYDは、2024年のタイにおけるBEVの新規登録台数のうち38.4%を占め、他国メーカーを押しのけ首位の座にある。

上記で示したとおり、タイでEV化が本格的に推進されている一方、2025年3月の現地調査では、タイにおける電力等のエネルギーの安定性を考慮し、あえて積極的にBEV生産に舵を切らない日本企業もあるようだとの声が聞かれた。また、BEVの購買者層については、従来は富裕層が中心であったが、2023年後半以降は若年層にも徐々に広がりつつあるとの指摘もあった。

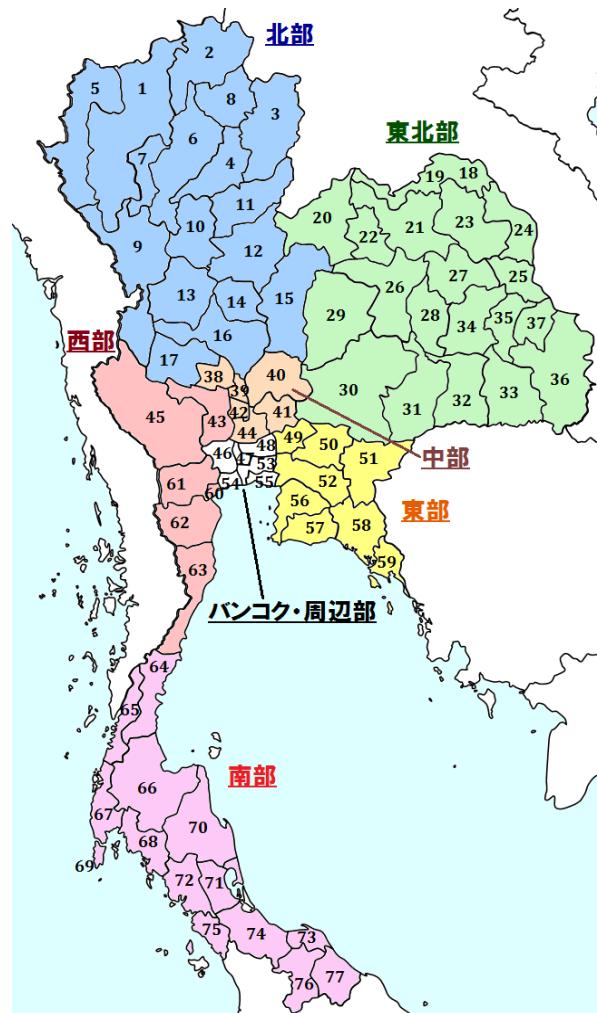
第24章 地域別の概要

1. タイの地域分類

タイの地域区分には何通りかの分け方がある。人々の感覚では、タイ全土を北部、東北部、中央部、南部の4つの地域に分ける場合もあるが、一般的には中央部をさらに東部、中部、西部、バンコク首都圏に分類し、統計もこれら7地域の分類に基づき発表されている（図表24-1）。

図表 24-1 タイの県名と所在地

北部地方		
1	チェンマイ	Chiang Mai
2	チェンラーアイ	Chiang Rai
3	ナーン	Nan
4	フレー	Phrae
5	メーホーンソーン	Mae Hong Son
6	ランパン	Lampang
7	ランブーン	Lamphun
8	バヤオ	Phayao
9	ターカ	Tak
10	スコータイ	Sukhothai
11	ウッタラディット	Uttaradit
12	ピサヌローク	Phitsanulok
13	カンベンペット	Kamphaeng Phet
14	ビチット	Phichit
15	ペッチャブーン	Phetchabun
16	ナコンサワン	Nakhon Sawan
17	ウタイターニー	Uthai Thani
東北地方		
18	ブンカーン	Bueng Kan
19	ノーンカーアイ	Nong Khai
20	ルーアイ	Loei
21	ウドンターニー	Udon Thani
22	ノーンブアランプー	Nong Bua Lamphu
23	サコンナコン	Sakon Nakhon
24	ナコンパノム	Nakhon Phanom
25	ムクダーハーン	Mukdahan
26	コーンケーン	Khon Kaen
27	カーラシン	Kalasin
28	マハーサーラカム	Maha Sarakham
29	チャイヤブーム	Chaiyaphum
30	ナコンラーチャシマー	Nakhon Ratchasima
31	ブリラム	Buri Ram
32	スリン	Surin
33	シーサケート	Si Sa Ket
34	ローイエット	Roi Et
35	ヤソトン	Yasothon
36	ウボンラーチャターニー	Ubon Ratchathani
37	アムナートチャルーン	Amnat Charoen
中部地方		
38	チャイナート	Chai Nat
39	シンブリー	Singburi
40	ロップブリー	Lop Buri
41	サラブリー	Saraburi
42	アーントーン	Ang Thong
44	プラナコンシーアユタヤ	Phra Nakhon Sri Ayutthaya



バンコク首都圏		
46	ナコンパトム	Nakhon Pathom
47	ノンタブリー	Nonthaburi
48	パトゥムターニー	Pathum Thani
53	バンコク	Bangkok
54	サムットサーコン	Samut Sakhon
55	サムットプラカーン	Samut Prakan
東部地方		
49	ナコンナーヨック	Nakhon Nayok
50	ブラーーチーンブリー	Prachin Buri
51	サケウ	Sa Kaeo
52	チャチュンサオ	Chachoengsao
56	チョンブリー	Chon Buri
57	ラヨーン	Rayong
58	チャンタブリー	Chanthaburi
59	トラート	Trat
西部地方		
43	スパンブリー	Suphan Buri
45	カーンチャナブリー	Kanchanaburi
南部地方		
60	サムットソンクラーム	Samut Songkham
61	ラーチアブリー	Ratchaburi
62	ペッチャブリー	Phetchabun
63	プラチュワブキーリーカン	Phachua Khiri Khan
中部		
64	チュムボーン	Chumphon
65	ラノーン	Ranong
66	スラートターニー	Surat Thani
67	パンガー	Phangnga
68	クラビー	Krabi
69	プーケット	Phuket
70	ナコンシータマラート	Nakhon Si Thammarat
71	パッタルン	Phatthalung
72	トラン	Trang
73	パッタニー	Pattani
74	ソンクラー	Songkhla
75	サトゥーン	Satun
76	ヤラー	Yala
77	ナラティワート	Narathiwat

(出所) アジア経済研究所「アジア経済動向年報」を基に作成

タイの国土面積は約 51.3 万 km²（日本の約 1.4 倍）。バンコク首都圏の面積は国土の 1.5% しかないが、人口ではタイ全体の 25.0%、経済規模（名目 GDP）では同 47.7% を占めている。また、一人あたり GDP でみるとバンコク首都圏とともに、東部も経済規模が大きいことが分かる（図表 24-2）。大手製造企業の本社や金融機関が多く所在するバンコク首都圏や、製造企業の生産拠点が多い東部の 2 地域で、タイの名目 GDP の 65.7% を占めている。

一方、面積の約 3 割ずつを占める東北部や北部は、経済規模では各々 1 割弱に留まっている。西部や南部も同様に、経済規模の比率は相対的に低くなっている。

図表 24-2 地域ごとの面積、人口、名目 GDP（2023 年）

	面積		人口		名目 GDP		一人当たり GDP
	(km ²)	(構成比)	(1,000人)	(構成比)	(10億バーツ)	(構成比)	(バーツ)
全国	513,120	(100.0%)	70,043	(100.0%)	17,955	(100.0%)	256,338
バンコク首都圏	7,762	(1.5%)	17,543	(25.0%)	8,570	(47.7%)	488,524
中部	16,593	(3.2%)	3,169	(4.5%)	882	(4.9%)	278,223
東部	36,503	(7.1%)	6,499	(9.3%)	3,229	(18.0%)	496,855
西部	43,047	(8.4%)	3,656	(5.2%)	637	(3.5%)	174,198
北部	169,644	(33.1%)	11,168	(15.9%)	1,391	(7.7%)	124,540
東北部	168,855	(32.9%)	18,217	(26.0%)	1,808	(10.1%)	99,271
南部	70,715	(13.8%)	9,791	(14.0%)	1,438	(8.0%)	146,828

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

2. 県別の1人あたりGDP

図表 24-3 では、国家経済社会開発委員会（National Economic and Social Development Board）の統計に基づいた県別の1人あたりGDP（2023年）を階層別に表している。

これによると、1人あたりGDPが相対的に高い地域は、バンコク首都圏、工業団地の多い東部

などとなっている。他方、相対的に低い地域は、ラオスやカンボジアの国境に近い東北部、観光都市チェンマイや電子部品等の製造業が工業団地に進出しているランプーンを除いた北部となっている。

図表 24-3 県別 1 人あたり GDP (2022 年)

地域	県名	一人当たりGDP (Baht)	地域	県名	一人当たりGDP (Baht)
北部 地方	チェンマイ	154,925	中部 地方	チャイナート	157,159
	チェンラーイ	102,988		シンブリー	151,750
	ナー	89,515		ロップブリー	152,831
	プレー	91,324		サラブリー	344,734
	メーホーンソーン	69,828		アントーン	135,248
	ランパン	107,732		プラナコンシーアユタヤ	428,870
	ランプーン	236,619	バン コク 首都 圏	ナコンパトム	316,636
	パヤオ	109,275		ノンタブリー	214,515
	ターク	121,537		パトゥムターニー	246,463
	スコータイ	93,208		バンコク	675,979
	ウッタラディット	120,720		サムットサーコン	374,056
	ピサヌローク	124,884		サムットプラカーン	320,294
	カンペーンペット	155,404	東部 地方	ナコンナーヨック	126,435
	ピチット	105,054		プラーチーンブリー	388,559
	ペッチャブーン	100,936		サケーウ	82,526
	ナコンサワン	139,184		チャチュンサオ	490,005
	ウタイターニー	123,946		チョンブリー	592,335
	ブンカーン	84,021		ラヨーン	942,205
東北 地方	ノーンカーライ	107,589		チャンタブリー	253,522
	ルエイ	117,624		トラーート	164,835
	ウドンターニー	100,005	西部 地方	スパンブリー	124,482
	ノーンブアランプー	69,008		カーンチャナブリー	153,662
	サコンナコン	78,895		サムットソンクラーム	167,164
	ナコンパノム	96,731		ラーチャブリー	231,516
	ムクダーハーン	72,251		ペッチャブリー	156,719
	コーンケーン	131,987		プラチュワップキーリーカン	221,151
	カーラシン	84,785	南部 地方	チュムポーン	230,319
	マハーサーラカム	90,996		ラノーン	99,331
	チャイヤブーム	85,951		スラートターニー	188,181
	ナコンラーチャシーマー	137,864		パンガー	229,213
	ブリラム	91,636		クラビー	174,058
	スリン	89,852		プーケット	314,921
	シーサケート	91,060		ナコンシータマラート	127,405
	ローイエット	82,491		パッタラン	87,098
	ヤソートン	77,376		トラン	111,746
	ウボンラーチャターニー	82,895		パッタニー	83,369
	アムナートチャルーン	85,707		ソンクラー	147,790
				サトゥーン	110,312
				ヤラー	108,108
				ナラティワート	64,005

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

3. 地域別の経済動向

(1) 地域別 GDP 構成比

2023年の名目GDPを基にすると、地域ごとの内訳はバンコク首都圏が47.7%と最も大きく、その他の地域は、中部が4.9%、東部が18.0%、西部が3.5%、北部が7.7%、東北部が10.1%、南部が8.0%となっている(図表24-4)。2000年以降の推移は、バンコク首都圏の構成比は01年の51.4%をピークに低下し、洪水の影響のあった11年から12年は43.5%にまで落ち込んだが、その後は再び上昇し、47.7%まで回復している。

バンコク首都圏の重要性が近年益々高まっている中で、タイ全国の名目GDPに占める比率を地域と産業のマトリックスでみても、製造業や第3次産業を中心に、バンコク首都圏の各産業の規模が大きいことが窺える。その他の地域で比率が高いのが「第1次産業」での北部、東北部、南部、「製造業」の中部、東部、東北部、「卸売・小売業」の東部、東北部、「教育・科学技術」の東北部である。

図表 24-4 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比 (全国=100%)

	全国	バンコク 首都圏	中部	東部	西部	北部	東北	南部
全体	100.0%	47.7%	4.9%	18.0%	3.5%	7.7%	10.1%	8.0%
第1次産業	8.6%	0.3%	0.4%	1.1%	0.8%	1.9%	2.1%	1.9%
農林水産業	8.6%	0.3%	0.4%	1.1%	0.8%	1.9%	2.1%	1.9%
第2次産業	33.0%	11.2%	2.9%	11.7%	1.2%	1.9%	2.6%	1.6%
鉱業	2.0%	0.0%	0.1%	1.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%
製造業	25.0%	9.5%	2.3%	8.9%	0.7%	1.1%	1.7%	0.8%
公益業	3.6%	0.8%	0.4%	1.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%
(電気・ガス)	3.2%	0.6%	0.4%	1.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%
(水道)	0.4%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	2.4%	0.9%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%
第3次産業	58.5%	36.3%	1.7%	5.2%	1.6%	3.9%	5.4%	4.4%
卸売・小売	15.8%	9.8%	0.5%	2.0%	0.4%	1.0%	1.3%	0.9%
ホテル・レストラン	5.3%	3.6%	0.0%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	0.8%
運輸・倉庫	5.0%	3.0%	0.2%	0.7%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%
情報・通信	2.8%	2.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
金融	8.9%	6.0%	0.2%	0.5%	0.2%	0.6%	0.8%	0.5%
不動産	2.6%	1.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%
公共・防衛	7.5%	5.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%
教育・科学技術	5.9%	2.7%	0.2%	0.3%	0.2%	0.7%	1.3%	0.6%
その他	4.7%	2.7%	0.1%	0.3%	0.1%	0.4%	0.6%	0.4%

(注) タイ全国のGDPに占める比率が1.2%を上回っている産業・地域を黄色、0.2%を下回っている産業・地域は青色でシャドーしている。

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

(2) 地域別の産業構造の特徴

①バンコク首都圏（2023年名目GDP構成比：47.7%）

バンコク首都圏は、タイのGDPの約半分が集中している。産業別（図表24-5参照、以下同様）では、他地域に比べて第3次産業の比率が高い（76.0%）。第3次産業では特に「卸売・小売」、「情報・通信」、「金融」、「公共・防衛」産業が経済を牽引している。

②中部（同：4.9%）

中部の特徴は、製造業を中心とした第2次産業の比率が58.5%と、全国平均（33.0%）を大幅に上回っていることにある。製造業の中でも構成比が高まっている自動車産業（主に自動車部品メーカー）や家電メーカーが集積している影響が表れている。

③東部（同：18.0%）

東部は、中部以上に第2次産業の構成比が高い（64.8%）。製造業の中でも構成比が高まっている自動車産業（主に完成車メーカー）や化学産業が集積している影響が表れている。

④西部（同：3.5%）

西部の特徴は、バンコク首都圏に比較的近いにもかかわらず、第1次産業の構成比が23.2%と全国平均（8.6%）を大きく上回っていることにある。また、第2次産業の構成比が32.5%となっており、この内の7.4%を公益業が下支えしている状況にあり、製造業（19.3%）の育成は比較的遅れている。

⑤北部（同：7.7%）

北部の特徴は、第1次産業の構成比が24.9%と全国平均（8.6%）を大幅に上回っていることにある。ランプーン県を中心に小型高付加価値の電子部品産業が多く進出しているが、アクセス（陸運、空運）が他地域に比べて劣ることもあり、第1次産業（主に農林業）が中心である。

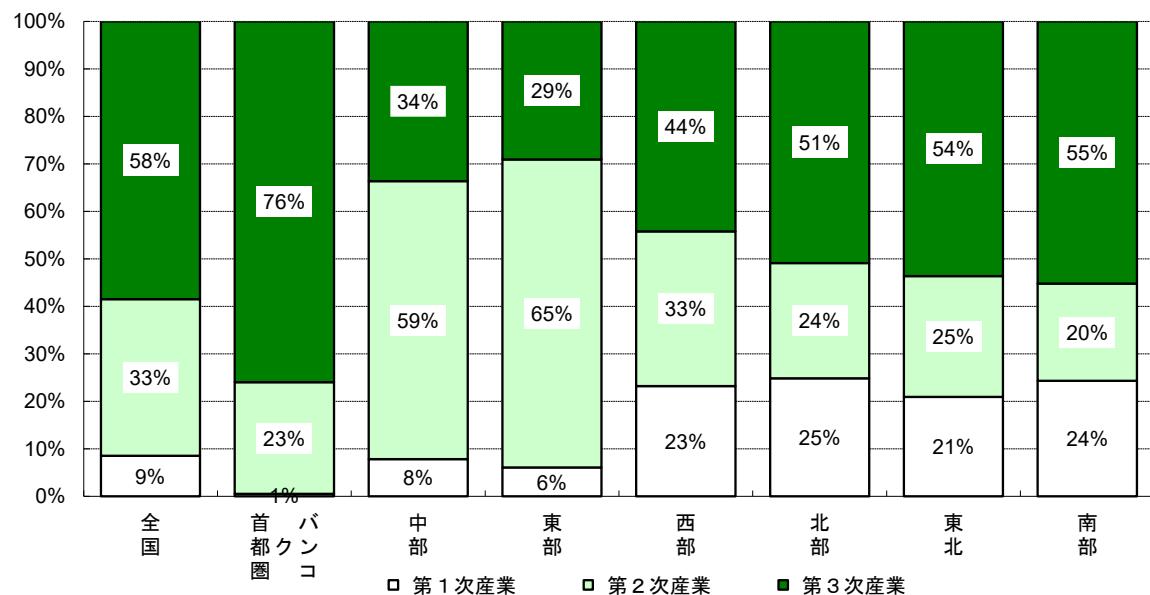
⑥東北部（同：10.1%）

東北部の産業構成は北部と同様に第1次産業（21.0%）の比率が高い。

⑦南部（同：8.0%）

南部は農林業に加え漁業も盛んであり第1次産業の構成比が24.3%と最も高く、観光都市も多いため「ホテル・レストラン」（9.4%）の構成比が全国平均（5.3%）を上回っている。

図表 24-5 地域別にみた名目 GDP の産業別構成比（各地域を 100%とした場合）



	全国	バンコク 首都圏	中部	東部	西部	北部	東北	南部
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	8.6%	0.6%	7.8%	6.1%	23.2%	24.9%	21.0%	24.3%
農林水産業	8.6%	0.6%	7.8%	6.1%	23.2%	24.9%	21.0%	24.3%
第2次産業	33.0%	23.5%	58.5%	64.8%	32.5%	24.3%	25.5%	20.5%
鉱業	2.0%	0.0%	2.2%	6.5%	1.9%	3.2%	1.0%	3.0%
製造業	25.0%	19.9%	45.9%	49.4%	19.3%	14.5%	17.1%	10.4%
公益業	3.6%	1.7%	8.6%	7.1%	7.4%	2.8%	3.3%	3.2%
(電気・ガス)	3.2%	1.3%	8.3%	6.3%	7.0%	2.3%	2.9%	3.0%
(水道)	0.4%	0.4%	0.3%	0.7%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%
建設業	2.4%	1.8%	1.9%	1.8%	4.0%	3.8%	4.1%	3.9%
第3次産業	58.5%	76.0%	33.6%	29.1%	44.2%	50.9%	53.6%	55.2%
卸売・小売	15.8%	20.5%	10.8%	10.9%	11.9%	12.7%	12.5%	10.9%
ホテル・レストラン	5.3%	7.5%	0.8%	2.8%	4.1%	2.4%	1.2%	9.4%
運輸・倉庫	5.0%	6.3%	4.0%	4.1%	3.6%	2.6%	2.8%	5.7%
情報・通信	2.8%	5.2%	0.5%	0.4%	0.7%	0.9%	0.7%	1.0%
金融	8.9%	12.5%	3.8%	3.0%	5.6%	7.6%	8.4%	6.8%
不動産	2.6%	2.2%	2.0%	1.5%	3.3%	3.9%	4.3%	3.5%
公共・防衛	7.5%	10.4%	5.1%	3.1%	5.9%	5.8%	5.3%	6.5%
教育・科学技術	5.9%	5.7%	4.0%	1.6%	5.2%	9.2%	12.7%	7.1%
その他	4.7%	5.7%	2.8%	1.7%	3.9%	5.7%	5.7%	4.4%

(注) 構成比が「全国」を 2% ポイント上回っている産業・地域を黄色、2% ポイント下回っている産業・地域を青色でシャドーしている。

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

4. 賃金水準

2012年末以前のタイでは、県ごとに最低賃金が異なっていた。76県のデータが揃った94年4月時点では最高水準の県は最低水準の県の1.22倍だったが、両者の格差は徐々に拡大し、12年末時点には1.35倍となっていた。2013年1月より日額の最低賃金は一律300バーツ（約1,000円）となったものの、17年1月より再び地域の格差が生じている。その後段階的に改定され、2025年1月からは、日額337～400バーツまでの間で設定されている。

金額に関しては、県を17つのグループに分け、グループごとに異なる最低賃金が適用される。最高額（400バーツ）は、プーケット、チャチュンサオ、チョンブリー、ラヨーン、スラートターニー（サムイ島郡）に適用され、最低額（337バーツ）は、南部3県（ナラティワート、パッタニー、ヤラー）に適用される（図表24-6）。

図表 24-6 県別にみた最低賃金（2025年1月）

番号	最低賃金 (バーツ)	県
1	400	プーケット、チャチュンサオ、チョンブリー、ラヨーン、 スラートターニー（サムイ島郡）
2	380	チェンマイ（ムアンチェンマイ郡）、ソンクラー（ハートヤイ郡）
3	372	バンコク、ナコンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、サムットプラカーン、 サムットサーコン
4	359	ナコンラーチャシマー
5	358	サムットソンクラーム
6	357	コーンケーン、チェンマイ（ムアンチェンマイ郡以外）、プラチーンブリー、プラ ナコンシーアユタヤ、サラブリー
7	356	ロッブリー
8	355	ナコンナーヨック、スパンブリー、ノーンカーカイ
9	354	クラビー、トラート
10	352	カーンチャナブリー、チャンタブリー、チェンラーイ、ターキー、ナコンパノム、ブリ ラム、プラチュワップキーリーカン、パンガー、ピサヌローク、ムクダーハーン、 サコンナコン、ソンクラー（ハートヤイ郡以外）、サケーウ、 スラートターニー（サムイ島郡以外）、ウボンラーチャターニー
11	351	チュムポーン、ペッチャブリー、スリン
12	350	ナコンサワン、ヤソトン、ランプーン
13	349	カラシン、ナコンシータマラート、ブンカーン、ペッチャブーン、ローイエット
14	348	チャイナート、チャイヤプーム、パッタルン、シンブリー、アントーン
15	347	カンベンペット、ピチット、マハーサーラカム、メーホンソーン、ラノーン、 ラーチャブリー、ランパーン、ルーイ、シーサケート、サトウーン、スコータイ、 ノーンブアランプレー、アムナートチャルーン、ウドンターニー、ウッタラディット、 ウタイターニー
16	345	トラン、ナーン、パヤオ、プレー、
17	337	ナラティワート、パッタニー、ヤラー

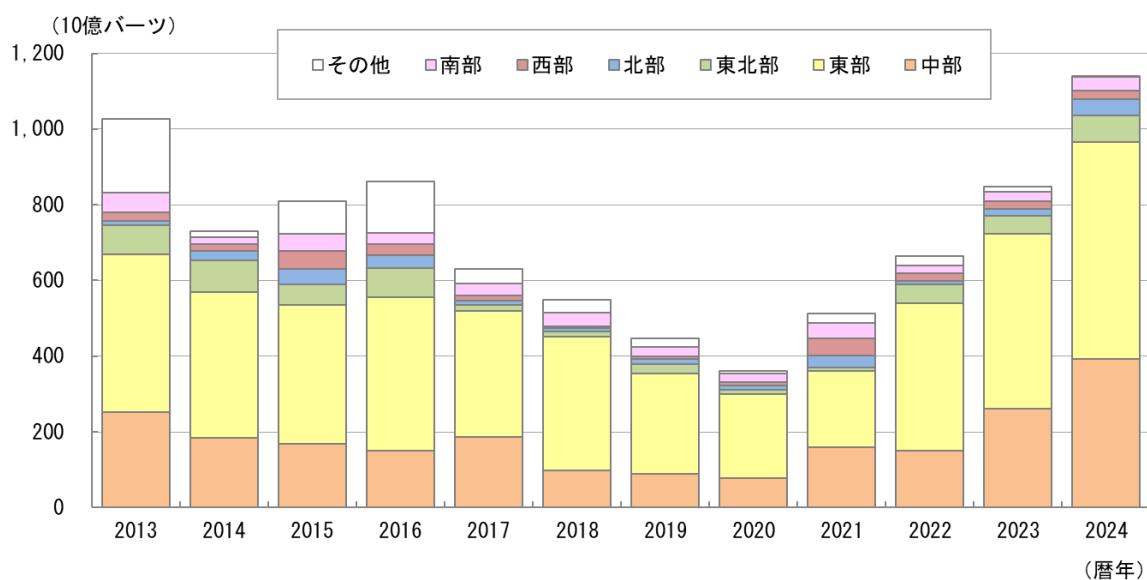
（出所）JETRO 資料より作成

5. 近年の地域別投資動向

BOIで認可された投資案件 (Application Approved) の投資額を地域別にみると、バンコク首都圏を含んだ中部と、多くの工業団地がある東部に集中している。2013年から24年までの12年間の累計では、中部は約2兆1,693億バーツと全体の25.3%を、東部は約4兆3,755億バーツと同51.0%を占めている。2017年以降はタイ全体のFDI認可額が減少傾向にあり、特に2020年は新型コロナウイルスの影響を受け大きく落ち込んでいるが、直近2024年は1.1兆バーツを超える水準まで回復している。

また、中部と東部以外の地域の2013年から24年までの12年間の累計は、東北部の比率は6.2%、南部が4.5%、西部が3.0%、北部が3.0%といずれも全体の1割にも満たない水準である。

図表 24-7 地域別にみたBOI投資申請額（認可ベース）



(出所) BOI資料より作成

6. 外資企業の関心が高い工業団地

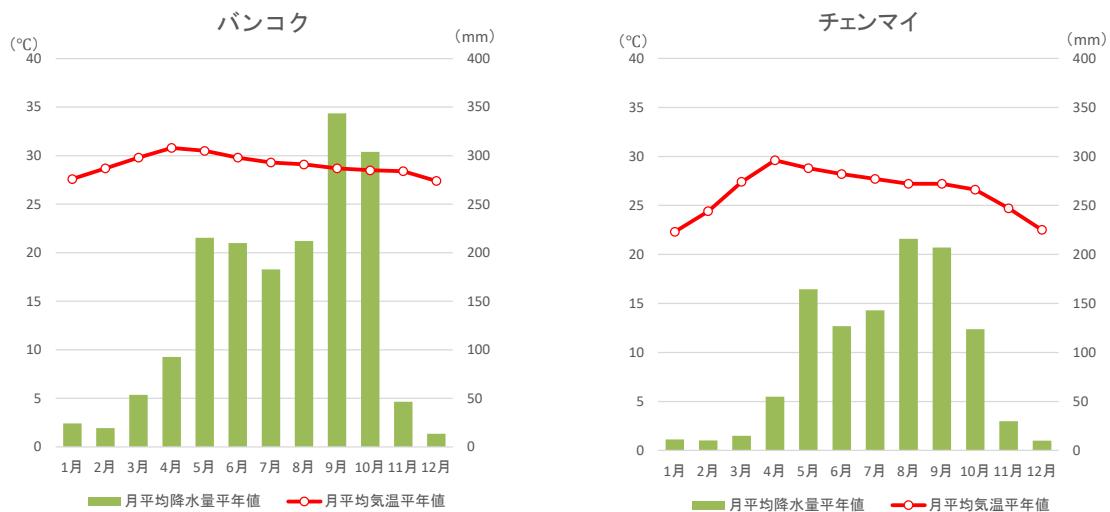
タイには現在、約80の工業団地が存在し、この内の55カ所はタイ工業団地公社 (IEAT) によって開発・管理されている（民間との合弁での運用管理を含む）。これらの工業団地は、主に中部から東部にかけての地域に多く立地している。中でも東部のラヨーン、チョンブリー、チャチュンサオ、中部のアユタヤに多くの工業団地が立地している。

工業団地の中で日系企業が多いのは、アマタシティ・チョンブリー工業団地、イースタンシーボード工業団地、バンプー工業団地である。日系企業の多くは中部から東部に進出しているが、北部ランプーンの北部工業団地や東北部のナコンラーチャシマーのスラナリ工業団地に進出している日系企業も多い。

【参考】地域別気候

タイは熱帯性モンスーン気候で、非常に暑く雨が多いが、南北の地域ではやや違いがある。北部のチェンマイは山岳地帯ということもあり、バンコクに比べると12月、1月前後は気温がやや低めで、過ごしやすくなっている。

図表 24-8 地域別の気温と降水量（平年値）



（出所）気象庁「世界の天候データツール」より作成

第25章 地域編①：バンコク首都圏

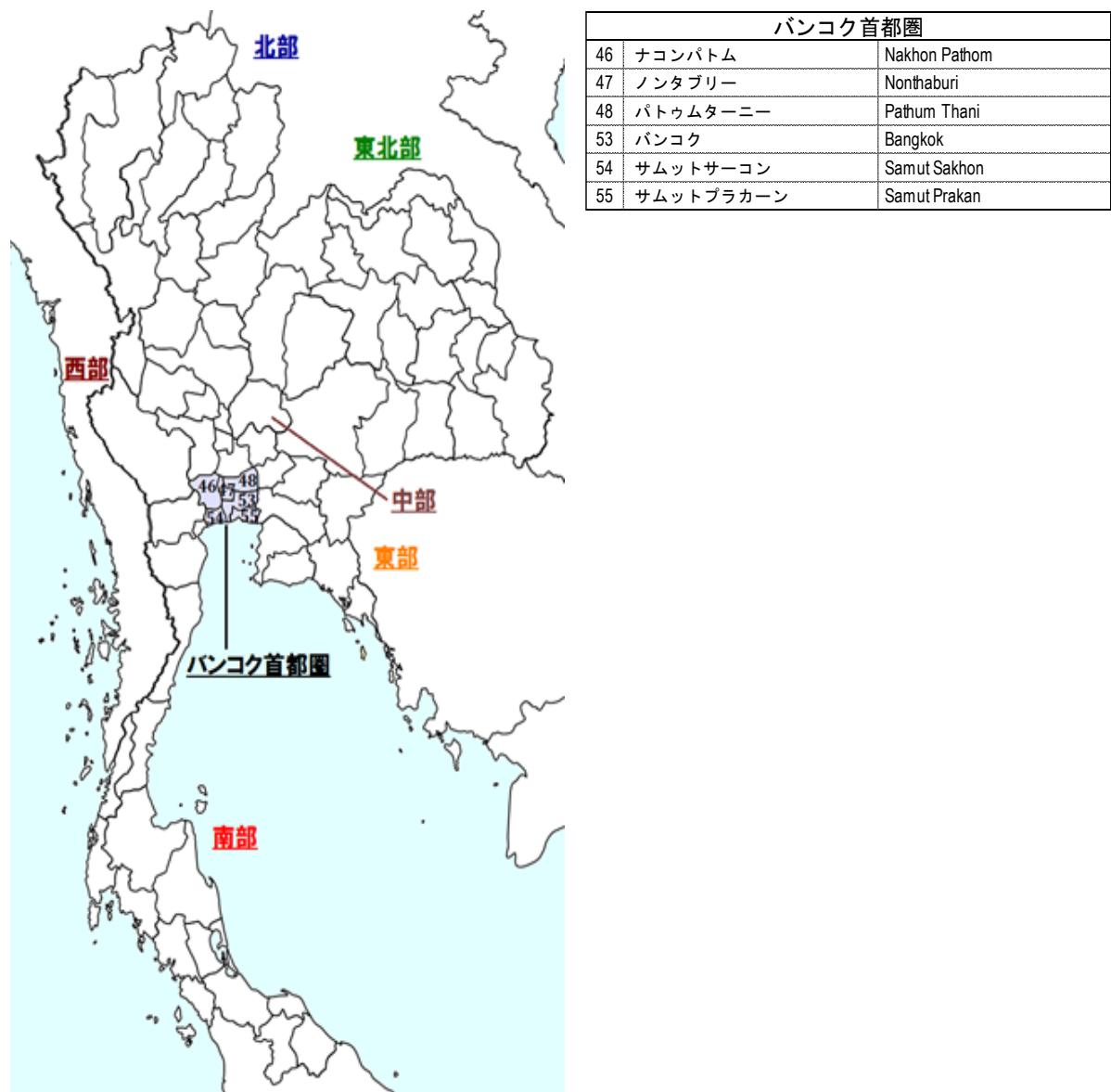
1. 地域概要

(1) 概要

①バンコク首都圏のタイにおける経済的地位

バンコクはタイの首都であり、政治・経済の中心地である。その経済的地位は非常に高く、バンコク首都圏の2023年の名目GDPは8兆5,702億バーツで、タイ全体の47.7%を占める。1人あたりGDPは、自動車をはじめとする製造業が集積する東部に次ぐ高い水準である。バンコク市内には高級ブランドが入居する百貨店やショッピングモールも多く、消費の活発さを象徴している。

図表 25-1 バンコク首都圏の位置



図表 25-2 バンコク首都圏概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	バンコク首都圏	Bangkok & Vicinities	8,570,179	17,543	488,534
53	バンコク	Bangkok	6,142,910	9,087	675,979
55	サムットプラカーン	Samut Prakan	757,502	2,365	320,294
48	パトゥムターニー	Pathum Thani	460,312	1,868	246,463
54	サムットサーコン	Samut Sakhon	410,768	1,098	374,056
47	ノンタブリー	Nonthaburi	400,388	1,866	214,515
46	ナコンパトム	Nakhon Pathom	398,298	1,258	316,636

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

バンコク首都圏の主要な工業団地は14カ所ある。パトゥムターニー県のナワナコン工業団地は1971年設立、サムットプラカーン県のバンプー工業団地は1977年設立、バンコクのラッカバン工業団地は1978年設立と、歴史が長く、日本企業も多く進出している。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

道路整備が進んでおり、道路舗装率は100%に近い水準である。国内には9本のアジアハイウェイ路線が通っており、隣国のマレーシア、カンボジア、ミャンマー、ラオスへと陸路で繋がっている。また、バンコクと中国の昆明とバンコクを結ぶ南北経済回廊も開通している。

バンコク市内の移動はBTSやMRTの開通で便利になっている。一方で、車での移動は、依然として慢性的な交通渋滞のために時間がかかり、目的地への到着時間が予測できないこともしばしばである。

バンコク中心部から離れると、交通渋滞は少なくなる。バンコク外環道路やモーターウェイ等、バンコク市内を避ける道路や東部地域へ向かう高速道路は比較的流れがスムーズである。ただし、朝夕は従業員や私立校に通う生徒の送迎、家路につく通勤者のラッシュが重なるため、時間に余裕を持って移動することが得策である。

【港湾・空港】

チャオプラヤ川を28km遡ったところにバンコク港（クロントイ港）があり、1951年の開港以来、バンコクの港として利用してきた。しかし、水路が狭く水深が浅いため、大型船は入港できない。

空港については、タイ最大の国際空港であるスワンナプーム空港がサムットプラカーン県にあり、バンコク市内から東方に約30kmと便利な立地にある。同港は、バンコクから北に20kmのド

ンムアン空港（現在は主に国内線やローコスト・キャリアが就航）のキャパシティが逼迫したことに対応し、2006年に開港した。スワンナプーム空港の貨物ターミナルは総面積19万m²、国際貨物ターミナル、国内貨物ターミナル、郵便センター、オペレーションセンターの4つの施設があり、貨物ターミナルはさらに4つ（特急貨物エリア、タイ航空専用エリア、その他航空会社エリア、ペリシャブル専用エリア）に分かれる。また、4つの倉庫を有する免税ゾーンもある。年間300万トンに対応可能とされている。

【電力】

バンコク市内では、停電することはまずない。それ以外の地域でも電力供給は安定しているが、雨季には月数回程度の停電が発生する場合がある。工業団地には自家発電設備を有するところが多いが、瞬時に自家発電に切り替わるわけではないため、瞬間停電が生産や設備に影響を及ぼす場合は、無停電電源等の用意が必要となる場合もある。

【通信】

固定電話、携帯電話、インターネット環境とも水準は高い。特に携帯電話について、タイの3大キャリアと呼ばれるAIS、DTAC、TRUEはいずれも4G、5G通信を提供している。詳細については第20章「通信」を参照されたい。

【不動産】

不動産価格の高騰が続いているため、工業団地の賃料は上昇しているが、オフィスについては新型コロナウイルス感染症の流行を契機に供給過多の傾向となっている。立地に優れ、設備の良い工業団地ではほとんど空きのないところもある。

他方、個人向けではマンション（コンドミニアム）投資が活発であるが、タイ中央銀行は投機の過熱と不動産ローンの不良債権拡大抑制を図り、不動産価格に対するローンの比率に上限を設定した（2019年4月）。だが、新型コロナの影響による購買力低下対策として、不動産評価額に占める借入金の割合（LTV）を、従来の70～90%から100%に引き上げた。なお、不動産取引では日本人をねらった詐欺（利回り保証を説いて投資させ、その後業者が倒産する等）も発生している。

ひとくちメモ 14： タイの観光産業

タイでは GDP の約 1~2 割弱を観光産業が占めており、観光客数は 2024 年には 3,555 万人（前年比 26.3%増）を記録し、2025 年半ばごろには年間約 4,000 万人と、新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準に戻るとされている（2025 年の現地渡航時点では、欧米やロシアからの観光客数は順調に回復しているものの、日本や中国からの観光客数は比較的少ないとの声も聞かれた）。タイ当局でも、観光客向けのビザの緩和や、観光客 4,000 万人の誘致と 2.8 兆バーツの収益化を掲げたキャンペーンを打つなど、引き続き積極的に観光業の発展に力を入れている。

他方で、観光業の発展はオーバーツーリズムによる被害をもたらしている。例えばリゾート地として著名なプーケットでは、観光客の急増により、ごみ処理能力を超える廃棄物が発生しており、ごみ集積所に処理できないゴミが積みあがっている状態である。近隣住民に対しても異臭などの被害が生じており、空気環境の悪化が懸念されている。

このように、観光業の拡大はホテル業や飲食業などの関連産業の成長を促す一方で、環境面での負荷も伴うため、これらの分野でタイ進出を検討する際には、関連政策や地域の受け入れ体制に十分留意する必要がある。

【水】

バンコクにはチャオプラヤ川という豊かな水源があり、水不足になることはまずない。むしろ、土壌が粘土質で水はけが悪いこともあります。雨季に大量の雨が降った場合には、バンコク市内でも道路が水浸しになるのはよくあることである。2011 年にはバンコクから北のアユタヤで大規模な洪水が発生し、工業団地が水没したため多くの日系企業が被災した。この地域の工業団地は洪水の経験を踏まえ、堤防の建設や排水処理の強化等の対策を講じている。

②労働事情

【人材】

バンコクとその周辺にはチュラロンコン大学をはじめ、タイの中でトップクラスの教育機関があり、人材の質は相対的に高いといえる。しかしながら、経理・人事・法務・IT 等の専門人材の確保が難しくなっているようである。特に、中間管理職、経理担当者等のマネージャークラスや、大学工学部卒・工業専門学校卒のエンジニア等、専門分野の優秀な人材の確保が難しいとの声があった。

なお、2006 年には泰日工業大学が設立され、19 年には日本の高専機構が協力し、キングモンクット工科大学ラカバン校に付属校として KOSEN-KMITL（タイでの高専の第一号校）が設立されるなど、技術者を養成する教育機関も創設されており、エンジニアの育成を行っている。

【賃金】

バンコク周辺はタイ経済の中心ということもあり、賃金は他の地域に比べると高めである。タイは失業率が低く、若い層を中心にワーカーの採用が逼迫しているため、工業団地内でワーカーの取り合いになっている。ワーカーは給与が少しでも良い工場を求め頻繁に転職する傾向が強く（賃金の高い大手企業については例外あり）、工業団地内で労働争議に発展する場合もあるため、賃金上昇圧力は強い。マネージャーやエンジニアについても給与面の要求は高く、数年で転職していく人が多い。

図表 25-3 バンコク首都圏の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金（バーツ）
バンコク、サムットプラカーン、パトゥムターニー、 サムットサーコン、ノンタブリー、ナコンパトム、	372

(出所) JETRO 資料より作成

③生活環境

【気候】

日本の気象庁のデータ（2024年）によると、バンコクにおける月平均気温（平年値）は最高値が4月の30.8°C、最低値が1月の27.6°Cであり、若干ではあるが気温は上昇傾向にある。また、降水量は5月から10月にかけて多く、雨季のピークを迎える9月と10月における月間降水量は300～345mmに及ぶ（日本の梅雨は平年100～200mm程度）。

【教育】

バンコクには、泰日協会学校（バンコク日本人学校）がある。同校は1926年創立の盤谷日本尋常小学校を前身とする、世界的にも長い歴史のある日本人学校である。小学部と中学部があり、2025年4月時点、小学部は74クラス1,604名、中学部は18クラス434名の計2,038名であり、世界で最も規模の大きい日本人学校となっている。

【医療】

バンコクの医療水準は高く、市内の私立総合病院には日本の大病院と比べても遜色のないレベルの医師、設備を備えた病院がある。日本の医学部への留学や病院での研修を受けたタイ人医師（日卒医と呼ばれる）が勤務する病院もある。

公立病院でも大きいところは、分野によって高度な医療が受けられる場合があるが、駐在員とその家族等、長期滞在している日本人の多くは、ほとんどの場合、私立病院を利用しているようである。

外務省の「海外安全ホームページ」上で各国の医療事情についての情報を公開している。タイのページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>）では、バンコク市内の病院情報として、バンコク病院やバムルンラード病院等の私立総合病院5軒を含む10軒の病院が紹介されている。あわせて、スワンナプーム国際空港内の病院2軒、ドンムアン国際空港内の病院2軒及び歯科医院2軒も紹介されている。

【治安】

バンコクの治安は悪くはないが、政情不安等に起因したデモがたびたび発生する。外務省の渡航情報（危険情報）では、2024年3月末時点の危険レベルが「十分注意してください」であった

が、2023年5月の総選挙を経てセター前政権が発足して以来、治安面で懸念すべき政治デモや抗議活動等は行われていないことから、2024年4月に当該危険レベルが解除された。

バンコクでデモが行われる場合、その開催場所はルンピニ公園など特定の場所であり、基本的には事前に周知されることから、そのような情報を得た場合は開催場所に近づかないほうが良い。また、夜間外出禁止令が発令されると、配達車が出せない、夜勤の従業員が移動できない等の影響があるものの、生産活動に大きな影響は及ぼさないようである。

ひとくちメモ 15 : タイで人気の K-POP

K-POP といえば、BTS（防弾少年団）や、BLACKPINK 等、世界的に人気を誇るグループも存在しているが、タイでも絶大な人気を誇っている。「2PM」の NICHKHUN や、「BLACKPINK」の LISA 等、タイ人メンバーが活躍していることも理由の一つであるようだ。特に「BLACKPINK」の LISA はインスタグラムのフォロワーが 1 億人を超える（2025 年 5 月時点）、セリーヌといった欧米ハイブランドのグローバル・アンバサダーを務める等グローバルに活躍しており、タイ人にとっても誇りとなる存在であるようだ。

このような K-POP 人気を反映してか、2022 年にはバンコクにある国立シラパーン大学が、音楽学部に、エンターテインメントの専攻を新設している。この新しい専攻では、ダンスやコーラスに加え、効果的な SNS の発信等も含め、幅広く学べるようである。

現地調査においては、このような K-POP 等、韓国文化の影響で、若い層には圧倒的に韓国が人気であり、飲食においても韓国焼肉が流行っているという声もあった。

日本のエンターテインメント業界からは、吉本興行がアジアでエンターテインメント事業を展開するための基盤構築として「アジア住みます芸人」というプロジェクトを展開しており、タイでも実施中である。その他、日本のアニメやゲームは引き続き根強い人気を誇るもの、ゲームに関しては、日本が強みを持つ高価なテレビゲームよりも、手軽に遊べるスマホゲームが流行しており、その点で中国企業が先行しているとの指摘もあった。こうした状況を踏まえると、日本のエンターテインメントが今後もタイ市場で存在感を維持・拡大していくためには、現地の消費スタイルや競合動向を的確に捉えた戦略的な展開が求められる。

【住居】

住居は、他の地域と比較すると割高であるが、多様なサービスアパートメントが用意されている。バンコクにおける家賃は地域により異なるものの上昇傾向にあり、セキュリティー等が完備された住居であれば、日本人が多いといわれるスクンビット地域の家族向け住居の場合、家賃の相場は月額 96,000 パーツ（約 40 万円）（2025 年 3 月）、最低でも月額 55,000 パーツ（約 23 万円）程度（2025 年 4 月）となっている。

【日本食・スーパーマーケット（小売）等】

バンコクは ASEAN 諸国の中では日本食や日本食材を容易かつ比較的安価で調達できる都市である。バンコク市内には、日本食材を扱うスーパーマーケットの「フジスーパー」があり、2023 年 2 月に新店舗が開業したことで全 5 店舗となった。このほか、「エンポリアム」、「サイアムパラゴン」、「セントラル」といった大型商業施設などでも日本食材の調達が可能である。

日本から進出した企業としては、「ドン・キホーテ」を展開する株式会社パシフィック・インターナショナルホールディングスが挙げられ、2019 年 2 月にバンコク 1 号店として生鮮（青果・鮮魚・精肉・惣菜）をはじめとした食品や日用消耗品を扱う「DON DON DONKI Thonglor」をオー

ブンした。同社はその後も店舗を増やし続けており、2023年11月にはバンコク7店舗目となる「DON DON DONKI The Mall Lifestore Bangkapi」をオープンした。

そのほか、イオン株式会社（旧ジャスコ株式会社）は1984年にサイアムジャスコ（現イオンタイランド）を設立し、現在はタイ国内に78店舗を構えている。イオンタイランドは、バンコク市内に23軒出店しており、うち6軒は店舗面積が300m²以下の「マックスバリュ タンジャイ」である。また、グループ会社であるイオンクレジットサービス株式会社（現イオンフィナンシャルサービス株式会社）も1992年に現地法人を設立し、2001年にはタイ証券取引所に上場した。同社は、タイで展開しているイオン、タイ国際航空との提携クレジットカードや鉄道事業等を展開するBTSグループとの提携による電子マネー「ラビット」を搭載した一体型メンバーカードを発行しているほか、保険事業及びサービス事業への展開を進めている。



バンコク市内のDON DON DONKI Thonglor（左）と
小売店のラビットカード決済端末（右）

外食産業では、バンコクに住むタイ人も日本食を好むため、「スシロー」、「大戸屋」、「丸亀製麺」、「すき家」、「一風堂」等のレストランから「ビアードパパ」、「シャトレーゼ」等の菓子店まで日系の外食チェーンの進出が多い。バンコク市内の大型ショッピングモールのフードコートには、ほとんどの場合日本食を提供する店が入居しており、価格帯は日本と同等か少し高い程度である。また、バンコクではフードデリバリーが発達しており、日本食を含むお弁当の宅配も充実しているなど、気軽に手頃に日本食を楽しむことができる。

一方、バンコクには高級日本料理店も存在し、富裕層やビジネスにおける接待などに利用されている。特に、富裕層には日本式の「おまかせ」による注文が人気となっている。

ひとくちメモ 16： タイでも人気のサッカー

タイは、サッカーへの関心度が高い国といわれる。日本のJリーグも2012年のタイ・プレミアリーグとのパートナーシップ協定を結んでおり、現在はタイのBGパトゥム・ユナイテッドでプレイするチャナティップ・ソングラシン選手も、2017年から2023年までコンサドーレ札幌、川崎フロンターレに所属していた。彼の札幌移籍をきっかけに、Jリーグで活躍するタイ人選手が増えており、ティーラトン・ブンマタン選手は横浜F・マリノス時代にJ1優勝を成し遂げている。

ジェトロのレポートによると、Jリーグは、タイでの認知拡大を目的に、過去にはバンコク高架鉄道へのラッピング広告やパブリック・ビューイング会場での日系企業による商品プロモーション（例：赤城乳業の「ガリガリ君」、和幸のカツサンド提供）なども実施してきたとのことである。こうした取組は、日タイ間のサッカーを軸としたビジネス展開にもつながっている。

【金融】

バンコクには、日本のメガバンク3行（三菱UFJ銀行²¹、三井住友銀行、みずほ銀行）や三井住友信託銀行の支店があり、主に日本企業や現地の大手企業、国際的に事業を展開する欧米企業のタイ子会社向けに、融資や為替等の法人業務を行っている。また、地方銀行や信用金庫がバンコクに駐在員事務所を設立するケースも多い。駐在員事務所の場合は情報提供サービスが中心だが、タイに進出している各行の取引先に日系企業間の情報交換の場を提供することで、ビジネスにつなげることを目的とした交流会も行っている。

他方、個人向け業務では、三菱UFJ銀行の場合、2013年に買収したアユタヤ銀行で口座開設ができ、日本語サービスも提供している。また、三井住友銀行は2016年にバンコク銀行と業務提携し、三井住友銀行のバンコック支店に口座を持つ顧客であれば、バンコク銀行の支店から三井住友銀行の（バンコック支店）口座に預金することが可能となっている。地場銀行では、カシコン銀行に日本語サポートデスクが設置されている。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	Bang Chan Industrial Estate	60 Seri Thai Soi 87, Seri Thai Road, Min Buri, Bangkok 10510	82ha
2	Gemopolis Industrial Estate	47 / 31 Moo 4, Sukhapiban 2, Dok Mai, Prawet, Bangkok 10260	13ha
3	Lat Krabang Industrial Estate	40 Soi Chalongkrung 31, Lumplathiew, Lat Krabang, Bangkok 10520	408ha

²¹ 三菱UFJ銀行は、2013年にアユタヤ銀行を買収し、2015年に三菱東京UFJ銀行バンコック支店（当時）との統合を完了している。

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
4	Bangkadi Industrial Park	159 Moo 5 Tivanon Rd., Bangkadi, Muang, Pathumthani 12000	192ha
5	Nava Nakorn Pathumthani	999 Moo 13 Phaholyothin Rd., Klong 1, Klong Luang, Pathumthani 12120	1,038ha
6	Asia Industrial Estate (Suvarnabhumi)	Luang Pang Rd., Km.13-14, Klong Suan, Bang Phli Noi, Samut Prakarn 73001	462ha
7	Bangplee Industrial Estate	132 / 2 Moo 17, Thepharak Road, Bang Sao Thong Samut Prakan 10540	156ha
8	Bangpoo Industrial Estate	Sukhumvit Road Km. 34-37, Bangpoomai and Praeksa, Muang, Samut Prakan	875ha
9	Bangpoo Nuea Industrial Estate	618 Nikkom Makkasan Rd., Makkasan Subdistrict, Ratchathewi District, Bangkok 10400	N/A
10	Bangkok Free Trade Zone (Bangna-Trad Km.23)	1040 / 1 Moo 15 Bangsaothong, Samut Prakan, Bangkok 10570	N/A
11	Bhakasa Industrial Estate	595 Moo 4 Praksa sub-district, Mueang Samut Prakan district, Samut Prakan 10280	104ha
12	Maharaj Nakorn Industrial Estate	Bangkajao, Muang, Samut Sakhon	16ha
13	Samut Sakhon Industrial Estate	39 / 5 Moo 2 Bangkrajao, Muang, Samut Sakhon 74000	233ha
14	Sinsakhon Industrial Estate	30/1 Moo 2 Chetsadawithi Rd., Khok Kham, Mueang, Samut Sakhon 74000	N/A

(出所) BOI より作成

ひとくちメモ 17：「ロイクラトン」祭り

「ロイクラトン」とは、灯籠（クラトン）を川に流す（ロイ）というタイの人々の間で古くから続いていた風習だ。旧暦12月（現在の10月または11月）の満月の夜に人々が川岸に集まり、川の女神「プラ・マー・コンカー」へ感謝の気持ちを捧げる。13世紀のスコータイ王朝の王妃がバナナの葉でハスの花をかたどった灯籠をつくり、満月を映した川に流したことがそのはじまりとされている。ロイクラトンの当日は、街全体がロイクラトン祭り一色になる。バンコク市内では公園の池や、市内をめぐる水路等で灯籠を流す光景を目にすることができる。川の周辺には灯籠を売る屋台が並び、お祭りムードを盛り上げている。

近年では、発泡スチロールやパンで作られたクラトンも見られるようだが、環境保護の観点から自然素材を作ったクラトンが推奨されている。さらに、タイ政府は観光振興政策の一環として、ロイクラトン祭りを世界的な観光イベントに格上げすべく、2025年3月にUNESCOの無形文化遺産リストへの登録申請を行った。こうした環境配慮と国際化の取組により、ロイクラトンは伝統を守りつつ持続可能な形で進化し、タイ文化と観光の象徴としてあり続けるだろう。

第26章 地域編②：中部

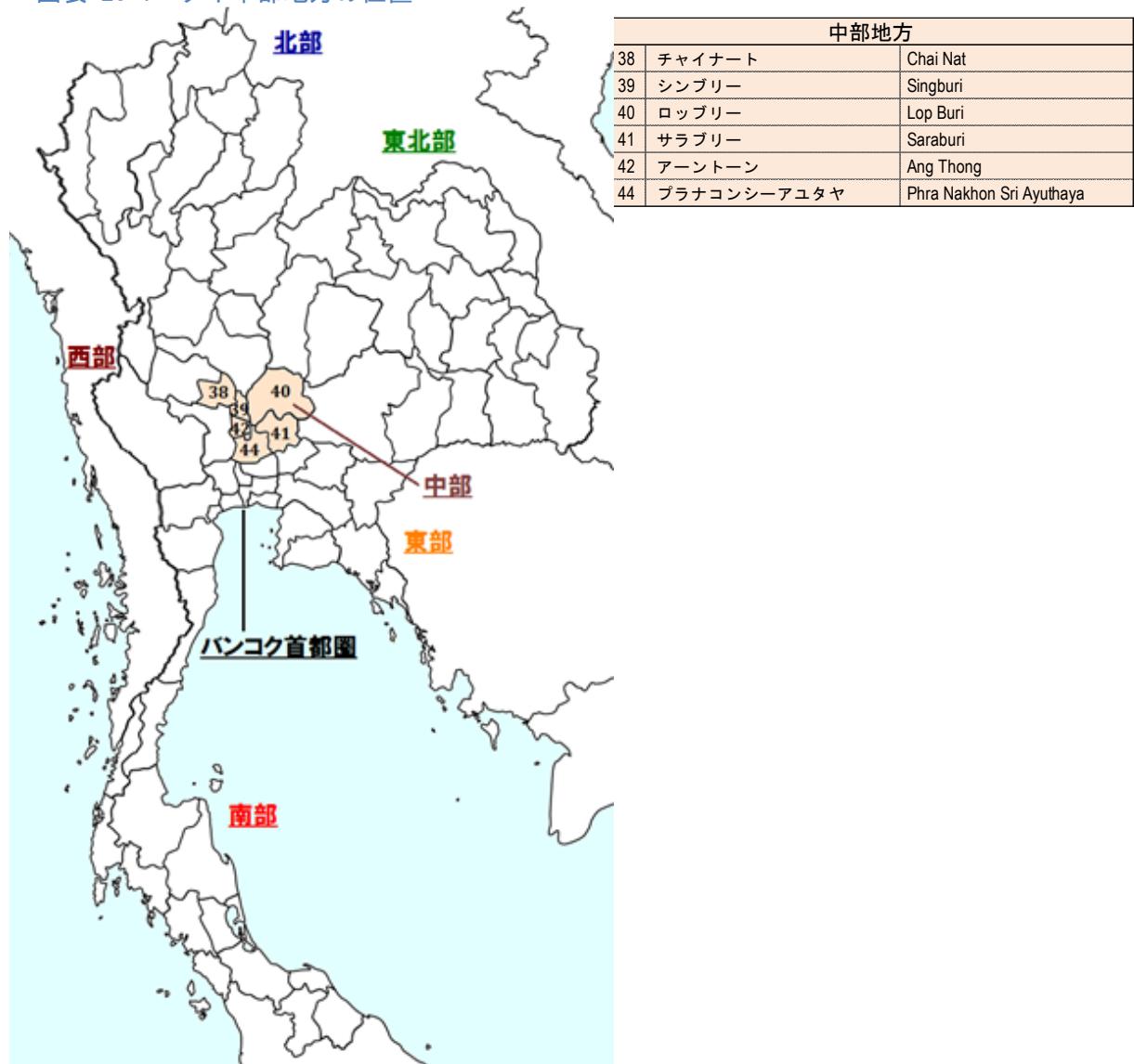
1. 地域概要

(1) 概要

① 中部地方のタイにおける経済的地位

バンコク首都圏の北部に位置し、6県で構成される。中部地方の名目GDP（2023年）は8,817億バーツで、その半分近くをアユタヤ県（プラナコンシーアユタヤ）が占め、次いでサラブリー県となっている。これらアユタヤ県、サラブリー県では、製造業が集積している点が特徴的である。

図表 26-1 タイ中部地方の位置



図表 26-2 中部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	中部地方	Central	881,689	3,169	278,250
44	プラナコンシーアユタヤ	Phra Nakhon Sri Ayutthaya	393,943	919	428,870
41	サラブリー	Saraburi	264,242	767	344,734
40	ロップブリー	Lop Buri	117,741	770	152,831
38	チャイナート	Chai Nat	45,036	287	157,159
42	アーントーン	Ang Thong	32,942	244	135,248
39	シンブリー	Singburi	27,785	183	151,750

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日本企業進出動向

アユタヤ県とサラブリー県を中心に、中部地方には工業団地が多い。中でも、日鉄物産株式会社（2019年4月1日、日鉄住金物産株式会社より商号変更）とタイのヴィニチュブル財閥との合弁会社がアユタヤ県で運営するロジャナ工業団地（1989年設立）は、総開発面積2,400ヘクタール、入居企業400社超と規模が大きく、本田技研工業株式会社（四輪車工場）をはじめ約150社の日系企業が進出している。業種別では、自動車部品や電気・電子部品の企業が多く、大手メーカーとそのサプライヤーが集積している。

アユタヤ県のほかには、サラブリー県とシンブリー県で1980年代後半から1990年代前半に設立された工業団地が稼働しており、日本企業も進出している。また、2022年にはSingha Industrial Estate Company Limitedがアーントーン県に食品産業に特化し環境に配慮した工業団地「S Industrial Estate Angthong」に関するプロジェクトを発表し、現在その開発が進められている。



ロジャナ工業団地の看板

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

道路は整備されている。アユタヤはバンコクから近いため、バンコクからの通勤者が多く、2016 年の調査時点では通勤時間帯、特に夕方に渋滞が発生していた。時間帯にもよるが、バンコク中心部からアユタヤのロジャナ工業団地までの所要時間は車で 70~90 分程度である。

近年の道路開発の動きとしては、2024 年 12 月にパトゥムターニー県（ランシット地区）からアユタヤ県（バンパイン地区）まで高速道路（M5）を延伸する工事について、タイ運輸省が承認した。また、さらなる渋滞緩和及び利便性向上のため、アユタヤ県を東西に横断するバイパス道路である国道 356 号の拡幅工事が計画されており、2023 年には当該工事の事業化調査が完了した。いずれの工事も 2029 年の完成が見込まれている。

【電力】

PEA（地方電力公社）から供給を受けるケースと工業団地から供給されるケースがある。前者の場合、瞬間停電が発生する。後者の場合は、工業団地により違いはあるが、ロジャナ工業団地の例では、ほぼ停電はなく、電圧も安定しているとのことであった。

【通信】

電話は整備されており、特段の問題は聞かれなかった。一部では、インターネット環境の回線速度や安定性について問題を指摘する声もあった。

②労働事情

【人材】

過去の現地調査では、大規模工場で多くのワーカーを必要とする会社の場合は寮を用意し、タイ人の採用担当者が東北部で高校卒業生を採用している例もあった。また、インターンシップを活用して採用につなげる例や、東北部の学校からトレーニーとしてワーカーを受け入れる例もあった。

一方、スタッフの場合はバンコク居住者を直接採用するケースや、人材派遣会社を通じて採用するケースが主な人員確保手段となっている。ただし、人材派遣会社の場合は、必ずしも求めるレベルの人材が紹介されないとの指摘もあった。

【賃金】

2025 年 1 月に最低賃金（日額）が改定されている。

図表 26-3 中部地方の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金（バーツ）
プラナコンシーアユタヤ、サラブリー	357
ロップブリー	356
チャイナート、アントーン、シンブリー	348

(出所) JETRO 資料より作成

③生活環境

家族帶同者、特に小学生の子女帶同の場合は、バンコク市内の日本人学校への通学のためバンコクに居住するケースが多いようである。一方、アユタヤにサービスアパートが増え、住環境が改善されてきたことから、単身者を中心にアユタヤに居住するケースも多い。住居費はバンコクと比較して割安となっている。

アユタヤにもスーパー・マーケットやハイパー・マーケットがあるため、基本的に食材の調達に問題はない。また、バンコクからアユタヤまでは車で1時間から1時間半程度、ロップブリーやチャイナートまでは2時間から3時間程度の距離にあることから、バンコクで医療サービスの利用や日本食材の調達などをすることが可能である。



アユタヤの遺跡

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	Bang Pa-In Industrial Estate	139 Moo 2 Udomsorayuth Rd., Klong-Jig, Bang Pa-In, Ayutthaya 13160	254ha
2	Ban-Wa (Hi-Tech) Industrial Estate	99 Moo 5, Ban Wa, Bang Pa-In, Ayutthaya 13160	260ha
3	Rojana Industrial Park, Ayutthaya	1 Moo 5 Rojana Rd., Kanharm, U-Thai, Ayutthaya 13210	2,400ha
4	Nakhon Luang Industrial Estate	103 Moo 4 Bang PrakruNakhon Luang, Ayutthaya 13260	139ha
5	S Industrial Estate Angthong	Highway No.32 Asian Highway km.63 Chaiyaphum, Chaiyo, Angthong 14140	284ha
6	WHA Saraburi Industrial Land (WHA SIL)	111 Moo 7 Nong Pla Keadi Rd., Nong Khae, Saraburi 18140	579ha
7	Kaeng Khoi Industrial Estate	134 Moo 1, Ban That, Kaeng Khoi, Saraburi 18100	92ha
8	Nong Khae Industrial Estate	Phaholyothin Road (Km. 91-92) Rd., Nong Khae, Saraburi 18140	243ha
9	Indra Industrial Park	X9G7+R4V, Nam Tan, In Buri, Sing Buri 16110	N/A

(出所) BOI より作成

第27章 地域編③：東部

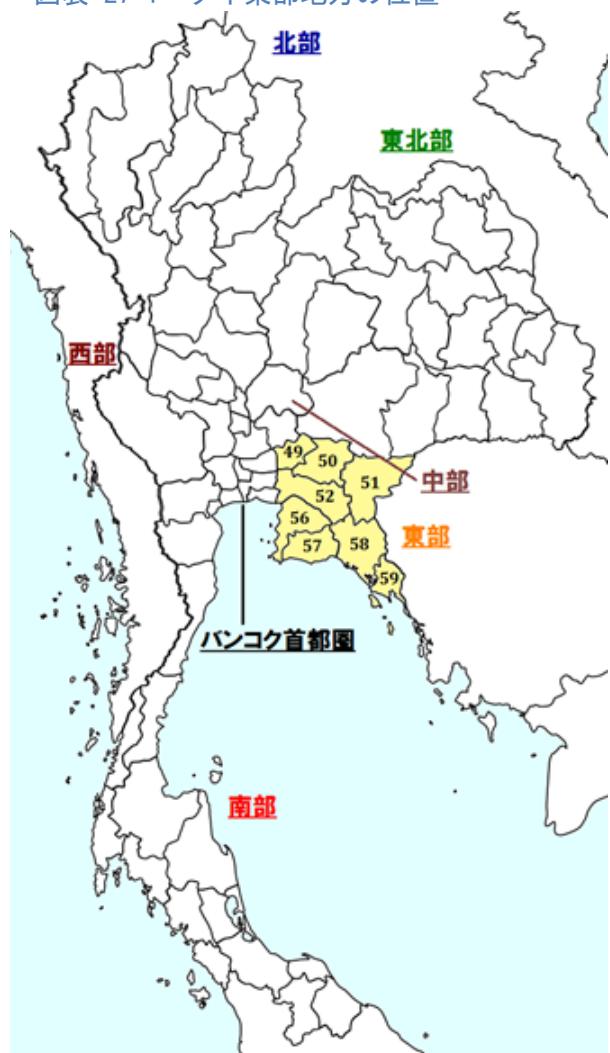
1. 地域概要

(1) 概要

① 東部地方のタイにおける経済的地位

東部地方は、タイにおける製造業（自動車産業、化学産業）の一大集積地となっており第2次産業の構成比（2023年）が63%と高い。名目GDP（2023年）は3兆2,291億バーツと、バンコク首都圏に次ぐ水準にあるものの、1人あたりGDP（2023年）は、チョンブリー県（592,335バーツ）、ラヨーン県（942,205バーツ）、チャチュンサオ県（490,005バーツ）はバンコク首都圏（488,534バーツ）よりも高い水準にある。特にラヨーン県の1人あたりGDPは、タイ全国で最も高い水準にある。

図表 27-1 タイ東部地方の位置



東部地方		
49	ナコンナーヨック	Nakhon Nayok
50	プラーチーンブリー	Prachin Buri
51	サケウ	Sa Kaeo
52	チャチュンサオ	Chachoengsao
56	チョンブリー	Chon Buri
57	ラヨーン	Rayong
58	チャンタブリー	Chanthaburi
59	トラート	Trat

図表 27-2 東部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	東部地方	Eastern	3,229,062	6,499	496,847
56	チョンブリー	Chon Buri	1,188,192	2,006	592,335
57	ラヨーン	Rayong	1,050,952	1,115	942,205
52	チャチュンサオ	Chachoengsao	450,808	920	490,005
50	プラーチーンブリー	Prachin Buri	258,259	665	388,559
58	チャンタブリー	Chanthaburi	145,563	574	253,522
51	サケーウ	Sa Kaeo	55,612	674	82,526
59	トラート	Trat	46,197	280	164,835
49	ナコンナーヨック	Nakhon Nayok	33,479	265	126,435

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

東部地方には、52カ所もの工業団地が存在し、日系企業の進出・企業活動も、自動車を中心として大きく展開されている。中でも特に規模の大きいアマタシティ・チョンブリー（旧アマタナコン）工業団地には、レンタル工場等を含め700社以上の企業が入居し、この内の6割以上を日系企業が占めている。

また、同工業団地では「パーカセプト」とのコンセプトの下、環境保護を徹底した国際水準の開発がされているとともに、病院、学校、レストラン、ゴルフコース、居住地域等、働く人々の生活に配慮した様々なサービスやファシリティが展開されている。2019年5月には、開発企業のアマタシティ社が、日本のフジタ、海外交通・都市開発事業支援機構（Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development : JOIN）と共同でホテルの建設・運営やバスターミナルの整備等を行う都市開発を着工した。ホテルでは、オークラニッコー・アマタシティ チョンブリーが2022年に開業している。工業団地からスマートシティへの転換を掲げており、各国が高い関心を寄せている。

そのほか、2023年2月にはラヨーン県におけるタイ工業団地公社による工業団地開発をタイ政府が承認しており、特に日系企業の投資誘致を目指すとされている。

2018年5月には東部特別開発地区法（Eastern Special Development Zone Act B.E. 2561）が制定され、ラヨーン県、チョンブリー県、チャチュンサオ県の3県（その他、追加で指定される地域を含む）が東部特別開発地区に指定されている。同開発地区内の特別区（EECi：イノベーション特別区、EECd：デジタルパーク・タイランド、EECa：東部航空都市）では、特定産業（図表27-3）に指定されている12分野の事業を行う場合、法人税が上限額の設定無しで最大13年間免除される等、手厚い恩典が用意されている。

図表 27-3 ターゲット産業

1 次世代自動車	7 航空・物流
2 スマート電子機器	8 バイオ燃料・バイオ化学
3 高付加価値の観光・メディカルツーリズム	9 デジタル経済
4 農業・バイオテクノロジー	10 医療ハブ
5 未来のための食品	11 教育
6 自動化機械・ロボット	12 国防

(出所) Eastern Special Development Zone Act B.E. 2561 (2018)

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

製造業が集積していることもあり、道路の整備状況には特段の問題はない。この地方では、「東部経済回廊（EEC）」の開発計画が始動している。同計画は、チョンブリー県、ラヨーン県、チャチュンサオ県の3県をまたぐ高速道路・鉄道を建設し、ハイテク産業（航空機、ロボット、医療等）を沿線に誘致しようとするものである。

2023年1月時点の報道によれば、ドンムアン空港、スワンナプーム空港、ウタパオ空港を結ぶ高速鉄道は2029年に商業運転が見込まれている。

【空港・港湾】

チョンブリー県には、タイ最大の港湾であるレムチャバン港がある。レムチャバン港は、コンテナリゼーションへの対応としてバンコク港（クロントイ港）にとって代わって1991年に開港し、1997年には同港の貨物取扱量を抜いて国内最大港となった。

EEC枠内のインフラ整備の一環として、上記レムチャバン港と、ラヨーン県に位置するマプタップト港の開発が盛り込まれている。レムチャバン港については、2027年、2029年の2段階での商業運転の開始を目指し、コンテナの取扱量を1,800万TEUまで拡大すること、自動車輸出能力を300万台へ拡張することが掲げられている。また、マプタップト港については、2027年、2031年の2段階での完工を予定しており、160万m²の敷地内に液化天然ガスのタンカー接岸港2カ所、ガス積替え棧橋3カ所の増設、貨物倉庫、天然ガス関連事業所、沈泥溜め、サービス施設、砂防堰堤、防波堤の築造を行う計画となっている。

また、空港についても、ラヨーン県のウタパオ国際空港の拡張がEECのインフラ整備に盛り込まれており、全部で4期に分けて開発されることが計画されている。同空港は2028年に開業予定であり、2024年7月時点における進捗率は全体で12.7%となっている。

【電力】

大手の工業団地では、自家発電設備を備えているところが多いいため（タイの大手デベロッパーの中には、関連会社に電力会社を持つ企業もある）、団地内に立地する場合は、長時間電力供給に問題が発生することはない。

②労働事情

【人材】

東北部やミャンマー等、近隣国からのワーカーの流入もあり、就労可能人口は多いと考えられる。また、ローカル採用のワーカーは工業団地内の居住エリアに住み込む場合もあるようである。ただし、多くの工場が集積し必要な人員数が多い一方、熱くて危険を伴う作業が多いことを理由に、若者は工場への就労を避ける傾向にあり、雇用の需要と供給にミスマッチが生じている。特に熟練工やマネージャーレベルの人材確保は難しい。日系企業の間では、直前まで他の日系企業に勤務していた者の採用は自主的に控えるとの紳士協定があるものの、タイ人は少しでも好条件の職に転職する傾向が強いため、熟練工やマネージャー層の離職リスクは低くない。

【賃金】

2025年1月の最低賃金（日額）引き上げにより、東部地方8県の内、産業集積が進んだチョンブリー県、ラヨーン県及びチャチュンサオ県の3県において、最高額の400バーツとなった。

図表 27-4 東部地方の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金（バーツ）
チョンブリー、ラヨーン、チャチュンサオ	400
プラーチーンブリー	357
ナコンナーヨック	355
トラート	354
チャンタブリー、サケーウ	352

（出所）JETRO資料より作成

③生活環境

【教育】

2009年に泰日協会学校（シラチャ日本人学校）がチョンブリー県内に設立された。小学部と中学部があり、2025年4月時点において小学部は17クラス、中学部は4クラス、小中学部合わせた生徒数は400名である。校区はチョンブリー県とラヨーン県である。校区は保護者の勤務先住所を規準に決められるため、勤務先住所がチョンブリー県またはラヨーン県にあれば、バンコク在住でもシラチャ校が通学先となる。

【医療】

日本人の多くが居住するチョンブリー県シラチャには、日本語対応可能な病院がいくつか存在する。365日24時間営業の病院であるサミティヴェート・シラチャ病院では、日本語を話す医師2名、同看護師6名、日本語通訳8名が在籍し、毎日7時から20時まで日本語での診療受付、診察時の通訳等が用意されている。また、パヤタイ・シラチャ病院では、日本人・タイ人の日本語通訳が複数配置されている。このほか、パタヤとラヨーンにはバンコク病院(Bangkok Hospital Pattaya、Bangkok Hospital Rayong)があり、日本語通訳が用意されている。

【治安】

都市部に近い割には比較的のどかな地域で、日本人を狙った詐欺やスリ・置き引き等が多発しがちなバンコクに比べれば、治安面では安定している。

シラチャにはサービスアパートメントも多くあり、家族同伴で住んでいる者も多い。例えば、バルコニー・コートヤード・シラチャホテル(Balcony Courtyard Sriracha Hotel & Serviced Apartments)では、未就学児連れの日本人駐在員の家族もあり、ホテルの中庭で子供たちを遊ばせているグループもみられた。

【日本食・スーパーマーケット（小売）等】

日本人駐在員の多いシラチャでは、自動車産業の集積が始まった1990年代後半から日本食レストランの数が増加してきた。2014年には地場の流通大手サハ・グループが日本をテーマとするコミュニティ・モール「J-PARK」を開設し、「和食さと」や「さぼてん」、「幸楽苑」等多くの日本食の店舗が営業している。また、大手工業団地には、敷地内に日本食レストランを備えているところもある。日本人シェフがいる日本食店も多数ある。

日系スーパーマーケット等も充実しており、「J-PARK」や「イオンモール」には「マックスバリュ」などが出店しているほか、2022年には「DON DON DONKI J-PARK SRIRACHA」が「J-PARK」内にオープンした。これらに加え、ショッピングモールのロビンソン、その他専門店等で日本食材が多く販売されており、容易に調達することができる。

【金融】

邦銀の進出はバンコクに集中しているのが現状であるが、三井住友銀行とみずほ銀行が出張所、三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下のアユタヤ銀行が事務所を開設している。

三井住友銀行は、2013年5月に、当時、邦銀としてはバンコク以外では初となる「三井住友銀行バンコック支店チョンブリー出張所」をチョンブリー県に開設した。同行は、2022年7月には東部経済回廊事務局(THE EASTERN ECONOMIC CORRIDOR OFFICE OF THAILAND、以下「EECO」という)と日系企業を中心とする当該地域への投資促進に関する覚書を締結している。

また、みずほ銀行は2015年3月に、ラヨーン県のイースタンシーボード工業団地内に出張所を開設し、同工業団地のデベロッパーであるヘマラート・ランド・アンド・ディベロップメントと覚

書を締結した上で、日系企業の進出手続支援や、相談会・セミナー等の開催に協力している。このほか、同行は2018年3月にEECOとの間で業誘致に協力する覚書を締結している。

さらに、2020年12月には、東部経済回廊（EEC）計画の対象地域で企業活動が活発化すると予測したアユタヤ銀行がチョンブリー県にシラチャ事務所、ラヨーン県にラヨーン事務所を開設した。また、三菱UFJフィナンシャル・グループでは、2024年7月に三菱UFJ銀行、アユタヤ銀行及びEECOの三者間で連携協定を締結し、当該地域におけるESG・スタートアップ・デジタル分野での投資の推進を図っている。



シラチャ J-PARK 看板



J-PARK 内の様子

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	304 Industrial Park 2	200 Moo 3 Khao Hin Son, Phanom Sarakham, Chachoengsao 24120	960ha
2	Gateway City Industrial Estate	215 Moo 7, Chachoengsao-Sattahip Road, Huasamrong, Plaeng Yao, Chachoengsao 24190	824ha
3	TFD Industrial Estate	Tha Sa-an, Bang Pakong, Chachoengsao 24130	80ha
4	Wellgrow Industrial Estate	78 Moo 1 Bangna-Trad Highway Km.36, Homsin, Bangpakong, Chachoengsao 24180	425ha
5	TFD Industrial Estate 2	Highway no.7 and the Highway no.314, Tha-saan and Bangwau, Bangpakong, Chachoengsao	N/A
6	BlueTech City	Khao Din, Bang Pakong, Chachoengsao 24130	189ha
7	Wellgrow Industrial Estate	78 Moo 1, Bangna-Trad Road Km. 36, Bang Pakong, Chachoengsao 24180	N/A
8	Amata City Chonburi Industrial Estate	700 Tambol Klong Tamru, Muang, Chon Buri 20000	2,220ha
9	Amata City Chonburi Industrial Estate Project 2	Provincial Highway 3466 (Sukhumvit-Phan Thong) Km.5, and Provincial Highway 3122 (Ban Pho-Phan Thong) Km.14	972ha
10	Asia Clean Chonburi Industrial Estate	Nong Irun, Ban Bueng District, Chon Buri 20220	156ha
11	Ban bueng Industrial Estate	Highway 3289, Nong I-run, Banbung, Chonburi	91ha
12	WHA Chonburi Industrial Estate 1 (WHACIE 1)	390 Moo 2, Highway 331 Km. 91-92, Bowin, Si Racha, Chon Buri 20230	557ha
13	WHA Chonburi Industrial Estate 2 (WHACIE 1)	Khaokhunsong, Sriracha, Chonburi 20110	101ha
14	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 2 (WHAESIE 2)	Khaokhunsong, Sriracha, Chonburi 20110	584ha

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
15	WHA Industrial Estate Eastern Seaboard 3 (WHA ESIE 3)	270 Moo 4, Nong Suea, Nong Yai District, Chon Buri 20190	352ha
16	Laem Chabang Industrial Estate	49/19 Moo 5 Sukhumvit Rd., Thungsukhla, Sriracha, Chonburi 20230	448ha
17	Pinthong Industrial Estate (PIP1)	789 Moo 1 Nongkho-Laem Chabang Rd., Nong Kham, Sriracha, Chonburi 20230	170ha
18	Pinthong Industrial Estate (Laem Chabang) (PIP2)	Pinthong Industrial Estate, Nong Kham, Sriracha, Chonburi 20110	125ha
19	Pinthong Industrial Estate (PIP3)	219 Moo 6 Bowin, Sriracha, Chonburi 20230	240ha
20	Pinthong Industrial Estate (PIP4)	789, Moo 1, Nong Koh-Laem Chabang Rd., Nongkham Sub-District, Sriracha District, Chonburi Province, 20230	77ha
21	Pinthong Industrial Estate (PIP5)	789, Moo 1, Nong Koh-Laem Chabang Rd., Nongkham Sub-District, Sriracha District, Chonburi Province, 20230	171ha
22	Rojana Industrial Estate Laem Chabang Chonburi Province	669 Takhian Tia Sub-district, Bang Lamung District, Chonburi Province, 20150	151ha
23	Saha Group Industrial Park Sriracha	The img Business Center on the East Coast 999 Moo 11, Nongkham, Sriracha, Chonburi Province 20280	288ha
24	Yamato Industries Industrial Estate	Yamato Industrial Estate, 789 Moo 6, Nong Yai, Nong Yai, Chon Buri 20190, Thailand	77ha
25	304 Industrial Park	106 Moo 7 Thatoom, Srimahaphothe, Prachinburi 25140	3,040ha
26	Bo Thong Industrial Estate 33	888 Moo 8, Borthong, Kabinburi, Prachinburi 25110	180ha
27	Hi-Tech Kabin Industrial Estate	99/1 Moo 1 Ladtakhien, Kabinburi, Prachinburi 25110	172ha

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
28	Kabinburi Industrial Zone	444 Village No. 9, Kabinburi-Korat Rd., Nongki, Kabinburi, Prachinburi 25110	400ha
29	Rojana Industrial Park (Prachinburi)	141 Moo 12, Tambol Huawa, Amphur Si Maha Phot, Prachinburi 25140	960ha
30	Saha Group Industrial Park Kabinburi	1 Moo 5 Nonsi, Kabinburi, Prachinburi 25110	624ha
31	Amata City Rayong Industrial Estate	7 Moo 3, Highway 331, Bowin, Si Racha, Chon Buri 20230 7 Moo 4 and Moo 6, Map Yang Phon, Pluak Daeng, Rayong 21140 (チョンブリー、ラヨーン両県に位置している)	617ha
32	Asia Industrial Estate	9 Moo 2, Banchang, Rayong 21103	415ha
33	CPGC Industrial Estate	3191 CPGC Industrial Estate Mapkha, Nikompathana, Rayong, Thailand, 21180	491ha
34	Eastern Seaboard Industrial Estate (Rayong) (ESIE)	112 Moo 4 Highway 331Km.91.5, Pluak Daeng, Rayong 21140	1,055ha
35	WHA Eastern Industrial Estate (Map Ta Phut) (WHA EIE)	18 Pakorn Songkrohraj Road, Huay Pong Sub-district, Muang District, Rayong 21150	600ha
36	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 1 (WHAESIE 1)	121 Moo 3, Ta Sit, Pluak Daeng, Rayong 21140	949ha
37	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 2 (WHAESIE 2)	45J7+9XG, Khao Khansong, Si Racha District, Chon Buri 20110	584ha
38	WHA Eastern Seaboard Industrial Estate 4 (WHAESIE 4)	121 Moo 3, Tasit Subdistrict, Pluakdaeng District, Rayong Province 21140	352ha
39	WHA Rayong Industrial Land (WHA RIL)	18 Pakorn Songkrohraj Rd, Huay Pong Sub-district, Muang District, Rayong 21150	550ha
40	WHA Rayong 36 Industrial Estate	Pananikom Sub-district, Nikhom Phatthana District, Rayong Province	205ha

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
41	WHA Industrial Estate Rayong	Ban Khai-Ban Bueng Road (Highway 3138), Nong Bua, Ban Khai, Rayong 21120	217ha
42	IRPC Eco Industrial Zone	Moo 5, Sukhumvit Road, Choengnoen, Muang Rayong, Rayong	640ha
43	Luckchai Rubber City Industrial Estate	Moo 2, Tambol Samnakthong, Amphur Muang Rayong, Rayong	354ha
44	Map Ta Phut Industrial Estate	1 I-1 Rd., Map Ta Phut Industrial Estate, Muang, Rayong 21150	1,112ha
45	Padaeng Industrial Estate	15 Padaeng Road, Map Ta Phut Muang, Rayong 21150	80ha
46	Rayong Industrial Estate (Ban Khai)	Ban Khai - Ban Bueng Road (Highway 3138), Nong Bua, Ban Khai, Rayong 21120	217ha
47	RIL Industrial Estate	88 Highway 3191, Map Ta Phut, Rayong, 21150	204ha
48	Rojana Industrial Park, Rayong (Ban Khai)	3 / 7, Moo 2, Ban Khai-Ban Pang Highway, Nongbo District, Ban Khai City, Rayong 21120	480ha
49	Rojana Industrial Park, Rayong (Pluak Daeng)	54/5 Moo 1, Mapyanporn, Pluak Daeng, Rayong 21140	240ha
50	Siam Eastern Industrial Park	60 Moo 3 Mabyangporn, Pluakdaeng, Rayong 21140	326ha
51	Pinthong Project 6 Industrial Estate	234 / 9, Moo 1, Nikhomphattana Sub-District, Nikhomphattana District, Rayong Province, 21180	147ha
52	Sa Kaeo Industrial Estate	Pa Rai Subdistrict, Aranyaprathet District, Sa Kaeo	106ha

(出所) BOI より作成

第28章 地域編④：西部

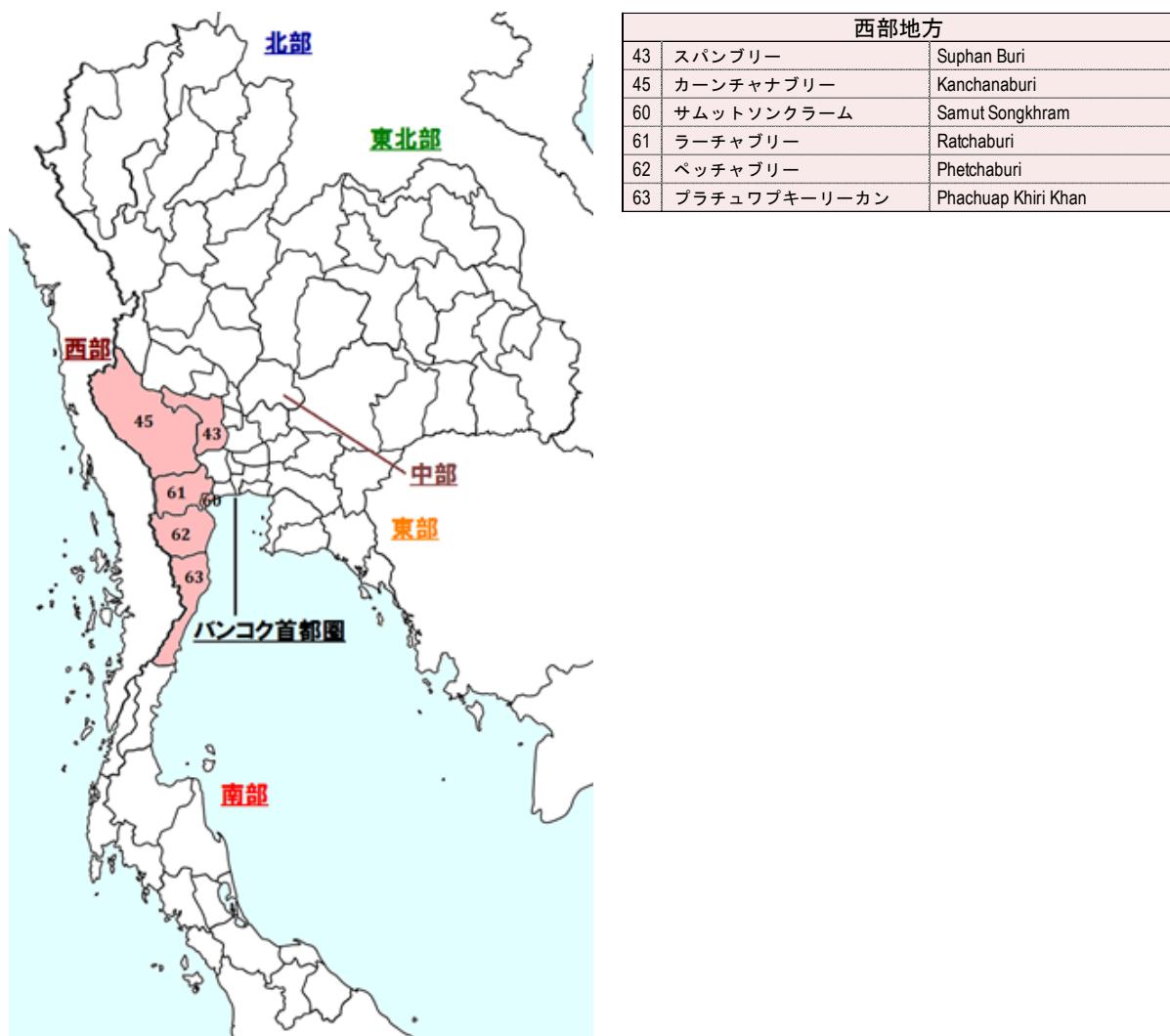
1. 地域概要

(1) 概要

①西部地方のタイにおける経済的地位

西部はバンコク首都圏の西に位置する 6 県で構成され、スパンブリー県とサムットソンクラーム県以外の 4 県はミャンマーと接している。西部地方全域の名目 GDP は 6,369 億バーツであり、7 つに分けた地域区分の中で最も小さく、人口も 366 万人と 2 番目に少ない（いずれも 2023 年）。

図表 28-1 タイ西部地方の位置



図表 28-2 西部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	西部地方	Western	636,869	3,656	174,207
61	ラーチャブリー	Ratchaburi	187,601	810	231,516
45	カーンチャナブリー	Kanchanaburi	128,134	834	153,662
63	プラチュワプキーリーカン	Phachuap Khiri Khan	107,561	486	221,151
43	スパンブリー	Suphan Buri	105,405	847	124,482
62	ペッチャブリー	Phetchaburi	78,848	503	156,719
60	サムットソンクラーム	Samut Songkram	29,320	175	167,164

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

ラーチャブリー県にあるラーチャブリー工業団地には、乾燥食品の株式会社營洋やデニム生地のカイハラ株式会社等、食品製造や衣料品製造の日本企業が数社進出している。また、カーンチャナブリーからミャンマーのダウェーに向けた開発構想があり、将来的にはタイからミャンマー（ダウェー）経由でのインド、中東、アフリカ向け輸出の可能性が探られている。しかし、現状はミャンマー側の道路インフラやダウェーの港湾の整備が進んでいないことや、ミャンマーの政治的不安定さもあり不透明な状況である。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

バンコクから、日本政府が経済特区開発支援を表明したミャンマーのダウェーまでの道路がカーンチャナブリー県を通って続いている（ミャンマー側の一部は未舗装）。また、バンコクからラーチャブリー県を通り、ペッチャブリー県、プラチュワプキーリーカン県の東部を通って、南部地方を通過しマレーシアへと続く国道4号線が通っている。道路は整備されており、バンコクと比べて渋滞は少ない。

②労働事情

【賃金】

2025年1月に最低賃金（日額）が改定されている。

図表 28-3 西部地方の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金（バーツ）
サムットソンクラーム	358
スパンブリー	355
カーンチャナブリー、プラチュワプキーリーカン	352
ペッチャブリー	351
ラーチャブリー	347

(出所) JETRO より作成

③生活環境

カーンチャナブリーは映画「戦場にかける橋」の舞台として有名な観光地であるが、工業団地は少なく、日本企業の進出もあまりない。駐在員としての生活環境は教育や医療面でのハードシップが高い。日本食のレストランは数件存在する程度である。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	Ratchaburi Industrial Estate	110 Moo 9, Donsai, Protaram, Ratchaburi 70120	147ha

(出所) BOI より作成

第29章 地域編⑤：北部

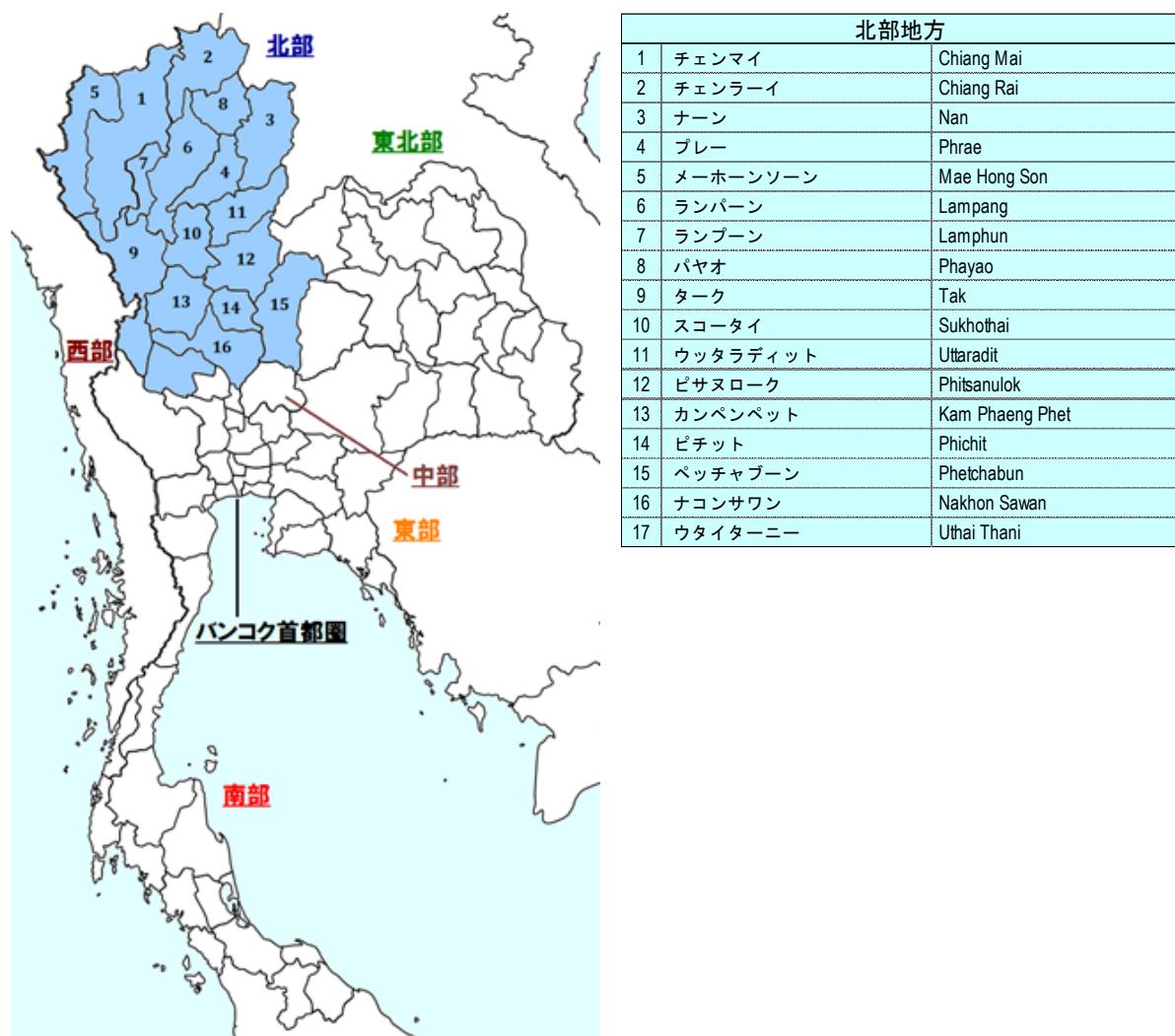
1. 地域概要

(1) 概要

① 北部地方のタイにおける経済的地位

17県で構成される北部は、人口1,117万人、名目GDPは1兆3,909億バーツである（いずれも2023年）。経済の中心はチェンマイ県であるが、工業団地はチェンマイ県のすぐ南に位置するランプーン県に集中している。

図表 29-1 タイ北部地方の位置



図表 29-2 北部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	北部地方	Northern	1,390,863	11,168	124,545
1	チェンマイ	Chiang Mai	277,477	1,791	154,925
16	ナコンサワン	Nakhon Sawan	124,649	896	139,184
13	カンペーンペット	Kam Phaeng Phet	121,156	780	155,404
2	チェンラーイ	Chiang Rai	116,580	1,132	102,988
12	ピサヌローク	Phitsanulok	111,463	893	124,884
7	ランプーン	Lamphun	91,541	387	236,619
15	ペッチャブーン	Phetchabun	90,467	896	100,936
6	ランパン	Lampang	74,064	687	107,732
9	ターカー	Tak	65,223	537	121,537
10	スコータイ	Sukhothai	56,287	604	93,208
14	ピチット	Phichit	52,564	500	105,054
11	ウッタラディット	Uttaradit	47,996	398	120,720
8	パヤオ	Phayao	38,953	356	109,275
3	ナーン	Nan	38,938	435	89,515
17	ウタイターニー	Uthai Thani	33,381	269	123,946
4	プレー	Phrae	33,088	362	91,324
5	メーホーンソーン	Mae Hong Son	17,036	244	69,828

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

北部地方の工業団地は、ランプーン県に3カ所、ピチット県に1カ所ある。日本企業は、このうちのランプーン県の工業団地に多く進出している。

また、2023年2月にはランプーン県におけるタイ工業団地公社による工業団地開発をタイ政府が承認しており、特に日系企業の投資誘致を目指すとされている。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

チェンマイ中心部からランプーン県の工業団地までの道路は複数車線であり、基本的に道路インフラ上の不都合はない。渋滞問題が徐々に深刻化しているといわれているが、ビジネスを行うにあたって特段の問題が生じるレベルではない。バンコクまでは約700kmの距離があるが、コンテナ貨物をバンコク港から出荷（入荷）する企業も少なくない。ただし、道中のランパン県、ランプーン県とピサヌローク県の間が険しい山道であり、事故が発生しやすいようである。

【空港・港湾】

チェンマイ中心部から南西方向約4kmの地点にチェンマイ国際空港がある。空港運営会社であるタイ空港公社はチェンマイ空港を含む主要6空港のデータを公表しており、それによると、チェンマイ空港における発着回数は2022年39,027回、2023年55,663回、乗降客数は2022年5,457,661、2023年8,221,941人であり、新型コロナウイルス感染症の影響から大幅に回復している。また、取扱貨物量は2022年5,584トン、2023年5,255トンと推移しており、その9割前後が国内貨物である。北部では軽量な電子部品等の集積が進んでおり、空路での輸送が使われることも多い。

【電力】

日本企業が進出しているランプーン県の工業団地では停電はほとんどない。ただし、電圧は不安定で変動幅が大きいとの指摘もある。

【通信】

通信では大きな問題はない。

②労働事情

【人材】

スタッフやマネージャーの場合、優秀な人材はバンコクに流出する傾向が強く、採用が難しい。チェンマイには国立大学のチェンマイ大学があり人材が輩出しているが、卒業生はバンコクに向かうことが多いようである。

【賃金】

2025年1月の最低賃金（日額）が改定されている。

図表 29-3 北部地方の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金 (バーツ)
チェンマイ（ムアンチェンマイ郡）	380
チェンマイ（ムアンチェンマイ郡以外）	357
チェンラーイ、ピサヌローク、ターカー	352
ナコンサワン、ランプーン	350
ペッチャブーン	349
カンペーンペット、ランパーン、スコータイ、ピチット、ウッタラディット、ウタイターニー、メーホンソーン	347
ナーン、パヤオ、プレー	345

（出所）JETRO 資料より作成

③生活環境

【気候】

チェンマイの月平均気温（平年値）はバンコク同様、4月が最も暑く、1月が最も涼しい。日本の気象庁のデータ（2024年）によると、チェンマイにおける月平均気温（平年値）は最高値が4月の平年値は29.6°C、最低値が1月の22.3°Cである。降水量は、バンコク同様に5月から10月にかけて多いが、雨季のピークは8月と9月である。

【教育】

チェンマイに日本人学校はないが、チェンマイ市及びその周辺に在住する日本人子女を主たる対象に、日本の文部科学省が示す学習指導要領に準拠した初等、中等教育の補習を行うことを目的とするチェンマイ日本人会チェンマイ日本人補習授業校がある。

【医療】

外務省は、「世界の医療事情」のタイの情報として、チェンマイ県、チェンラーイ県、ピサヌローク県、スコータイ県にある医療機関を紹介している。チェンマイには日本人通訳のいる病院もある。詳細は下記ウェブサイトを参照。

外務省ウェブサイト：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>

【治安】

チェンマイは観光都市であり、街中の治安は良いといわれている。

【住居】

工業団地で操業する日本企業の駐在員は、チェンマイに居住するケースがほとんどである。また、リタイア後のロングステイで滞在する日本人も多く、サービスアパートやロングステイ者用の住居も多く提供されている。

【日本食・スーパーマーケット（小売）等】

大型ショッピングセンターには寿司やラーメン、牛丼等和食レストランが営業しており、スーパーでは日本食材の調達が可能である。また、チェンマイを拠点とする地場の「リンピング・スーパーマーケット（Rimping Supermarket）」では、海外から輸入した加工食品が多く取り扱われている。また、自社規準に基づき「有機野菜」、「水耕野菜」等に商品を分類し、それぞれのパッケージに緑色、水色、白色、黄色、赤色のマークを付けて、店内に説明用のポップを配置する等して、消費者の嗜好に合う商品を選択できるよう工夫している店舗もある。



リンピング・スーパーマーケット



※店内には日本語の説明も

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	World Lamphun Industrial Estate	Km.70 Chiang MaiLam Phang Rd., Makhuea Chae, Muang, Lam Phun 51000	49ha
2	Northern Region Industrial Estate	60 Moo 4, Banklang, Muang, Lamphun 51000	185ha
3	Saha Group Industrial Park Lamphun	189 Moo 15 Pasak, Muang, Lam Phun 51000	368ha
4	Phichit Industrial Estate	79 Moo 1, Phitsanulok-Nakhon Sawan Road Km. 97-99 Nong Lum, Wachirabarami, Phichit 66220	198ha

(出所) BOI より作成

第30章 地域編⑥：東北部

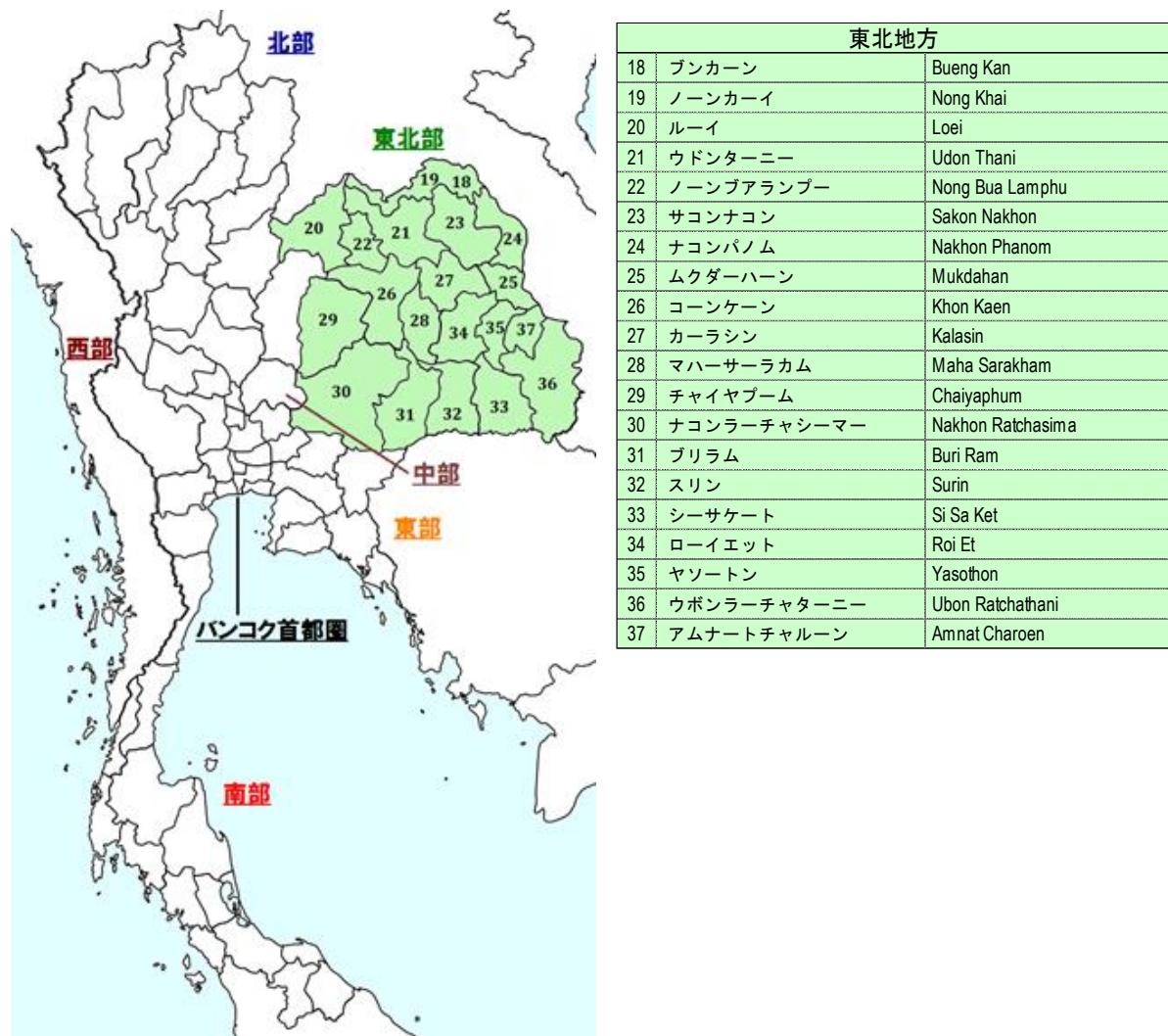
1. 地域概要

(1) 概要

① 東北部地方のタイにおける経済的地位

東北部は20の県から構成され、域内の北部から東部の7県はラオスと、南部の4県はカンボジアと接している。内陸に位置し、海港はない。東北部地方の名目GDPは1兆8,084億バーツであり、ナコンラーチャシマー県が19.0%、コーンケーン県が12.4%を占める（いずれも2023年）。

図表 30-1 タイ東北部地方の位置



図表 30-2 東北部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	東北地方	Northeastern	1,808,413	18,217	99,271
30	ナコンラーチャシマー	Nakhon Ratchasima	343,510	2,492	137,864
26	コーンケーン	Khon Kaen	225,107	1,706	131,987
36	ウボンラーチャターニー	Ubon Ratchathani	143,160	1,727	82,895
21	ウドンターニー	Udon Thani	124,478	1,245	100,005
31	ブリラム	Buri Ram	108,467	1,184	91,636
32	スリン	Surin	92,775	1,033	89,852
34	ローイエット	Roi Et	85,660	1,038	82,491
33	シーサケート	Si Sa Ket	83,905	921	91,060
29	チャイヤブーム	Chaiyaphum	78,665	915	85,951
23	サコンナコン	Sakon Nakhon	71,494	906	78,895
28	マハーサーラカム	Maha Sarakham	69,450	763	90,996
27	カーラシン	Kalasin	66,077	779	84,785
20	ルーアイ	Loei	62,798	534	117,624
24	ナコンパノム	Nakhon Phanom	52,184	539	96,731
19	ノーンカーアイ	Nong Khai	48,887	454	107,589
35	ヤソートン	Yasothon	34,343	444	77,376
22	ノーンブアランブー	Nong Bua Lamphu	32,332	469	69,008
25	ムクダーハーン	Mukdahan	31,189	432	72,251
18	ブンカーン	Bueng Kan	29,879	356	84,021
37	アムナートチャルーン	Amnat Charoen	24,053	281	85,707

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

東北部地方の主な工業団地としては、ナコンラーチャシマー県のナワナコン工業団地、ウドンターニー県のウドンターニー工業団地がある。

ナコンラーチャシマー県は東北部地方経済の中心的な位置にある県で、食品関連や電子部品、自動車部品製造等で日本企業の進出も比較的多い。その他の地域でも、2011年の洪水後にパナソニックのグループ会社が一部生産をコーンケーン県に移設する等、日本企業も進出している。

2023年1月の投資奨励制度改定（2023年～2027年）により、これまで投資奨励業種として農業や工業、軽工業等7つの分類が設定されていたところ、医療、デジタル、クリエイティブ産業及び高付加価値サービス等が追加され10分類となった。投資奨励地域も設定されており、該当する場合は恩典が追加される。1人あたり国民所得の低い20県が投資奨励地域の対象となっており、東北部の20県のうち15県が追加の恩典の対象となる（ナコンラーチャシマー県、コーンケーン県、ウドンターニー県、ルーアイ県、ノーンカーアイ県の5県は対象外）。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

タイは全体的に道路整備が進んでおり、東北部も同様である。コーンケーン県はミヤンマーのモーラミヤインからタイとラオスを通りベトナムのダナンにつながる東西経済回廊上に位置する。また、バンコクからラオスのビエンチャンを通りベトナムのハノイまで続く道路も通っている。

【空港・港湾】

東北部地方は首都圏から距離があることもあり、ナコンラーチャシーマー県やコーンケーン県、ウボンラーチャターニー県等には地方空港が置かれている。ウドンターニー県にはウドンターニー国際空港があり、かつては国際線も就航していたが、2025年7月現在国内線（就航先はスワンナプーム、ドンムアン、ウタパオ、ハジャイの4空港）のみの就航となっている。

②労働事情

【人材】

東北部地方はタイ全体の26.0%を占める1,822万人の人口を有する（2023年）。しかし、他地域と比べて工業化が進んでいないため、首都圏や東部等、産業の集積地で就労する者が多く、当該地域は労働力を供給する役割を担っている。

【賃金】

2025年1月に最低賃金（日額）が改定されている。

図表 30-3 東北部地方の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金（バーツ）
ナコンラーチャシーマー	359
コーンケーン	357
ノーンカーアイ	355
ウボンラーチャターニー、ブリラム、サコンナコン、ナコンパノム、ムクダーハーン	352
スリン	351
ヤソートン	350
ローイエット、カーラシン、ブンカーン	349
チャイヤブーム	348
ウドンターニー、シーサケート、マハーサーラカム、ルーイ、ノーンブアランプレー、アムナートチャルーン	347

（出所）JETRO 資料より作成

③生活環境

【気候】

日本の気象庁のデータ（2024年）によると、ナコンラーチャシーマーの月平均気温（平年値）は、最高値が4月の30.3°C、最低値が12月の24.4°Cである。バンコクと比較すると、最高値では0.5°C、最低値では3.2°C低い。また、降水量は、5月から10月にかけて多い点ではバンコクと同様であるが、全体的にバンコクよりは少なく、およそ3分の2の水準である。

【医療】

外務省は、「世界の医療事情」のタイの情報として、東北部地方では、ノーンカーカイ県に1カ所、ウドンターニー県に2カ所、コーンケーン県に2カ所、ナコンラーチャシーマー県に2カ所、ウボンラーチャターニー県に2カ所の病院を紹介している。詳細は下記ウェブサイトを参照。

外務省ウェブサイト：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>

【日本食】

和食を提供するレストランは多くの県にあるが、比較的ナコンラーチャシーマー県やウドンターニー県に多い。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	Nava Nakorn Industrial Estate Nakhon Ratchasima	999 / 1 Moo 1 Mittaphap Rd., Km.231 Tambol Naklang, Amphur Soongnuen, Nakornratchasima 30170	304ha
2	Udon Thani Industrial Estate	Tambon Non Sung, Mueang Udon Thani, Udon Thani	347ha

(出所) BOI より作成

第31章 地域編⑦：南部

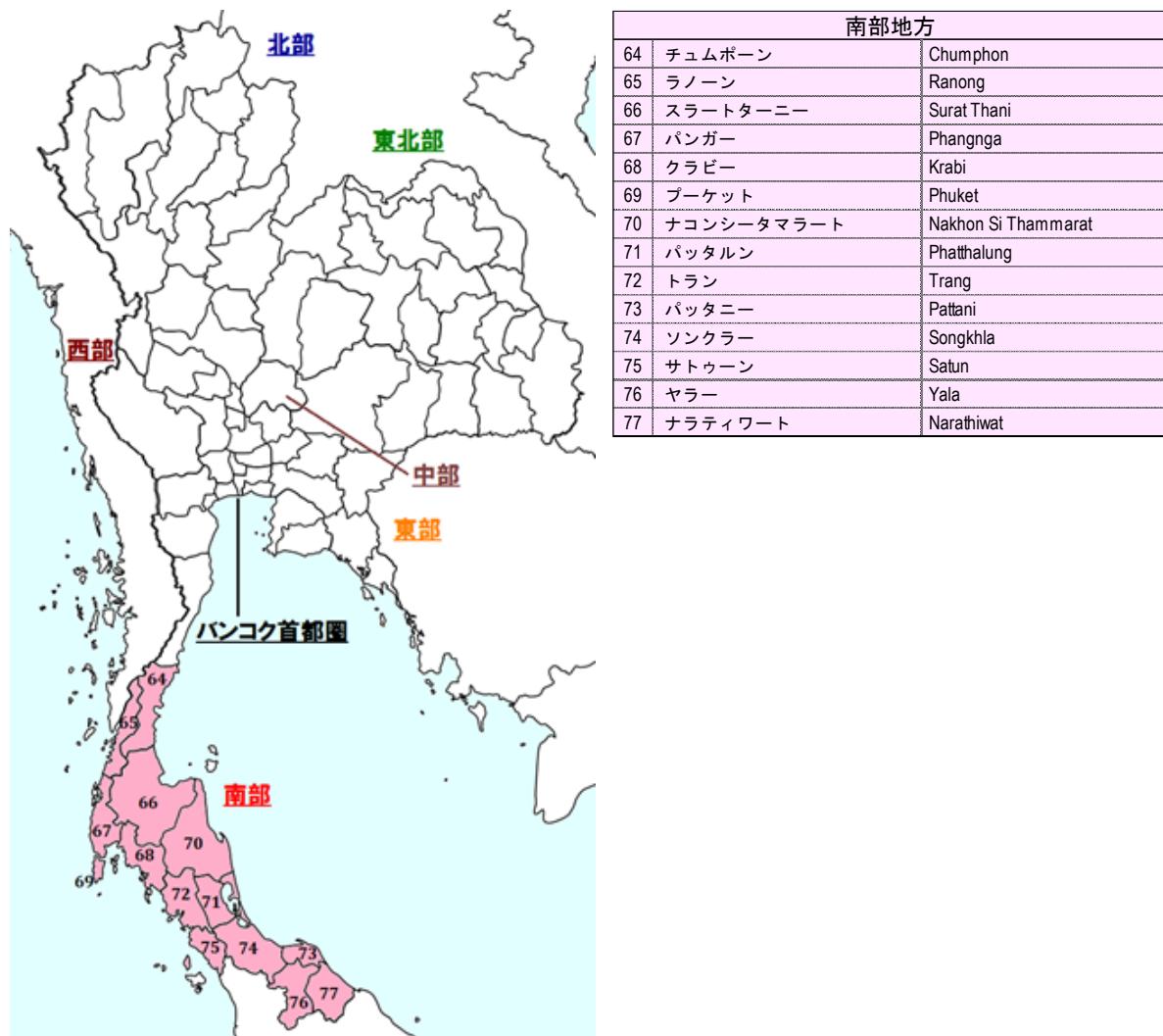
1. 地域概要

(1) 概要

①南部地方のタイにおける経済的地位

14県で構成される南部地方は、チュムポーン県とラノーン県がミャンマーと接し、ソンクラー県、サトゥーン県、ヤラー県、ナラティワート県はマレーシアに接している。また、ヤラー県以外の13県は海岸線を有し、ソンクラー県には主要港の1つであるソンクラー港がある。南部地方の人口は979万人、名目GDPは1兆4,376億バーツである（いずれも2023年）。

図表 31-1 タイ南部地方の位置



図表 31-2 南部地方概要

No	県名	(英語名)	名目GDP [2023年] (100万バーツ)	人口 [2023年] (1,000人)	1人あたりGDP [2023年] (バーツ)
	南部地方	Southern	1,437,591	9,791	146,832
74	ソンクラー	Songkhla	251,480	1,702	147,790
66	スラートターニー	Surat Thani	220,374	1,171	188,181
70	ナコンシータマラート	Nakhon Si Thammarat	194,669	1,528	127,405
69	プーケット	Phuket	193,424	614	314,921
64	チュムポーン	Chumphon	115,568	502	230,319
68	クラビー	Krabi	75,458	434	174,058
72	トラン	Trang	70,830	634	111,746
67	パンガー	Phangnga	56,919	248	229,213
73	パッタニー	Pattani	54,281	651	83,369
76	ヤラー	Yala	52,282	484	108,108
77	ナラティワート	Narathiwat	47,353	740	64,005
71	パッタルン	Phatthalung	42,800	491	87,098
75	サトゥーン	Satun	33,152	301	110,312
65	ラノーン	Ranong	29,000	292	99,331

(出所) National Economic and Social Development Board より作成

②工業団地・日系企業進出動向

南部地方では、ソンクラー県に 3 カ所の工業団地があるが、全体的に工業団地数は少なく、外資の進出も多くはない。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

南部には、アジアハイウェイの 2 号線 (AH2) が通っており、バンコクからハジャイ、サダオを通ってマレーシアへとつながっている。また、ハジャイからは、18 号線 (AH18) がスンガイコローを経由してマレーシアへと通じている。

図表 31-3 南部のアジアハイウェイ (AH2、AH18)



(出所) 各種資料より作成

【空港・港湾】

南部には、タイの主要な空港にあたるプーケット空港（国際線就航都市はクアラルンプール、香港、シンガポール、上海等多数）、サムイ空港（国際線就航都市はシンガポール、西安、香港等）、ハジャイ空港（国際線就航都市はシンガポール、クアラルンプール等）の3空港があり、また、主要な港湾の1つであるソンクラー港もある。

プーケットはリゾート地であることから観光客が多く、プーケット空港の旅客数は2020年、2021年には新型コロナウイルス感染症の影響により激減したものの、2023年には年間約1,400万人まで回復・増加している。

②労働事情

【賃金】

2025年1月に最低賃金（日額）が下表のとおり改定された。プーケットはチョンブリー、ラヨーン及びチャーンサオと並びタイ国内で最も高い水準となっている。

図表 31-4 南部地方の県別最低賃金（2025年1月）

県名	最低賃金（バーツ）
スラートターニー（サムイ島郡）、プーケット	400
ソンクラー（ハートヤイ郡）	380
クラビー	354
ソンクラー（ハートヤイ郡以外）、 スラートターニー（サムイ島郡以外）、パンガー	352
チュムポーン	351
ナコンシータマラート	349
パッタルン	348
サトゥーン、ラノーン	347
トラン	345
パッタニー、ヤラー、ナラティワート	337

(出所) JETRO 資料より作成

③生活環境

工業団地が少なく、進出している日本企業も少ない。治安面では、南端の国境付近の地域でイスラム系武装集団によるとみられる襲撃・爆発事件が続いている。日本政府は、ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県と、ソンクラー県の一部に渡航中止勧告を出している。また、ソンクラー県の渡航中止勧告が出されていない地域についても、「不要不急の渡航は止めてください」としており（2021年2月時点）、これら4つの県については、治安面、教育・医療面でのハードシップが高い。

2. 主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	産業エリア 総面積
1	Songkhla Industrial Estate	Samnak Kham Subdistrict, Sadao District, Songkhla	148ha
2	Southern Region Industrial Estate (Songkhla)	9/6 Moo 4 Chalung, Hatyai, Songkhla 90110	282ha
3	Rubber City Industrial Estate Project in The Southern Region	9 / 6 Moo 4 Chalung, Hat Yai, Songkhla 90110	1,248ha

(出所) BOI より作成

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、タイ進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■外国人労働者の採用、タイ人スタッフへの配慮は重要

タイでは少子高齢化が進んでいます。既に「3K」（きつい、汚い、危険）のような分野ではタイ人の採用が難しく、ミャンマーやカンボジア等からの外国人労働者に頼っている企業もあるようです。当社ではまだ外国人の採用は行っていませんが、タイ人スタッフの高齢化や今後の技能伝承の観点から、外国人労働者の採用を検討しています。

ただし、既に当社のタイ人スタッフからは、外国人労働者とは言葉の壁もあるので、生産ラインはタイ人スタッフと分けてほしいとの要望を受けています。当社の場合は複数の生産ラインがあり、各工程で必要な人数もそれほど多くないので、このようなタイ人スタッフからの要望には対応可能ですが、会社の雰囲気やモチベーションへの影響も考慮し、対応していかねばならないと感じています。

■タイのことはタイ人スタッフに任せるようにする

人事労務系のスタッフはタイ人にして、彼らに任せた方が良いです。当社は工業団地に入居していませんので、ローカルスタッフの情報と意見を吸い上げるようにしています。タイの前国王が亡くなられた際、日本人スタッフではどのように対応して良いのか分からなかったのですが、タイ人スタッフが率先して企画し、新聞にお悔やみの広告を入れたり、喪に服すことを表す装飾を会社で行ったりしてくれました。このような対応が、タイの方々からも高く評価していただけたようです。

ただし、コンプライアンスのリスクもあるので、4~5年でローテーションをかけることも重要でしょう。

タイの一流大学出身者は女性も多く、そのような女性が部長になる等、日本以上に女性の社会進出、多様化が進んでいる国だと思います。

■売上の確度を高めることが肝要

「どこから仕事をもらえるか」を十分検討してから進出を考えてほしいと思います。タイは「今さら製造業が進出するのか？」と疑問視されるかもしれませんし、確かに競争は厳しいのですが、意外な点もあります。例えば、短期的な事象かもしれませんのが、一時は飽和状態と思われていたプリント基板を請け負う分野では、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年には、各社生産がフル稼働状態でした。

■福利厚生の引き下げは難しい

人材の定着・待遇を揃えることが重要だと思います。ただし、福利厚生を手厚くすると後で減らせない点には留意が必要です。当社では離職率が高まった時期に、私たち日本人が焦って「やり過ぎたかな」と反省しています。一度引き上げた福利厚生の水準を引き下げるには、全社員の同意が必要になるようです。

このほか、ローカルスタッフのキーマンを養成することも重要です。タイ人は言われることはできますが、自分で考えるような仕事は不得手な印象です。特に、他部署への働きかけまでができるマネージャークラスを確保することは、非常に難しいです。

■難しい技能伝承、コーチング

当社は製造企業なのですが、特にタイ人の間での技能伝承やコーチングが難しいと感じています。熟練の先輩から技術を受け継ぐには、教わる方の「見て、真似る」意識が重要であり、この点でタイ人も特に問題なくできていますが、残念ながら熟練者側の「人に教える能力」に関しては、タイ人の場合は総じて低いと感じています。

また、製造、管理、営業の各部門の従業員からの「不平不満」は多く受けますが、「カイゼン」の提案は少ないです。このため、企業全体として教育体系を構築する必要性を感じています。前向きな提案の増やし方には知恵を絞る必要があります。

■製造業でのタイ進出はもう遅い？

タイでは、人件費の上昇が続いており、低賃金での生産モデルは既に過去の話となっています。また、自動車産業等でも、既存事業の成否は市場規模で決まる等、厳しい競争を覚悟で市場参入してもシェアを確保できない可能性も少なくありません。現地調査を通じて、製造業で新たにタイに進出するのは時機を逸しているのではないかと感じられました。一方、タイに進出済みの日本企業を対象とした新しい形の事業、例えば、工場敷地内の植栽や造園サービスといった、日本企業がタイ企業のサービスに対して不満のある分野では、まだ事業機会があるのではないかと思います。

他の ASEAN 諸国が伸びている中で、それでもタイへの進出を検討されるのであれば、タイを選定する理由を明確にし、そのメリット・デメリットを考えることが必須かと思います。タイでの事業展開が自社に適しているのかどうかを、5~10 年といった長期的な視野で検討してみてはいかがでしょうか。

■タイ拠点の戦略を明確に

「とりあえず来る」のはダメだと思います。タイは成熟市場なので、タイ拠点をどう活用するかの戦略が必要です。タイだけでなく、アジア太平洋を含めた大きな視野で臨む必要もあると思います。例えば、タイから中国への輸出等です。

■タイ側の期待に応える分野を意識して

「経済を外資に頼る」という意味で、タイの政策には一貫性があり、「Thailand 4.0」でさえその流れを汲んでいます。基本的に、タイは「何かを生み出す」ことは得意ではないのかもしれません。このような中でタイに進出するならば、「タイが求めているのは何か」を意識して進出を検討することが必要となるでしょう。

これからチャンスがある分野としては、次世代自動車振興の流れもあり、電気自動車のような「尖ったもの」ではないでしょうか。他方、労働集約的な事業は厳しいでしょう。

■データセンター事業の推進

これまでデータセンター建設でにぎわっていたシンガポールにおいて土地がなくなってきたことやコストが高くなってきたことから、タイへのデータセンターの移管や新設の動きが生じており、タイ政府も誘致を進めています。

データセンターは建物とサーバー等の設備によって構成されることから建設には高度な技術を要するため、日系の建設会社が強みを発揮できる分野と考えています。

一方、サーバー等の保守業務に関しては、タイでは公共発注に限らず一般企業でも入札制度が多く用いられているとともに、1年単位での発注が一般的であることから、保守業務の受注だけを狙っているベンダーが存在し、価格競争が激しくなっています。

■農業分野での事業機会に期待

自動車からの派生という見方になりますが、農業分野はまだ生産性が低いので、電動化、オートメーション化のニーズはあるのではないかと思います。タイにとっても農業は重要な産業と位置付けられており、輸出も増やしたいと考えています。

■介護分野への進出は慎重に

今後タイでは少子高齢化による人口減少が見込まれることから、介護ベッド、車いす、杖などの製品や介護施設の運営・訪問介護及びこれらのサービスにかかるITシステム(ヘルステック)等の需要拡大が想定されます。ただし、介護サービスについては日本とタイの文化の違いを十分に考慮する必要があると考えます。

具体的には、タイでは親の面倒は子供が見るという文化が根強いため、介護施設の需要が見込みづらいということです。また、介護サービスを受けるのはおそらく中高所得層になるかと思われるところ、日本のサービス・製品に興味があっても価格に折り合いがつかないためにレベルや機能を下げざるを得ない可能性があります。

■付加価値税の還付に時間がかかる

日本では、消費税は1~2ヶ月で還付されますが、タイの場合は税務調査が終わらないと還付されませんし、そもそもいつ税務調査が来るのかが分からず、還付に半年から1年ほどかかってしまったことがあります。また、税務調査についても、当方が保管資料や説明資料、質問に対する回答資料を準備していても、なかなか要領よく業務を進めてくれませんでした。結局、還付されるはずの金額も申請額の満額に至らなかったこともあります。還付手続に係る労力は大きいので、還付される金額が小さい中小企業の場合は、両者のバランスをみて申請を判断されるのが良いのかもしれません。

当社のように還付申請をする場合は、還付に時間がかかるため、キャッシュフローへの影響も大きく、手元キャッシュは日本よりも多めに持つておくことが必要かと思います。

■現地企業の買収は簡単ではない

今は退職していますが、これまで長年勤めていた商社での経験からみますと、タイは他国に比べてM&Aが難しい市場であると感じます。件数自体が少ないこともあります、タイ企業では二重帳簿、三重帳簿をついていることも珍しくないようです。買収にあたっては、買収価額の基となる企業価値の算定だけでなく、その会社のリスク、例えばまだ現実の債務にはなっていないけれど、過去の取引に関連して将来何らかの事態が発生した時点で確定債務になる恐れのある「偶発債務」の有無の確認が必須となります。

当然、公認会計士等の専門家（ファイナンシャル・アドバイザリー）に調査してもらうのですが、それでも偶発債務の有無等を確認することができないこともあります、企業買収はこの意味で相応のリスクを伴う手法と言えます。長年商売を通じて信用できる企業に对象を絞る等の工夫が必要かもしれません。

■「微笑みの国」ですが、交渉上手なタイ人

タイは「微笑みの国」といわれていますが、ビジネスで利害が一致しないと大変です。したたかであり、甘くありません。当社も現地企業と統合しましたが、3年経ってようやくしつくりしてきました。それまでは制度を合わせたりする等の交渉があったのですが、タイ人は交渉が巧みでした。

タイの現地企業と合弁会社を設立しようとする場合、タイ側の「日本企業は何を持ってきてくれるのか」を意識する必要があるのではないかでしょうか。

合弁にあたって、タイの決算書もあてになるかどうか分かりません。商務省に決算数値は登録されていますが、特に在庫についてはいろいろと問題が出てくるようです。

■タイにおけるEV普及

中国企業等はモーターショーでもかなりの面積を取る等してBEVを売り出しています。モーターショーでもかなりの人だからができるおり、タイでのBEVへの関心は高いようです。ただ、BEVでの移動はバンコク市内なら可能ですが、郊外に出る場合に充電等ができないこともあります。広域的な普及はまだ先になるかもしれません。

■「途上国」以上、「先進国」未満

タイは既に労働コストの安さが魅力となるような途上国ではありません。裾野産業も揃っているし、日本人にとってのビジネス環境・住環境も揃っていると思います。日系企業が「コストありき」の事業モデルで新たにタイに進出するのは困難ではないでしょうか。

他方、先進国（もしくは中進国）としてタイをみると、中途半端な感じもします。ワーカーを含め人件費が高騰し、管理職やエンジニアは人材不足で採用が困難であり、コストとパフォーマンスのバランスは（当社の場合は）フィットしていません。

■中小企業も注意すべき移転価格、BEPS

移転価格税制が2019年から施行されています。これまでも移転価格的な税務署の内部通達はあったので、自動車、家電メーカーを中心に移転価格的な税務調査はありました。が、2019年に法制化され、移転価格の文書化義務が課されることとなりました。移転価格については、中小企業は他人事と考えがちですが、日本では中小企業であっても、タイでのオペレーションの大きさからすると中小企業ではない場合が多いです。(日本で)7億円の売り上げがあれば中小企業ではありません。移転価格文書については提出を求められて60日以内に提出できないと罰金が科せられます。

また、BEPSに関しても、2025年年初からBEPS2.0が施行され、売上高7.5億以上の多国籍企業に対し、実効税率15%のグローバルミニマム課税が課されることとなりました。これはタイ現地にある日系企業の子会社に対しても適用されますので、まずはグループ全体として本制度の適用対象になるかを精査のうえ、遅滞ない対応を行うようにしてください。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) タイへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

日本にはBOIの海外事務所が2ヵ所あります。東京事務所は日本国内全域からの問い合わせに対応しますが、タイ王国大阪総領事館内にある大阪事務所は、関西地方や四国地方の窓口となっています。

■ BOI 東京事務所

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウェスト 8F

電話：03-3582-1806 E-mail：tyo @boi.go.th

■ BOI 大阪事務所

所在地：〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7F

電話：06-6271-1395 E-mail：osaka @boi.go.th

(2) 日系企業の進出が多い地域では、現在どのような投資優遇がありますか？

現在のタイの投資優遇策は、BOIが2022年11月4日に発表した2023年から2027年を対象とする新たな5ヵ年投資促進戦略を基に、2023年1月より実施されています。この戦略に基づいて示された投資奨励策の内容は以下のとおりです。

- ① 国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置
- ② 競争力向上措置
- ③ 既存の生産拠点の継続及び拡大措置
- ④ 総合的な事業拠点移転への促進措置
- ⑤ 景気回復期間における投資促進措置
- ⑥ 産業高度化措置
- ⑦ 中小企業（SMEs）向け投資奨励措置
- ⑧ 対象地域における投資奨励措置
- ⑨ 地域及び社会開発のための投資奨励措置

なお、新しい奨励措置には、①国家発展に重要なターゲット産業にBCG経済やデジタル分野等、新産業への投資誘致が盛り込まれています。

また、恩典の手厚さを示す等級も、旧制度での最上位『A1（法人税8年免除）』の上に、新たに『A1+』が追加されました。サプライチェーンの川上に位置する産業で、かつ高度技術／イノベーションを導入、教育機関との技術提携を行う事業に対しては、10～13年の法人税免除恩典が付与されることとなっています。

また、2018年5月には「EEC特別法」が施行されました。日系企業の多くは、バンコク首都圏、中部地方のアユタヤ、北部地方のチェンマイ、東部地方の3県（チョンブリー、ラヨーン、チャチュンサオ）に拠点を構えています。EEC特別法は、東部3県を特区に指定し、大規模なインフラ基盤整備と先端産業の誘致を目指しています。

進出企業は、投資地域と投資事業内容を基に、法人所得税の免除期間が受けられます。最も投資優遇が厚いのが、EEC内の特別区（EECi：イノベーション特別区、EECd：デジタルパーク・タイランド、EECa：東部航空都市）への入居で、バイオ、ナノ、先端技術、デジタルの各テクノロジーの事業を行う場合です。このケースでの法人税免除期間は13年間で、免除額の上限もありません。

このほか、投資優遇を受けられる産業には、①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メティカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の12産業があります。また、EEC内の21カ所の指定工業団地は、EEC特別区より優遇内容は若干劣りますが、その他の工業団地よりも厚い優遇が付与されます。

(3) タイではBOIの恩典以外に、財務省が恩典を付与していると聞いたことがあるのですが、それらを併用することはできますか？

BOIの恩典とタイ財務省（Ministry of Finance：MoF）の恩典を併用することはできません。

BOIとMoFがそれぞれ恩典を用意している例として、「フードイノポリス（Food Innopolis）」が挙げられます。フードイノポリスとは、食品ラボや研究開発（R&D）を含む事業を展開する企業を入居対象とした研究団地のことです。

BOIでは、フードイノポリスに立地する企業に対して、8年間の法人所得税の免除と、それに加えて5年間の法人所得税の減税（50%）、機械に係る輸入税免除を付与しています。

他方、MoFでは、特に重要性が高いと認められた次世代産業に対して、売上高に対する上限はありますが、R&D費用の300%までを所得控除することを認めています。ただし、2017年1月のフードイノポリスへのヒアリングでは、R&D費用の適用範囲については明確なガイドラインは示されていないとのことでした。

このため、損金算入の適用可能範囲（R&Dにかかる消耗品、研究者的人件費等）によっては、BOIとMoFのいずれの恩典が魅力的かは異なってくると予想されます。当該制度を活用するにあたっては税務面の確認が必須と言えるでしょう。

(4) タイでは麻薬が横行しているとの先入観があるのですが、労務面で気を付けるべきことにはどのようなことがあるでしょうか？

かつて、タイ、ミャンマー、ラオスの国境付近は「黄金の三角地帯」と呼ばれ、ケシの栽培や交易が盛んでしたが、非政府組織（Non Governmental Organization : NGO）、タイ王室プロジェクト等によって茶やコーヒー等の代替作物の生産に切り替えられ、現在のタイ国内ではケシ畠はほとんどみられなくなっています。

しかし、残念ながら、タイでは職場に麻薬の常習者がいるケースは少なくありません。このため、従業員数の多い日系企業では、麻薬の抜き打ち検査を実施していると聞きます。近年では検査機器が進化して、検査時間の短縮化や検出精度の向上につながっているとのことです。2016年11月に取材した際、薬物検査を実施している企業のほとんどが尿検査で行っていましたが、2019年3月の取材では、汗を採取して検査するシールタイプの利用が多かったです。ヒアリングによると、汗の場合は、薬物摂取から一定程度の期間内であれば陽性反応ができるようです。尿検査の場合は検査当日に欠勤する者もいるようですが、シールでの検査ではこのようなリスクを低減できるようです。

労務面における薬物対策は、麻薬常習者の早期発見によってほかの従業員への波及を防ぐことに尽きます。工場のラインリーダーが麻薬常習者で、チーム内のほかの従業員を麻薬に巻き込んでいたケースもあったようです。麻薬が蔓延してしまいますと、生産現場の品質等が劣化するだけでなく、麻薬欲しさに会社の物品を盗んで換金するといった風紀の乱れを招く恐れもあります。抜き打ち検査には費用はかかりますが、必要経費と認識して取り締まっていく必要はあると思われます。

(5) タイの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

タイの小売業の商慣行は日本とほぼ同じといわれ、小売側が、販売目標の達成度合いを基にした達成リベートや店舗内での目立つ場所を確保するためのスペース・フィー等を、メーカー側から受け取っています。勿論、リベート等の設定は契約条件次第ではありますが、現地の日系企業にヒアリングしたところ、総じて日本に比べこれらの商慣行にかかる料率は高いようです。言い換えると、タイの小売企業は商品が回転（販売）しなくとも利益が確保できるビジネスモデルを構築しているとも言えます。

一方で、メーカー側の力が強い一面も有しています。例えば、小売側がメーカーから仕入れた商品の決済期間は45日が多いようですが、中には日本より短く、2週間から3週間での決済を求められるケースもあるようです。更に、小売側はメーカーや卸売業者の納品率の低さ（70～90%）に悩まされています。小売企業にとって納品率の低さは販売機会のロスというリスクを抱えることになるので、上述の高いリベート等の料率は、低い納品率をカバーするための方策と考えることもできます。

(6) タイの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、タイにはバンコクとシラチャに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生が受入対象となります。在籍生徒数についてはバンコク日本人学校が2,016名（2024年4月時点）、シラチャ日本人学校が400名（同年4月時点）となっています。また、北部のチェンマイと南部のプーケットには、日本人補修授業校があります。

（ウェブサイト）

バンコク、シラチャ日本人学校：<http://www.tjas.ac.th/>

医療面については、外務省のウェブサイト上に、「世界の医療事情」として、タイの衛生・医療事情、罹患しやすい病気や怪我、予防接種（ワクチン接種機関を含む）、病気になった場合の医療機関等の情報が掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/thailand.html>）。医療機関の情報は、バンコク、バンコク周辺部（パタヤ、シラチャ、ホアヒン）、北部（チェンマイ、チェンラーイ、ピサヌローク、スコータイ）、東北部（ノーンカーカイ、ウドンターニー、コーンケーン、ナコンラーチャシマー、ウボンラーチャターニー）、南部（プーケット島、サムイ島、ハジヤイ、スラタニ）に立地する機関が対象となっています。

現地調査時に日本人駐在員にヒアリングすると、バンコクや北部チェンマイでは医療レベルが高いとの意見がありました。バンコクでは、バンコク病院（Bangkok Hospital）、サミティヴェート病院（Samitivej Sukhumvit Hospital）、バムルンラード国際病院（Bumrungrad International Hospital）が3大病院と言われ、これらの病院では日本人専用外来や日本語の通訳スタッフを常駐させていることから、日本人駐在員やその家族の利用も多いようです。

娯楽に関しては、日本人の駐在員の場合はゴルフが多いようです。また、駐在員の家族向けでは、ゴルフだけでなく、テニス、水泳、ヨガ、フィットネス等習い事の選択肢も多く、東南アジア諸国の中では比較的充実しているといわれています。

食事面でも、タイは他の東南アジア諸国と比べるとストレスの少ない国のようです。2009年にシラチャに日本人学校が開校するまでは日本食レストランはバンコク都市圏に集中していましたが、近年はシラチャにも日本食レストラン、日系外食チェーン店が進出しています。イオンの食品スーパー「マックスバリュ（Maxvalu）」やその小型店「マックスバリュ タンジャイ（Maxvalu Tanjai）」等では生鮮食品や調理済み食品が販売されており、日本とほぼ同類の食材が入手可能です。一方、バンコクやシラチャ等の日系企業の集積地以外では、食事面の利便性はやや劣ります。

(7) タイの治安に関する情報はどこで入手できますか？

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_007.html#ad-image-0）または在タイ日本国大使館（http://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）ホームページで入手可能です。

当該ホームページには在タイ日本大使館領事部と在チェンマイ日本国領事館が作成した「タイでの安全のしおり」（<http://www.th.emb-japan.go.jp/files/000207735.pdf>）にも掲載されています。また、渡航前に外務省のたびレジ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）に連絡先を登録すると、緊急時に情報提供を受けることができます。

付録3 日本国での相談窓口

1. 国内投資相談・連絡先

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
タイ王国大使館 Royal Thai Embassy, Tokyo https://site.thaiembassy.jp/jp/	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6	Tel: 03-5789-2433 Fax: 03-5789-2428 Email: infosect@thaiembassy.jp
タイ王国大阪総領事館 https://osaka.thaiembassy.org/	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 4 階	Tel: 06-6262-9226 06-6262-9227 Fax: 06-6262-9228
タイ王国名古屋名誉総領事館 http://www.nagoya-thaiconsulate.jp/index.htm	〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-29 興和ビル 1 階	Tel: 052-963-3451
在福岡タイ王国総領事館 https://fukuoka.thaiembassy.org/jp/index	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-1-37 第 1 明星ビル 2 階	Tel: 092-739-9088 Fax: 092-739-9089 Email: thaiconsulate.fuk@mfa.go.th
タイ投資委員会(BOI)東京事務所 https://www.boi.go.th/ja/index/	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト 8 階	Tel: 03-3582-1806 Email: tyo@boi.go.th
タイ投資委員会(BOI)大阪事務所 https://www.boi.go.th/ja/index/	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 7 階	Tel: 06-6271-1395 Email: osaka@boi.go.th
タイ国政府商務省国際貿易振興局 (DITP) タイ国大使館商務参事官事務所 https://www.ditp.go.th/ja/home	〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-4 セタニビル 6 階	Tel: 03-3221-9482 03-3221-9483 Fax: 03-3221-9484 Email: thaitctokyo@thaitrade.jp
タイ国政府商務省国際貿易振興局 (DITP) タイ王国大阪総領事館・商務部 https://www.ditp.go.th/ja/home	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコク銀行ビル 8 階	Tel: 06-6262-4418 Fax: 06-6271-1053 Email: ttcosaka@thaitrade.jp
タイ国政府通商代表事務所広島 https://www.ditp.go.th/ja/home	〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 5 階	Tel: 082-249-9911 Fax: 082-249-9921 Email: ottrhiro@enjoy.ne.jp
タイ国政府観光庁 (TAT) 東京事務所 https://www.thailandtravel.or.jp/tat/related/	〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル南館 2 階	Tel: 03-3218-0355 Email: info@tattky.com

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
日本貿易振興機構(JETRO) https://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル	Tel: 03-3582-5511
日本アセアンセンター https://www.asean.or.jp/ja/	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1 階	Tel: 03-5402-8002 Fax: 03-5402-8003

付録4 タイ国内での相談窓口

1. 外国投資に関する主要行政機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
タイ国投資委員会（BOI） Board of Investment https://www.boi.go.th/ja/index/	555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak Bangkok 10900	Tel: 66-2553-8111 Fax: 66-2553-8315 Email: head@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） チェンマイ事務所（北部） CHIANG MAI	Airport Business Park # 108-110 90 Mahadol Road, Amphur Muang, Chiang Mai 50100	Tel: 66-5329-4100 Fax: 66-5329-4199 Email: chmai@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） ナコンラーチャシマー事務所 (北東部) NAKHON RATCHASIMA	2112/22 Mitraphap Road, Amphur Muang, Nakhon Ratchasima 30000	Tel: 66-4438-4200 - 11 Fax: 66-4438-4299 Email: korat@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） コーンケーン事務所（北東部） KHONKAEN	177/54 Moo 17 Mitraphap Rd. Muang, Khonkaen 40000	Tel: 66-4327-1300 - 2 Fax: 66-4327-1303 Email: khonkaen@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） チョンブリー事務所（東部） CHONBURI	46 Moo 5, Laem Chabang Industrial Estate, Sukhumvit Road, Thambol Toongsukhla, Amphur Sriracha, Chonburi 20230	Tel: 66-3840-4900 Fax: 66-3840-4997 - 9 Email: chonburi@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） ソンクラー事務所（南部） SONGKHLA	7-15 Chaiyong Building, Jootee- Uthit 1 Road, Amphur Hadd Yai, Songkhla 90110	Tel: 66-7458-4500 Email: songkhla@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） スラタニ事務所（南部） SURAT THANI	49/21-22 Sriwichai Road, Thambol Makhamtia Amphur Muang, Surat Thani 84000	Tel: 66-7740-4600 Fax: 66-7740-4699 Email: surat@boi.go.th
タイ国投資委員会（BOI） ピサヌローク事務所（北部） PHITSANULOK	Thai Sivarat Building 3rd Floor, 59/15 Boromtrilokkanat 2 Road, Naimuang District, Muang, Phitsanulok 65000	Tel: 66-5524 8111 Fax: 66-5524 8752 Email: phitsanulok@boi.go.th
タイ国工業団地公社（IEAT） Industrial Estate Authority of Thailand https://ieat.go.th/	5.6 Soi Ruam Siri Mit, Vibhavadi Rangsit RD, Chomphon, Chatuchak, Bangkok 10900	Tel: 66-2207-2700 Email: contact@ieat.mail.go.th (For Investment) investment.1@ieat.mail.go.th

2. その他行政機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
タイ政府 Royal Thai Government https://www.thaigov.go.th/	The Secretariat of the Prime Minister, Government House 1 Nakhon Pathom Road, Dusit, Bangkok 10300	Tel: 66-2288-4000
タイ中央銀行 (BOT) The Bank of Thailand https://www.bot.or.th/	273 Samsen Road, Watsamphraya, Phra Nakhon District, Bangkok 10200	Tel: 66-2283-5353 Fax: 66-2280-0449 Email: contact@bot.or.th
財務省 (MOF) Ministry of Finance http://www2.mof.go.th/	Rama 6 Rd., Phayathai, Bangkok, 10400	Tel: 662-126-5800 Fax: 662-273-9408 Email: webmaster-eng@mof.go.th
商務省 (MOC) Ministry of Commerce https://www.moc.go.th/	Nonthaburi Rd., Amphur Muang, Nonthaburi	Tel: 66-2507-7000,8000 Fax: 66-2547-5209-10 Email: webmaster@moc.go.th
関税局 Thai Customs https://www.customs.go.th/	The Customs Department, 1, Suntorn Kosa Road, Klong Toey, Bangkok, 10110	Fax: 66-2667-7767 Email: saraban@customs.go.th
国家統計局 (NSO) National Statistical Office https://www.nso.go.th/	The Government Complex,Building B,Chaeng Watthana Rd, Laksi Bangkok 10210	Tel: 66-2141-7298 (Central Correspondence) Fax: 66-2143-8109, 5987 Email: saraban@nso.mail.go.th
タイ工業連盟 (FTI) Federation of Thai Industries https://fti.or.th/	8th Fl., Creative Technology Bldg. 2 Nang Linchi Rd., Thung Maha Mek, Sathon, Bangkok 10120	Tel: 66-2345-1000 Email: information@fti.or.th

3. 我が国の在タイ政府関係機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
在タイ日本国大使館 https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330	Tel: 66-2207-8500 66-2696-3000 Fax: 66-2207-8510
在チェンマイ日本国総領事館 https://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	Airport Business Park, 90 Mahidol Rd., T.Haiya, A.Muang, Chiang Mai 50100	Tel: 66-52-012500 Fax: 66-52-012505 Email: consular@tm.mofa.go.jp
日本貿易振興機構（JETRO） バンコク事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/	127 Gaysorn Tower, 29th Floor, Ratchadamri Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2-253-6441 (貿易投資相談専用) Tel: 66-2-651-8680 Email: bgk-info@jetro.go.jp
国際協力銀行 バンコク駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/bangkok.html	21st Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2-252-5050 Fax: 66-2-252-5514
バンコク日本人商工会議所 https://www.jcc.or.th/	19/F CRC Tower All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Kwang Lumpini, Khet Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2250-0700 Fax: 66-2250-0705

4. 日系金融機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
三井住友銀行 バンコック支店 https://www.smbc.co.jp/global/bangkok/index.html	8th-10th Floor, Q. House Lumpini Building, 1 South Sathorn Road, Tungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120	Tel: 66-2353-8000 Fax: 66-2353-8282
三井住友銀行 チョンブリー支店 https://www.smbc.co.jp/global/bangkok/index.html	12th Floor Harbor Mall, 12B01, 12C01, 4/222 Moo.10 Sukhumvit Road, Tungsukla, Sriracha, Chonburi 20230	Tel: 66-2353-8000 Fax: 66-2353-8282
三菱 UFJ 銀行／アユタヤ銀行 (Krungsri 『クルンシイ』) (本店) https://www.krungsri.com/en/	1222 Rama III Road, Bang Phongphang, Yan Nawa, Bangkok 10120	Tel: 66-2296-2000
三菱 UFJ 銀行／アユタヤ銀行 クルンシイ・プリンチットタワー (日系・多国籍企業部門のオフィス所在)	550 Ploenchit Road, Lumphini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 66-2266-3011
みずほ銀行 バンコック支店 https://www.mizuhogroup.com/asia-pacific/thailand	98 Sathorn Square Office Tower 32nd - 35th floor, North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	Tel: 66-2163-2999 Fax: 66-2200-2600 Email: BKKInfo@mizuho-cb.com
みずほ銀行 バンコック支店イースタンシーボード出張所	300/7 ESIE Plaza 2, Unit No. 2-05 Moo 1, Tambol Ta Sit, Amphoe Pluak Daeng, Rayong 21140	Tel: 66-3899-7000
泰国三井住友信託銀行 https://www.smtb.jp/smtbthai/	32nd Floor, Sathorn Square Office Tower, 98 North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	Tel: 66-2230-6100 Fax: 66-2230-6155～6158

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2025. 10月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2025. 10月)
NEW	タイの投資環境	(2025. 10月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2025. 10月)
	フィリピンの投資環境	(2024. 2月)
	メキシコの投資環境	(2024. 2月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小企業担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは
より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100
FAX: 03-5218-3955

東京メトロ東西線「竹橋駅」3b出口
東京メトロ「大手町駅」より徒歩5分
(法務・コンプライアンス統括室、IT統括・与信事務部、監査部、
リスク管理部：
〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館14階
東京メトロ「大手町駅」C2b出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号
ハービスENTオフィスタワー23階
TEL:06-6345-4100
FAX:06-6345-4102

JR「大阪駅」西口より 徒歩約 2 分
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分
阪急電鉄「大阪梅田駅」中央改札口より 徒歩約 12 分



[主な掲載情報]
プレスリリース
各種お知らせ
セミナーのご案内
海外投資環境情報
各種寄稿・レポート
環境への取り組み
各種パンフレット
年次報告書
投資家向け情報・・・

タイの投資環境

発行日 2005年 12月 初版
2011年 4月 第2版
2012年 10月 第3版（一部改訂）
2017年 8月 第4版
2019年 11月 第5版
2023年 2月 第6版
2025年 10月 第7版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門 中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料は、株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人（以下、これらを併せて「当行ら」といいます。）との協力の下、タイの投資環境に関し、網羅的ではない一般的な情報を皆様に無償ベースにて提供するものです。本資料は、当行らが信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行らはその正確性・確実性を保証するものではありませんし、本資料の記載内容について、利用者に対して如何なる法的責任も負うものではありません。本資料中の記載事項は、全て本資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、本資料中のいかなる内容も将来の投資収益等を示唆あるいは保証するものではありません。ご自身のご判断・責任においてご利用ください。